

法務総合研究所

研 究 部 報 告

67

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

—安全・安心な社会づくりのための基礎調査—

2025

法務総合研究所

は し が き

本研究部報告「第6回犯罪被害実態（暗数）調査－安全・安心な社会づくりのための基礎調査－」は、法務総合研究所が、「犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究」の一環として、「精神障害を有する者等の性犯罪被害に関する研究」とともに進めてきた調査・研究の結果であって、我が国における犯罪被害実態等の一端を明らかにすべく取りまとめたものである。

これまで、法務総合研究所では、警察等の公的機関に認知されていない犯罪件数、すなわち暗数について、国際犯罪被害実態調査（ICVS: International Crime Victims Survey）の調査項目に準拠した調査研究を重ねており、平成12年（2000年）の第1回調査を皮切りに、平成31年（2019年）の第5回調査までおおむね4年ごとに調査を実施し、犯罪白書及び研究部報告等においてその結果を報告してきた。その後、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づいて決定された第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月閣議決定）においても、「犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査の実施」が盛り込まれるなど、犯罪被害の実態を把握することへのニーズがより一層高まる中、今般、第5回調査から5年が経過した令和6年（2024年）に第6回目の犯罪被害実態（暗数）調査を実施するに至った。

第6回調査では、回収率の向上や精度の高いデータの収集を目指して調査方法等の改善を行ったほか、近年の犯罪情勢や社会的なニーズを反映した調査内容となるよう、あおり運転及びインターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布を新たに加え、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的な被害においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を尋ねる質問を新たに設けるなど調査項目の見直しを行った。また、本報告書においては、犯罪被害の実態や被害申告の状況等を様々な観点から分析するとともに、第5回調査までの調査結果との経年比較等を行うことにより、我が国の犯罪情勢や治安に対する国民の認識の変化等を捉えることを試みた。

本報告書が、犯罪動向のより正確な把握や、犯罪防止対策・被害者支援施策の充実・強化のための一助となれば幸いである。

最後に、何よりも本調査に御協力を頂いた国民の皆様にご心より謝意を表する次第である。また、本研究の実施に際して、貴重な御意見・御協力を頂いた総務省、法務省大臣官房司法法制部の皆様に加え、本研究を進めるに当たり、多大な御示唆と御教示を頂いた甲南女子大学の森丈弓教授に対し、厚く御礼を申し上げます。

令和7年3月

法務総合研究所長 森 本 加 奈

要 旨 紹 介

第1編 調査の意義及び概要等

●調査の意義・目的

効果的な治安対策の前提として、犯罪の発生状況を正確に把握する必要があるが、そのためには、警察等に認知されていない犯罪件数（暗数）を調べる必要がある。暗数調査の目的は、①警察に届けられなかった犯罪の種類、件数等を推定すること、②犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること、③犯罪動向に関する経年比較データ（定点観測データ）を収集すること、④治安等に関する国民の意識を明らかにすること、⑤犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供することである。

●第6回調査の概要

全国から16歳以上の男女6,916人（男女各3,458人。当初、男女合計7,000人を予定していたが、令和6年能登半島地震の被災状況に鑑み、特に甚大な被害を受け調査実施が困難であった石川県を調査対象地域から除外した。）を層化二段無作為抽出法により抽出し、令和6年（2024年）1月19日から同年2月29日にかけて、調査員が調査対象者宅を訪問し、個別に面接して聴き取り、回答を記入したほか、調査対象者が希望する場合は、オンラインでの回答を選択可能とし、また、ストーカー行為（恋愛感情等が満たされないことを理由に、つきまとい等の行為を繰り返し行うこと（執拗に電子メールを送信するなどの行為を含む））、DV（配偶者や恋人など親密な関係にある者等から振るわれる暴力）、児童虐待（17歳以下の児童に対する、保護者による、身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢（ネグレクト）及び心理的虐待の行為）及び性的な被害に関する調査票については、自計方式（自記式回答用紙に調査対象者が記入したものを調査員が回収するか、郵送又はオンラインでの回答のいずれかの方法により提出を受ける方法）によって調査を実施した。有効回収数（率）は聴き取り調査4,179人（60.4%）、自計方式による調査4,103人（59.3%）であった。

第5回調査から大きく変更した点は、自動車盗、不法侵入未遂及びインターネットオークション詐欺を調査対象から外し、あおり運転及びインターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布を新たに調査対象に加えたことである。また、調査項目のうち、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的な被害においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について尋ねる質問を新たに設けた。

分析は、犯罪被害の類型を、世帯犯罪被害、個人犯罪被害及び各種詐欺等被害に三分して行った。また、調査回答者の居住地、就労状況、住居形態については、次のようなカテゴリーに分類の上、分析を行った。

居住地については、都市規模別に見ることとし、「政令指定都市等」（政令指定都市及び特別区（東

京23区))、「人口10万人以上の市」(政令指定都市等を除く人口10万人以上の市)及び「人口10万人未満の市町村」の3カテゴリーに分類した。

就労状況については、「働いている」(「正社員・自営業者・公務員」及び「パート・アルバイト・派遣社員」)、「主婦・主夫」(「無職・定年」(「求職中(失業中)」)、「定年退職者、病気療養中など」及び「無職(前記2カテゴリー及び「主婦・主夫」を除く。))」、「学生」及び「その他」の5カテゴリーに分類した(複数回答の場合には、①正社員・自営業者・公務員、②学生、③パート・アルバイト・派遣社員、④主婦・主夫、⑤求職中(失業中)、⑥定年退職者、病気療養中など、⑦無職(④・⑤・⑥以外)の優先順位により、単一の回答となるよう振り分けを行った上で整理した。)

住居形態については、「アパート等」(「アパート・マンション」及び「テラスハウス・長屋(隣同士が壁でくっ付いている家)」)、「一戸建て」及び「その他」の3カテゴリーに分類した。

●犯罪被害の実態

全犯罪被害(調査対象とした世帯犯罪被害又は個人犯罪被害(児童虐待を除く。))に該当する犯罪被害)のいずれかに遭った人の比率は、過去5年間では全調査回答者の24.9%であり、令和5年1年間では11.5%であった。過去5年間における全犯罪被害の被害率は、第2回調査(平成16年)以降低下傾向にあったが、第6回調査(令和6年(24.9%))は第5回調査(平成31年(23.8%))と比べてやや上昇した。

●被害の有無に影響を与える要因

犯罪被害の有無に対して被害者の各属性等がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析を行った。全犯罪被害については、モデルに採用されたもののうち、都市規模、住居形態、世帯人数、年齢層、就労状況、防犯設備が有意であり、具体的には、人口10万人以上の市に居住する人は人口10万人未満の市町村に居住する人に比べて、一戸建て住宅に居住する人はアパート等に居住する人に比べて、世帯人数2~3人の人及び4人以上の人は1人の人に比べて、39歳以下の人及び40~59歳の方は、それぞれ60歳以上の人に比べて、働いている人は主婦・主夫・無職・定年の人に比べて、防犯設備ありの人は防犯設備なしの人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高いなどの結果が得られた。

●犯罪に対する不安等

犯罪に対する不安等についての調査結果を経年比較したところ、第5回調査(平成31年)と第6回調査(令和6年)とでは、大きな変動は見られなかった。

●我が国の治安に関する認識

我が国全体の治安についての認識を経年比較したところ、第5回調査(平成31年)までは、「良い」とする人の構成比が一貫して上昇し、「悪い」とする人の構成比が一貫して低下していたが、第6回調査(令和6年)では、「良い」とする人の構成比が低下し、「悪い」とする人の構成比が上昇した。

●被害率と認知件数の比較

7つの被害態様（車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入、強盗等、暴行・脅迫及び性的な被害）について、過去の調査結果における被害率と同時期の犯罪の認知件数の経年変化を掲示した図からは、それぞれ極端に異なった動きをしているものはないことが読み取れた。

第2編 犯罪被害状況

●世帯犯罪被害

世帯犯罪被害は、乗り物関係の被害（車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗及びあおり運転）と住居への不法侵入の被害に大別される。世帯犯罪被害の中では、過去5年間で見ると、あおり運転の被害率（16.5%）が最も高く、次いで、自転車盗、自動車損壊の順であった。

乗り物関係の被害について、被害に遭ったと答えた人の状況を見ると、自転車盗、あおり運転共に、居住地の都市規模が「人口10万人以上の市」の構成比が有意に高く、自転車盗では「人口10万人未満の市町村」、あおり運転では「政令指定都市等」の構成比が有意に低かった。また、自動車損壊、自転車盗共に、住居形態が「アパート等」の構成比が有意に高く、「一戸建て」の構成比が有意に低かった。あおり運転では世帯人数が「4人」の構成比が有意に高く、「1人」及び「2人」の構成比が有意に低かった。不法侵入被害について、被害に遭ったと答えた人の状況を見ると、住居形態が「アパート等」の構成比が有意に低かった。

被害の申告状況について、被害に遭ったと答えた人に占める捜査機関に被害を届け出た人の割合を見ると、バイク盗が最も高く、次いで、自転車盗、車上盗の順であり、盗難被害に遭った人の被害申告率が高い傾向が見られた。被害率が最も高かったあおり運転の被害申告率は、世帯犯罪被害の中で最も低い2.2%であった。

●個人犯罪被害

個人犯罪被害（強盗・恐喝・ひったくり、個人に対する窃盗（自転車盗、バイク盗、車上盗、不法侵入盗、強盗、恐喝及びひったくり以外の盗難をいう。）、暴行・脅迫、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的な被害）の中では、過去5年間（児童虐待は、18歳になるまでの間）で見ると、児童虐待の被害率（2.9%）が最も高かった。

被害に遭ったと答えた人の状況を見ると、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布においては、「39歳以下」の構成比が有意に高く、「60歳以上」の構成比が有意に低かった。また、ストーカー行為においては、「女性」、「39歳以下」、「未婚」及び「別居」の構成比が有意に高く、「60歳以上」及び「既婚」の構成比が有意に低く、DVにおいては、「女性」及び「40～59歳」の構成比が有意に高く、「60歳以上」の構成比が有意に低く、児童虐待においては、「女性」、「39歳以下」及び「40～59歳」の構成比が有意に高く、「60歳以上」の構成比が有意に低かった。性的な被害において

は、「女性」、「39歳以下」及び「同棲」の構成比が有意に高く、「40～59歳」、「60歳以上」及び「既婚」の構成比が有意に低かった。

被害に遭った場所について、強盗・恐喝・ひったくり、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、DV及び児童虐待においては、「自宅・自宅敷地内」、「自宅付近」及び「自宅のある市町村内」が7割以上を占めていたが、ストーカー行為及び性的な被害においては、「職場・アルバイト先」が最も多かった。

被害の申告状況について、いずれの被害（児童虐待を除く。）においても、捜査機関に被害を届け出た人より届け出なかった人の方が多かった。児童虐待においては、「誰にも相談しなかった」と答えた人が最も多く、被害に遭ったと答えた人に占める誰にも相談しなかった人の割合は6割を超えていた。

●各種詐欺等被害

各種詐欺等被害（クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、特殊詐欺及び消費者詐欺）の中では、過去5年間で見ると、クレジットカード情報詐欺の被害率（6.5%）が最も高く、次いで、消費者詐欺、個人情報の悪用の順であった。

被害に遭ったと答えた人の状況を見ると、クレジットカード情報詐欺において、「働いている」の構成比が有意に高く、「主婦・主夫」の構成比が有意に低く、特殊詐欺未遂（特殊詐欺と思われる電話、メール、通知等を受けたこと）において、「男性」、「40～59歳」、「働いている」の構成比が有意に高く、「60歳以上」、「主婦・主夫」、「無職・定年」及び「学生」の構成比が有意に低く、特殊詐欺において、「男性」及び「60歳以上」の構成比が有意に高く、「40～59歳」では被害に遭った人はいなかった。

被害の申告状況について、被害に遭ったと答えた人に占める捜査機関に被害を届け出た人の割合を見ると、特殊詐欺が最も高く（57.1%）、その他の被害については、いずれも2割に満たなかった。

第3編 犯罪被害の申告及び不申告の理由

●犯罪被害申告の理由

申告の理由について、多くの被害において、「再発を防ぐため」や「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が挙げられていたほか、車上盗、個人に対する窃盗等盗難関係の被害や各種詐欺等被害においては、「盗まれたもの（被害）を取り戻すため」や「加害者からの弁償を得るため」を理由として挙げた人が多かった。また、世帯犯罪被害のうち、あおり運転、個人犯罪被害のうち、強盗・恐喝・ひったくり、暴行・脅迫、ストーカー行為及びDVにおいては、「助けを求めするため」を理由として挙げた人も複数いた。

●犯罪被害不申告の理由

不申告の理由について、ほとんどの被害において、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を挙げた人が最も多かった。クレジットカード情報詐欺においては、「カード会社に

知らせた（カード会社が対応した）」、強盗・恐喝・ひったくり、ストーカー行為及びDVにおいては、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が最も多かった。また、児童虐待においては、「どうしたらよいのか分からなかった」、「相談しても何もしてくれないと思った」を理由として挙げた人が多かった。

第4編 治安に関する認識・量刑に関する意見

居住地域における犯罪被害に対する不安については、個人犯罪被害に対する不安のうち夜間の一人歩きに対する不安と、世帯犯罪被害に対する不安のうち不法侵入の被害に遭う不安を取り上げて調査した。夜間の一人歩きに対する不安について、ロジスティック回帰分析を行った結果、人口10万人未満の市町村に居住する人は政令指定都市等に居住する人に比べて、一戸建て住宅に居住する人はアパート等に居住する人に比べて、世帯人数が1人の人は2～3人の人に比べて、女性は男性に比べて、39歳以下の人及び40～59歳の人は60歳以上の人に比べて、既婚・同棲の人は未婚の人に比べて、世帯犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、個人犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、それぞれ不安が高い傾向が見られた。不法侵入の被害に遭う不安について、同分析を行った結果、一戸建て住宅に居住する人はアパート等に居住する人に比べて、39歳以下の人及び40～59歳の人は60歳以上の人に比べて、働いている人は主婦・主夫・無職・定年の人に比べて、既婚・同棲の人は未婚の人に比べて、世帯犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、個人犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、それぞれ不安が高い傾向が見られた。

我が国の治安に関する認識について、同分析を行った結果、人口10万人未満の市町村に居住する人は政令指定都市等に居住する人に比べて、女性は男性に比べて、主婦・主夫・無職・定年の人は学生に比べて、世帯犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、個人犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、それぞれ我が国の治安が悪いと感じる傾向が見られた。

犯罪の具体的設例を示し、犯罪者に対する処罰の在り方に関する考え（量刑意見）を求めたところ、犯罪に対する不安の程度が比較的低い人は、量刑について、「罰金」を選択する割合が高く、「懲役（実刑）」を選択する割合が低い一方で、犯罪に対する不安の程度が比較的高い人は、量刑について、「懲役（実刑）」を選択する割合が高く、「罰金」を選択する割合が低い傾向が見られ、治安に関する認識・評価が比較悪い人は、量刑について、「懲役（実刑）」を選択する割合が高い傾向が見られた。また、犯罪被害の経験がある人は、量刑について、「懲役（実刑）」を選択する割合が高く、「分からない」を選択する割合が低い傾向が見られた。

研究部長 野 原 一 郎

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

—安全・安心な社会づくりのための基礎調査—

総括研究官	青木朝子
総括研究官	石井智之
研究官	芦沢和貴
研究官	河原塚泰
研究官	松本誠司
研究官	永石聡
研究官	西平俊秀
研究官	藤井景子
研究官補	金綱祐香
研究官補	田中梨子
研究官補	黒川友里加
研究官補	太田弦
(前総括研究官)	平原政直
(前研究官)	村橋摩世
(前研究官)	石原淳一
(前研究官補)	鈴木愛弓

目 次

要旨紹介	i
第1編 調査の意義及び概要等	1
第1章 調査の意義	1
1 意義と必要性	1
2 目的	1
3 諸外国における暗数調査の状況	1
4 日本における暗数調査の状況	2
第2章 調査の概要及び結果	3
第1節 第6回調査の概要	3
第2節 主な結果	6
1 犯罪被害の実態	6
2 被害の有無に影響を与える要因	12
3 犯罪に対する不安等	23
4 我が国の治安に関する認識	28
5 被害率と認知件数の比較	29
第2編 犯罪被害状況	31
第1章 世帯犯罪被害	31
第1節 乗り物関係の被害	31
1 車上盗	31
2 自動車損壊	36
3 バイク盗	40
4 自転車盗	46
5 あおり運転	51
6 まとめ	56
第2節 不法侵入被害	57
1 被害の状況	57
2 被害の申告状況	59

3	まとめ	60
第2章	個人犯罪被害	61
第1節	強盗・恐喝・ひったくりの被害	61
1	被害の状況	61
2	被害の申告状況	63
第2節	個人に対する窃盗の被害	65
1	被害の状況	65
2	被害の申告状況	67
第3節	暴行・脅迫の被害	70
1	被害の状況	70
2	被害の申告状況	72
第4節	インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布の被害	74
1	被害の状況	74
2	被害の申告状況	76
第5節	ストーカー行為、DV、児童虐待の被害	78
1	ストーカー行為	78
2	DV	83
3	児童虐待	88
第6節	性的な被害	92
1	被害の状況	92
2	被害の申告状況	95
第7節	まとめ	97
第3章	各種詐欺等被害	98
第1節	クレジットカード情報詐欺の被害	98
1	被害の状況	98
2	被害の申告状況	100
第2節	個人情報の悪用の被害	102
1	被害の状況	102
2	被害の申告状況	103
第3節	特殊詐欺（未遂）の被害	105

1 被害の状況	105
2 被害の申告状況	108
第4節 消費者詐欺の被害	110
1 被害の状況	110
2 被害の申告状況	111
第5節 まとめ	113
第3編 犯罪被害の申告及び不申告の理由	114
第1章 総説	114
1 犯罪被害申告及び不申告の理由を調査する意義	114
2 犯罪被害申告の理由	114
3 犯罪被害不申告の理由	114
第2章 犯罪被害を捜査機関へ申告した理由	115
第1節 犯罪被害を捜査機関へ申告した理由別の分析	115
1 盗まれたもの（被害）を取り戻すため	115
2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	116
3 重大な事件だから	117
4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	118
5 再発を防ぐため	119
6 助けを求めるため	120
7 加害者からの弁償を得るため	121
8 保険金を得るため（保険金請求のため）	122
9 家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	123
10 犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため	123
第2節 被害態様別の捜査機関への被害申告理由の分析	124
1 自動車関係の被害	124
2 バイク盗	125
3 自転車盗	125
4 あおり運転	125
5 不法侵入	126
6 強盗・恐喝・ひったくり及び個人に対する窃盗	126

7	暴行・脅迫	127
8	インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布	128
9	各種詐欺・個人情報の悪用	128
10	ストーカー行為	130
11	DV	130
12	性的な被害	131
第3節	捜査機関に対する満足度	132
第3章	犯罪被害を捜査機関へ申告しなかった理由	133
第1節	犯罪被害を捜査機関へ申告しなかった理由別分析	133
1	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	133
2	自分で解決した（加害者を知っていた）	134
3	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	135
4	代わりに別の機関に知らせた	136
5	家族が解決した	137
6	保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	138
7	捜査機関は何もできない（証拠がない）	139
8	捜査機関は何もしてくれない	140
9	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	141
10	仕返しのおそれからあえて届け出ない	142
11	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	143
12	加害者の処罰を望まなかった	144
13	どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）	144
第2節	被害態様別の捜査機関への被害不申告理由の分析	145
1	自動車関係の被害	145
2	バイク盗	146
3	自転車盗	146
4	あおり運転	147
5	不法侵入	147
6	強盗・恐喝・ひったくり及び個人に対する窃盗	148
7	暴行・脅迫	149

8	インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布	150
9	各種詐欺・個人情報の悪用	150
10	ストーカー行為	152
11	DV	153
12	児童虐待	154
13	性的な被害	155
第4編	治安に関する認識及び量刑に関する意見	156
第1章	治安に関する認識	156
第1節	居住地域における犯罪被害に対する不安	156
1	夜間の一人歩きに対する不安	156
2	不法侵入の被害に遭う不安	163
3	まとめ	170
第2節	我が国の治安に関する認識	171
1	我が国の治安に関する認識	171
2	まとめ	177
第3節	居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識	178
1	居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識	178
2	まとめ	179
第2章	量刑に関する意見	180
おわりに		189
参考資料		191
1	調査票	193
2	基礎集計表	232

第1編 調査の意義及び概要等

第1章 調査の意義

1 意義と必要性

刑事政策として効果的な治安対策を考える場合、その前提として、犯罪の発生状況を正確に把握しておくことが必要不可欠である。そのためには、①警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法と、②一般国民を対象としたアンケート調査等により、警察等に認知されていない犯罪の件数（暗数）を含め、どのような犯罪が、実際どのくらい発生しているかという実態を調べる方法（暗数調査）がある。②の暗数調査は、定期的を実施することにより、①の認知件数との経年比較が可能となる。①と②は、犯罪情勢を知る上で言わば表裏一体のものであり、お互いを相補う形で活用することによって有効な刑事政策を考えることができる。

2 目的

法務省法務総合研究所では、今回を含め、これまで6回の暗数調査を実施してきたが、その目的は、①警察に届けられなかった犯罪の種類、件数等を推定すること、②犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること、③犯罪動向に関する経年比較データ（定点観測データ）を収集すること、④治安等に関する国民の意識を明らかにすること、⑤犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供することである。

3 諸外国における暗数調査の状況

英米では、かなり以前から暗数調査の重要性が認識されている。米国では、1973年（昭和48年）から毎年、全国規模の暗数調査が実施され、英国（イングランド及びウェールズ）では、1982年（昭和57年）から全国規模の暗数調査が実施（2000年（平成12年）までは数年ごとに実施、2001年以降は毎年実施）されており、刑事政策を検討する上での重要な資料とされている。また、1989年（平成元年）には、犯罪被害の国際比較を目的として、国際犯罪被害実態調査（ICVS: International Crime Victims Survey）が開始されており、その後も第5回調査まで、おおむね4年ごとに、多数の国・地域で、標準化された質問票を用いた調査が実施され、これまで78か国・地域の32万人を超える人々が参加している。

4 日本における暗数調査の状況

我が国では、第4回ICVSに参加する形で、法務総合研究所が、平成12年（2000年）に第1回の犯罪被害実態（暗数）調査を実施し、以後おおむね4年ごとに、16年（2004年）に第2回調査、20年（2008年）に第3回調査、24年（2012年）に第4回調査、31年（2019年）に第5回調査、そして、令和6年（2024年）に第6回調査を実施した。なお、第5回調査以降は、「安全・安心な社会づくりのための基礎調査」を副題として調査を行った。

各調査は、層化二段無作為抽出法により全国から選んだ16歳以上の男女を調査対象者としているが、対象者数は各回で異なり、第1回調査及び第2回調査では3,000人、第3回調査では6,000人、第4回調査では4,000人、第5回調査では6,000人であった。第6回調査では7,000人を対象としていたが、令和6年能登半島地震の被災状況を考慮し、石川県を調査対象地域から除外したため、最終的な調査対象者数は6,916人であった。

本報告は、第6回調査に基づくものである。

第2章 調査の概要及び結果

第1節 第6回調査の概要

第1回から第3回調査及び第5回調査は、主に訪問調査員による聴き取り方式により、第4回調査では、郵送調査（質問紙を調査対象者に郵送し、回答を記入の上返送してもらう方式）によったが、第6回調査では、主に訪問調査員による聴き取り方式とした。第6回調査について、過去の訪問調査員による調査方式と異なる点は、調査対象者が希望する場合は、オンラインでの回答を選択可能としたことである。

第6回調査の実施概要は、次のとおりである。なお、第6回調査については、令和6年能登半島地震の被災状況に鑑み、特に甚大な被害を受け調査実施が困難であった石川県を調査対象地域から除外した。

① 調査対象

- ア 母集団 全国16歳以上の男女
- イ 標本数 6,916人（男女各3,458人）
- ウ 抽出方法 層化二段無作為抽出法

② 調査時期

令和6年1月19日から同年2月29日まで

③ 調査方法

調査員が調査対象者宅を訪問し、個別に面接して聴き取り、回答を記入する方式のほか、調査対象者が希望する場合は、オンラインで回答する。ただし、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的な被害に関する調査票については、調査対象者のプライバシーに特に配慮する見地より自計方式（調査対象者が自ら回答を記入する方式）とし、調査対象者が次の3つの方法の中から選択して提出する。

- ・調査員が回収（その場で回収又は後日調査員が再訪問し回収。なお、回収する際は、調査対象者本人が、調査票を封入し、のり付けした上で、調査員に提出）
- ・郵送
- ・インターネットによるオンライン回答

④ 調査実施委託機関

株式会社 日本リサーチセンター

⑤ 回収結果

ア 聴き取り調査の有効回収数（率）

4,179人（60.4%）

イ 自計方式による調査の有効回収数（率）

4,103人（59.3%）

国際犯罪被害実態調査における各犯罪被害の類型は、国際比較を可能とするため、共通の要素を基準とした国際標準の定義に基づいており、特定の国の法律上の犯罪類型とは必ずしも合致しない。

第6回調査では、国際犯罪被害実態調査の調査項目を参考に、犯罪被害を、世帯犯罪被害、個人犯罪被害、各種詐欺等被害に三分して調査した。「世帯犯罪被害」は、「あなたや御家族」がその被害に遭ったかという問いで世帯単位での犯罪被害を調査するものであり、調査対象は、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、あおり運転及び不法侵入である。「個人犯罪被害」は、「あなた」がその被害に遭ったかという問いで個人単位での犯罪被害を調査するものであり、調査対象は、強盗・恐喝・ひったくり、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的な被害である。「各種詐欺等被害」は、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、特殊詐欺及び消費者詐欺を調査対象としており、そのうち、個人情報の悪用については、世帯単位で、それ以外については、個人単位で、それぞれの犯罪被害の有無等を調査した。第5回調査から大きく変更した点は、自動車盗、不法侵入未遂及びインターネットオークション詐欺を調査対象から外し、あおり運転及びインターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布を新たに調査対象に加えたことである。また、調査項目のうち、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的な被害においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について尋ねる質問を新たに設けた。犯罪被害の有無等に関する質問においては、過去5年間の被害の有無を確認した上、被害に遭ったことがあると回答した人を対象に、令和5年における被害の有無及び回数を調査し、さらに、一番最近の被害について、被害場所、被害の態様、被害への対処（捜査機関に対する申告の有無、その理由）等を調査している。また、犯罪被害以外に、犯罪に対する不安と防犯活動等について、調査対象者全員に、その認識や意見等を調査している。

第2編以下では、調査回答者の属性等である居住地、性別、年齢、就労状況、世帯人数、住居形態の違い等により、回答を分析した。居住地については、都市規模別に見ることとし、「政令指定都市・

特別区（東京23区）（以下「政令指定都市等」という。）」、「政令指定都市等を除く人口10万人以上の市（以下「人口10万人以上の市」という。）」及び「人口10万人未満の市町村」の3カテゴリーに分けた。就労状況については、「正社員・自営業者・公務員」及び「パート・アルバイト・派遣社員」を「働いている」に、「求職中（失業中）」、「定年退職者、病気療養中など」及び「無職（前記2カテゴリー及び「主婦・主夫」を除く。）」を「無職・定年」に、それぞれまとめた（複数回答の場合には、①正社員・自営業者・公務員、②学生、③パート・アルバイト・派遣社員、④主婦・主夫、⑤求職中（失業中）、⑥定年退職者、病気療養中など、⑦無職（④・⑤・⑥以外）の優先順位により、単一の回答となるよう振り分けを行った上で整理した。）。住居形態については、「アパート・マンション」及び「テラスハウス・長屋（隣同士が壁でくっ付いている家）」を「アパート等」にまとめた。調査回答者の属性等を、居住地の都市規模別に見たものが、**1-2-1-1表**である。

各犯罪において、複数回被害に遭った人には、一番最近の被害（児童虐待（調査対象とする被害を過去5年間に限定しなかった。）においては最も深刻な被害）について回答を求めるように質問を作成したため、以下の分析においては、児童虐待以外においては一番最近の被害が、児童虐待においては最も深刻な被害が対象となっている。

クロス表による分析では、主に χ^2 検定及び残差分析を行い、度数が少ないなどの理由でこれが適さない場合は、Fisherの正確確率検定（自由度が多いものなど一部の分析はモンテカルロシミュレーションによる。）を実施した。また、必要に応じて、各章においてその他の分析方法を用いた。分析に当たっては、IBM SPSS Statistics 26を使用し、有意水準は5%に設定した。

1-2-1-1 表

第6回調査 調査回答者の属性等

属 性 区 分		総 数	政令指定都市等	人口10万人以上の市	人口10万人未満の市町村
総数		4,179 (100.0)	1,075 (25.7)	1,751 (41.9)	1,353 (32.4)
性別	男 性	2,019 (48.3)	524 (12.5)	846 (20.2)	649 (15.5)
	女 性	2,142 (51.3)	547 (13.1)	893 (21.4)	702 (16.8)
年齢	39 歳 以下	920 (22.0)	257 (6.1)	393 (9.4)	270 (6.5)
	40～ 59 歳	1,416 (33.9)	379 (9.1)	601 (14.4)	436 (10.4)
	60 歳 以上	1,843 (44.1)	439 (10.5)	757 (18.1)	647 (15.5)
就労状況	働いている	2,568 (61.5)	689 (16.5)	1,073 (25.7)	806 (19.3)
	主婦・主夫	655 (15.7)	151 (3.6)	279 (6.7)	225 (5.4)
	無職・定年	659 (15.8)	158 (3.8)	272 (6.5)	229 (5.5)
	学 生	189 (4.5)	44 (1.1)	86 (2.1)	59 (1.4)
	そ の 他	57 (1.4)	19 (0.5)	13 (0.3)	25 (0.6)
世帯人数	1 人	500 (12.0)	187 (4.5)	192 (4.6)	121 (2.9)
	2 人	1,281 (30.7)	317 (7.6)	527 (12.6)	437 (10.5)
	3 人	1,002 (24.0)	250 (6.0)	430 (10.3)	322 (7.7)
	4 人	879 (21.0)	228 (5.5)	377 (9.0)	274 (6.6)
	5 人 以上	473 (11.3)	80 (1.9)	205 (4.9)	188 (4.5)
住居形態	アパート等	1,063 (25.4)	477 (11.4)	428 (10.2)	158 (3.8)
	一 戸 建 て	3,031 (72.5)	555 (13.3)	1,294 (31.0)	1,182 (28.3)
	そ の 他	45 (1.1)	33 (0.8)	9 (0.2)	3 (0.1)

注 1 各属性等が不詳の者を除く。

2 住居形態の「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

3 () 内は、調査回答者総数における構成比である。

第2節 主な結果

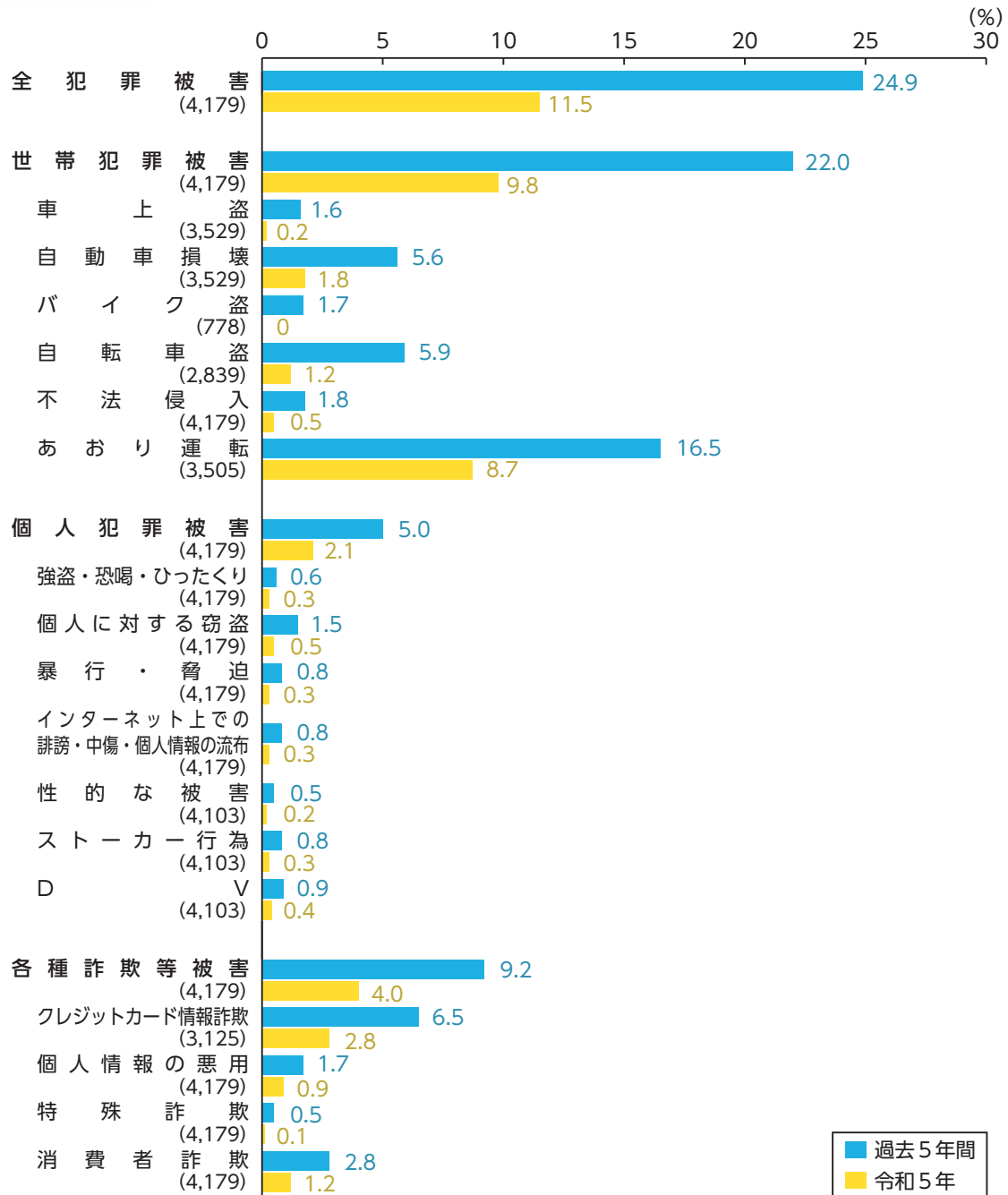
1 犯罪被害の実態

(1) 被害態様別被害率

調査対象とした犯罪被害について、過去5年間（調査実施年の前の5年間及び調査実施年頭から調査実施時点までの期間をいう。以下同じ。）及び令和5年中の被害率（1回以上犯罪被害に遭った割合をいう。以下同じ。）を被害態様別に見ると、1-2-2-1-1図のとおりである。

1-2-2-1-1 図

第6回調査 被害態様別 過去5年間・令和5年の被害率



- 注 1 第6回調査は、令和6年1月から2月に実施したものである。
- 2 各犯罪被害の範囲は、厳密には我が国における各犯罪の構成要件と一致しない場合がある。
- 3 「全犯罪被害」は、世帯犯罪被害又は個人犯罪被害に該当する犯罪、すなわち、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入、あおり運転、強盗・恐喝・ひったくり、個人に対する窃盗（自転車盗、バイク盗、車上盗、不法侵入盗、強盗、恐喝、ひったくり以外の盗難）、暴行・脅迫、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布、性的な被害、ストーカー行為及びDVのうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。
- 4 「車上盗」は、部品盗を含み、「不法侵入」は、侵入盗（未遂）を含む。
- 5 「性的な被害」は、不同意性交等（未遂）罪が成立する可能性があるもの、不同意わいせつ（未遂）罪が成立する可能性があるもの、痴漢、セクハラ、盗撮、性的な画像を用いたもの等をいい、法律上必ずしも処罰の対象とならない行為を含む。
- 6 「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、過去5年間における自家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率であり、「あおり運転」は、過去5年間におけるそれらを運転する者がいた世帯に対する比率である。
- 7 「クレジットカード情報詐欺」は、過去5年間におけるクレジットカード、デビットカード、電子マネー及びQRコード決済等の支払い手段を持っていた者に対する比率である。
- 8 「個人情報の悪用」は、世帯単位の被害率である。
- 9 () 内は、各被害態様別回答者総数の実人員であり、「分からない」と回答した者及び無回答の者を含む。

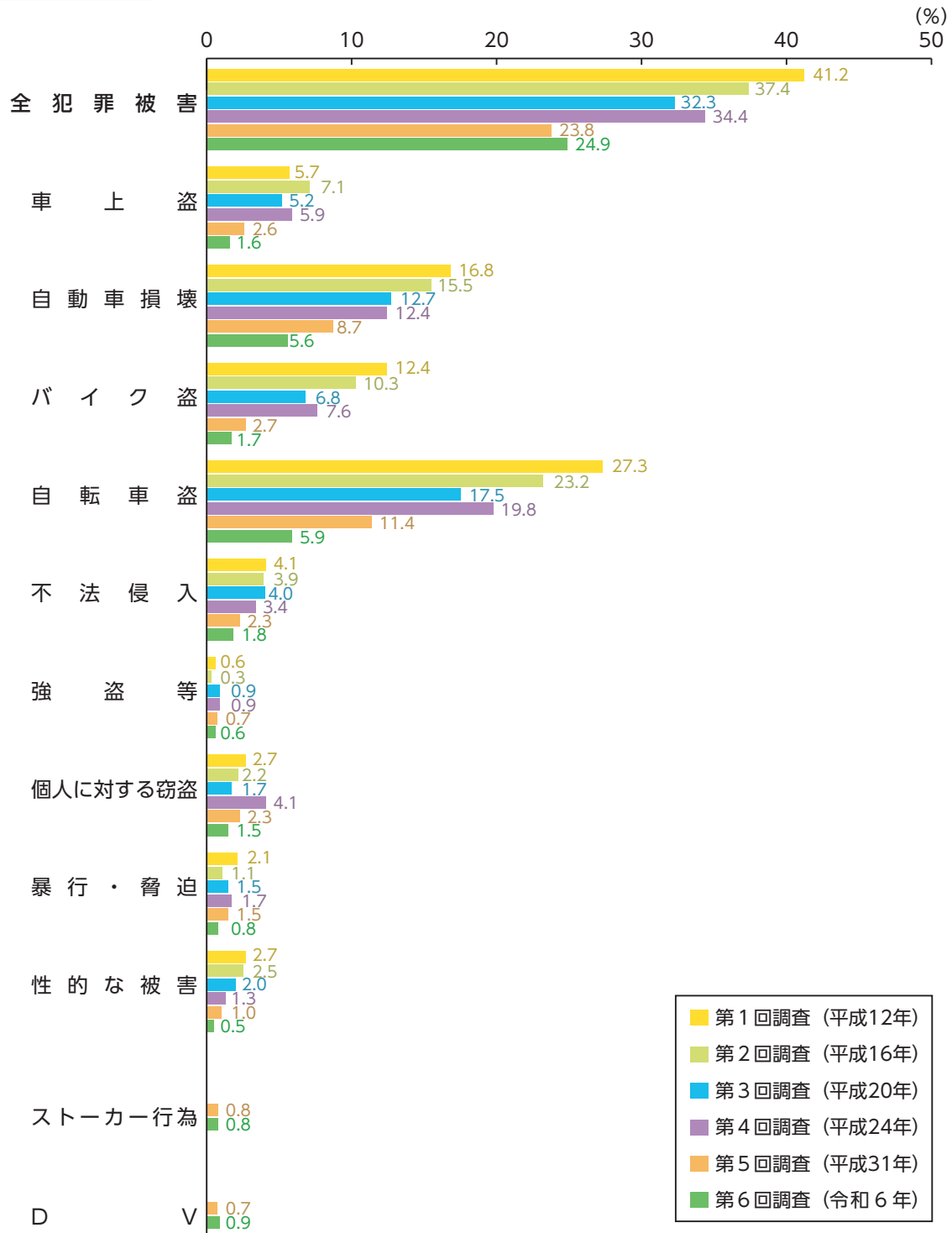
全犯罪被害（調査対象とした世帯犯罪被害又は個人犯罪被害（児童虐待は、被害に遭った時期を過去5年間に限定していないため除く。以下同じ。）に該当する犯罪被害をいう。以下同じ。）のいずれかに遭った人の比率は、過去5年間では全調査回答者の24.9%（全犯罪被害に各種詐欺等被害を加えた場合は30.1%）であり、令和5年1年間では11.5%（同14.6%）であった。世帯犯罪被害の中では、過去5年間で見ると、あおり運転の被害率が最も高く、令和5年1年間で見ても、あおり運転が最も高い。過去5年間及び令和5年1年間の被害率は、個人犯罪被害及び各種詐欺等被害が世帯犯罪被害よりも全般的に低い、各種詐欺等被害のうちクレジットカード情報詐欺については、世帯犯罪被害のうちあおり運転以外の各犯罪よりも被害率が高かった。なお、特殊詐欺（いわゆるオレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺などを含み、金銭を支払う手段として、振り込みによる場合だけでなく、犯人グループの誰かが、金銭やキャッシュカードを受け取る場合などを含む。以下同じ。）については、同被害の有無のほか、特殊詐欺と思われる電話、メール、通知等を受けたことがあるかについても調査したが、過去5年間にこうした電話等を受けた人は33.3%に上っている（電話等を受けて実際に金銭を支払った被害は、同図の「特殊詐欺」の被害率のとおり。）。

過去5年間における被害態様別の被害率を第1回調査から第6回調査までの経年比較で見ると、**1-2-2-1-2図**のとおりである。全犯罪被害（なお、ストーカー行為及びDVについては、第4回調査以前は暴行・脅迫に含まれ得る。）の被害率は、第2回調査から低下傾向にあったが、第6回調査では24.9%であり、第5回調査（23.8%）と比べてやや上昇した。比較的被害率の高い自動車損壊及び自転車盗についても、第2回調査から低下傾向にある。

なお、全犯罪被害に含まれていない児童虐待及び各種詐欺等被害のうち、児童虐待の被害率については、第5回調査と比べて、1.8%から2.9%へ上昇した。同様に、クレジットカード情報詐欺については2.5%から6.5%へ、個人情報の悪用については1.6%から1.7%へ、消費者詐欺については1.7%から2.8%へそれぞれ上昇した。

1-2-2-1-2図

被害態様別 被害率（過去5年間）の経年比較



注 1 1-2-2-1-1図の脚注2～6に同じ。

2 第1回調査は平成12年2月、第2回調査は16年2月、第3回調査は20年1月から3月、第4回調査は24年1月、第5回調査は31年1月から2月、第6回調査は令和6年1月から2月に実施した調査である。

3 「強盗等」は、第1回調査では恐喝及びひったくりを含み得るが、第2回調査では含まず、第3回調査以降では含む。

4 「個人に対する窃盗」は、自転車盗、バイク盗、車上盗、不法侵入盗、強盗、恐喝、ひったくり以外の盗難をいい、第1回調査では恐喝及びひったくりを含み得るが、第2回調査以降は含まない。

5 第2回調査以前の「性的な被害」は、女性回答者に対する比率である。

6 「ストーカー行為」及び「DV」は、第5回調査から調査項目として設けられ、第4回調査以前は、「暴行・脅迫」に含まれ得る。

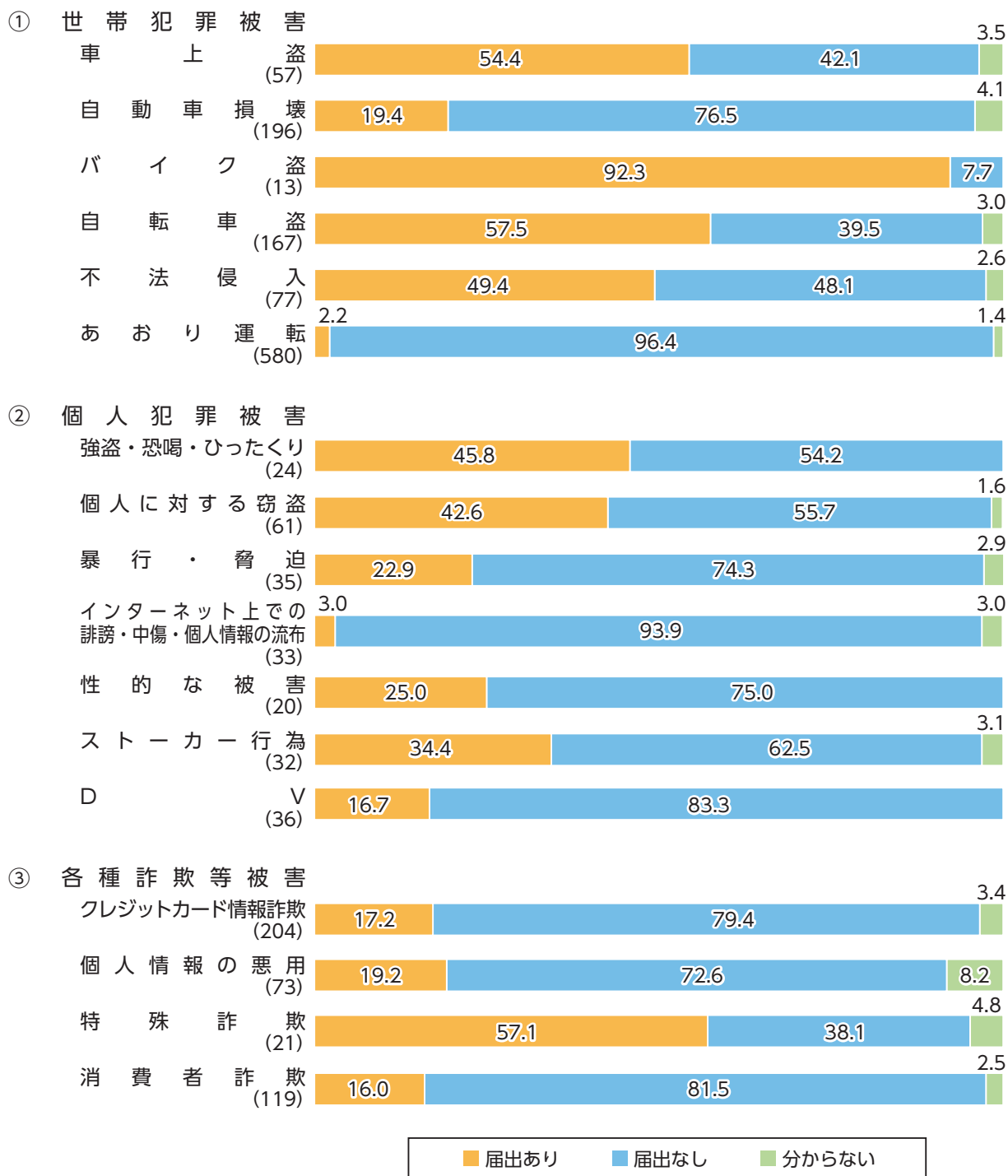
(2) 被害態様別被害申告率

調査対象とした犯罪被害について、被害態様別に、過去5年間の被害申告率（被害に遭った世帯又は個人のうち、被害（同一の被害態様で複数回ある場合は一番最近のもの）を捜査機関に届け出た割合をいう。）を見ると、**1-2-2-1-3図**のとおりである。被害者が捜査機関に届け出なかった被害は、多くの場合、暗数となる。バイク盗を除く被害態様については、「届出なし」の回答が約4割から約9割に及んでおり、各被害態様に一定割合の無回答等があることを踏まえても、暗数が相当数あることがうかがわれる。

また、世帯犯罪被害で見ると、車上盗、バイク盗、自転車盗では過半数が被害申告をしたのに対し、自動車損壊の被害申告率は2割を下回り、あおり運転の被害申告率は1割にも満たなかった。個人犯罪被害で見ると、強盗・恐喝・ひったくり、個人に対する窃盗では4割以上が被害申告をしたのに対し、性的な被害及びDVの被害申告率は2割前後にとどまり、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報流布の被害申告率は1割にも満たないなど、被害態様による差が見られた。

1-2-2-1-3図

第6回調査 被害態様別 過去5年間の被害申告率



- 注 1 1-2-2-1-1図の脚注1、2、4及び5に同じ。
 2 被害申告について無回答の者を除く。
 3 複数回被害に遭っている場合は、一番最近の被害について計上している。
 4 「個人に対する窃盗」は、自転車盗、バイク盗、車上盗、不法侵入盗、強盗、恐喝、ひったくり以外の盗難をいう。
 5 () 内は、各被害に遭ったことがあると回答した者の実人員である。

2 被害の有無に影響を与える要因

(1) 分析の手順

犯罪被害の有無と被害者の属性等との関係については第2編で詳しく見ていくが、犯罪被害の有無においては、年齢と就労状況、居住地の都市規模と住居形態等の属性相互とも関わりがあり、また、ある犯罪被害の有無に関係している属性等が複数ある場合、特にどの属性等が最も強く関係しているかを分析する必要がある。本項では、以上のような点を明らかにしつつ、犯罪被害の有無に対して各属性等がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析を行った。

本項の分析では、犯罪被害の有無を目的変数とし、都市規模、住居形態、性別、年齢等の属性等に関する項目を説明変数とした。回帰式への投入は、変数減少法ステップワイズ（尤度比）手法を用いた（抽出基準は0.05）。説明変数の中から、最もよく目的変数を説明できるものを採用し、組み合わせることで、どの属性等（説明変数）がどのような強さで犯罪被害の有無（目的変数）に関係しているかを示した。モデルの適合については、各分析における尤度比統計量（統計的に有意である場合にモデルの適合が良いと解釈される。）及びHosmer-Lemeshowの検定の結果（統計的に有意でない場合にモデルの適合が良いと解釈される。なお、本項では、モデルに採用された説明変数が単一の場合は尤度比統計量のみを記載する。）を示した。

用いた変数とそのカテゴリーの分割は、以下のとおりである。分析を分かりやすくするため、4カテゴリー以上ある変数は3カテゴリーにまとめた（住居形態については、公共の施設（病院あるいは老人ホームなど）及びその他の45ケースを分析から除外している。また、性別及び婚姻状況については、「答えたくない」（それぞれ18ケース、77ケース）を分析から除外している。就労状況については、その他及び不詳の108ケースを分析から除外している。）。なお、世帯犯罪被害の有無を目的変数とする場合は、個人属性を除き、世帯属性のみを説明変数として投入した。

● 目的変数:

- ・ 被害態様別被害の有無（「被害あり」を1、「被害なし」を0）

全犯罪被害、世帯犯罪被害＋、個人犯罪被害、各種詐欺等被害、自転車盗＋、バイク盗＋、車上盗＋、自動車損壊＋、不法侵入＋、あおり運転＋、強盗・恐喝・ひったくり、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布、ストーカー行為、DV、性的な被害、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用＋、特殊詐欺、消費者詐欺

＋は世帯犯罪として扱った。

● 説明変数:

- ・ 都市規模（政令指定都市等/人口10万人以上の市/人口10万人未満の市町村）＋

- ・ 住居形態（アパート等／一戸建て）＋
- ・ 世帯人数（1人／2～3人／4人以上）＋
- ・ 性別（女性／男性）
- ・ 年齢層（39歳以下／40～59歳／60歳以上）
- ・ 就労状況（働いている／学生／主婦・主夫・無職・定年）
- ・ 婚姻状況（未婚／既婚・同棲／別居・その他）
- ・ 防犯設備（あり／なし）＋

＋は、世帯犯罪に関する変数である。

(2) 分析の結果

ア 全犯罪被害

全犯罪被害については、モデルに採用されたもののうち、都市規模、住居形態、世帯人数、年齢層、就労状況、防犯設備が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(10)=111.736$ 、 $p<.001$ 、Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(8)=10.503$ 、 $p=.231$ ）。全犯罪被害の有無に関するオッズ比は、「人口10万人以上の市」が「人口10万人未満の市町村」に対して1.259 ($p=.012$)、「アパート等」が「一戸建て」に対して0.800 ($p=.026$)、「2～3人」が「1人」に対して1.443 ($p=.013$)、「4人以上」が「1人」に対して1.588 ($p=.003$)、「39歳以下」が「60歳以上」に対して1.692 ($p<.001$)、「40～59歳」が「60歳以上」に対して1.454 ($p<.001$)、「働いている」が「主婦・主夫・無職・定年」に対して1.353 ($p=.004$)、「防犯設備あり」が「防犯設備なし」に対して1.205 ($p=.028$) であった。

全犯罪被害においては、人口10万人以上の市に居住する人は人口10万人未満の市町村に居住する人に比べて、一戸建て住宅に居住する人はアパート等に居住する人に比べて、世帯人数2～3人の人及び4人以上の人は1人の人に比べて、39歳以下の人及び40～59歳の方は60歳以上の人に比べて、働いている人は主婦・主夫・無職・定年の人に比べて、防犯設備ありの人は防犯設備なしの人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-1表）。

1-2-2-2-1 表 全犯罪被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市等 / (人口 10 万人未満の市町村)	-0.201	0.114	3.141	.076	0.818	0.654	1.022
	人口 10 万人以上の市 / (人口 10 万人未満の市町村)	0.230	0.092	6.328	.012	1.259	1.052	1.507
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	-0.223	0.100	4.930	.026	0.800	0.657	0.974
世帯人数	2～3 人 / (1 人)	0.367	0.148	6.147	.013	1.443	1.080	1.929
	4 人以上 / (1 人)	0.462	0.158	8.546	.003	1.588	1.165	2.165
年齢層	39 歳以下 / (60 歳以上)	0.526	0.125	17.579	.000	1.692	1.323	2.163
	40～59 歳 / (60 歳以上)	0.375	0.106	12.442	.000	1.454	1.181	1.791
就労状況	働いている / (主婦・主夫・無職・定年)	0.303	0.105	8.284	.004	1.353	1.101	1.663
	学生 / (主婦・主夫・無職・定年)	-0.125	0.228	0.300	.584	0.883	0.564	1.380
防犯設備	あり / (なし)	0.186	0.085	4.840	.028	1.205	1.021	1.422
	定数	-2.067	0.170	148.407	.000	0.127		

注 1 全犯罪被害の有無が不詳の者を除く。
 2 分析に使用したケース数は、3,635 である。
 3 「性別」及び「婚姻状況」は、モデルに採用されなかった。

イ 世帯犯罪被害

世帯犯罪被害については、モデルに採用されたもののうち、都市規模、世帯人数、防犯設備が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(5)=49.181$ 、 $p<.001$ 、Hosmer-Lemeshow の検定の結果は $\chi^2(7)=16.016$ 、 $p=.025$ ）。世帯犯罪被害の有無に関するオッズ比は、「人口 10 万人以上の市」が「人口 10 万人未満の市町村」に対して 1.207 ($p=.038$)、「2～3 人」が「1 人」に対して 1.461 ($p=.008$)、「4 人以上」が「1 人」に対して 1.965 ($p<.001$)、「防犯設備あり」が「防犯設備なし」に対して 1.212 ($p=.023$) であった。

世帯犯罪被害においては、人口 10 万人以上の市に居住する人は人口 10 万人未満の市町村に居住する人に比べて、世帯人数 2～3 人の人及び 4 人以上の人は 1 人の人に比べて、防犯設備ありの人は防犯設備なしの人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-2 表）。

1-2-2-2表 世帯犯罪被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市等 / (人口10万人未満の市町村)	-0.189	0.110	2.951	.086	0.828	0.667	1.027
	人口10万人以上の市 / (人口10万人未満の市町村)	0.188	0.091	4.299	.038	1.207	1.010	1.442
世帯人数	2～3人 / (1人)	0.379	0.143	7.060	.008	1.461	1.105	1.932
	4人以上 / (1人)	0.676	0.148	20.977	.000	1.965	1.472	2.624
防犯設備	あり / (なし)	0.192	0.084	5.200	.023	1.212	1.027	1.430
	定数	-1.853	0.153	146.866	.000	0.157		

注 1 世帯犯罪被害の有無が不詳の者を除く。
 2 分析に使用したケース数は、3,800である。
 3 「住居形態」は、モデルに採用されなかった。

ウ 個人犯罪被害

個人犯罪被害については、モデルに採用されたもののうち、性別、年齢層が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(5)=50.544$ 、 $p<.001$ 、Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(8)=4.871$ 、 $p=.771$ ）。個人犯罪被害の有無に関するオッズ比は、「女性」が「男性」に対して1.486 ($p=.014$)、「39歳以下」が「60歳以上」に対して3.330 ($p<.001$)、「40～59歳」が「60歳以上」に対して2.247 ($p<.001$)であった。

個人犯罪被害においては、女性は男性に比べて、39歳以下の人及び40～59歳の人60歳以上の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-3表）。

1-2-2-3表 個人犯罪被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市等 / (人口10万人未満の市町村)	-0.211	0.231	0.838	.360	0.809	0.515	1.273
	人口10万人以上の市 / (人口10万人未満の市町村)	0.327	0.184	3.163	.075	1.387	0.967	1.988
性別	女性 / (男性)	0.396	0.162	6.010	.014	1.486	1.083	2.039
年齢層	39歳以下 / (60歳以上)	1.203	0.208	33.604	.000	3.330	2.217	5.002
	40～59歳 / (60歳以上)	0.810	0.202	16.099	.000	2.247	1.513	3.338
	定数	-3.997	0.222	325.335	.000	0.018		

注 1 個人犯罪被害（児童虐待の被害を除く。）の有無が不詳の者を除く。
 2 分析に使用したケース数は、3,686である。
 3 「住居形態」、「世帯人数」、「就労状況」、「婚姻状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

エ 各種詐欺等被害

各種詐欺等被害については、モデルに採用されたもののうち、就労状況、防犯設備が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(6)=46.708$ 、 $p<.001$ 、Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(7)=7.451$ 、 $p=.384$ ）。各種詐欺等被害の有無に関するオッズ比は、「働いている」は「主婦・主夫・無職・定年」に対して2.035（ $p<.001$ ）、「防犯設備あり」が「防犯設備なし」に対して1.353（ $p=.014$ ）であった。

各種詐欺等被害においては、働いている人は主婦・主夫・無職・定年の人に比べて、防犯設備ありの人は防犯設備なしの人に比べて、被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-4表）。

1-2-2-2-4表 各種詐欺等被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
世帯人数	2～3人 / (1人)	-0.188	0.184	1.049	.306	0.829	0.578	1.187
	4人以上 / (1人)	0.083	0.190	0.190	.663	1.086	0.748	1.577
就労状況	働いている / (主婦・主夫・無職・定年)	0.710	0.143	24.665	.000	2.035	1.537	2.693
	学生 / (主婦・主夫・無職・定年)	0.199	0.322	0.381	.537	1.220	0.649	2.292
防犯設備	あり / (なし)	0.303	0.123	6.035	.014	1.353	1.063	1.723
	定数	-2.910	0.210	191.724	.000	0.054		

注 1 各種詐欺等被害の有無が不詳の者を除く。
 2 分析に使用したケース数は、3,773である。
 3 「都市規模」、「住居形態」、「性別」、「年齢層」及び「婚姻状況」は、モデルに採用されなかった。

オ 被害態様別

ここでは、被害態様別に犯罪被害の有無に影響を及ぼす要因を見る。

(ア) 世帯犯罪被害

世帯犯罪被害である自転車盗、バイク盗、車上盗、自動車損壊、不法侵入、あおり運転の被害については、変数減少法ステップワイズ（尤度比）手法により、自動車損壊、自転車盗、不法侵入及びあおり運転にモデルが採用された。

自動車損壊被害については、モデルに採用された住居形態のみが有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(1)=4.066$ 、 $p=.044$ ）。自動車損壊被害の有無に関するオッズ比は、「アパート等」が「一戸建て」に対して1.421（ $p=.039$ ）であった。

自動車損壊被害においては、アパート等に居住する人は一戸建て住宅に居住する人に比べて、被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-5表）。

1-2-2-2-5表 自動車損壊被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	0.352	0.170	4.268	.039	1.421	1.018	1.984
	定数	-2.923	0.089	1086.145	.000	0.054		

注 1 自動車損壊被害の有無が不詳の者を除く。
 2 分析に使用したケース数は、3,343（全て自動車を所有している者がいる世帯）である。
 3 「都市規模」、「世帯人数」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

自転車盗被害については、モデルに採用されたもののうち、都市規模のみが有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(3)=14.115$ 、 $p=.003$ 、Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(4)=0.607$ 、 $p=.962$ ）。自転車盗被害の有無に関するオッズ比は、「政令指定都市等」が「人口10万人未満の市町村」に対して1.709 ($p=.029$)、「人口10万人以上の市」が「人口10万人未満の市町村」に対して1.799 ($p=.007$)であった。

自転車盗被害においては、政令指定都市等に居住する人は人口10万人未満の市町村に居住する人に比べて、人口10万人以上の市に居住する人は人口10万人未満の市町村に居住する人に比べて、被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-6表）。

1-2-2-2-6表 自転車盗被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市等 / (人口10万人未満の市町村)	0.536	0.246	4.747	.029	1.709	1.055	2.768
	人口10万人以上の市 / (人口10万人未満の市町村)	0.587	0.218	7.243	.007	1.799	1.173	2.759
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	0.329	0.184	3.175	.075	1.389	0.968	1.994
	定数	-3.268	0.184	314.008	.000	0.038		

注 1 自転車盗被害の有無が不詳の者を除く。
 2 分析に使用したケース数は、2,685（全て自転車を所有している者がいる世帯）である。
 3 「世帯人数」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

不法侵入被害については、モデルに採用された住居形態のみが有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(1)=7.728$ 、 $p=.005$ ）。不法侵入被害の有無に関するオッズ比は、「アパート等」が「一戸建て」に対して0.408 ($p=.012$)であった。

不法侵入被害においては、一戸建て住宅に居住する人はアパート等に居住する人に比べて、被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-7表）。

1-2-2-7表 不法侵入被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	-0.897	0.359	6.260	.012	0.408	0.202	0.823
	定数	-3.822	0.128	886.431	.000	0.022		

注 1 不法侵入被害の有無が不詳の者を除く。
 2 分析に使用したケース数は、3,914である。
 3 「都市規模」、「世帯人数」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

あおり運転被害については、モデルに採用されたもののうち、都市規模、世帯人数が有意であった(尤度比統計量は $\chi^2(5)=34.278$ 、 $p<.001$ 、Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(8)=6.370$ 、 $p=.606$)。あおり運転被害の有無に関するオッズ比は、「政令指定都市等」が「人口10万人未満の市町村」に対して0.687 ($p=.006$)、「4人以上」が「1人」に対して1.723 ($p=.004$)であった。

あおり運転被害においては、人口10万人未満の市町村に居住する人は政令指定都市等に居住する人に比べて、世帯人数4人以上の人は1人の人に比べて、被害ありの確率が有意に高い(1-2-2-8表)。

1-2-2-8表 あおり運転被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市等 / (人口10万人未満の市町村)	-0.376	0.136	7.690	.006	0.687	0.527	0.896
	人口10万人以上の市 / (人口10万人未満の市町村)	0.084	0.106	0.621	.431	1.087	0.883	1.339
世帯人数	2～3人 / (1人)	0.212	0.186	1.296	.255	1.236	0.858	1.779
	4人以上 / (1人)	0.544	0.189	8.255	.004	1.723	1.189	2.498
防犯設備	あり / (なし)	0.194	0.102	3.630	.057	1.214	0.994	1.481
	定数	-1.991	0.197	102.233	.000	0.137		

注 1 あおり運転被害の有無が不詳の者を除く。
 2 分析に使用したケース数は、3,249(全て自動車等を運転する者がいる世帯)である。
 3 「住居形態」は、モデルに採用されなかった。

(イ) 個人犯罪被害

個人犯罪被害である強盗・恐喝・ひったくり、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報情報の流布、ストーカー行為、DV、性的な被害については、変数減少法ステップワイズ(尤度比)手法により、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報情報の流布、性的な被害、ストーカー行為及びDVにモデルが採用された。なお、児童虐待については、18歳以前の被害の有無を目的変数、現在の都市規模、住居形態、年齢等の属性等を説明変数とする分析になじまないため、本項における分析の対象外とした。

インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害については、モデルに採用されたもののうち、年齢層のみが有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(2)=20.686$ 、 $p<.001$ 、Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(4)=2.433$ 、 $p=.657$ ）。インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無に関するオッズ比は、「39歳以下」が「60歳以上」に対して9.805（ $p<.001$ ）、「40～59歳」が「60歳以上」に対して4.352（ $p=.026$ ）であった。

インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害においては、39歳以下の人及び40～59歳の方は60歳以上の人に比べて、被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-9表）。

1-2-2-2-9表

インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
性別	女性 / (男性)	0.664	0.411	2.619	.106	1.943	0.869	4.345
年齢層	39歳以下 / (60歳以上)	2.283	0.638	12.810	.000	9.805	2.809	34.231
	40～59歳 / (60歳以上)	1.471	0.659	4.974	.026	4.352	1.195	15.851
	定数	-6.720	0.641	109.772	.000	0.001		

注 1 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無が不詳の者を除く。
 2 分析に使用したケース数は、3,780である。
 3 「都市規模」、「住居形態」、「世帯人数」、「就労状況」、「婚姻状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

性的な被害については、モデルに採用されたもののうち、年齢層のみが有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(2)=27.167$ 、 $p<.001$ ）。なお、性別については完全な判別が生じ、過去5年間に、性的な被害に遭ったことがあると回答した者の全てが女性であったため、女性に限定して分析を行った。性的な被害の有無に関するオッズ比は、「39歳以下」が「60歳以上」に対して14.422（ $p<.001$ ）であった。

性的な被害においては、39歳以下の方は60歳以上の人に比べて、被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-10表）。

1-2-2-2-10表

性的な被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
年齢層	39歳以下 / (60歳以上)	2.669	0.762	12.267	.000	14.422	3.239	64.215
	40～59歳 / (60歳以上)	-0.427	1.226	0.121	.728	0.653	0.059	7.213
	定数	-6.078	0.708	73.706	.000	0.002		

注 1 性的な被害の有無が不詳の者を除き、女性に限る。
 2 分析に使用したケース数は、1,949である。
 3 「都市規模」、「住居形態」、「世帯人数」、「就労状況」、「婚姻状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

ストーカー行為被害については、モデルに採用された性別、年齢層、婚姻状況のいずれも有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(5)=29.528$ 、 $p<.001$ 、Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(7)=3.190$ 、 $p=.867$ ）。ストーカー行為被害の有無に関するオッズ比は、「女性」が「男性」に対して3.784 ($p=.004$)、「39歳以下」が「60歳以上」に対して3.322 ($p=.039$)、「既婚・同棲」が「別居・その他」に対して0.205 ($p=.019$) であった。

ストーカー行為被害においては、女性は男性に比べて、39歳以下の人は60歳以上の人に比べて、別居・その他の人は既婚・同棲の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-11表）。

1-2-2-2-11 表 ストーカー行為被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
性別	女性 / (男性)	1.331	0.463	8.251	.004	3.784	1.526	9.382
年齢層	39歳以下 / (60歳以上)	1.201	0.583	4.247	.039	3.322	1.061	10.406
	40～59歳 / (60歳以上)	0.781	0.538	2.105	.147	2.183	0.760	6.268
婚姻状況	未婚 / (別居・その他)	-0.487	0.726	0.449	.503	0.615	0.148	2.551
	既婚・同棲 / (別居・その他)	-1.584	0.677	5.473	.019	0.205	0.054	0.773
	定数	-5.355	0.746	51.510	.000	0.005		

注 1 ストーカー行為被害の有無が不詳の者を除く。

2 分析に使用したケース数は、3,767である。

3 「都市規模」、「住居形態」、「世帯人数」、「就労状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

DV被害については、モデルに採用されたもののうち、性別、年齢層が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(5)=34.206$ 、 $p<.001$ 、Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(8)=8.161$ 、 $p=.418$ ）。DV被害の有無に関するオッズ比は、「女性」が「男性」に対して4.872 ($p=.001$)、「39歳以下」が「60歳以上」に対して3.493 ($p=.029$)、「40～59歳」が「60歳以上」に対して4.770 ($p=.002$) であった。

DV被害においては、女性は男性に比べて、39歳以下の人及び40～59歳の人は60歳以上の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-12表）。

1-2-2-2-12表 DV被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市等 / (人口10万人未満の市町村)	-0.761	0.680	1.254	.263	0.467	0.123	1.771
	人口10万人以上の市 / (人口10万人未満の市町村)	0.658	0.422	2.432	.119	1.931	0.845	4.414
性別	女性 / (男性)	1.583	0.490	10.433	.001	4.872	1.864	12.734
年齢層	39歳以下 / (60歳以上)	1.251	0.573	4.760	.029	3.493	1.136	10.742
	40～59歳 / (60歳以上)	1.562	0.508	9.460	.002	4.770	1.763	12.909
	定数	-7.157	0.679	111.225	.000	0.001		

注 1 DV被害の有無が不詳の者を除く。

2 「就労状況」については、被害に遭ったことがあると回答した者がいないカテゴリがあるため、分析から除外している。

3 分析に使用したケース数は、3,819である。

4 「居住形態」、「世帯人数」、「婚姻状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

(ウ) 各種詐欺等被害

各種詐欺等被害であるクレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、特殊詐欺及び消費者詐欺については、変数減少法ステップワイズ（尤度比）手法により、クレジットカード情報詐欺及び消費者詐欺にモデルが採用された。

クレジットカード情報詐欺被害については、モデルに採用された都市規模、就労状況のいずれも有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(4)=20.060$ 、 $p<.001$ 、Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(4)=3.094$ 、 $p=.542$ ）。クレジットカード情報詐欺被害の有無に関するオッズ比は、「政令指定都市等」が「人口10万人未満の市町村」に対して1.537（ $p=.035$ ）、「人口10万人以上の市」が「人口10万人未満の市町村」に対して1.528（ $p=.022$ ）、「働いている」が「主婦・主夫・無職・定年」に対して1.752（ $p=.003$ ）であった。

クレジットカード情報詐欺被害においては、政令指定都市等に居住する人は人口10万人未満の市町村に居住する人に比べて、人口10万人以上の市に居住する人は人口10万人未満の市町村に居住する人に比べて、働いている人は主婦・主夫・無職・定年の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-13表）。

1-2-2-2-13表 クレジットカード情報詐欺被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市等 / (人口 10 万人未満の市町村)	0.430	0.204	4.441	.035	1.537	1.031	2.292
	人口 10 万人以上の市 / (人口 10 万人未満の市町村)	0.424	0.185	5.265	.022	1.528	1.064	2.196
就労状況	働いている / (主婦・主夫・無職・定年)	0.561	0.192	8.541	.003	1.752	1.203	2.553
	学生 / (主婦・主夫・無職・定年)	-0.584	0.611	0.914	.339	0.558	0.168	1.846
	定数	-3.337	0.216	239.513	.000	0.036		

注 1 クレジットカード情報詐欺被害の有無が不詳の者を除く。
 2 分析に使用したケース数は、2,910 (全てクレジットカード等を所有している者) である。
 3 「住居形態」、「世帯人数」、「性別」、「年齢層」、「婚姻状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

消費者詐欺被害については、モデルに採用されたもののうち、年齢層、就労状況が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(4)=20.276$ 、 $p<.001$ 、Hosmer-Lemeshow の検定の結果は $\chi^2(6)=3.385$ 、 $p=.759$ ）。消費者詐欺被害の有無に関するオッズ比は、「40～59歳」が「60歳以上」に対して1.658 ($p=.044$)、「働いている」が「主婦・主夫・無職・定年」に対して1.872 ($p=.028$) であった。

消費者詐欺被害においては、40～59歳以下的人是60歳以上の人に比べて、働いている人は主婦・主夫・無職・定年の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高い（1-2-2-2-14表）。

1-2-2-2-14表 消費者詐欺被害の有無

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	-0.424	0.244	3.010	.083	0.655	0.406	1.057
年齢層	39 歳以下 / (60 歳以上)	0.048	0.326	0.022	.883	1.049	0.554	1.986
	40 ～ 59 歳 / (60 歳以上)	0.506	0.251	4.075	.044	1.658	1.015	2.709
就労状況	働いている / (主婦・主夫・無職・定年)	0.627	0.286	4.802	.028	1.872	1.068	3.280
	学生 / (主婦・主夫・無職・定年)	0.431	0.625	0.475	.491	1.538	0.452	5.232
	定数	-4.114	0.233	310.966	.000	0.016		

注 1 消費者詐欺被害の有無が不詳の者を除く。
 2 分析に使用したケース数は、3,833 である。
 3 「都市規模」、「世帯人数」、「性別」、「婚姻状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

3 犯罪に対する不安等

本調査では、犯罪被害以外に、犯罪に対する不安、現在の我が国の治安に対する認識等の様々な項目についても調査している。その中から、本項では、居住地域における犯罪に対する不安、自宅の防犯設備等の状況及び地域の警察の防犯活動に対する評価について、次項では、我が国の治安に関する認識について、それぞれの調査結果を経年比較する。

(1) 居住地域における犯罪に対する不安

ア 夜間の一人歩きに対する不安

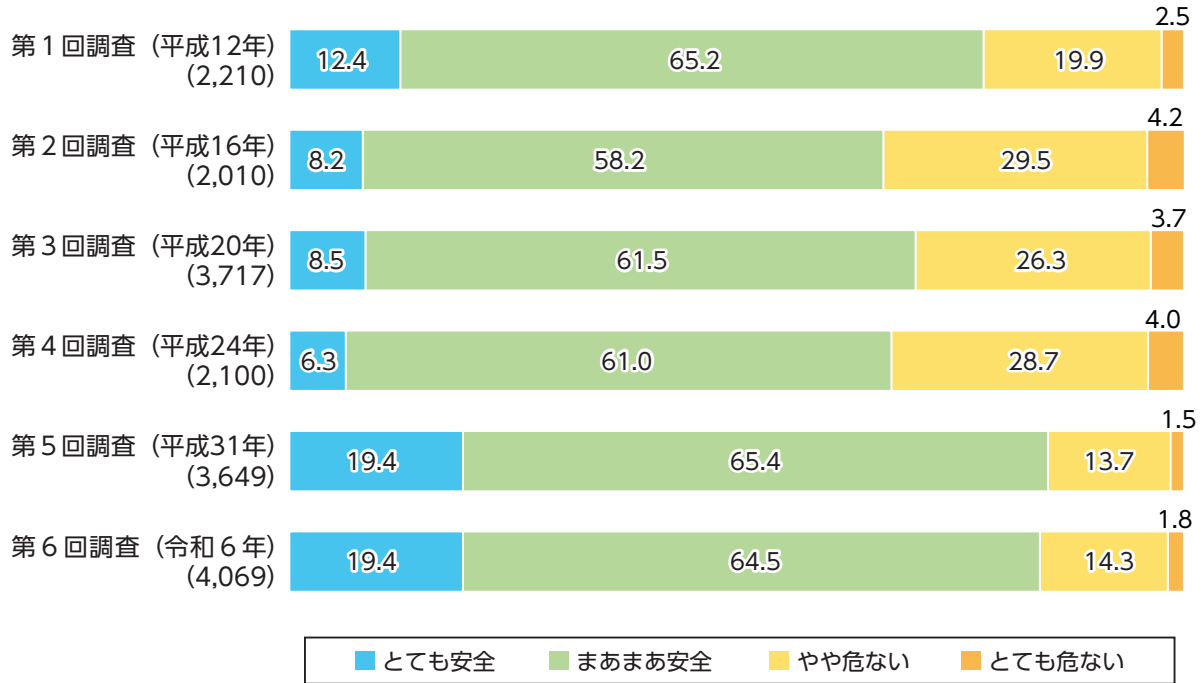
「暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。」との問いに対して、「とても安全」とする人の構成比は、第2回調査から低下傾向にあったが、第5回調査では上昇し、第6回調査では前回調査と同率の19.4%であった。また、「やや危ない」とする人の構成比は、第6回調査では14.3%（前回比0.6pt上昇）であった（1-2-2-3-1 図①）。

イ 不法侵入の被害に遭う不安

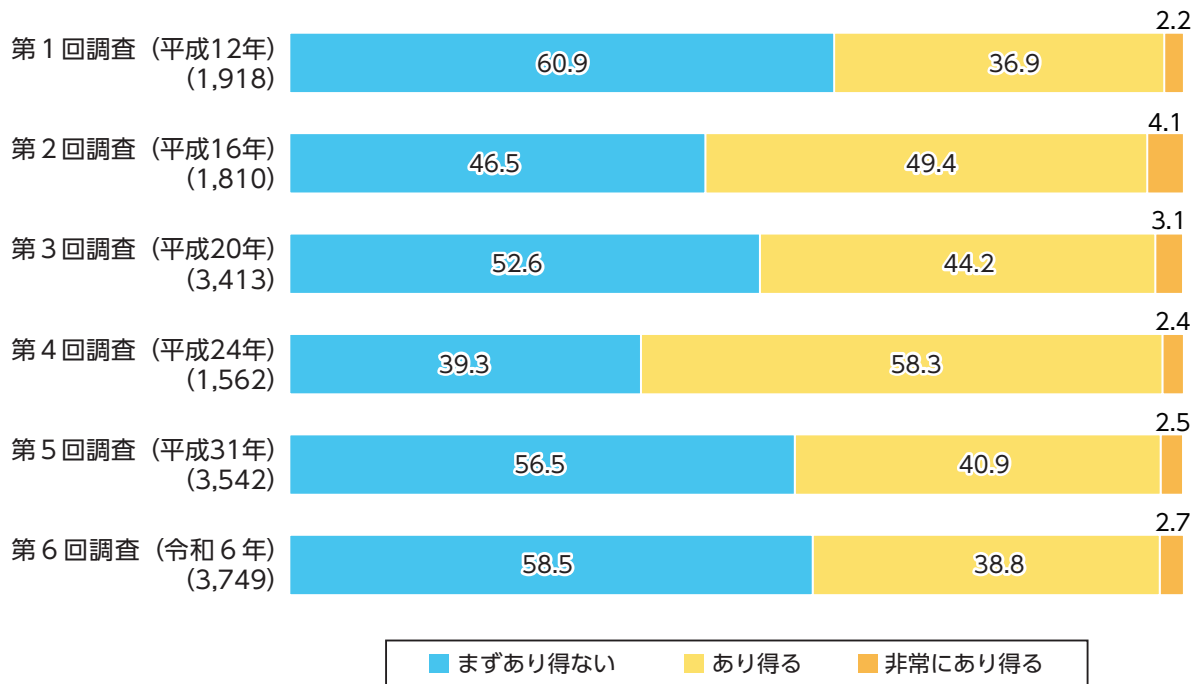
「今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入する可能性について、どのように思いますか。」との問いに対して、第6回調査では、第5回調査と比べ、「まずあり得ない」とする人の構成比が2.0pt上昇し、「あり得る」とする人の構成比が2.1pt低下した（1-2-2-3-1 図②）。

1-2-2-3-1 図 犯罪に対する不安の経年比較

① 夜間の一人歩きに対する不安



② 不法侵入の被害に遭う不安

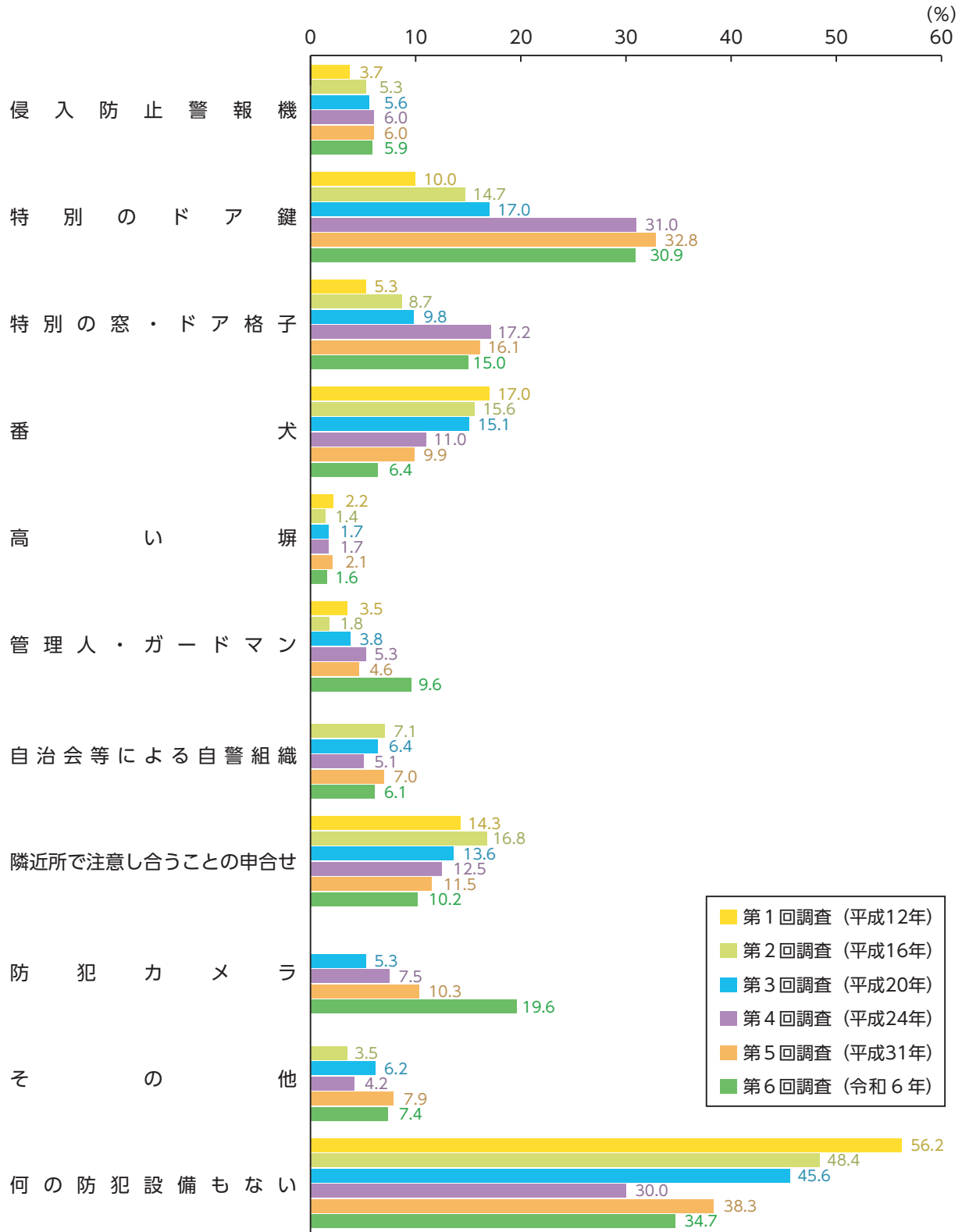


注 1 夜間の一人歩きに対する不安又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
 2 () 内は、回答者総数の実人員である。

(2) 自宅の防犯設備等

自宅の防犯設備等の状況を経年で比較すると、「防犯カメラ」といった住居の防犯設備を設置する人の比率が一貫して上昇し、「番犬」とする人の比率が一貫して低下している。他方、「管理人・ガードマン」とする人の比率は、第5回調査までおおむね4～5%で推移していたが、第6回調査では、9.6%と上昇した（1-2-2-3-2図）。なお、第6回調査において、「その他」を選択した人の具体的な回答内容を見ると、防犯センサー等に該当する記載をしているものが過半数を占めていた。

1-2-2-3-2図 防犯対策の経年比較

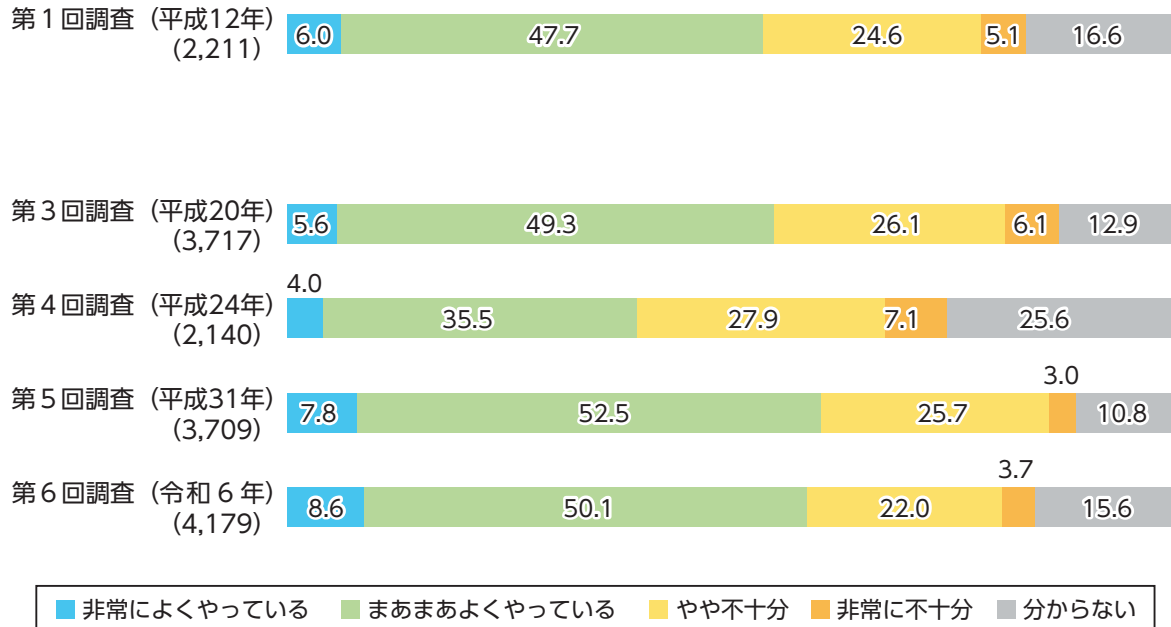


- 注 1 住居形態が公共施設又は不詳の者を除く。ただし、第3回調査では、住居形態が公共施設の者を含み、第1回調査では、住居形態がその他の者を除く。
- 2 「自治会等による自警組織」及び「その他」は、第2回調査から選択肢として設けられた。
- 3 「防犯カメラ」は、第3回調査から選択肢として設けられた。
- 4 「何の防犯設備もない」は、第1回調査においては、防犯設備等で「護られていない」と回答した者を計上している。
- 5 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

(3) 地域の警察の防犯活動に対する評価

地域の警察の防犯活動に対する評価を経年で比較すると、「非常によくやっている」及び「非常に不十分」とする人の構成比が、第6回調査では第5回調査と比べて上昇した（1-2-2-3-3図）。

1-2-2-3-3図 警察の防犯活動に対する評価の経年比較

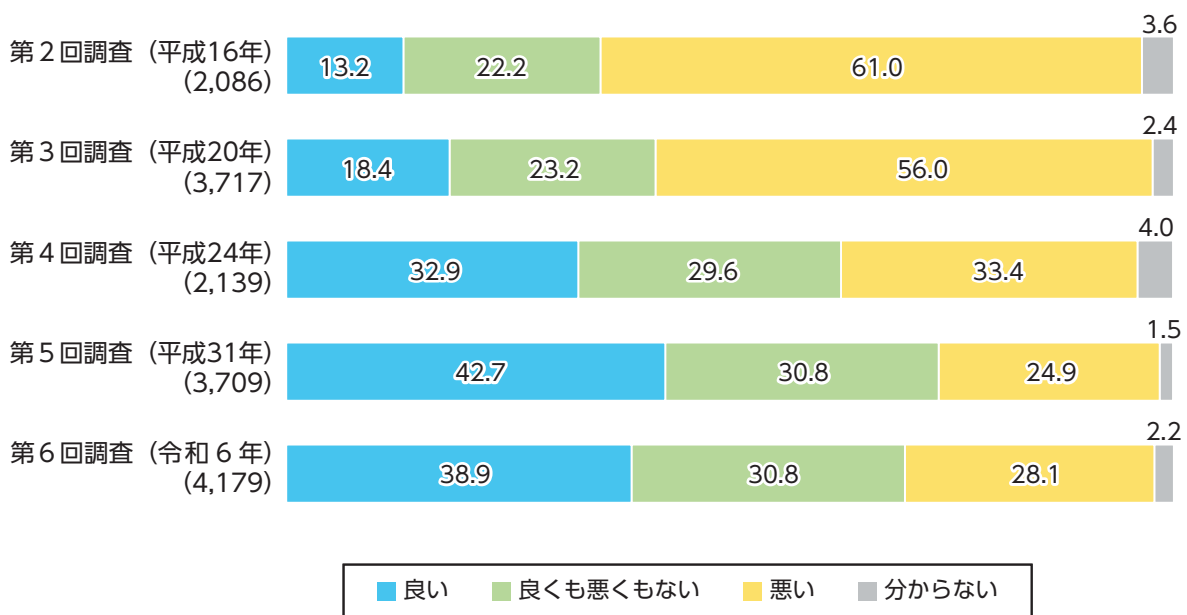


- 注 1 警察の防犯活動に対する評価は、第2回調査においては、質問項目に設けられていない。
 2 警察の防犯活動に対する評価について無回答の者を除く。
 3 () 内は、回答者総数の実人員である。

4 我が国の治安に関する認識

我が国全体の治安に関する認識について、「とても良い」及び「まあまあ良い」を「良い」に、「やや悪い」及び「とても悪い」を「悪い」に、それぞれまとめた上で見てみると、第5回調査まで「良い」とする人の構成比が一貫して上昇し、「悪い」とする人の構成比が一貫して低下していたが、第6回調査では「良い」とする人の構成比が低下し、「悪い」とする人の構成比が上昇している（1-2-2-4-1図）。

1-2-2-4-1 図 現在の我が国の治安に関する認識の経年比較



- 注 1 我が国の治安に関する認識は、第1回調査においては、質問項目に設けられていない。
 2 「良い」は、「とても良い」及び「まあまあ良い」を合計した構成比であり、「悪い」は、「やや悪い」及び「とても悪い」を合計した構成比である。
 3 我が国の治安に関する認識について無回答の者を除く。
 4 () 内は、回答者総数の実人員である。

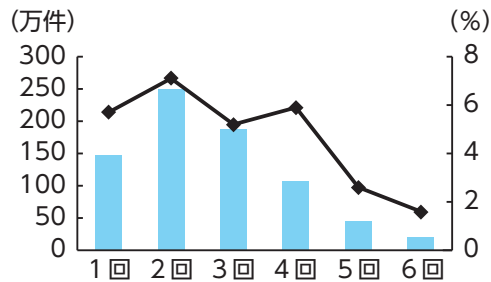
5 被害率と認知件数の比較

警察等に申告されない被害を含む本調査の結果を、犯罪の認知件数と共に見ることにより、暗数を考慮した犯罪の発生状況を推察することができる。しかしながら、本調査の被害態様には、例えば、「その他の不快な行為」の一部等、法律上処罰の対象とならない行為を含み得る性的な被害のようなものがあること、同種の犯罪被害を複数受けた場合でも本調査では原則として一番最近の被害のみを分析の対象としていること、本調査に応じた人がどこまで正確な記憶に基づいて答えることができたか明らかでないことについても留意しなければならないことなどから、警察等に申告された犯罪の認知件数と本調査結果を比較することは難しいと言わざるを得ない。こうした留保があることを踏まえた上で、本項では、被害態様の定義が法律上処罰の対象となる行為と比較的類似する車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入、強盗・恐喝・ひったくり（「強盗等」という。）及び暴行・脅迫に性的な被害を加えた7つについて、これまでの調査結果における被害率と同時期の犯罪の認知件数の経年変化を参考掲示したグラフを示すこととする（1-2-2-5-1図）。

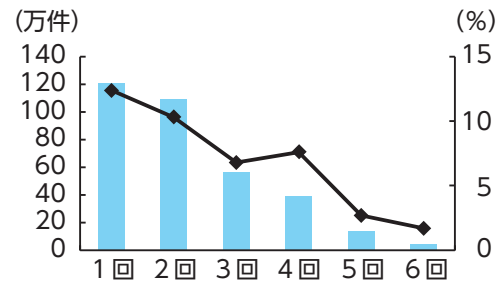
この図からは、被害態様別の被害率の経年変化が、それぞれ対応する犯罪の認知件数の経年変化と極端に異なった動きをしているものはないことが読み取れる。

1-2-2-5-1 図 被害態様別被害率（過去5年間）・認知件数の経年比較

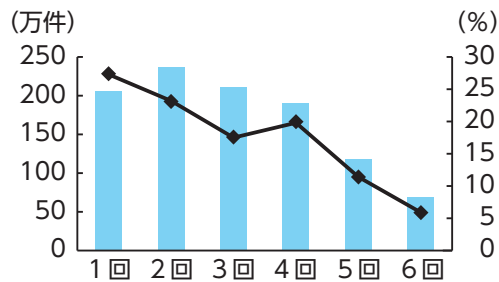
① 車上盗



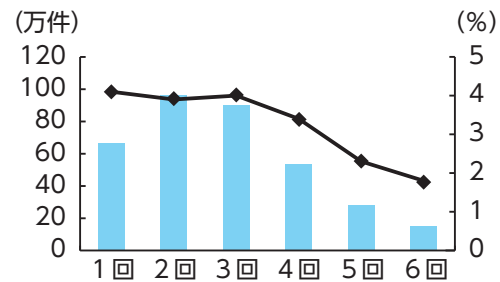
② バイク盗



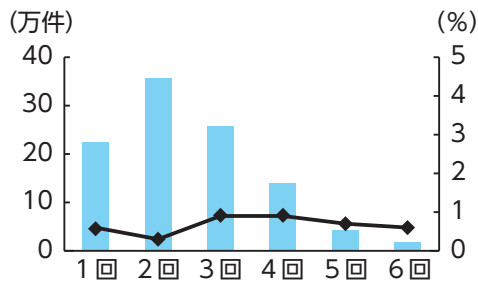
③ 自転車盗



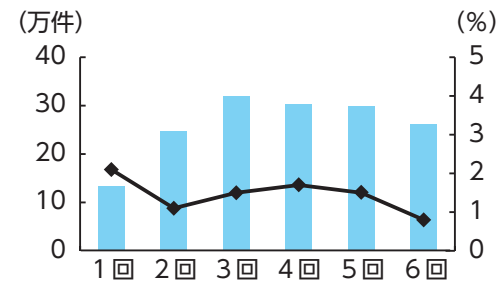
④ 不法侵入



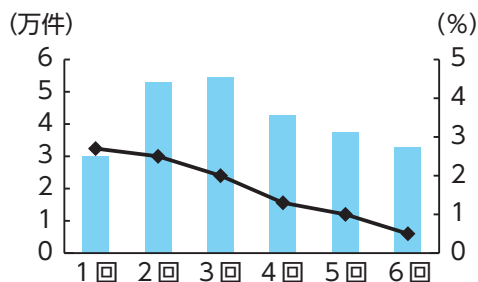
⑤ 強盗等



⑥ 暴行・脅迫



⑦ 性的な被害



■ 認知件数 ◆ 被害率

<「被害率（過去5年間）」について>

注 1-2-2-1-1図の脚注2、4、5及び6並びに1-2-2-1-2図の脚注2、3、5及び6に同じ。

<「認知件数」について>

注 1 警察庁の統計による。

2 第1回調査においては、平成7年から11年までの、第2回調査においては、11年から15年までの、第3回調査においては、15年から19年までの、第4回調査においては、19年から23年までの、第5回調査においては、26年から30年までの、第6回調査においては、令和元年から5年までの、それぞれ5年間の累計である。

3 「車上盗」は、車上ねらい及び部品ねらいを合計したものであり、「不法侵入」は、住居侵入、空き巣、忍込み及び居空きを合計したものであり、「強盗等」は、強盗、恐喝及びひったくりを合計したものであり、「暴行・脅迫」は、傷害、暴行及び脅迫を合計したものであり、「性的な被害」は、不同意性交等（強姦又は強制性交等を含む。）及び不同意わいせつ（強制わいせつを含む。）を合計したものである。

第2編 犯罪被害状況

第1章 世帯犯罪被害

本章では、調査回答者の過去5年間ににおける世帯犯罪に関する被害の有無を取り上げ、さらに、被害に遭った場合には、一番最近の被害について、被害の状況及び被害の申告状況を調査回答者の属性等との関係から検討する。

第1節 乗り物関係の被害

本節では、世帯犯罪被害のうち、過去5年間の乗り物関係の被害について検討する。

1 車上盗

(1) 自動車所有世帯の特徴

車上盗及び自動車損壊（本節2項参照）の被害に遭った世帯の特徴を検討する前提として、まず、自動車を所有している世帯の特徴を見る。

調査回答者（4,179人）に対し、「過去5年間に、あなたや御家族で、自家用の自動車（乗用車のほか、バン、トラックなどの貨物車も含みます。）を持っていた人はいましたか。」と質問したところ、「はい」と答えた人は3,529人で、調査回答者の84.4%であった。

自動車の所有状況について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、**2-1-1-1-1表**から**2-1-1-1-3表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、いずれも有意な関連性が見られた。都市規模別では、「人口10万人以上の市」及び「人口10万人未満の市町村」において、自動車の所有「あり」の構成比が高く、「政令指定都市等」において、同構成比が低かった。世帯人数別では、「3人」、「4人」及び「5人以上」において、自動車の所有「あり」の構成比が高く、「1人」において、同構成比が低かった。住居形態別では、「一戸建て」において、自動車の所有「あり」の構成比が高く、「アパート等」において、同構成比が低かった。

2-1-1-1-1 表 都市規模別 自動車の所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	760 (70.7) [-14.4]	315 (29.3) [14.4]	1,075 (100.0)	$\chi^2(2)=231.281$ $p<.001$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	1,514 (86.5) [3.1]	237 (13.5) [-3.1]	1,751 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	1,255 (92.8) [10.3]	98 (7.2) [-10.3]	1,353 (100.0)	
計	3,529 (84.4)	650 (15.6)	4,179 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-1-2 表 世帯人数別 自動車の所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	299 (59.8) [-17.0]	201 (40.2) [17.0]	500 (100.0)	$\chi^2(4)=338.699$ $p<.001$
2 人	1,075 (83.9) [-1.5]	206 (16.1) [1.5]	1,281 (100.0)	
3 人	888 (88.6) [3.5]	114 (11.4) [-3.5]	1,002 (100.0)	
4 人	807 (91.8) [6.2]	72 (8.2) [-6.2]	879 (100.0)	
5 人以上	453 (95.8) [6.9]	20 (4.2) [-6.9]	473 (100.0)	
計	3,522 (85.2)	613 (14.8)	4,135 (100.0)	

注 1 世帯人数が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-1-3 表 住居形態別 自動車の所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	752 (70.7) [-15.3]	311 (29.3) [15.3]	1,063 (100.0)	$\chi^2(2)=331.923$ $p<.001$
一 戸 建 て	2,754 (90.9) [17.2]	277 (9.1) [-17.2]	3,031 (100.0)	
そ の 他	17 (37.8) [-9.0]	28 (62.2) [9.0]	45 (100.0)	
計	3,523 (85.1)	616 (14.9)	4,139 (100.0)	

注 1 住居形態が不詳の者を除く。
2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

（２）被害の状況

自動車の所有に係る質問について「あり」と答えた人（3,529人）に対して、「過去5年間に、あなたや御家族で、自動車の中に置いてあったバック等の物、又はタイヤ等の車の部品を盗まれたことがありますか。なお、自動車の破損や自動車ごと盗難にあった場合は含めないでください。」と質問したところ、「ある」と答えた人は57人（1.6％）であった。

被害の有無について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、**2-1-1-1-4表**から**2-1-1-1-6表**のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-1-4表 都市規模別 車上盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	18 (2.4) [1.9]	741 (97.6) [-1.9]	759 (100.0)	$\chi^2(2)=3.693$ $p=.158$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	23 (1.5) [-0.4]	1,487 (98.5) [0.4]	1,510 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	16 (1.3) [-1.2]	1,235 (98.7) [1.2]	1,251 (100.0)	
計	57 (1.6)	3,463 (98.4)	3,520 (100.0)	

注 1 車上盗被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-1-5表 世帯人数別 車上盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	7 (2.3) [1.0]	292 (97.7) [-1.0]	299 (100.0)	$\chi^2(4)=1.805$ $p=.772$
2 人	17 (1.6) [-0.1]	1,057 (98.4) [0.1]	1,074 (100.0)	
3 人	15 (1.7) [0.2]	872 (98.3) [-0.2]	887 (100.0)	
4 人	10 (1.2) [-1.0]	795 (98.8) [1.0]	805 (100.0)	
5人以上	8 (1.8) [0.3]	441 (98.2) [-0.3]	449 (100.0)	
計	57 (1.6)	3,457 (98.4)	3,514 (100.0)	

注 1 世帯人数又は車上盗被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-1-6表 住居形態別 車上盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	13 (1.7) [0.3]	739 (98.3) [-0.3]	752 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.809$
一戸建て	44 (1.6) [-0.2]	2,702 (98.4) [0.2]	2,746 (100.0)	
そ の 他	— [-0.5]	17 (100.0) [0.5]	17 (100.0)	
計	57 (1.6)	3,458 (98.4)	3,515 (100.0)	

注 1 住居形態又は車上盗被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害を受けた場所について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、**2-1-1-1-7表**から**2-1-1-1-9表**のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、都市規模別及び世帯人数別において有意な関連性は見られなかった（住居形態別においては、「その他」に該当する人がいなかったため、検定は困難であった。）。

2-1-1-1-7表 都市規模別 車上盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他 国 内	計	検定結果
政令指定都市等	11 (61.1) [1.2]	2 (11.1) [0.0]	2 (11.1) [-2.0]	1 (5.6) [0.0]	2 (11.1) [1.3]	18 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.334$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	10 (45.5) [-0.4]	3 (13.6) [0.5]	7 (31.8) [0.4]	2 (9.1) [1.0]	— [-1.5]	22 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	6 (40.0) [-0.8]	1 (6.7) [-0.6]	7 (46.7) [1.8]	— [-1.1]	1 (6.7) [0.2]	15 (100.0)	
計	27 (49.1)	6 (10.9)	16 (29.1)	3 (5.5)	3 (5.5)	55 (100.0)	

注 1 車上盗の被害場所が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-1-8表 世帯人数別 車上盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他 国 内	計	検定結果
1 人	4 (66.7) [0.9]	— [−0.9]	2 (33.3) [0.2]	— [−0.6]	— [−0.6]	6 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.980$
2 人	6 (35.3) [−1.4]	3 (17.6) [1.1]	6 (35.3) [0.7]	1 (5.9) [0.1]	1 (5.9) [0.1]	17 (100.0)	
3 人	8 (53.3) [0.4]	1 (6.7) [−0.6]	4 (26.7) [−0.2]	1 (6.7) [0.2]	1 (6.7) [0.2]	15 (100.0)	
4 人	4 (44.4) [−0.3]	2 (22.2) [1.2]	2 (22.2) [−0.5]	— [−0.8]	1 (11.1) [0.8]	9 (100.0)	
5人以上	5 (62.5) [0.8]	— [−1.1]	2 (25.0) [−0.3]	1 (12.5) [0.9]	— [−0.7]	8 (100.0)	
計	27 (49.1)	6 (10.9)	16 (29.1)	3 (5.5)	3 (5.5)	55 (100.0)	

注 1 車上盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-1-9表 住居形態別 車上盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他 国 内	計
アパート等	8 (66.7)	—	3 (25.0)	—	1 (8.3)	12 (100.0)
一戸建て	19 (44.2)	6 (14.0)	13 (30.2)	3 (7.0)	2 (4.7)	43 (100.0)
そ の 他	—	—	—	—	—	—
計	27 (49.1)	6 (10.9)	16 (29.1)	3 (5.5)	3 (5.5)	55 (100.0)

注 1 車上盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

3 () 内は、構成比である。

(3) 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（57人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が31人、「いいえ」が24人、「分からない」が2人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、車上盗の被害に遭ったことがあると答えた人の54.4%であった。

被害申告の有無について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、2-1-1-1-10表及び2-1-1-1-11表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-1-10表 都市規模別 車上盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	9 (50.0) [-0.7]	9 (50.0) [0.7]	18 (100.0)	$\chi^2(2)=0.547$ $p=.761$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	12 (57.1) [0.1]	9 (42.9) [-0.1]	21 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	10 (62.5) [0.6]	6 (37.5) [-0.6]	16 (100.0)	
計	31 (56.4)	24 (43.6)	55 (100.0)	

注 1 車上盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-1-11表 世帯人数別 車上盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	2 (33.3) [-1.2]	4 (66.7) [1.2]	6 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.194$
2 人	9 (52.9) [-0.3]	8 (47.1) [0.3]	17 (100.0)	
3 人	11 (73.3) [1.6]	4 (26.7) [-1.6]	15 (100.0)	
4 人	3 (33.3) [-1.5]	6 (66.7) [1.5]	9 (100.0)	
5 人以上	6 (75.0) [1.1]	2 (25.0) [-1.1]	8 (100.0)	
計	31 (56.4)	24 (43.6)	55 (100.0)	

注 1 車上盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 自動車損壊

(1) 被害の状況

自動車の所有に係る質問について「あり」と答えた人(3,529人)に対して、「過去5年間に、盗難とは別に、あなたや御家族が持っている自家用の自動車を、わざと傷付けられたり、壊されたりしたことがありましたか。確実になくても、あなたがわざとであると考える場合は、それを含めてください。なお、交通事故は含めないでください。」と質問したところ、「ある」と答えた人は196人(5.6%)であった。

被害の有無について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、2-1-1-2-1表から2-1-1-2-3表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、住居形態別で有意な関連性が見られた。「アパート等」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「一戸建て」において、同構成比が低かった。

2-1-1-2-1表 都市規模別 自動車損壊被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	47 (6.2) [0.8]	708 (93.8) [-0.8]	755 (100.0)	$\chi^2(2)=5.088$ $p=.079$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	94 (6.3) [1.5]	1,406 (93.7) [-1.5]	1,500 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	55 (4.4) [-2.3]	1,189 (95.6) [2.3]	1,244 (100.0)	
計	196 (5.6)	3,303 (94.4)	3,499 (100.0)	

注 1 自動車損壊被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-2-2表 世帯人数別 自動車損壊被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	22 (7.4) [1.4]	274 (92.6) [-1.4]	296 (100.0)	$\chi^2(4)=3.104$ $p=.541$
2 人	60 (5.6) [-0.0]	1,011 (94.4) [0.0]	1,071 (100.0)	
3 人	42 (4.8) [-1.2]	837 (95.2) [1.2]	879 (100.0)	
4 人	47 (5.9) [0.4]	754 (94.1) [-0.4]	801 (100.0)	
5人以上	25 (5.6) [0.0]	420 (94.4) [-0.0]	445 (100.0)	
計	196 (5.6)	3,296 (94.4)	3,492 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自動車損壊被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-2-3表 住居形態別 自動車損壊被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	54 (7.2) [2.2]	692 (92.8) [-2.2]	746 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.008$
一戸建て	139 (5.1) [-2.5]	2,591 (94.9) [2.5]	2,730 (100.0)	
そ の 他	3 (17.6) [2.2]	14 (82.4) [-2.2]	17 (100.0)	
計	196 (5.6)	3,297 (94.4)	3,493 (100.0)	

注 1 住居形態又は自動車損壊被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害を受けた場所について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、**2-1-1-2-4表**から**2-1-1-2-6表**のとおりである。 χ^2 検定、Fisherの正確確率検定又はモンテカルロ法による検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-2-4表 都市規模別 自動車損壊の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他 国 内	計	検定結果
政令指定都市等	15 (32.6) [1.5]	10 (21.7) [1.6]	9 (19.6) [-2.8]	6 (13.0) [0.8]	6 (13.0) [-0.3]	46 (100.0)	$\chi^2(8)=14.676$ $p=.066$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	21 (25.6) [0.3]	9 (11.0) [-1.2]	36 (43.9) [1.8]	4 (4.9) [-2.1]	12 (14.6) [0.1]	82 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	8 (15.4) [-1.8]	7 (13.5) [-0.2]	21 (40.4) [0.7]	8 (15.4) [1.5]	8 (15.4) [0.2]	52 (100.0)	
計	44 (24.4)	26 (14.4)	66 (36.7)	18 (10.0)	26 (14.4)	180 (100.0)	

注 1 自動車損壊の被害場所が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-2-5表 世帯人数別 自動車損壊の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他 国 内	計	検定結果
1 人	6 (30.0) [0.6]	5 (25.0) [1.4]	6 (30.0) [-0.7]	2 (10.0) [0.0]	1 (5.0) [-1.3]	20 (100.0)	モンテカルロ法 $p=.966$
2 人	13 (24.1) [-0.1]	7 (13.0) [-0.4]	20 (37.0) [0.1]	5 (9.3) [-0.2]	9 (16.7) [0.6]	54 (100.0)	
3 人	10 (26.3) [0.3]	5 (13.2) [-0.3]	14 (36.8) [0.0]	3 (7.9) [-0.5]	6 (15.8) [0.3]	38 (100.0)	
4 人	10 (22.2) [-0.4]	8 (17.8) [0.7]	17 (37.8) [0.2]	4 (8.9) [-0.3]	6 (13.3) [-0.2]	45 (100.0)	
5人以上	5 (21.7) [-0.3]	1 (4.3) [-1.5]	9 (39.1) [0.3]	4 (17.4) [1.3]	4 (17.4) [0.4]	23 (100.0)	
計	44 (24.4)	26 (14.4)	66 (36.7)	18 (10.0)	26 (14.4)	180 (100.0)	

注 1 自動車損壊の被害場所が不詳の者を除く。

注 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-2-6表 住居形態別 自動車損壊の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他 国 内	計	検定結果
アパート等	17 (35.4) [2.1]	5 (10.4) [-0.9]	15 (31.3) [-0.9]	5 (10.4) [0.1]	6 (12.5) [-0.4]	48 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.232$
一戸建て	26 (20.2) [-2.1]	20 (15.5) [0.6]	51 (39.5) [1.3]	12 (9.3) [-0.5]	20 (15.5) [0.6]	129 (100.0)	
そ の 他	1 (33.3) [0.4]	1 (33.3) [0.9]	- [-1.3]	1 (33.3) [1.4]	- [-0.7]	3 (100.0)	
計	44 (24.4)	26 (14.4)	66 (36.7)	18 (10.0)	26 (14.4)	180 (100.0)	

注 1 自動車損壊の被害場所が不詳の者を除く。

注 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。

注 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

(2) 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（196人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が38人、「いいえ」が150人、「分からない」が8人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、自動車損壊の被害に遭ったことがあると答えた人の19.4%であった。

被害申告の有無について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、2-1-1-2-7表及び2-1-1-2-8表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-2-7表 都市規模別 自動車損壊被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	12 (26.7) [1.2]	33 (73.3) [-1.2]	45 (100.0)	$\chi^2(2)=3.631$ $p=.163$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	13 (14.4) [-1.9]	77 (85.6) [1.9]	90 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	13 (24.5) [0.9]	40 (75.5) [-0.9]	53 (100.0)	
計	38 (20.2)	150 (79.8)	188 (100.0)	

注 1 自動車損壊被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-2-8表 世帯人数別 自動車損壊被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	5 (23.8) [0.4]	16 (76.2) [-0.4]	21 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.649$
2 人	10 (17.5) [-0.6]	47 (82.5) [0.6]	57 (100.0)	
3 人	10 (25.6) [0.9]	29 (74.4) [-0.9]	39 (100.0)	
4 人	7 (14.9) [-1.0]	40 (85.1) [1.0]	47 (100.0)	
5 人以上	6 (25.0) [0.6]	18 (75.0) [-0.6]	24 (100.0)	
計	38 (20.2)	150 (79.8)	188 (100.0)	

注 1 自動車損壊被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 バイク盗

(1) 原動機付自転車・自動二輪車所有世帯の特徴

原動機付自転車又は自動二輪車（以下「バイク」という。）の盗難の被害に遭った世帯の特徴を検討する前提として、まず、バイクを所有している世帯の特徴を見る。

調査回答者（4,179人）に対し、「過去5年間に、あなたや御家族で、原付バイクや自動二輪車（スクーター、オートバイなど）を持っていた人はいましたか。」と質問したところ、「はい」と答えた人は778人で、調査回答者の18.6%であった。

バイクの所有状況について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、2-1-1-3-1表から2-1-1-3-3表のとおりである。 χ^2 検定の結果、いずれも有意な関連性が見られた。都市規模別では、「人口10万人未満の市町村」において、バイクの所有「あり」の構成比が高く、「政令指定都市等」において、同構成比が低かった。世帯人数別では、「4人」及び「5人以上」において、バイクの所有「あり」の構成比が高く、「1人」及び「2人」において、同構成比が低かった。住居形態別では、「一戸建て」において、バイクの所有「あり」の構成比が高く、「アパート等」において、同構成比が低かった。

2-1-1-3-1表 都市規模別 バイクの所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	167 (15.5) [-3.0]	908 (84.5) [3.0]	1,075 (100.0)	$\chi^2(2)=9.724$ $p=.008$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	336 (19.2) [0.8]	1,415 (80.8) [-0.8]	1,751 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	275 (20.3) [2.0]	1,078 (79.7) [-2.0]	1,353 (100.0)	
計	778 (18.6)	3,401 (81.4)	4,179 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-3-2表 世帯人数別 バイクの所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	55 (11.0) [-4.8]	445 (89.0) [4.8]	500 (100.0)	$\chi^2(4)=43.786$ $p<.001$
2 人	209 (16.3) [-2.8]	1,072 (83.7) [2.8]	1,281 (100.0)	
3 人	201 (20.1) [1.2]	801 (79.9) [-1.2]	1,002 (100.0)	
4 人	197 (22.4) [3.1]	682 (77.6) [-3.1]	879 (100.0)	
5人以上	116 (24.5) [3.4]	357 (75.5) [-3.4]	473 (100.0)	
計	778 (18.8)	3,357 (81.2)	4,135 (100.0)	

注 1 世帯人数が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-3-3表 住居形態別 バイクの所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	138 (13.0) [-5.6]	925 (87.0) [5.6]	1,063 (100.0)	$\chi^2(2) = 31.470$ $p < .001$
一戸建て	630 (20.8) [5.5]	2,401 (79.2) [-5.5]	3,031 (100.0)	
そ の 他	9 (20.0) [0.2]	36 (80.0) [-0.2]	45 (100.0)	
計	777 (18.8)	3,362 (81.2)	4,139 (100.0)	

注 1 住居形態が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

(2) 被害の状況

バイクの所有に係る質問について「あり」と答えた人(778人)に対して、「過去5年間に、あなたや御家族で、原付バイクや自動二輪車を盗まれたことがありましたか。」と質問したところ、「ある」と答えた人は13人(1.7%)であった。

被害の有無について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、**2-1-1-3-4表**から**2-1-1-3-6表**のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-3-4表 都市規模別 バイク盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	4 (2.4) [0.8]	161 (97.6) [-0.8]	165 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p = .255$
人口10万人以上の市	7 (2.1) [0.8]	329 (97.9) [-0.8]	336 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	2 (0.7) [-1.5]	273 (99.3) [1.5]	275 (100.0)	
計	13 (1.7)	763 (98.3)	776 (100.0)	

注 1 バイク盗被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-3-5表 世帯人数別 バイク盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	1 (1.8) [0.1]	54 (98.2) [-0.1]	55 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.960$
2 人	4 (1.9) [0.3]	205 (98.1) [-0.3]	209 (100.0)	
3 人	4 (2.0) [0.4]	197 (98.0) [-0.4]	201 (100.0)	
4 人	3 (1.5) [-0.2]	192 (98.5) [0.2]	195 (100.0)	
5人以上	1 (0.9) [-0.7]	115 (99.1) [0.7]	116 (100.0)	
計	13 (1.7)	763 (98.3)	776 (100.0)	

注 1 バイク盗被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-3-6表 住居形態別 バイク盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	2 (1.5) [-0.2]	135 (98.5) [0.2]	137 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.156$
一戸建て	10 (1.6) [-0.4]	619 (98.4) [0.4]	629 (100.0)	
そ の 他	1 (11.1) [2.2]	8 (88.9) [-2.2]	9 (100.0)	
計	13 (1.7)	762 (98.3)	775 (100.0)	

注 1 住居形態又はバイク盗被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害を受けた場所について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、**2-1-1-3-7表**から**2-1-1-3-9表**のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-3-7表 都市規模別 バイク盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	計	検定結果
政令指定都市等	2 (50.0) [-0.6]	— [-0.7]	1 (25.0) [0.6]	1 (25.0) [0.6]	4 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=1.000$
人口 10 万人 以 上 の 市	4 (57.1) [-0.4]	1 (14.3) [1.0]	1 (14.3) [-0.1]	1 (14.3) [-0.1]	7 (100.0)	
人口 10 万人 未 満 の 市 町 村	2 (100.0) [1.2]	— [-0.4]	— [-0.7]	— [-0.7]	2 (100.0)	
計	8 (61.5)	1 (7.7)	2 (15.4)	2 (15.4)	13 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-3-8表 世帯人数別 バイク盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	計	検定結果
1 人	— [-1.3]	— [-0.3]	— [-0.4]	1 (100.0) [2.4]	1 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.802$
2 人	2 (50.0) [-0.6]	— [-0.7]	1 (25.0) [0.6]	1 (25.0) [0.6]	4 (100.0)	
3 人	3 (75.0) [0.7]	1 (25.0) [1.6]	— [-1.0]	— [-1.0]	4 (100.0)	
4 人	2 (66.7) [0.2]	— [-0.6]	1 (33.3) [1.0]	— [-0.8]	3 (100.0)	
5 人以上	1 (100.0) [0.8]	— [-0.3]	— [-0.4]	— [-0.4]	1 (100.0)	
計	8 (61.5)	1 (7.7)	2 (15.4)	2 (15.4)	13 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-3-9表 住居形態別 バイク盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職 場	計	検定結果
アパート等	1 (50.0) [-0.4]	— [-0.4]	— [-0.7]	1 (50.0) [1.5]	2 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.804$
一 戸 建 て	6 (60.0) [-0.2]	1 (10.0) [0.6]	2 (20.0) [0.8]	1 (10.0) [-1.0]	10 (100.0)	
そ の 他	1 (100.0) [0.8]	— [-0.3]	— [-0.4]	— [-0.4]	1 (100.0)	
計	8 (61.5)	1 (7.7)	2 (15.4)	2 (15.4)	13 (100.0)	

注 1 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

(3) 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（13人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が12人、「いいえ」が1人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、バイク盗の被害に遭ったことがあると答えた人の92.3%であった。

被害申告の有無について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、2-1-1-3-10表及び2-1-1-3-11表のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-3-10表 都市規模別 バイク盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	4 (100.0) [0.7]	－ [－0.7]	4 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.154$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	7 (100.0) [1.1]	－ [－1.1]	7 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	1 (50.0) [－2.4]	1 (50.0) [2.4]	2 (100.0)	
計	12 (92.3)	1 (7.7)	13 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-3-11表 世帯人数別 バイク盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	1 (100.0) [0.3]	－ [－0.3]	1 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=1.000$
2 人	4 (100.0) [0.7]	－ [－0.7]	4 (100.0)	
3 人	3 (75.0) [－1.6]	1 (25.0) [1.6]	4 (100.0)	
4 人	3 (100.0) [0.6]	－ [－0.6]	3 (100.0)	
5人以上	1 (100.0) [0.3]	－ [－0.3]	1 (100.0)	
計	12 (92.3)	1 (7.7)	13 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4 自転車盗

(1) 自転車所有世帯の特徴

自転車盗の被害に遭った世帯の特徴を検討する前提として、まず、自転車を所有している世帯の特徴を見る。

調査回答者（4,179人）に対し、「過去5年間に、あなたや御家族で、自転車（子供用も含みます）を持っていた人はいましたか。」と質問したところ、「はい」と答えた人は2,839人で、調査回答者の67.9%であった。

自転車の所有状況について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、**2-1-1-4-1表**から**2-1-1-4-3表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、いずれも有意な関連性が見られた。都市規模別では、「人口10万人以上の市」において、自転車の所有「あり」の構成比が高く、「人口10万人未満の市町村」において、同構成比が低かった。世帯人数別では、「4人」及び「5人以上」において、自転車の所有「あり」の構成比が高く、「1人」及び「2人」において、同構成比が低かった。住居形態別では、「一戸建て」において、自転車の所有「あり」の構成比が高く、「アパート等」において、同構成比が低かった。

2-1-1-4-1表 都市規模別 自転車の所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	748 (69.6) [1.3]	327 (30.4) [-1.3]	1,075 (100.0)	$\chi^2(2)=20.964$ $p<.001$
人口10万人以上の市	1,236 (70.6) [3.1]	515 (29.4) [-3.1]	1,751 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	855 (63.2) [-4.5]	498 (36.8) [4.5]	1,353 (100.0)	
計	2,839 (67.9)	1,340 (32.1)	4,179 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-4-2表 世帯人数別 自転車の所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	256 (51.2) [-8.9]	244 (48.8) [8.9]	500 (100.0)	$\chi^2(4)=228.078$ $p<.001$
2 人	780 (60.9) [-7.1]	501 (39.1) [7.1]	1,281 (100.0)	
3 人	684 (68.3) [-0.2]	318 (31.7) [0.2]	1,002 (100.0)	
4 人	714 (81.2) [9.1]	165 (18.8) [-9.1]	879 (100.0)	
5人以上	401 (84.8) [8.1]	72 (15.2) [-8.1]	473 (100.0)	
計	2,835 (68.6)	1,300 (31.4)	4,135 (100.0)	

注 1 世帯人数が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-4-3表 住居形態別 自転車の所有状況

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	662 (62.3) [-5.0]	401 (37.7) [5.0]	1,063 (100.0)	$\chi^2(2)=25.425$ $p<.001$
一戸建て	2,140 (70.6) [4.9]	891 (29.4) [-4.9]	3,031 (100.0)	
そ の 他	32 (71.1) [0.4]	13 (28.9) [-0.4]	45 (100.0)	
計	2,834 (68.5)	1,305 (31.5)	4,139 (100.0)	

注 1 住居形態が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

(2) 被害の状況

自転車の所有に係る質問について「あり」と答えた人(2,839人)に対して、「過去5年間に、あなたや御家族で、自転車を盗まれたことがありましたか。」と質問したところ、「ある」と答えた人は167人(5.9%)であった。

被害の有無について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、2-1-1-4-4表から2-1-1-4-6表のとおりである。 χ^2 検定の結果、都市規模別及び住居形態別で有意な関連性が見られた。都市規模別では、「人口10万人以上の市」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「人口10万人未満の市町村」において、同構成比が低かった。住居形態別では、「アパート等」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「一戸建て」において、同構成比が低かった。

2-1-1-4-4表

都市規模別 自転車盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	51 (6.9) [1.3]	693 (93.1) [-1.3]	744 (100.0)	$\chi^2(2)=11.339$ $p=.003$
人口10万人以上の市	85 (6.9) [2.0]	1,146 (93.1) [-2.0]	1,231 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	31 (3.6) [-3.4]	822 (96.4) [3.4]	853 (100.0)	
計	167 (5.9)	2,661 (94.1)	2,828 (100.0)	

注 1 自転車盗被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-4-5表

世帯人数別 自転車盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	18 (7.1) [0.8]	235 (92.9) [-0.8]	253 (100.0)	$\chi^2(4)=2.386$ $p=.665$
2 人	40 (5.1) [-1.1]	739 (94.9) [1.1]	779 (100.0)	
3 人	40 (5.9) [-0.0]	640 (94.1) [0.0]	680 (100.0)	
4 人	41 (5.8) [-0.2]	671 (94.2) [0.2]	712 (100.0)	
5人以上	28 (7.0) [1.0]	372 (93.0) [-1.0]	400 (100.0)	
計	167 (5.9)	2,657 (94.1)	2,824 (100.0)	

注 1 世帯人数又は自転車盗被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-4-6表

住居形態別 自転車盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	52 (7.9) [2.5]	607 (92.1) [-2.5]	659 (100.0)	$\chi^2(2)=6.988$ $p=.030$
一戸建て	112 (5.3) [-2.6]	2,020 (94.7) [2.6]	2,132 (100.0)	
その他	3 (9.4) [0.8]	29 (90.6) [-0.8]	32 (100.0)	
計	167 (5.9)	2,656 (94.1)	2,823 (100.0)	

注 1 住居形態又は自転車盗被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害を受けた場所について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、**2-1-1-4-7表**から**2-1-1-4-9表**のとおりである。Fisherの正確確率検定又はモンテカルロ法による検定の結果、世帯人数別及び住居形態別で有意な関連性が見られた。世帯人数別では、「5人以上」において、「自宅のある市町村内」とする人の構成比が高く、「1人」及び「3人」において、同構成比が低かった。「2人」においては、「職場」とする人の構成比が低かった。住居形態別では、「アパート等」において、「自宅・自宅敷地内」とする人の構成比が高く、「自宅のある市町村内」とする人の構成比が低かった。「一戸建て」においては、「自宅のある市町村内」とする人の構成比が高く、「自宅・自宅敷地内」とする人の構成比が低かった。

2-1-1-4-7表 都市規模別 自転車盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他 国 内	計	検定結果
政令指定都市等	23 (45.1) [1.2]	10 (19.6) [-0.1]	11 (21.6) [-0.9]	3 (5.9) [-0.5]	4 (7.8) [-0.0]	51 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.709$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	33 (39.3) [0.2]	17 (20.2) [0.0]	22 (26.2) [-0.0]	7 (8.3) [0.5]	5 (6.0) [-1.0]	84 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	7 (24.1) [-1.7]	6 (20.7) [0.1]	10 (34.5) [1.1]	2 (6.9) [-0.1]	4 (13.8) [1.3]	29 (100.0)	
計	63 (38.4)	33 (20.1)	43 (26.2)	12 (7.3)	13 (7.9)	164 (100.0)	

注 1 自転車盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-4-8表 世帯人数別 自転車盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他 国 内	計	検定結果
1 人	9 (52.9) [1.3]	4 (23.5) [0.4]	1 (5.9) [-2.0]	1 (5.9) [-0.2]	2 (11.8) [0.6]	17 (100.0)	モンテカルロ法 $p=.035$
2 人	18 (45.0) [1.0]	8 (20.0) [-0.0]	11 (27.5) [0.2]	— [-2.0]	3 (7.5) [-0.1]	40 (100.0)	
3 人	18 (46.2) [1.1]	9 (23.1) [0.5]	5 (12.8) [-2.2]	5 (12.8) [1.5]	2 (5.1) [-0.7]	39 (100.0)	
4 人	11 (26.8) [-1.8]	9 (22.0) [0.3]	14 (34.1) [1.3]	5 (12.2) [1.4]	2 (4.9) [-0.8]	41 (100.0)	
5人以上	7 (25.9) [-1.5]	3 (11.1) [-1.3]	12 (44.4) [2.4]	1 (3.7) [-0.8]	4 (14.8) [1.4]	27 (100.0)	
計	63 (38.4)	33 (20.1)	43 (26.2)	12 (7.3)	13 (7.9)	164 (100.0)	

注 1 自転車盗の被害場所が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-4-9表 住居形態別 自転車盗の被害場所

区 分	自宅・ 自宅敷地内	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他 国 内	計	検定結果
アパート等	28 (53.8) [2.8]	12 (23.1) [0.6]	6 (11.5) [-2.9]	3 (5.8) [-0.5]	3 (5.8) [-0.7]	52 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.022$
一 戸 建 て	34 (31.2) [-2.7]	21 (19.3) [-0.4]	36 (33.0) [2.8]	9 (8.3) [0.7]	9 (8.3) [0.2]	109 (100.0)	
そ の 他	1 (33.3) [-0.2]	— [—0.9]	1 (33.3) [0.3]	— [—0.5]	1 (33.3) [1.6]	3 (100.0)	
計	63 (38.4)	33 (20.1)	43 (26.2)	12 (7.3)	13 (7.9)	164 (100.0)	

注 1 自転車盗の被害場所が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

(3) 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（167人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が96人、「いいえ」が66人、「分からない」が5人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、自転車盗の被害に遭ったことがあると答えた人の57.5%であった。

被害申告の有無について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、2-1-1-4-10表及び2-1-1-4-11表のとおりである。 χ^2 検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-4-10表 都市規模別 自転車盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	35 (70.0) [1.9]	15 (30.0) [-1.9]	50 (100.0)	$\chi^2(2)=3.686$ $p=.158$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	43 (53.1) [-1.6]	38 (46.9) [1.6]	81 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	18 (58.1) [-0.2]	13 (41.9) [0.2]	31 (100.0)	
計	96 (59.3)	66 (40.7)	162 (100.0)	

注 1 自転車盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-4-11表 世帯人数別 自転車盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	11 (64.7) [0.5]	6 (35.3) [-0.5]	17 (100.0)	$\chi^2(4)=1.602$ $p=.808$
2 人	24 (63.2) [0.6]	14 (36.8) [-0.6]	38 (100.0)	
3 人	20 (52.6) [-1.0]	18 (47.4) [1.0]	38 (100.0)	
4 人	23 (56.1) [-0.5]	18 (43.9) [0.5]	41 (100.0)	
5人以上	18 (64.3) [0.6]	10 (35.7) [-0.6]	28 (100.0)	
計	96 (59.3)	66 (40.7)	162 (100.0)	

注 1 自転車盗被害申告の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

5 あおり運転

(1) 自動車等運転世帯の特徴

あおり運転の被害に遭った世帯の特徴を検討する前提として、まず、自転車、バイク又は自動車（以下「自動車等」という。）を運転している世帯の特徴を見る。

調査回答者（4,179人）に対し、「過去5年間に、あなたや御家族で、自転車（子供用も含みます）、原付バイク・自動二輪車、又は自動車（乗用車のほか、バン、トラックなどの貨物車も含みます）を運転していた人はいましたか。」と質問したところ、「はい」と答えた人は3,505人で、調査回答者の83.9%であった。

自動車等の運転状況について、都市規模別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、2-1-1-5-1表から2-1-1-5-3表のとおりである。 χ^2 検定の結果、いずれも有意な関連性が見られた。都市規模別では、「人口10万人未満の市町村」において、自動車等の運転者「あり」の構成比が高く、「政令指定都市等」において、同構成比が低かった。世帯人数別では、「3人」、「4人」及び「5人以上」において、自動車等の運転者「あり」の構成比が高く、「1人」において、同構成比が低かった。住居形態別では、「一戸建て」において、自動車等の運転者「あり」の構成比が高く、「アパート等」において、同構成比が低かった。

2-1-1-5-1 表

都市規模別 自動車等の運転者の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	853 (79.3) [-4.7]	222 (20.7) [4.7]	1,075 (100.0)	$\chi^2(2)=23.530$ $p<.001$
人口10万人以上の市	1,483 (84.7) [1.2]	268 (15.3) [-1.2]	1,751 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	1,169 (86.4) [3.1]	184 (13.6) [-3.1]	1,353 (100.0)	
計	3,505 (83.9)	674 (16.1)	4,179 (100.0)	

注 1 「自動車等」は、自動車、バイク又は自転車という。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-5-2 表

世帯人数別 自動車等の運転者の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	334 (66.8) [-11.8]	166 (33.2) [11.8]	500 (100.0)	$\chi^2(4)=166.483$ $p<.001$
2 人	1,069 (83.5) [-1.4]	212 (16.5) [1.4]	1,281 (100.0)	
3 人	868 (86.6) [2.0]	134 (13.4) [-2.0]	1,002 (100.0)	
4 人	798 (90.8) [5.7]	81 (9.2) [-5.7]	879 (100.0)	
5人以上	430 (90.9) [4.0]	43 (9.1) [-4.0]	473 (100.0)	
計	3,499 (84.6)	636 (15.4)	4,135 (100.0)	

注 1 「自動車等」は、自動車、バイク又は自転車という。
 2 世帯人数が不詳の者を除く。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-5-3 表

住居形態別 自動車等の運転者の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	816 (76.8) [-8.1]	247 (23.2) [8.1]	1,063 (100.0)	$\chi^2(2)=75.191$ $p<.001$
一戸建て	2,651 (87.5) [8.6]	380 (12.5) [-8.6]	3,031 (100.0)	
そ の 他	32 (71.1) [-2.5]	13 (28.9) [2.5]	45 (100.0)	
計	3,499 (84.5)	640 (15.5)	4,139 (100.0)	

注 1 「自動車等」は、自動車、バイク又は自転車という。
 2 住居形態が不詳の者を除く。
 3 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 4 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

（２）被害の状況

自動車等の運転状況に係る質問について「あり」と答えた人（3,505人）に対して、「過去5年間に、あなたや御家族で、あおり運転の被害に遭ったことがありましたか。」と質問したところ、「ある」と答えた人は580人（16.5%）であった。

被害の有無について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、**2-1-1-5-4表**及び**2-1-1-5-5表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、いずれも有意な関連性が見られた。都市規模別では、「人口10万人以上の市」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「政令指定都市等」において、同構成比が低かった。世帯人数別では、「4人」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「1人」及び「2人」において、同構成比が低かった。

2-1-1-5-4表

都市規模別 あおり運転被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	109 (13.2) [-3.4]	718 (86.8) [3.4]	827 (100.0)	$\chi^2(2)=12.399$ $p=.002$
人口10万人以上の市	271 (18.9) [2.4]	1,165 (81.1) [-2.4]	1,436 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	200 (17.7) [0.6]	933 (82.3) [-0.6]	1,133 (100.0)	
計	580 (17.1)	2,816 (82.9)	3,396 (100.0)	

注 1 あおり運転被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-5-5表

世帯人数別 あおり運転被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	40 (12.2) [-2.5]	288 (87.8) [2.5]	328 (100.0)	$\chi^2(4)=23.993$ $p<.001$
2 人	144 (13.9) [-3.3]	895 (86.1) [3.3]	1,039 (100.0)	
3 人	152 (18.0) [0.8]	694 (82.0) [-0.8]	846 (100.0)	
4 人	161 (21.0) [3.3]	606 (79.0) [-3.3]	767 (100.0)	
5人以上	81 (19.8) [1.6]	329 (80.2) [-1.6]	410 (100.0)	
計	578 (17.1)	2,812 (82.9)	3,390 (100.0)	

注 1 世帯人数又はあおり運転被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

あおり運転の被害に遭ったときに運転していた車両について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、**2-1-1-5-6表**及び**2-1-1-5-7表**のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、都市規模別で有意な関連性が見られ、「政令指定都市等」において、「自転車」とする人の構成比が高く、「自動車」とする人の構成比が低く、「人口10万人以上の市」において、「自転車」とする人の構成比が低かった。

2-1-1-5-6表 都市規模別 あおり運転の被害時に運転していた車両

区 分	自転車	バイク	自動車	計	検定結果
政令指定都市等	12 (11.0) [4.6]	3 (2.8) [0.2]	94 (86.2) [-3.7]	109 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.002$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	5 (1.9) [-2.1]	7 (2.6) [0.3]	256 (95.5) [1.5]	268 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	4 (2.0) [-1.5]	4 (2.0) [-0.5]	191 (96.0) [1.5]	199 (100.0)	
計	21 (3.6)	14 (2.4)	541 (93.9)	576 (100.0)	

注 1 あおり運転の被害時に運転していた車両が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-5-7表 世帯人数別 あおり運転の被害時に運転していた車両

区 分	自転車	バイク	自動車	計	検定結果
1 人	1 (2.5) [-0.4]	3 (7.5) [2.2]	36 (90.0) [-1.1]	40 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.344$
2 人	6 (4.2) [0.4]	4 (2.8) [0.3]	133 (93.0) [-0.5]	143 (100.0)	
3 人	8 (5.3) [1.3]	4 (2.6) [0.2]	139 (92.1) [-1.1]	151 (100.0)	
4 人	5 (3.1) [-0.4]	3 (1.9) [-0.6]	153 (95.0) [0.7]	161 (100.0)	
5人以上	1 (1.3) [-1.2]	— [-1.5]	78 (98.7) [1.9]	79 (100.0)	
計	21 (3.7)	14 (2.4)	539 (93.9)	574 (100.0)	

注 1 世帯人数又はあおり運転の被害時に運転していた車両が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

（３）被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（580人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が13人、「いいえ」が559人、「分からない」が8人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、あおり運転の被害に遭ったことがあると答えた人の2.2%であった。

被害申告の有無について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、2-1-1-5-8表及び2-1-1-5-9表のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-1-5-8表

都市規模別 あおり運転被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	4 (3.7) [1.1]	104 (96.3) [-1.1]	108 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.498$
人口10万人以上の市	5 (1.9) [-0.6]	260 (98.1) [0.6]	265 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	4 (2.0) [-0.3]	195 (98.0) [0.3]	199 (100.0)	
計	13 (2.3)	559 (97.7)	572 (100.0)	

注 1 あおり運転被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-1-5-9表

世帯人数別 あおり運転被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	1 (2.6) [0.1]	38 (97.4) [-0.1]	39 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.853$
2 人	3 (2.1) [-0.2]	139 (97.9) [0.2]	142 (100.0)	
3 人	3 (2.0) [-0.3]	147 (98.0) [0.3]	150 (100.0)	
4 人	3 (1.9) [-0.4]	157 (98.1) [0.4]	160 (100.0)	
5人以上	3 (3.8) [1.0]	76 (96.2) [-1.0]	79 (100.0)	
計	13 (2.3)	557 (97.7)	570 (100.0)	

注 1 世帯人数又はあおり運転被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

6 まとめ

乗り物関係の被害について、被害の有無や捜査機関への被害申告の有無等を属性等との関係から概観すると、以下のような特徴が挙げられる。

- ① 被害の状況について、あおり運転の被害に遭ったことがあると答えた人の構成比は16.5%で、他の犯罪と比べて特に高かった。
- ② 被害の有無については、車上盗及びバイク盗では、有意な関連性が見られなかった一方、自動車損壊、自転車盗及びあおり運転では、都市規模別、世帯人数別又は住居形態別において有意な関連性が見られた。自転車盗及びあおり運転では、都市規模別において有意な関連性が見られ、いずれも「人口10万人以上の市」で被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、自転車盗では、「人口10万人未満の市町村」の同構成比が、あおり運転では、「政令指定都市等」の同構成比がそれぞれ低かった。また、あおり運転では、世帯人数別でも有意な関連性が見られ、「4人」において被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「1人」及び「2人」において同構成比が低かった。
さらに、自動車損壊及び自転車盗では、住居形態別において有意な関連性が見られ、自動車損壊、自転車盗共に、「アパート等」で被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「一戸建て」の同構成比が低かった。
- ③ 被害を受けた場所について、車上盗、自動車損壊及びバイク盗では有意な関連性は見られなかったものの、自転車盗では、世帯人数別及び住居形態別において有意な関連性が見られた。住居形態別について見ると、「アパート等」において、「自宅・自宅敷地内」で被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「自宅のある市町村内」の同構成比が低かった一方、「一戸建て」においては、「自宅のある市町村内」の同構成比が高く、「自宅・自宅敷地内」の同構成比が低かった。
- ④ あおり運転の被害に遭ったときに運転していた車両について、都市規模別で有意な関連性が見られた。「政令指定都市等」では、「自転車」と答えた人の構成比が高く、「自動車」の同構成比が低く、「人口10万人以上の市」では、「自転車」の同構成比が低かった。
- ⑤ 捜査機関への被害の申告状況について、被害に遭ったことがあると答えた人に占める捜査機関に被害を届け出たと答えた人の割合を高いものから見ると、バイク盗（92.3%）、自転車盗（57.5%）、車上盗（54.4%）、自動車損壊（19.4%）、あおり運転（2.2%）であった。

第2節 不法侵入被害

本節では、世帯犯罪被害のうち、過去5年間の不法侵入の被害について検討する。

1 被害の状況

調査回答者（4,179人）に対し、「過去5年間に、誰かがあなたの自宅に許可なく入り込み、お金や物を盗んだこと、又は盗もうとしたことがありましたか。なお、ここでいう「自宅」には、車庫、物置、倉庫、別荘は含めないでください。」と質問したところ、「はい」と答えた人は77人で、調査回答者の1.8%であった。また、実際に金銭や物を盗まれたか尋ねたところ、「はい」が45人、「いいえ」が31人、「分からない」が1人であり、不法侵入の被害に遭ったと答えた人の58.4%が、金品盗の被害（以下この節において「金品被害」という。）に遭っていた。

被害の有無について、都市規模別、世帯人数別、住居形態別及び防犯設備の有無別を見ると、**2-1-2-1-1表**から**2-1-2-1-4表**のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、住居形態別について有意な関連性が見られ、「アパート等」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が低かった。

2-1-2-1-1表

都市規模別 不法侵入被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	15 (1.4) [-1.3]	1,046 (98.6) [1.3]	1,061 (100.0)	$\chi^2(2)=1.693$ $p=.429$
人口10万人以上の市	36 (2.1) [0.9]	1,687 (97.9) [-0.9]	1,723 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	26 (1.9) [0.2]	1,315 (98.1) [-0.2]	1,341 (100.0)	
計	77 (1.9)	4,048 (98.1)	4,125 (100.0)	

注 1 不法侵入被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-2-1-2表 世帯人数別 不法侵入被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	13 (2.6) [1.3]	484 (97.4) [-1.3]	497 (100.0)	$\chi^2(4)=4.137$ $p=.388$
2 人	28 (2.2) [1.0]	1,249 (97.8) [-1.0]	1,277 (100.0)	
3 人	15 (1.5) [-1.0]	981 (98.5) [1.0]	996 (100.0)	
4 人	12 (1.4) [-1.2]	863 (98.6) [1.2]	875 (100.0)	
5人以上	9 (1.9) [0.1]	460 (98.1) [-0.1]	469 (100.0)	
計	77 (1.9)	4,037 (98.1)	4,114 (100.0)	

注 1 世帯人数又は不法侵入被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-2-1-3表 住居形態別 不法侵入被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	9 (0.8) [-2.8]	1,050 (99.2) [2.8]	1,059 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p<.001$
一戸建て	63 (2.1) [1.9]	2,951 (97.9) [-1.9]	3,014 (100.0)	
そ の 他	4 (8.9) [3.5]	41 (91.1) [-3.5]	45 (100.0)	
計	76 (1.8)	4,042 (98.2)	4,118 (100.0)	

注 1 住居形態又は不法侵入被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-2-1-4表 防犯設備の有無別 不法侵入被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
防犯設備あり	55 (2.2) [1.7]	2,490 (97.8) [-1.7]	2,545 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.114$
防犯設備なし	20 (1.4) [-1.7]	1,403 (98.6) [1.7]	1,423 (100.0)	
計	75 (1.9)	3,893 (98.1)	3,968 (100.0)	

注 1 防犯設備の有無又は不法侵入被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 被害の申告状況

不法侵入の被害に遭ったことがあると答えた人（77人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が38人、「いいえ」が37人、「分からない」が2人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、不法侵入の被害に遭ったことがあると答えた人の49.4%であった。

被害申告の有無について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、2-1-2-1-5表及び2-1-2-1-6表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-1-2-1-5表

都市規模別 不法侵入被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	7 (46.7) [-0.3]	8 (53.3) [0.3]	15 (100.0)	$\chi^2(2)=0.164$ $p=.921$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	19 (52.8) [0.4]	17 (47.2) [-0.4]	36 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	12 (50.0) [-0.1]	12 (50.0) [0.1]	24 (100.0)	
計	38 (50.7)	37 (49.3)	75 (100.0)	

注 1 不法侵入被害申告の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-1-2-1-6表

世帯人数別 不法侵入被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	2 (15.4) [-2.8]	11 (84.6) [2.8]	13 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.088$
2 人	16 (57.1) [0.9]	12 (42.9) [-0.9]	28 (100.0)	
3 人	9 (60.0) [0.8]	6 (40.0) [-0.8]	15 (100.0)	
4 人	6 (60.0) [0.6]	4 (40.0) [-0.6]	10 (100.0)	
5人以上	5 (55.6) [0.3]	4 (44.4) [-0.3]	9 (100.0)	
計	38 (50.7)	37 (49.3)	75 (100.0)	

注 1 不法侵入被害申告の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

また、被害申告の有無について、金品被害の有無別に見ると、2-1-2-1-7表のとおりである。
Fisherの正確確率検定の結果、有意な関連性は見られなかった。

2-1-2-1-7表 金品被害の有無別 不法侵入被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
金品被害あり	27 (61.4) [2.1]	17 (38.6) [-2.1]	44 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.058$
金品被害なし	11 (36.7) [-2.1]	19 (63.3) [2.1]	30 (100.0)	
計	38 (51.4)	36 (48.6)	74 (100.0)	

注 1 金品被害の有無又は不法侵入被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 まとめ

不法侵入被害について、被害の有無及び捜査機関への被害申告の有無を属性等との関係から概観すると、以下のような特徴が挙げられる。

- ① 被害の有無について、住居形態別で有意な関連性が見られ、「アパート等」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が低かった。
- ② 被害申告の有無について、都市規模、世帯人数及び金品被害の有無による有意な関連性は見られなかった。

第2章 個人犯罪被害

本章では、調査回答者の過去5年間ににおける個人犯罪に関する被害（児童虐待は、過去5年間に限らない被害）の有無を取り上げ、さらに、被害に遭った場合には、一番最近の被害（児童虐待は、最も深刻な被害）について、被害の状況及び被害の申告状況を調査回答者の属性等との関係から検討する。

第1節 強盗・恐喝・ひったくりの被害

1 被害の状況

調査回答者（4,179人）に対し、「過去5年間に、あなたは、誰かから暴行や脅迫を受けて、お金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったことがありますか。ひったくりも含めて考えてください。なお、スリの被害は含めないでください。」と質問したところ、「はい」と答えた人は24人で、調査回答者の0.6%であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別及び就労状況別に見ると、2-2-1-1-1表から2-2-1-1-4表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-2-1-1-1表

都市規模別 強盗・恐喝・ひったくり被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	4 (0.4) [-1.0]	1,060 (99.6) [1.0]	1,064 (100.0)	$\chi^2(2)=1.166$ $p=.558$
人口10万人以上の市	12 (0.7) [0.8]	1,716 (99.3) [-0.8]	1,728 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	8 (0.6) [0.1]	1,339 (99.4) [-0.1]	1,347 (100.0)	
計	24 (0.6)	4,115 (99.4)	4,139 (100.0)	

注 1 強盗・恐喝・ひったくり被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-1-1-2表

男女別 強盗・恐喝・ひったくり被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	13 (0.7) [0.6]	1,987 (99.4) [-0.6]	2,000 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.683$
女 性	11 (0.5) [-0.6]	2,110 (99.5) [0.6]	2,121 (100.0)	
計	24 (0.6)	4,097 (99.4)	4,121 (100.0)	

注 1 性別又は強盗・恐喝・ひったくり被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-1-1-3表

年齢層別 強盗・恐喝・ひったくり被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	6 (0.7) [0.4]	896 (99.3) [-0.4]	902 (100.0)	$\chi^2(2)=0.290$ $p=.865$
40～59歳	7 (0.5) [-0.5]	1,398 (99.5) [0.5]	1,405 (100.0)	
60歳以上	11 (0.6) [0.2]	1,821 (99.4) [-0.2]	1,832 (100.0)	
計	24 (0.6)	4,115 (99.4)	4,139 (100.0)	

注 1 強盗・恐喝・ひったくり被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-1-1-4表

就労状況別 強盗・恐喝・ひったくり被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	11 (0.4) [-1.7]	2,553 (99.6) [1.7]	2,564 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.204$
主婦・主夫	5 (0.8) [0.7]	649 (99.2) [-0.7]	654 (100.0)	
無職・定年	5 (0.8) [0.6]	654 (99.2) [-0.6]	659 (100.0)	
学 生	3 (1.6) [1.9]	185 (98.4) [-1.9]	188 (100.0)	
そ の 他	— [-0.6]	57 (100.0) [0.6]	57 (100.0)	
計	24 (0.6)	4,098 (99.4)	4,122 (100.0)	

注 1 就労状況又は強盗・恐喝・ひったくり被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害に遭ったことがあると答えた人（24人）に対して、被害に遭った場所について質問したところ、「自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む）」が9人、「自宅のある市町村内」が6人、「自宅付近」が5人、「職場」が1人、「分からない」が3人であった。また、加害者との面識について質問したところ、「加害者を知らなかった」が11人、「少なくとも1名は、名前を知っていた」（名前も顔も知っていた場合は、この選択肢を選択している。）及び「加害者を見なかった又は見えなかった」が各5人、「少なくとも1名は、顔を知っていた」が3人であった。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（24人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が11人、「いいえ」が13人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、強盗・恐喝・ひったくりの被害に遭ったことがあると答えた人の45.8%であった。

被害申告の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別及び実被害の有無別に見ると、2-2-1-2-1表から2-2-1-2-4表のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-2-1-2-1表

都市規模別 強盗・恐喝・ひったくり被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	2 (50.0) [0.2]	2 (50.0) [-0.2]	4 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=1.000$
人口10万人以上の市	5 (41.7) [-0.4]	7 (58.3) [0.4]	12 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	4 (50.0) [0.3]	4 (50.0) [-0.3]	8 (100.0)	
計	11 (45.8)	13 (54.2)	24 (100.0)	

注（ ）内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

2-2-1-2-2表 男女別 強盗・恐喝・ひったくり被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	5 (38.5) [-0.8]	8 (61.5) [0.8]	13 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.682$
女 性	6 (54.5) [0.8]	5 (45.5) [-0.8]	11 (100.0)	
計	11 (45.8)	13 (54.2)	24 (100.0)	

注 1 性別が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-1-2-3表 年齢層別 強盗・恐喝・ひったくり被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	2 (33.3) [-0.7]	4 (66.7) [0.7]	6 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.378$
40～59歳	2 (28.6) [-1.1]	5 (71.4) [1.1]	7 (100.0)	
60歳以上	7 (63.6) [1.6]	4 (36.4) [-1.6]	11 (100.0)	
計	11 (45.8)	13 (54.2)	24 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-1-2-4表 実被害の有無別 強盗・恐喝・ひったくり被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
実被害あり	4 (40.0) [-0.5]	6 (60.0) [0.5]	10 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.697$
実被害なし	7 (50.0) [0.5]	7 (50.0) [-0.5]	14 (100.0)	
計	11 (45.8)	13 (54.2)	24 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

第2節 個人に対する窃盗の被害

1 被害の状況

調査回答者（4,179人）に対し、「自転車盗、バイク盗、車からの盗難、不法侵入盗、強盗、恐喝、ひったくりとは別に、過去5年間に、あなたは、盗難の被害に遭ったことがありましたか。」と質問したところ、「はい」と答えた人は61人で、調査回答者の1.5%であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、就労状況別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、2-2-2-1-1表から2-2-2-1-6表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-2-2-1-1表

都市規模別 個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	11 (1.0) [-1.4]	1,051 (99.0) [1.4]	1,062 (100.0)	$\chi^2(2)=2.221$ $p=.329$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	30 (1.7) [1.2]	1,698 (98.3) [-1.2]	1,728 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	20 (1.5) [0.0]	1,324 (98.5) [-0.0]	1,344 (100.0)	
計	61 (1.5)	4,073 (98.5)	4,134 (100.0)	

注 1 個人に対する窃盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-2-1-2表

男女別 個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	34 (1.7) [1.3]	1,964 (98.3) [-1.3]	1,998 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.242$
女 性	26 (1.2) [-1.3]	2,092 (98.8) [1.3]	2,118 (100.0)	
計	60 (1.5)	4,056 (98.5)	4,116 (100.0)	

注 1 性別又は個人に対する窃盗被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-2-1-3表 年齢層別 個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳 以下	13 (1.4) [-0.1]	889 (98.6) [0.1]	902 (100.0)	$\chi^2(2)=3.300$ $p=.192$
40 ～ 59 歳	27 (1.9) [1.7]	1,376 (98.1) [-1.7]	1,403 (100.0)	
60 歳 以上	21 (1.1) [-1.6]	1,808 (98.9) [1.6]	1,829 (100.0)	
計	61 (1.5)	4,073 (98.5)	4,134 (100.0)	

注 1 個人に対する窃盗被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-2-1-4表 就労状況別 個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	43 (1.7) [1.3]	2,519 (98.3) [-1.3]	2,562 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.567$
主婦・主夫	8 (1.2) [-0.6]	644 (98.8) [0.6]	652 (100.0)	
無職・定年	6 (0.9) [-1.3]	652 (99.1) [1.3]	658 (100.0)	
学 生	3 (1.6) [0.1]	185 (98.4) [-0.1]	188 (100.0)	
そ の 他	1 (1.8) [0.2]	56 (98.2) [-0.2]	57 (100.0)	
計	61 (1.5)	4,056 (98.5)	4,117 (100.0)	

注 1 就労状況又は個人に対する窃盗被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-2-1-5表 世帯人数別 個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	8 (1.6) [0.3]	490 (98.4) [-0.3]	498 (100.0)	$\chi^2(4) = 2.041$ $p = .728$
2 人	22 (1.7) [0.9]	1,257 (98.3) [-0.9]	1,279 (100.0)	
3 人	16 (1.6) [0.4]	982 (98.4) [-0.4]	998 (100.0)	
4 人	9 (1.0) [-1.2]	867 (99.0) [1.2]	876 (100.0)	
5人以上	6 (1.3) [-0.4]	467 (98.7) [0.4]	473 (100.0)	
計	61 (1.5)	4,063 (98.5)	4,124 (100.0)	

注 1 世帯人数又は個人に対する窃盗被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-2-1-6表 住居形態別 個人に対する窃盗被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	17 (1.6) [0.4]	1,041 (98.4) [-0.4]	1,058 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p = .882$
一戸建て	44 (1.5) [-0.2]	2,981 (98.5) [0.2]	3,025 (100.0)	
そ の 他	— [-0.8]	45 (100.0) [0.8]	45 (100.0)	
計	61 (1.5)	4,067 (98.5)	4,128 (100.0)	

注 1 住居形態又は個人に対する窃盗被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害に遭ったことがあると答えた人（61人）に対して、被害に遭った場所について質問したところ、「自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む）」が29人、「その他国内」が10人、「自宅のある市町村内」が9人、「自宅付近」が8人、「職場」が5人であった。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（61人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が26人、「いいえ」が34人、「分からない」が1人であ

り、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、個人に対する窃盗の被害に遭ったことがあると答えた人の42.6%であった。

被害申告の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別及び就労状況別に見ると、2-2-2-2-1表から2-2-2-2-4表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-2-2-2-1表 都市規模別 個人に対する窃盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	5 (45.5) [0.2]	6 (54.5) [-0.2]	11 (100.0)	$\chi^2(2)=0.088$ $p=.957$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	12 (41.4) [-0.3]	17 (58.6) [0.3]	29 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	9 (45.0) [0.2]	11 (55.0) [-0.2]	20 (100.0)	
計	26 (43.3)	34 (56.7)	60 (100.0)	

注 1 個人に対する窃盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-2-2-2表 男女別 個人に対する窃盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	12 (35.3) [-1.6]	22 (64.7) [1.6]	34 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.184$
女 性	14 (56.0) [1.6]	11 (44.0) [-1.6]	25 (100.0)	
計	26 (44.1)	33 (55.9)	59 (100.0)	

注 1 性別又は個人に対する窃盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-2-2-3表

年齢層別 個人に対する窃盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳 以 下	5 (38.5) [-0.4]	8 (61.5) [0.4]	13 (100.0)	$\chi^2(2)=0.471$ $p=.790$
40 ～ 59 歳	13 (48.1) [0.7]	14 (51.9) [-0.7]	27 (100.0)	
60 歳 以 上	8 (40.0) [-0.4]	12 (60.0) [0.4]	20 (100.0)	
計	26 (43.3)	34 (56.7)	60 (100.0)	

注 1 個人に対する窃盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-2-2-4表

就労状況別 個人に対する窃盗被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	20 (46.5) [0.8]	23 (53.5) [-0.8]	43 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.130$
主婦・主夫	2 (25.0) [-1.1]	6 (75.0) [1.1]	8 (100.0)	
無職・定年	1 (20.0) [-1.1]	4 (80.0) [1.1]	5 (100.0)	
学 生	3 (100.0) [2.0]	— [-2.0]	3 (100.0)	
そ の 他	— [-0.9]	1 (100.0) [0.9]	1 (100.0)	
計	26 (43.3)	34 (56.7)	60 (100.0)	

注 1 個人に対する窃盗被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

第3節 暴行・脅迫の被害

1 被害の状況

調査回答者（4,179人）に対し、「過去5年間に、あなたは、本当に恐ろしいと感じるような暴行や脅迫を受けたことがありましたか。なお、ストーカー行為、DV（配偶者や恋人など親密な関係にある者等から振るわれる暴力）、児童虐待及び性的暴力は含めないでください。」と質問したところ、「はい」と答えた人は35人で、調査回答者の0.8%であった。被害の内容は、「暴行」（暴行と脅迫の両方を受けた場合は、この選択肢を選択している。）が11人、「脅迫」が20人、「分からない」が4人であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別及び就労状況別に見ると、2-2-3-1-1表から2-2-3-1-4表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-2-3-1-1表 都市規模別 暴行・脅迫被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	10 (0.9) [0.4]	1,055 (99.1) [-0.4]	1,065 (100.0)	$\chi^2(2)=0.151$ $p=.927$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	14 (0.8) [-0.2]	1,717 (99.2) [0.2]	1,731 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	11 (0.8) [-0.1]	1,334 (99.2) [0.1]	1,345 (100.0)	
計	35 (0.8)	4,106 (99.2)	4,141 (100.0)	

注 1 暴行・脅迫被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-3-1-2表 男女別 暴行・脅迫被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	13 (0.6) [-1.1]	1,989 (99.4) [1.1]	2,002 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.301$
女 性	20 (0.9) [1.1]	2,101 (99.1) [-1.1]	2,121 (100.0)	
計	33 (0.8)	4,090 (99.2)	4,123 (100.0)	

注 1 性別又は暴行・脅迫被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-3-1-3表 年齢層別 暴行・脅迫被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳 以下	11 (1.2) [1.4]	894 (98.8) [-1.4]	905 (100.0)	$\chi^2(2) = 2.887$ $p = .236$
40 ～ 59 歳	13 (0.9) [0.4]	1,393 (99.1) [-0.4]	1,406 (100.0)	
60 歳 以上	11 (0.6) [-1.5]	1,819 (99.4) [1.5]	1,830 (100.0)	
計	35 (0.8)	4,106 (99.2)	4,141 (100.0)	

注 1 暴行・脅迫被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-3-1-4表 就労状況別 暴行・脅迫被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	24 (0.9) [0.8]	2,542 (99.1) [-0.8]	2,566 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p = .756$
主婦・主夫	7 (1.1) [0.7]	647 (98.9) [-0.7]	654 (100.0)	
無職・定年	3 (0.5) [-1.2]	656 (99.5) [1.2]	659 (100.0)	
学 生	1 (0.5) [-0.5]	188 (99.5) [0.5]	189 (100.0)	
そ の 他	— [-0.7]	56 (100.0) [0.7]	56 (100.0)	
計	35 (0.8)	4,089 (99.2)	4,124 (100.0)	

注 1 就労状況又は暴行・脅迫被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害に遭ったことがあると答えた人（35人）に対して、被害に遭った場所について質問したところ、「自宅のある市町村内」が10人、「自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む）」が9人、「自宅付近」及び「職場」が各7人、「その他国内」が2人であった。また、加害者との面識について質問したところ、「加害者を知らなかった」が13人、「少なくとも1名は、名前を知っていた」（名前も顔も知っていた場合は、この選択肢を選択している。）が10人、「少なくとも1名は、顔を知っていた」が9人、「加害者を見なかった又は見えなかった」が3人であった。さらに、「少なくとも1名は、名前を知っていた」と答えた10人に対して、加害者との関係について質問したところ、「一緒

に働いていた人又は働いたことのある人」が2人、「親しい友人」が1人、「上記の誰でもない」が7人であった。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（35人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が8人、「いいえ」が26人、「分からない」が1人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、暴行・脅迫の被害に遭ったことがあると答えた人の22.9%であった。

被害申告の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別及びけがの有無別に見ると、**2-2-3-2-1表**から**2-2-3-2-4表**のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。なお、けがの有無別被害の申告状況は、被害の内容が「暴行」とであると回答した人のみを対象としている。

2-2-3-2-1表 都市規模別 暴行・脅迫被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	2 (22.2) [-0.1]	7 (77.8) [0.1]	9 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.881$
人口10万人以上の市	4 (28.6) [0.6]	10 (71.4) [-0.6]	14 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	2 (18.2) [-0.5]	9 (81.8) [0.5]	11 (100.0)	
計	8 (23.5)	26 (76.5)	34 (100.0)	

注 1 暴行・脅迫被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-3-2-2表 男女別 暴行・脅迫被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	1 (8.3) [-1.4]	11 (91.7) [1.4]	12 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.212$
女 性	6 (30.0) [1.4]	14 (70.0) [-1.4]	20 (100.0)	
計	7 (21.9)	25 (78.1)	32 (100.0)	

注 1 性別又は暴行・脅迫被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-3-2-3表

年齢層別 暴行・脅迫被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳 以 下	3 (27.3) [0.4]	8 (72.7) [-0.4]	11 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.682$
40 ～ 59 歳	2 (15.4) [-0.9]	11 (84.6) [0.9]	13 (100.0)	
60 歳 以 上	3 (30.0) [0.6]	7 (70.0) [-0.6]	10 (100.0)	
計	8 (23.5)	26 (76.5)	34 (100.0)	

注 1 暴行・脅迫被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-3-2-4表

けがの有無別 暴行被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
けがあり	— [-0.6]	3 (100.0) [0.6]	3 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=1.000$
けがなし	1 (12.5) [0.6]	7 (87.5) [-0.6]	8 (100.0)	
計	1 (9.1)	10 (90.9)	11 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

第4節 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布の被害

1 被害の状況

調査回答者（4,179人）に対し、「過去5年間に、あなたは、インターネットで誹謗・中傷を受けたり、氏名・住所・電話番号などの個人情報をインターネットの掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）などに書き込まれたりしたことがありますか。なお、性的な被害は含めないでください。」と質問したところ、「はい」と答えた人は33人で、調査回答者の0.8%であった。被害の内容について質問したところ、「誰でも見られるサイト・アプリで誹謗・中傷を受けた」が22人、「誰でも見られるサイト・アプリに個人情報を載せられた」が6人、「特定のグループの人が見られるサイト・アプリで誹謗・中傷を受けた」が2人、「特定のグループの人が見られるサイト・アプリに個人情報を載せられた」、「他の人からは見られないメール・メッセージなどで誹謗・中傷を受けた」及び「分からない」が各1人であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、就労状況別及び世帯人数別に見ると、2-2-4-1-1表から2-2-4-1-5表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、年齢層別で有意な関連性が見られた。「39歳以下」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「60歳以上」において、同構成比が低かった。

2-2-4-1-1表

都市規模別 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	8 (0.8) [-0.2]	1,044 (99.2) [0.2]	1,052 (100.0)	$\chi^2(2)=2.716$ $p=.257$
人口10万人以上の市	18 (1.1) [1.5]	1,675 (98.9) [-1.5]	1,693 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	7 (0.5) [-1.4]	1,323 (99.5) [1.4]	1,330 (100.0)	
計	33 (0.8)	4,042 (99.2)	4,075 (100.0)	

注 1 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-4-1-2表

男女別 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	14 (0.7) [-0.7]	1,952 (99.3) [0.7]	1,966 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p = .601$
女 性	19 (0.9) [0.7]	2,073 (99.1) [-0.7]	2,092 (100.0)	
計	33 (0.8)	4,025 (99.2)	4,058 (100.0)	

注 1 性別又はインターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-4-1-3表

年齢層別 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳 以下	17 (1.9) [4.1]	876 (98.1) [-4.1]	893 (100.0)	$\chi^2(2) = 19.642$ $p < .001$
40 ～ 59 歳	11 (0.8) [-0.1]	1,372 (99.2) [0.1]	1,383 (100.0)	
60 歳 以上	5 (0.3) [-3.4]	1,794 (99.7) [3.4]	1,799 (100.0)	
計	33 (0.8)	4,042 (99.2)	4,075 (100.0)	

注 1 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-4-1-4表

就労状況別 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	24 (1.0) [1.3]	2,502 (99.0) [-1.3]	2,526 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p = .278$
主婦・主夫	4 (0.6) [-0.6]	644 (99.4) [0.6]	648 (100.0)	
無職・定年	2 (0.3) [-1.5]	642 (99.7) [1.5]	644 (100.0)	
学 生	2 (1.1) [0.4]	184 (98.9) [-0.4]	186 (100.0)	
そ の 他	1 (1.8) [0.8]	55 (98.2) [-0.8]	56 (100.0)	
計	33 (0.8)	4,027 (99.2)	4,060 (100.0)	

注 1 就労状況又はインターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-4-1-5表 世帯人数別 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	7 (1.4) [1.6]	484 (98.6) [-1.6]	491 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.434$
2 人	9 (0.7) [-0.5]	1,249 (99.3) [0.5]	1,258 (100.0)	
3 人	5 (0.5) [-1.2]	977 (99.5) [1.2]	982 (100.0)	
4 人	8 (0.9) [0.4]	857 (99.1) [-0.4]	865 (100.0)	
5人以上	4 (0.9) [0.1]	465 (99.1) [-0.1]	469 (100.0)	
計	33 (0.8)	4,032 (99.2)	4,065 (100.0)	

注 1 世帯人数又はインターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（33人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が1人、「いいえ」が31人、「分からない」が1人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布の被害に遭ったことがあると答えた人の3.0%であった。

被害申告の有無について、都市規模別、男女別及び年齢層別に見ると、2-2-4-2-1表から2-2-4-2-3表のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-2-4-2-1表 都市規模別 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	— [-0.6]	8 (100.0) [0.6]	8 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=1.000$
人口10万人以上の市	1 (5.6) [0.9]	17 (94.4) [-0.9]	18 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	— [-0.5]	6 (100.0) [0.5]	6 (100.0)	
計	1 (3.1)	31 (96.9)	32 (100.0)	

注 1 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害申告の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-4-2-2表

男女別 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	1 (7.7) [1.2]	12 (92.3) [-1.2]	13 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.406$
女 性	— [-1.2]	19 (100.0) [1.2]	19 (100.0)	
計	1 (3.1)	31 (96.9)	32 (100.0)	

注 1 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-4-2-3表

年齢層別 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳 以下	— [-1.1]	17 (100.0) [1.1]	17 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.469$
40 ～ 59 歳	1 (9.1) [1.4]	10 (90.9) [-1.4]	11 (100.0)	
60 歳 以上	— [-0.4]	4 (100.0) [0.4]	4 (100.0)	
計	1 (3.1)	31 (96.9)	32 (100.0)	

注 1 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

第5節 ストーカー行為、DV、児童虐待の被害

1 ストーカー行為

(1) 被害の状況

調査回答者（4,103人）に対し、「過去5年間に、あなたは、ストーカー行為の被害に遭ったことがありますか。なお、『ストーカー行為』とは、恋愛感情等が満たされないことを理由に、つきまとい等の行為を繰り返し行うことを言います（執拗に電子メールを送信するなどの行為を含む）。ストーカー行為の詳細については、Q1-Eの選択肢を参照してください。」（参考資料1 調査票参照）と質問したところ、「はい」と答えた人は33人で、調査回答者の0.8%であった。被害の内容について、与えられた選択肢の中から該当するものを全て選ぶ形式（複数回答可）で回答を求めたところ、「つきまとい・待伏せ・進路立ちふさがり、住居や実際に所在する場所等の付近の見張り・押し掛け・付近をみだりにうろつく行為」が20人、「無言電話、拒絶されたにもかかわらず連続して電話を掛ける・ファックスを送信する・電子メールを送信する・SNSに書き込む・手紙を送付するなどの行為」が11人、「監視している旨の告知等」及び「面会・交際・その他義務のない行為の要求」が各5人、「著しく粗野又は乱暴な言動」及び「無断でGPS機器等を自動車等に取り付ける・GPS機器等をひそかに取り付けた物を渡すなどの行為」が各3人、「名誉を害する事項の告知等」、「性的羞恥心を害する事項の告知、性的羞恥心を害する文書・図画の送付・送信等」、「無断で取り付けられたGPS機器等を用いて位置情報を取得する・アプリケーションを用いて無断でスマートフォンの位置情報を取得するなどの行為」及び「分からない」が各2人、無回答が2人であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、就労状況別、婚姻状況別、世帯人数別及び住居形態別に見ると、2-2-5-1-1-1表から2-2-5-1-1-7表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、男女別、年齢層別及び婚姻状況別で有意な関連性が見られた。男女別では、「女性」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高かった。年齢層別では、「39歳以下」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「60歳以上」において、同構成比が低かった。婚姻状況別では、「未婚」及び「別居」（既婚であるが、配偶者とは別居している）において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「既婚」において同構成比が低かった。

2-2-5-1-1-1表 都市規模別 ストーカー行為被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	7 (0.7) [-0.6]	1,043 (99.3) [0.6]	1,050 (100.0)	$\chi^2(2)=3.503$ $p=.173$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	19 (1.1) [1.8]	1,693 (98.9) [-1.8]	1,712 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	7 (0.5) [-1.4]	1,318 (99.5) [1.4]	1,325 (100.0)	
計	33 (0.8)	4,054 (99.2)	4,087 (100.0)	

注 1 ストーカー行為被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-1-1-2表 男女別 ストーカー行為被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	8 (0.4) [-2.8]	1,958 (99.6) [2.8]	1,966 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.008$
女 性	25 (1.2) [2.8]	2,079 (98.8) [-2.8]	2,104 (100.0)	
計	33 (0.8)	4,037 (99.2)	4,070 (100.0)	

注 1 性別又はストーカー行為被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-1-1-3表 年齢層別 ストーカー行為被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳 以 下	15 (1.7) [3.4]	865 (98.3) [-3.4]	880 (100.0)	$\chi^2(2)=12.927$ $p=.002$
40 ～ 59 歳	11 (0.8) [-0.1]	1,373 (99.2) [0.1]	1,384 (100.0)	
60 歳 以 上	7 (0.4) [-2.7]	1,816 (99.6) [2.7]	1,823 (100.0)	
計	33 (0.8)	4,054 (99.2)	4,087 (100.0)	

注 1 ストーカー行為被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-1-1-4表 就労状況別 ストーカー行為被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	22 (0.9) [0.8]	2,480 (99.1) [-0.8]	2,502 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.472$
主婦・主夫	3 (0.5) [-1.0]	646 (99.5) [1.0]	649 (100.0)	
無職・定年	4 (0.6) [-0.6]	653 (99.4) [0.6]	657 (100.0)	
学 生	3 (1.7) [1.4]	176 (98.3) [-1.4]	179 (100.0)	
そ の 他	— [-0.7]	55 (100.0) [0.7]	55 (100.0)	
計	32 (0.8)	4,010 (99.2)	4,042 (100.0)	

注 1 就労状況又はストーカー行為被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-1-1-5表 婚姻状況別 ストーカー行為被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
未 婚	17 (1.7) [3.8]	966 (98.3) [-3.8]	983 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p<.001$
同 棲	1 (3.6) [1.7]	27 (96.4) [-1.7]	28 (100.0)	
既 婚	10 (0.4) [-4.8]	2,804 (99.6) [4.8]	2,814 (100.0)	
別 居	3 (5.6) [4.0]	51 (94.4) [-4.0]	54 (100.0)	
そ の 他	1 (0.7) [-0.1]	136 (99.3) [0.1]	137 (100.0)	
計	32 (0.8)	3,984 (99.2)	4,016 (100.0)	

注 1 婚姻状況又はストーカー行為被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-1-1-6表 世帯人数別 ストーカー行為被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	7 (1.4) [1.7]	486 (98.6) [-1.7]	493 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.307$
2 人	9 (0.7) [-0.4]	1,248 (99.3) [0.4]	1,257 (100.0)	
3 人	5 (0.5) [-1.1]	978 (99.5) [1.1]	983 (100.0)	
4 人	9 (1.0) [1.0]	849 (99.0) [-1.0]	858 (100.0)	
5 人以上	2 (0.4) [-0.9]	456 (99.6) [0.9]	458 (100.0)	
計	32 (0.8)	4,017 (99.2)	4,049 (100.0)	

注 1 世帯人数又はストーカー行為被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-1-1-7表 住居形態別 ストーカー行為被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	9 (0.9) [0.3]	1,025 (99.1) [-0.3]	1,034 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.325$
一戸建て	22 (0.7) [-0.6]	2,954 (99.3) [0.6]	2,976 (100.0)	
そ の 他	1 (2.3) [1.1]	43 (97.7) [-1.1]	44 (100.0)	
計	32 (0.8)	4,022 (99.2)	4,054 (100.0)	

注 1 住居形態又はストーカー行為被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害に遭ったことがあると答えた人（33人）に対して、被害に遭った場所について質問したところ、「職場・アルバイト先」が12人、「自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む）」が6人、「路上」、「その他国内」及び「その他（電子メール、無言電話、SNSへの書込みなど）」が各3人、「学校」及び「公共交通機関」が各2人、「商業施設」が1人、無回答が1人であった。また、加害者との関係について質問したところ、「職場・アルバイト先関係者・学校関係者以外の友人・知人」が8人、「知らない人（顔は分かるが名前を知らない場合を含む）」が7人、「交際・結婚相手ではない職場・アルバイト先関係者（上司や客、取引先相手を含む）」が6人、「その他」が5人、「別れた（別

れを告げた)後の交際相手」が4人、「交際・結婚相手ではない学校関係の友人・知人(クラスメート、先輩・後輩など)」及び「答えたくない」が各1人、無回答が1人であった。

また、被害に遭ったことがあると答えた人(33人)に対して、「その被害を受けたことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響(例えば、ステイホーム、テレワークなどの影響)があったと思いますか。」と質問したところ、「はい」が3人、「いいえ」が26人、「分からない」が3人、無回答が1人であった。

(2) 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人(33人)に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が11人、「いいえ」が20人、「分からない」が1人、無回答が1人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、ストーカー行為の被害に遭ったことがあると答えた人の33.3%であった。

被害申告の有無について、都市規模別、男女別及び年齢層別に見ると、2-2-5-1-2-1表から2-2-5-1-2-3表のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-2-5-1-2-1 表 都市規模別 ストーカー行為被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	1 (16.7) [-1.1]	5 (83.3) [1.1]	6 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.525$
人口10万人以上の市	8 (44.4) [1.2]	10 (55.6) [-1.2]	18 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	2 (28.6) [-0.4]	5 (71.4) [0.4]	7 (100.0)	
計	11 (35.5)	20 (64.5)	31 (100.0)	

注 1 ストーカー行為被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 ()内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

2-2-5-1-2-2表 男女別 ストーカー行為被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	2 (25.0) [-0.7]	6 (75.0) [0.7]	8 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.676$
女 性	9 (39.1) [0.7]	14 (60.9) [-0.7]	23 (100.0)	
計	11 (35.5)	20 (64.5)	31 (100.0)	

注 1 ストーカー行為被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-1-2-3表 年齢層別 ストーカー行為被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳 以下	3 (20.0) [-1.7]	12 (80.0) [1.7]	15 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.071$
40 ～ 59 歳	4 (36.4) [0.1]	7 (63.6) [-0.1]	11 (100.0)	
60 歳 以上	4 (80.0) [2.3]	1 (20.0) [-2.3]	5 (100.0)	
計	11 (35.5)	20 (64.5)	31 (100.0)	

注 1 ストーカー行為被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 DV

(1) 被害の状況

調査回答者（4,103人）に対し、「過去5年間に、あなたは、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害に遭ったことがありますか。なお、『DV』とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいいます。DVの詳細については、Q2-Eの選択肢を参照してください。」（参考資料1 調査票参照）と質問したところ、「はい」と答えた人は36人で、調査回答者の0.9%であった。被害の内容について、与えられた選択肢の中から該当するものを全て選ぶ形式（複数回答可）で回答を求めたところ、「精神的なもの（怒鳴る、無視する、人前で馬鹿にする、生活費を渡さない、など）」が31人、「身体的なもの（殴る、蹴る、腕をねじる、髪を引っ張る、物を投げ付ける、など）」が21人、「性的なもの（嫌がっているのにポルノビデオ等を見せる、性行為を強要する、避妊に協力しない、など）」が6人であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、就労状況別、世帯人数別及び住居形態別に

見ると、2-2-5-2-1-1表から2-2-5-2-1-6表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、男女別及び年齢層別で有意な関連性が見られた。男女別では、「女性」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高かった。年齢層別では、「40～59歳」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「60歳以上」において、同構成比が低かった。

2-2-5-2-1-1表 都市規模別 DV 被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	5 (0.5) [-1.6]	1,043 (99.5) [1.6]	1,048 (100.0)	$\chi^2(2)=5.740$ $p=.057$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	22 (1.3) [2.3]	1,694 (98.7) [-2.3]	1,716 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	9 (0.7) [-1.0]	1,316 (99.3) [1.0]	1,325 (100.0)	
計	36 (0.9)	4,053 (99.1)	4,089 (100.0)	

注 1 DV 被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-2-1-2表 男女別 DV 被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	6 (0.3) [-3.8]	1,960 (99.7) [3.8]	1,966 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p<.001$
女 性	30 (1.4) [3.8]	2,076 (98.6) [-3.8]	2,106 (100.0)	
計	36 (0.9)	4,036 (99.1)	4,072 (100.0)	

注 1 性別又はDV 被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-2-1-3表 年齢層別 DV 被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳 以 下	12 (1.4) [1.7]	871 (98.6) [-1.7]	883 (100.0)	$\chi^2(2)=11.441$ $p=.003$
40 ～ 59 歳	18 (1.3) [2.1]	1,367 (98.7) [-2.1]	1,385 (100.0)	
60 歳 以 上	6 (0.3) [-3.4]	1,815 (99.7) [3.4]	1,821 (100.0)	
計	36 (0.9)	4,053 (99.1)	4,089 (100.0)	

注 1 DV 被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-2-1-4表 就労状況別 DV 被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	28 (1.1) [2.7]	2,479 (98.9) [-2.7]	2,507 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.161$
主婦・主夫	2 (0.3) [-1.6]	645 (99.7) [1.6]	647 (100.0)	
無職・定年	3 (0.5) [-1.1]	651 (99.5) [1.1]	654 (100.0)	
学 生	— [-1.2]	181 (100.0) [1.2]	181 (100.0)	
そ の 他	— [-0.7]	55 (100.0) [0.7]	55 (100.0)	
計	33 (0.8)	4,011 (99.2)	4,044 (100.0)	

注 1 就労状況又は DV 被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-2-1-5表 世帯人数別 DV 被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	6 (1.2) [1.1]	488 (98.8) [-1.1]	494 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.340$
2 人	6 (0.5) [-1.6]	1,251 (99.5) [1.6]	1,257 (100.0)	
3 人	11 (1.1) [1.2]	970 (98.9) [-1.2]	981 (100.0)	
4 人	6 (0.7) [-0.4]	854 (99.3) [0.4]	860 (100.0)	
5 人以上	4 (0.9) [0.1]	455 (99.1) [-0.1]	459 (100.0)	
計	33 (0.8)	4,018 (99.2)	4,051 (100.0)	

注 1 世帯人数又は DV 被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-2-1-6表 住居形態別 DV 被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	10 (1.0) [0.6]	1,024 (99.0) [-0.6]	1,034 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.687$
一戸建て	23 (0.8) [-0.5]	2,954 (99.2) [0.5]	2,977 (100.0)	
そ の 他	— [−0.6]	44 (100.0) [0.6]	44 (100.0)	
計	33 (0.8)	4,022 (99.2)	4,055 (100.0)	

注 1 住居形態又は DV 被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害に遭ったことがあると答えた人（36人）に対して、被害に遭った場所について質問したところ、「自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む）」が30人、「職場・アルバイト先」及び「その他（生活費を渡さないなど）」が各2人、「商業施設」及び「分からない」が各1人であった。また、加害者との関係について質問したところ、「夫、妻、内縁の夫、内縁の妻」が20人、「恋人」が5人、「その他」が4人、「元恋人」が3人、「元夫、元妻、元内縁の夫、元内縁の妻」及び「答えたくない」が各2人であった。

また、被害に遭ったことがあると答えた人（36人）に対して、「その被害を受けたことについて、

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響（例えば、ステイホーム、テレワークなどの影響）があったと思いますか。」と質問したところ、「はい」が3人、「いいえ」が27人、「分からない」が6人であった。

（２）被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（36人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が6人、「いいえ」が30人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、DVの被害に遭ったことがあると答えた人の16.7%であった。

被害申告の有無について、都市規模別、男女別及び年齢層別に見ると、2-2-5-2-2-1表から2-2-5-2-2-3表のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-2-5-2-2-1表 都市規模別 DV 被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	1 (20.0) [0.2]	4 (80.0) [-0.2]	5 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.361$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	5 (22.7) [1.2]	17 (77.3) [-1.2]	22 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	— [-1.5]	9 (100.0) [1.5]	9 (100.0)	
計	6 (16.7)	30 (83.3)	36 (100.0)	

注（ ）内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-2-2-2表 男女別 DV 被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	— [-1.2]	6 (100.0) [1.2]	6 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.561$
女 性	6 (20.0) [1.2]	24 (80.0) [-1.2]	30 (100.0)	
計	6 (16.7)	30 (83.3)	36 (100.0)	

注（ ）内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-2-2-3表 年齢層別 DV 被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳 以 下	2 (16.7) [0.0]	10 (83.3) [0.0]	12 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.721$
40 ～ 59 歳	4 (22.2) [0.9]	14 (77.8) [-0.9]	18 (100.0)	
60 歳 以 上	— [-1.2]	6 (100.0) [1.2]	6 (100.0)	
計	6 (16.7)	30 (83.3)	36 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

3 児童虐待

(1) 被害の状況

調査回答者(4,103人)に対し、「18歳になるまでの間に、あなたは、保護者による虐待の被害に遭ったことがありますか。なお、『児童虐待』とは、17歳以下の児童に対する、保護者による、身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢(ネグレクト)及び心理的虐待の行為を言います。児童虐待の詳細については、Q3-Eの選択肢を参照してください。」(参考資料1 調査票参照)と質問したところ、「はい」と答えた人は117人で、調査回答者の2.9%であった。被害の内容について、与えられた選択肢の中から該当するものを全て選ぶ形式(複数回答可)で回答を求めたところ、「身体的虐待(殴る、蹴る、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、など)」が82人、「心理的虐待(言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に暴力を振るう、など)」が76人、「養育の放棄・怠慢(ネグレクト)(食事を与えない、重い病気でも病院に連れて行かない、など)」が17人、「性的虐待(子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る・触らせる、など)」が12人、「分からない」が1人であった。

被害の有無について、男女別及び年齢層別に見ると、**2-2-5-3-1-1表**及び**2-2-5-3-1-2表**のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性が見られた。男女別では、「女性」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高かった。年齢層別では、「39歳以下」及び「40～59歳」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「60歳以上」において、同構成比が低かった。

2-2-5-3-1-1表 男女別 児童虐待被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	43 (2.2) [-2.5]	1,902 (97.8) [2.5]	1,945 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.014$
女 性	74 (3.5) [2.5]	2,020 (96.5) [-2.5]	2,094 (100.0)	
計	117 (2.9)	3,922 (97.1)	4,039 (100.0)	

注 1 性別又は児童虐待被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-3-1-2表 年齢層別 児童虐待被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳 以下	34 (3.9) [2.0]	843 (96.1) [-2.0]	877 (100.0)	$\chi^2(2)=13.043$ $p=.001$
40 ～ 59 歳	50 (3.6) [2.1]	1,324 (96.4) [-2.1]	1,374 (100.0)	
60 歳 以上	33 (1.8) [-3.6]	1,771 (98.2) [3.6]	1,804 (100.0)	
計	117 (2.9)	3,938 (97.1)	4,055 (100.0)	

注 1 児童虐待被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害に遭ったことがあると答えた人（117人）に対して、被害に遭った時期について、与えられた選択肢の中から該当するものを全て選ぶ形式（複数回答可）で回答を求めたところ、「7歳～12歳」が82人、「13歳～15歳」が60人、「6歳以下」が54人、「16歳・17歳」が40人、「分からない（思い出せない）」が7人であった。

被害に遭った時期について、「6歳以下」、「7～12歳」及び「13～17歳」（「13～15歳」及び「16・17歳」の合計）の3カテゴリーに統合した上で、男女別に見ると、**2-2-5-3-1-3表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性は見られなかった。

2-2-5-3-1-3表 男女別 児童虐待の被害時期

区 分	男性	女性	計	検定結果
6 歳 以 下	2 (25.0) [-0.7]	6 (75.0) [0.7]	8 (100.0)	$\chi^2(2)=0.482$ $p=.786$
7 ～ 12 歳	13 (37.1) [0.1]	22 (62.9) [-0.1]	35 (100.0)	
13～17歳	25 (37.3) [0.3]	42 (62.7) [-0.3]	67 (100.0)	
計	40 (36.4)	70 (63.6)	110 (100.0)	

注 1 児童虐待の被害時期が不詳の者を除く。
 2 複数の被害時期がある場合には最後の被害時期による。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害に遭ったことがあると答えた人（117人）に対して、被害に遭った場所について質問したところ、「自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む）」が107人、「その他（養育の放棄・怠慢など）」が5人、「学校」及び「分からない」が各2人、「その他国内」が1人であった。また、加害者との関係について、与えられた選択肢の中から該当するものを全て選ぶ形式（複数回答可）で回答を求めたところ、「実父」が67人、「実母」が58人、「養父・継父」、「祖父」及び「その他」が各7人、「兄・姉」が5人、「答えたくない」が4人、「養母・継母」が3人、「祖母」が1人であった。

また、被害に遭ったことがあると答えた人（117人）に対して、「その被害を受けたことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響（例えば、ステイホーム、テレワークなどの影響）があったと思いますか。」と質問したところ、「はい」が3人、「いいえ」が107人、「分からない」が6人、無回答が1人であった。

（2）被害の相談状況

被害に遭ったことがあると答えた人（117人）に対して、「あなたは、その被害について、誰かに相談しましたか。該当するものを全てお答えください。」と質問したところ、「誰にも相談しなかった」が76人と最も多く、6割を超えたほか、「家族や親戚に相談した」が20人、「友人・知人に相談した」が12人、「学校関係者（先生やスクールカウンセラーなど）に相談した」及び「答えたくない」が各6人、「児童相談所に相談した」及び「警察に相談した」が各3人、「その他の人に相談した」が2人、「学校、児童相談所、警察以外の公的な機関（市区町村など）に相談した」が1人、無回答が4人であった。さらに、相談したと答えた人に対して、「相談した結果、虐待行為に変化はありましたか。」と質問したところ、有効な回答があった31人のうち、「虐待行為に変化は見られなかった」が19人、

「虐待行為が収まった、又は収まってきた」が6人、「その他」が3人、「答えたくない」が2人、「虐待行為が激しくなった」が1人であった。

被害相談の有無について、男女別及び年齢層別に見ると、2-2-5-3-2-1表及び2-2-5-3-2-2表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-2-5-3-2-1表 男女別 児童虐待被害相談の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	8 (21.6) [-1.2]	29 (78.4) [1.2]	37 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.267$
女 性	23 (32.9) [1.2]	47 (67.1) [-1.2]	70 (100.0)	
計	31 (29.0)	76 (71.0)	107 (100.0)	

注 1 児童虐待被害相談の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-5-3-2-2表 年齢層別 児童虐待被害相談の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳 以 下	13 (43.3) [2.0]	17 (56.7) [-2.0]	30 (100.0)	$\chi^2(2)=4.437$ $p=.109$
40 ～ 59 歳	10 (21.3) [-1.6]	37 (78.7) [1.6]	47 (100.0)	
60 歳 以 上	8 (26.7) [-0.3]	22 (73.3) [0.3]	30 (100.0)	
計	31 (29.0)	76 (71.0)	107 (100.0)	

注 1 児童虐待被害相談の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

第6節 性的な被害

1 被害の状況

調査回答者（4,103人）に対し、「過去5年間に、あなたは、性的な被害に遭ったことがありますか。職場での性的な嫌がらせや性的な画像を用いた嫌がらせも含めて考えてください。ただし、言葉による性的嫌がらせ、DV、児童虐待に当たる性的被害は含めないでください。」と質問したところ、「はい」と答えた人は20人で、調査回答者の0.5%であった。被害の内容について質問したところ、「セクハラ」が9人、「暴行や脅迫は受けていないが意に反するわいせつ被害」及び「痴漢」が各3人、「盗撮」及び「その他の不快な行為」が各2人、「暴行又は脅迫による性交、肛門性交又は口腔性交（男性も被害対象に含まれます）」が1人であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別、就労状況別、婚姻状況別及び住居形態別に見ると、2-2-6-1-1表から2-2-6-1-6表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、男女別、年齢層別及び婚姻状況別で有意な関連性が見られた。男女別では、「女性」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高かった。年齢層別では、「39歳以下」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「40～59歳」及び「60歳以上」において、同構成比が低かった。婚姻状況別では、「同棲」（未婚であるが、同棲している）において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「既婚」において、同構成比が低かった。

2-2-6-1-1 表 都市規模別 性的な被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	7 (0.7) [1.0]	1,041 (99.3) [-1.0]	1,048 (100.0)	$\chi^2(2)=1.047$ $p=.592$
人口10万人以上の市	8 (0.5) [-0.2]	1,708 (99.5) [0.2]	1,716 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	5 (0.4) [-0.7]	1,320 (99.6) [0.7]	1,325 (100.0)	
計	20 (0.5)	4,069 (99.5)	4,089 (100.0)	

注 1 性的な被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-6-1-2表 男女別 性的な被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	1 (0.1) [-3.8]	1,964 (99.9) [3.8]	1,965 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p<.001$
女 性	18 (0.9) [3.8]	2,089 (99.1) [-3.8]	2,107 (100.0)	
計	19 (0.5)	4,053 (99.5)	4,072 (100.0)	

注 1 性別又は性的な被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-6-1-3表 年齢層別 性的な被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳 以 下	16 (1.8) [6.4]	867 (98.2) [-6.4]	883 (100.0)	$\chi^2(2)=40.631$ $p<.001$
40 ～ 59 歳	1 (0.1) [-2.7]	1,383 (99.9) [2.7]	1,384 (100.0)	
60 歳 以 上	3 (0.2) [-2.7]	1,819 (99.8) [2.7]	1,822 (100.0)	
計	20 (0.5)	4,069 (99.5)	4,089 (100.0)	

注 1 性的な被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-6-1-4表 就労状況別 性的な被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	15 (0.6) [1.2]	2,492 (99.4) [-1.2]	2,507 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.247$
主婦・主夫	2 (0.3) [-0.7]	646 (99.7) [0.7]	648 (100.0)	
無職・定年	1 (0.2) [-1.4]	653 (99.8) [1.4]	654 (100.0)	
学 生	1 (0.6) [0.1]	179 (99.4) [-0.1]	180 (100.0)	
そ の 他	1 (1.8) [1.4]	54 (98.2) [-1.4]	55 (100.0)	
計	20 (0.5)	4,024 (99.5)	4,044 (100.0)	

注 1 就労状況又は性的な被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-6-1-5表 婚姻状況別 性的な被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
未婚	8 (0.8) [1.8]	975 (99.2) [-1.8]	983 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.024$
同棲	1 (3.6) [2.4]	27 (96.4) [-2.4]	28 (100.0)	
既婚	9 (0.3) [-2.2]	2,807 (99.7) [2.2]	2,816 (100.0)	
別居	1 (1.9) [1.5]	53 (98.1) [-1.5]	54 (100.0)	
その他	— [-0.8]	138 (100.0) [0.8]	138 (100.0)	
計	19 (0.5)	4,000 (99.5)	4,019 (100.0)	

注 1 婚姻状況又は性的な被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-6-1-6表 住居形態別 性的な被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
アパート等	8 (0.8) [1.5]	1,029 (99.2) [-1.5]	1,037 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.354$
一戸建て	12 (0.4) [-1.4]	2,962 (99.6) [1.4]	2,974 (100.0)	
その他	— [-0.5]	44 (100.0) [0.5]	44 (100.0)	
計	20 (0.5)	4,035 (99.5)	4,055 (100.0)	

注 1 住居形態又は性的な被害の有無が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

被害に遭ったことがあると答えた人(20人)に対して、被害に遭った場所について質問したところ、「職場・アルバイト先」が8人、「路上」が4人、「公共交通機関」及び「その他(インターネット上など)」が各2人、「自宅・自宅敷地内(共同住宅では敷地内の共有部分を含む)」、「学校」、「商業施設」及び「分からない」が各1人であった。また、加害者との面識について質問したところ、「加害者を知らなかった」が8人、「少なくとも1名は、名前を知っていた」(名前も顔も知っていた場合は、この選択肢を選択している。)が6人、「少なくとも1名は、顔を知っていた」が5人、「加害者を見なかった又は見えなかった」が1人であった。さらに、「少なくとも1名は、名前を知っていた」と回

答した6人に対して、加害者との関係について質問したところ、「職場の上司・先輩」が4人、「その他の家族・親族」及び「教師・コーチ」が各1人であった。

また、被害に遭ったことがあると答えた人（20人）に対して、「その被害を受けたことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響（例えば、ステイホーム、テレワークなどの影響）があったと思いますか。」と質問したところ、「いいえ」が18人、「分からない」が2人であった。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（20人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が5人、「いいえ」が15人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、性的な被害に遭ったことがあると答えた人の25.0%であった。

被害申告の有無について、都市規模別、男女別及び就労状況別に見ると、**2-2-6-2-1表**から**2-2-6-2-3表**のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

なお、被害に遭ったと答えた人に占める被害を届け出なかった人の割合は75.0%（第1回調査87.1%、第2回調査77.8%、第3回調査76.0%、第4回調査74.1%、第5回調査80.0%）であり、依然として、届出をした人の割合（25.0%）を大きく上回っている（なお、性的な被害については、第1回調査及び第2回調査では女性のみを調査対象としている。）。

2-2-6-2-1表 都市規模別 性的な被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	1 (14.3) [-0.8]	6 (85.7) [0.8]	7 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.810$
人口10万人以上の市	2 (25.0) [0.0]	6 (75.0) [0.0]	8 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	2 (40.0) [0.9]	3 (60.0) [-0.9]	5 (100.0)	
計	5 (25.0)	15 (75.0)	20 (100.0)	

注（ ）内は、構成比であり、[]内は、調整済み残差である。

2-2-6-2-2表 男女別 性的な被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	— [−0.6]	1 (100.0) [0.6]	1 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=1.000$
女 性	5 (27.8) [0.6]	13 (72.2) [−0.6]	18 (100.0)	
計	5 (26.3)	14 (73.7)	19 (100.0)	

注 1 性別が不詳の者を除く。

注 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-2-6-2-3表 就労状況別 性的な被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	3 (20.0) [−0.9]	12 (80.0) [0.9]	15 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.366$
主婦・主夫	1 (50.0) [0.9]	1 (50.0) [−0.9]	2 (100.0)	
無職・定年	1 (100.0) [1.8]	— [−1.8]	1 (100.0)	
学 生	— [−0.6]	1 (100.0) [0.6]	1 (100.0)	
そ の 他	— [−0.6]	1 (100.0) [0.6]	1 (100.0)	
計	5 (25.0)	15 (75.0)	20 (100.0)	

注 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

第7節 まとめ

強盗・恐喝・ひったくり、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報情報の流布、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的な被害について、被害の有無や捜査機関への被害申告の有無等を属性等との関係から概観すると、以下のような特徴が挙げられる。

- ① 被害の有無について、全ての犯罪に共通して有意な関連性が見られた属性等はなかったものの、年齢層別における「39歳以下」は、八つの個人犯罪被害のうち四つ（インターネット上での誹謗・中傷・個人情報情報の流布、ストーカー行為、児童虐待及び性的な被害）において、被害に遭ったと答えた人の構成比が有意に高く、男女別における「女性」も、八つの個人犯罪被害のうち四つ（ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的な被害）において、被害に遭ったと答えた人の構成比が有意に高かった。他方、年齢層別における「60歳以上」は、八つの個人犯罪被害のうち五つ（インターネット上での誹謗・中傷・個人情報情報の流布、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的な被害）において、被害に遭ったと答えた人の構成比が有意に低く、婚姻状況別における「既婚」も、八つの個人犯罪被害のうち二つ（ストーカー行為及び性的な被害）において、被害に遭ったと答えた人の構成比が有意に低かった。
- ② 被害申告等の有無については、いずれの犯罪においても、調査回答者の属性等との有意な関連性は見られなかった。
- ③ 被害に遭った場所について、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報情報の流布を除いた七つの個人犯罪被害のうち五つ（強盗・恐喝・ひったくり、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、DV及び児童虐待）においては、「自宅・自宅敷地内（共同住宅では敷地内の共有部分を含む）」、「自宅付近」及び「自宅のある市町村内」が7割以上を占めるところ、ストーカー行為及び性的な被害においては「職場・アルバイト先」が最も多かった（それぞれ12人（36.4%）、8人（40.0%））。

第3章 各種詐欺等被害

本章では、調査回答者の過去5年間ににおける各種詐欺・個人情報悪用の被害（以下「各種詐欺等被害」という。）の有無を取り上げ、さらに、被害に遭った場合には、一番最近の被害について、被害の状況及び被害の申告状況を調査回答者の属性等との関係から検討する。

第1節 クレジットカード情報詐欺の被害

1 被害の状況

クレジットカード情報詐欺については、クレジットカード、デビットカード（支払う際に即座に引き落とし口座から利用代金が引き落とされるカード）、電子マネー（カードやスマートフォンを専用端末にかざして支払いを行うもの）又はQRコード決済手段（アプリ上や店舗に配布されたQRコードを読み込んで支払いを行うもの）など現金以外の支払い手段（以下「クレジットカード等」という。）を持っている個人を対象に、「過去5年間に、第三者があなたのクレジットカード、デビットカード、電子マネー又はQRコード決済手段などを悪用して、買い物をしたり、サービスの提供を受けたりする被害に遭ったことがありますか。クレジットカード、デビットカード、電子マネーやQRコード決済手段そのものが悪用された場合のほか、第三者がこれらカード等に関する個人情報を入手して悪用した場合を含みます。」と質問した。また、その被害に遭ったことがあると答えた人に対しては、「そのクレジットカード、デビットカード、電子マネーやQRコード決済手段は盗まれた物でしたか。」と質問した。

調査回答者（4,179人）のうち、クレジットカード等を持っていたことがあると答えた人は3,125人（74.8%）であり、このうち、過去5年間にクレジットカード情報詐欺の被害に遭ったことがあると答えた人は204人（6.5%）であった。また、同被害に遭ったことがあると答えた人のうち、クレジットカード等が盗まれたと答えた人は39人（19.1%）であった。

被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別及び就労状況別に見ると、**2-3-1-1-1表**から**2-3-1-1-4表**のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、就労状況別で有意な関連性が見られ、「働いている」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「主婦・主夫」において同構成比が低かった。

2-3-1-1-1表

都市規模別 クレジットカード情報詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	58 (7.2) [0.9]	747 (92.8) [-0.9]	805 (100.0)	$\chi^2(2)=5.972$ $p=.050$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	97 (7.3) [1.5]	1,224 (92.7) [-1.5]	1,321 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	49 (5.0) [-2.4]	938 (95.0) [2.4]	987 (100.0)	
計	204 (6.6)	2,909 (93.4)	3,113 (100.0)	

注 1 クレジットカード情報詐欺被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-1-1-2表

男女別 クレジットカード情報詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	109 (7.2) [1.4]	1,409 (92.8) [-1.4]	1,518 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.168$
女 性	94 (5.9) [-1.4]	1,487 (94.1) [1.4]	1,581 (100.0)	
計	203 (6.6)	2,896 (93.4)	3,099 (100.0)	

注 1 性別又はクレジットカード情報詐欺被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-1-1-3表

年齢層別 クレジットカード情報詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	46 (6.1) [-0.5]	703 (93.9) [0.5]	749 (100.0)	$\chi^2(2)=3.947$ $p=.139$
40～59歳	92 (7.6) [1.9]	1,112 (92.4) [-1.9]	1,204 (100.0)	
60歳以上	66 (5.7) [-1.5]	1,094 (94.3) [1.5]	1,160 (100.0)	
計	204 (6.6)	2,909 (93.4)	3,113 (100.0)	

注 1 クレジットカード情報詐欺被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-1-1-4表

就労状況別 クレジットカード情報詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	163 (7.6) [3.5]	1,979 (92.4) [-3.5]	2,142 (100.0)	$\chi^2(4)=13.624$ $p=.009$
主婦・主夫	17 (3.9) [-2.4]	419 (96.1) [2.4]	436 (100.0)	
無職・定年	19 (5.2) [-1.1]	347 (94.8) [1.1]	366 (100.0)	
学 生	3 (2.4) [-2.0]	124 (97.6) [2.0]	127 (100.0)	
そ の 他	2 (6.5) [-0.0]	29 (93.5) [0.0]	31 (100.0)	
計	204 (6.6)	2,898 (93.4)	3,102 (100.0)	

注 1 就労状況又はクレジットカード情報詐欺被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（204人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が35人、「いいえ」が162人、「分からない」が7人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、クレジットカード情報詐欺の被害に遭ったことがあると答えた人の17.2%であった。

被害申告の有無について、都市規模別、男女別及び年齢層別に見ると、2-3-1-2-1表から2-3-1-2-3表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-3-1-2-1表

都市規模別 クレジットカード情報詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	11 (20.4) [0.6]	43 (79.6) [-0.6]	54 (100.0)	$\chi^2(2)=0.346$ $p=.841$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	16 (16.8) [-0.3]	79 (83.2) [0.3]	95 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	8 (16.7) [-0.2]	40 (83.3) [0.2]	48 (100.0)	
計	35 (17.8)	162 (82.2)	197 (100.0)	

注 1 クレジットカード情報詐欺被害申告の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-1-2-2表

男女別 クレジットカード情報詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	20 (18.9) [0.4]	86 (81.1) [-0.4]	106 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.713$
女 性	15 (16.7) [-0.4]	75 (83.3) [0.4]	90 (100.0)	
計	35 (17.9)	161 (82.1)	196 (100.0)	

注 1 性別又はクレジットカード情報詐欺被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-1-2-3表

年齢層別 クレジットカード情報詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39歳以下	7 (16.3) [-0.3]	36 (83.7) [0.3]	43 (100.0)	$\chi^2(2)=5.348$ $p=.069$
40～59歳	11 (12.2) [-1.9]	79 (87.8) [1.9]	90 (100.0)	
60歳以上	17 (26.6) [2.2]	47 (73.4) [-2.2]	64 (100.0)	
計	35 (17.8)	162 (82.2)	197 (100.0)	

注 1 クレジットカード情報詐欺被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

第2節 個人情報の悪用の被害

1 被害の状況

個人情報の悪用については、クレジットカード情報詐欺による被害以外で、「あなたや御家族が、過去5年間に、第三者から個人情報を悪用される被害に遭ったことがありますか。なお、『個人情報を悪用される被害』とは、例えば、預貯金口座の開設や、携帯電話の契約などのために、第三者が個人情報を悪用して本人になりすました場合をいいます。」と質問した。また、その被害に遭ったことがあると答えた人に対しては、「個人情報は、何のために悪用されましたか。」と質問し、複数の被害内容を示して当てはまるもの一つについて回答を求めた。

調査回答者（4,179人）のうち、過去5年間に個人情報の悪用の被害に遭ったことがあると答えた人は73人（1.7%）であった。また、その被害内容の内訳を見ると、同被害に遭ったことがあると答えた人（73人）のうち、最も多かったのは、「その他」（40人）及び「分からない」（23人）を除くと「クレジットカード又はデビットカードを作るため」（6人）であった。

被害の有無について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、2-3-2-1-1表及び2-3-2-1-2表のとおりである。 χ^2 検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-3-2-1-1表 都市規模別 個人情報の悪用被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	21 (2.0) [0.6]	1,027 (98.0) [-0.6]	1,048 (100.0)	$\chi^2(2)=0.419$ $p=.811$
人口10万人以上の市	30 (1.8) [-0.1]	1,675 (98.2) [0.1]	1,705 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	22 (1.7) [-0.4]	1,307 (98.3) [0.4]	1,329 (100.0)	
計	73 (1.8)	4,009 (98.2)	4,082 (100.0)	

注 1 個人情報の悪用被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-2-1-2表 世帯人数別 個人情報悪用の被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	8 (1.6) [-0.3]	483 (98.4) [0.3]	491 (100.0)	$\chi^2(4)=3.784$ $p=.436$
2 人	19 (1.5) [-0.9]	1,243 (98.5) [0.9]	1,262 (100.0)	
3 人	15 (1.5) [-0.7]	969 (98.5) [0.7]	984 (100.0)	
4 人	22 (2.5) [1.8]	849 (97.5) [-1.8]	871 (100.0)	
5 人以上	9 (1.9) [0.3]	455 (98.1) [-0.3]	464 (100.0)	
計	73 (1.8)	3,999 (98.2)	4,072 (100.0)	

注 1 世帯人数又は個人情報の悪用被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（73人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が14人、「いいえ」が53人、「分からない」が6人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、個人情報の悪用の被害に遭ったことがあると答えた人の19.2%であった。

被害申告の有無について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、2-3-2-2-1表及び2-3-2-2-2表のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-3-2-2-1表 都市規模別 個人情報悪用の被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	2 (10.0) [-1.4]	18 (90.0) [1.4]	20 (100.0)	Fisherの正確確率検定 $p=.332$
人口10万人以上の市	6 (22.2) [0.2]	21 (77.8) [-0.2]	27 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	6 (30.0) [1.2]	14 (70.0) [-1.2]	20 (100.0)	
計	14 (20.9)	53 (79.1)	67 (100.0)	

注 1 個人情報の悪用被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-2-2-2表

世帯人数別 個人情報の悪用被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	－ [－1.4]	7 (100.0) [1.4]	7 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.726$
2 人	5 (27.8) [0.8]	13 (72.2) [－0.8]	18 (100.0)	
3 人	3 (21.4) [0.1]	11 (78.6) [－0.1]	14 (100.0)	
4 人	4 (21.1) [0.0]	15 (78.9) [－0.0]	19 (100.0)	
5 人以上	2 (22.2) [0.1]	7 (77.8) [－0.1]	9 (100.0)	
計	14 (20.9)	53 (79.1)	67 (100.0)	

注 1 個人情報の悪用被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

第3節 特殊詐欺（未遂）の被害

1 被害の状況

特殊詐欺については、まず「過去5年間に、あなたはいわゆる特殊詐欺と思われる電話やメール、通知などを受けたことがありますか。なお、『いわゆる特殊詐欺』には、いわゆるオレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺などを含みます。また、お金を支払う手段として、振り込みによる場合だけでなく、犯人グループの誰かが、お金やキャッシュカードなどを受け取る場合なども含みます。」と質問した。また、その質問に「ある」と答えた人に対しては、「いわゆる特殊詐欺と思われる電話やメールなどを受けて、実際にお金を支払ったり、キャッシュカード等を渡したりしましたか。」と質問した。

調査回答者（4,179人）のうち、過去5年間に、特殊詐欺と思われる電話やメール、通知等（以下「特殊詐欺と思われる電話等」という。）を受けたことがあると答えた人は1,392人（33.3%）であった（前回調査時20.2%）。このうち、特殊詐欺の被害に遭ったことがあると答えた人は21人（特殊詐欺と思われる電話等を受けたことがある人のうちの1.5%、調査回答者全体の0.5%）であり、特殊詐欺と思われる電話等を受けたものの、実際に金銭は支払わなかった人は1,371人であった。

特殊詐欺未遂被害の有無及び特殊詐欺被害の有無について、都市規模別、男女別、年齢層別及び就労状況別に見ると、**2-3-3-1-1表**から**2-3-3-1-4表**のとおりである。なお、特殊詐欺未遂被害とは、特殊詐欺と思われる電話等を受けたことをいう。

特殊詐欺未遂被害の有無について、 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、男女別、年齢層別及び就労状況別で有意な関連性が見られた。男女別では、「男性」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、年齢層別では、「40～59歳」の同構成比が高く、「60歳以上」の同構成比が低く、就労状況別では、「働いている」の同構成比が高く、「主婦・主夫」、「無職・定年」及び「学生」の同構成比が低かった。

また、特殊詐欺の被害の有無について、 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、男女別及び年齢層別で有意な関連性が見られた。男女別では、「男性」において、特殊詐欺の被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、年齢層別では、「60歳以上」の同構成比が高く、「40～59歳」では被害に遭った人はいなかった。

2-3-3-1-1 表

都市規模別 特殊詐欺未遂被害・特殊詐欺被害の有無

① 特殊詐欺未遂被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	350 (33.3) [-0.6]	700 (66.7) [0.6]	1,050 (100.0)	$\chi^2(2)=1.717$ $p=.424$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	600 (35.2) [1.3]	1,103 (64.8) [-1.3]	1,703 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	442 (33.2) [-0.8]	889 (66.8) [0.8]	1,331 (100.0)	
計	1,392 (34.1)	2,692 (65.9)	4,084 (100.0)	

② 特殊詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	3 (0.3) [-1.2]	1,047 (99.7) [1.2]	1,050 (100.0)	$\chi^2(2)=1.761$ $p=.415$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	9 (0.5) [0.1]	1,694 (99.5) [-0.1]	1,703 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	9 (0.7) [1.0]	1,322 (99.3) [-1.0]	1,331 (100.0)	
計	21 (0.5)	4,063 (99.5)	4,084 (100.0)	

- 注 1 「特殊詐欺未遂被害」は、特殊詐欺と思われる電話、メール、通知等を受けたことをいう。
 2 特殊詐欺未遂被害の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-3-1-2 表

男女別 特殊詐欺未遂被害・特殊詐欺被害の有無

① 特殊詐欺未遂被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	707 (35.9) [2.5]	1,263 (64.1) [-2.5]	1,970 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.014$
女 性	676 (32.2) [-2.5]	1,421 (67.8) [2.5]	2,097 (100.0)	
計	1,383 (34.0)	2,684 (66.0)	4,067 (100.0)	

② 特殊詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	15 (0.8) [2.1]	1,955 (99.2) [-2.1]	1,970 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.047$
女 性	6 (0.3) [-2.1]	2,091 (99.7) [2.1]	2,097 (100.0)	
計	21 (0.5)	4,046 (99.5)	4,067 (100.0)	

- 注 1 「特殊詐欺未遂被害」は、特殊詐欺と思われる電話、メール、通知等を受けたことをいう。
 2 性別又は特殊詐欺未遂被害の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-3-1-3表

年齢層別 特殊詐欺未遂被害・特殊詐欺被害の有無

① 特殊詐欺未遂被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳以下	295 (33.3) [-0.6]	591 (66.7) [0.6]	886 (100.0)	$\chi^2(2)=45.070$ $p<.001$
40～59 歳	565 (40.7) [6.4]	823 (59.3) [-6.4]	1,388 (100.0)	
60 歳以上	532 (29.4) [-5.6]	1,278 (70.6) [5.6]	1,810 (100.0)	
計	1,392 (34.1)	2,692 (65.9)	4,084 (100.0)	

② 特殊詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
39 歳以下	5 (0.6) [0.2]	881 (99.4) [-0.2]	886 (100.0)	$\chi^2(2)=12.055$ $p=.002$
40～59 歳	— [-3.3]	1,388 (100.0) [3.3]	1,388 (100.0)	
60 歳以上	16 (0.9) [2.9]	1,794 (99.1) [-2.9]	1,810 (100.0)	
計	21 (0.5)	4,063 (99.5)	4,084 (100.0)	

- 注 1 「特殊詐欺未遂被害」は、特殊詐欺と思われる電話、メール、通知等を受けたことをいう。
 2 特殊詐欺未遂被害の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-3-1-4表

就労状況別 特殊詐欺未遂被害・特殊詐欺被害の有無

① 特殊詐欺未遂被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	938 (37.1) [5.2]	1,588 (62.9) [-5.2]	2,526 (100.0)	$\chi^2(4)=33.321$ $p<.001$
主婦・主夫	195 (30.0) [-2.4]	456 (70.0) [2.4]	651 (100.0)	
無職・定年	194 (29.9) [-2.5]	455 (70.1) [2.5]	649 (100.0)	
学 生	40 (21.6) [-3.7]	145 (78.4) [3.7]	185 (100.0)	
そ の 他	20 (35.7) [0.3]	36 (64.3) [-0.3]	56 (100.0)	
計	1,387 (34.1)	2,680 (65.9)	4,067 (100.0)	

② 特殊詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
働いている	14 (0.6) [0.4]	2,512 (99.4) [-0.4]	2,526 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.547$
主婦・主夫	3 (0.5) [-0.2]	648 (99.5) [0.2]	651 (100.0)	
無職・定年	3 (0.5) [-0.2]	646 (99.5) [0.2]	649 (100.0)	
学 生	— [-1.0]	185 (100.0) [1.0]	185 (100.0)	
そ の 他	1 (1.8) [1.3]	55 (98.2) [-1.3]	56 (100.0)	
計	21 (0.5)	4,046 (99.5)	4,067 (100.0)	

注 1 「特殊詐欺未遂被害」は、特殊詐欺と思われる電話、メール、通知等を受けたことをいう。

2 就労状況又は特殊詐欺未遂被害の有無が不詳の者を除く。

3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 被害の申告状況

特殊詐欺の被害に遭ったことがあると答えた人（21人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が12人、「いいえ」が8人、「分からない」が1人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、特殊詐欺の被害に遭ったことがあると答えた人の57.1%であった。

被害申告の有無について、都市規模別及び男女別に見ると、2-3-3-2-1表及び2-3-3-2-2表のとおりである。Fisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-3-3-2-1表

都市規模別 特殊詐欺の被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	— [−1.8]	2 (100.0) [1.8]	2 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.170$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	7 (77.8) [1.5]	2 (22.2) [−1.5]	9 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	5 (55.6) [−0.4]	4 (44.4) [0.4]	9 (100.0)	
計	12 (60.0)	8 (40.0)	20 (100.0)	

注 1 特殊詐欺被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-3-2-2表

男女別 特殊詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
男 性	10 (71.4) [1.6]	4 (28.6) [−1.6]	14 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.161$
女 性	2 (33.3) [−1.6]	4 (66.7) [1.6]	6 (100.0)	
計	12 (60.0)	8 (40.0)	20 (100.0)	

注 1 特殊詐欺被害申告の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

第4節 消費者詐欺の被害

1 被害の状況

消費者詐欺については、「過去5年間に、あなたは、商品を買ったり、サービスを受けたりしたときに、詐欺の被害に遭ったことがありましたか。なお、『被害に遭った』とは商品やサービスの質や量についてだまされた、代金を支払ったのに商品が届かない、あるいは、違う商品が届いた、商品を発送したのに代金の支払いがないなど、実際に損失があった場合に限ります。」と質問した。また、その被害に遭ったことがあると答えた人に対しては、「その詐欺は、次のうち、どのような場面で行われたでしょうか。」と質問し、複数の被害場面を示して当てはまるもの一つについて回答を求めた。

調査回答者（4,179人）のうち、過去5年間に、被害に遭ったことがあると答えた人は119人（2.8%）であった。また、その被害場面の内訳を見ると、被害に遭ったことがあると答えた人（119人）のうち、4分の3以上の91人（76.5%）が「インターネットショッピング、通信販売」を選択した。

被害の有無について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、2-3-4-1-1表及び2-3-4-1-2表のとおりである。 χ^2 検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-3-4-1-1表 都市規模別 消費者詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	37 (3.5) [1.4]	1,027 (96.5) [-1.4]	1,064 (100.0)	$\chi^2(2)=2.246$ $p=.325$
人口10万人以上の市	49 (2.8) [-0.1]	1,678 (97.2) [0.1]	1,727 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	33 (2.5) [-1.1]	1,312 (97.5) [1.1]	1,345 (100.0)	
計	119 (2.9)	4,017 (97.1)	4,136 (100.0)	

注 1 消費者詐欺被害の有無が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-4-1-2表 世帯人数別 消費者詐欺被害の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	14 (2.8) [-0.1]	485 (97.2) [0.1]	499 (100.0)	$\chi^2(4)=3.455$ $p=.485$
2 人	31 (2.4) [-1.2]	1,249 (97.6) [1.2]	1,280 (100.0)	
3 人	28 (2.8) [-0.2]	970 (97.2) [0.2]	998 (100.0)	
4 人	33 (3.8) [1.8]	844 (96.2) [-1.8]	877 (100.0)	
5 人以上	13 (2.8) [-0.2]	459 (97.2) [0.2]	472 (100.0)	
計	119 (2.9)	4,007 (97.1)	4,126 (100.0)	

注 1 世帯人数又は消費者詐欺被害の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 被害の申告状況

被害に遭ったことがあると答えた人（119人）に対して、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」と質問したところ、「はい」が19人、「いいえ」が97人、「分からない」が3人であり、捜査機関に被害を届け出たと答えた人は、消費者詐欺の被害に遭ったことがあると答えた人の16.0%であった。

被害申告の有無について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、2-3-4-2-1表及び2-3-4-2-2表のとおりである。 χ^2 検定又はFisherの正確確率検定の結果、いずれも有意な関連性は見られなかった。

2-3-4-2-1表 都市規模別 消費者詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
政令指定都市等	9 (25.0) [1.7]	27 (75.0) [-1.7]	36 (100.0)	$\chi^2(2)=2.832$ $p=.243$
人口10万人以上の市	6 (12.5) [-0.9]	42 (87.5) [0.9]	48 (100.0)	
人口10万人未満の市町村	4 (12.5) [-0.7]	28 (87.5) [0.7]	32 (100.0)	
計	19 (16.4)	97 (83.6)	116 (100.0)	

注 1 消費者詐欺被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2-3-4-2-2表 世帯人数別 消費者詐欺被害申告の有無

区 分	あり	なし	計	検定結果
1 人	3 (23.1) [0.7]	10 (76.9) [-0.7]	13 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.137$
2 人	3 (10.0) [-1.1]	27 (90.0) [1.1]	30 (100.0)	
3 人	5 (17.9) [0.2]	23 (82.1) [-0.2]	28 (100.0)	
4 人	3 (9.4) [-1.3]	29 (90.6) [1.3]	32 (100.0)	
5 人以上	5 (38.5) [2.3]	8 (61.5) [-2.3]	13 (100.0)	
計	19 (16.4)	97 (83.6)	116 (100.0)	

注 1 消費者詐欺被害申告の有無が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

第5節 まとめ

各種詐欺等被害について、被害の有無や捜査機関への被害申告の有無等を調査回答者の属性等との関係から概観すると、以下のような特徴が挙げられる。

- ① 被害の有無については、個人情報の悪用及び消費者詐欺では、調査回答者の属性等との有意な関連性が見られなかった。一方、クレジットカード情報詐欺で就労状況別に、特殊詐欺未遂で男女別、年齢層別及び就労状況別に、特殊詐欺で男女別及び年齢層別に有意な関連性が見られた。クレジットカード情報詐欺では、「働いている」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「主婦・主夫」の同構成比が低い傾向が見られた。また、特殊詐欺未遂では、「男性」、「40～59歳」及び「働いている」において、被害に遭ったと答えた人の構成比が高く、「60歳以上」、「主婦・主夫」、「無職・定年」及び「学生」の同構成比が低い傾向が見られたのに対し、特殊詐欺では、「男性」及び「60歳以上」において、同構成比が高く、「40～59歳」では被害に遭った人はいなかった。
- ② 特殊詐欺と思われる電話等を受けた人の構成比は、前回調査時から上昇し、調査回答者全体の約3人に1人に上っていた一方、特殊詐欺と思われる電話等を受けた人に占める特殊詐欺の被害に遭ったと答えた人の割合は、前回調査時の2.3%から低下し、1.5%であった。
- ③ 被害の申告状況について、被害に遭ったことがあると答えた人に占める捜査機関に被害を届け出たと答えた人の割合を高いものから見ると、特殊詐欺（57.1%）、個人情報の悪用（19.2%）、クレジットカード情報詐欺（17.2%）、消費者詐欺（16.0%）の順であった。被害の申告状況と調査回答者の属性等との関係では、いずれの被害も有意な関連性は見られなかった。

第3編 犯罪被害の申告及び不申告の理由

第1章 総説

1 犯罪被害申告及び不申告の理由を調査する意義

実際に発生した犯罪被害件数から認知件数を差し引いたものが犯罪被害の暗数であり、この暗数の存在が犯罪被害の実態を把握することを困難にしている。そのため、犯罪被害実態（暗数）調査は、認知件数に加えて、警察等の捜査機関に申告されなかった犯罪被害（暗数）についても併せて調査対象とすることにより、犯罪被害の実態を明らかにしようとするものである。本編では、犯罪被害について被害者が捜査機関に申告した理由と申告しなかった理由をそれぞれ調査した結果を紹介する。

暗数が発生する要因を探るため、被害者が捜査機関に犯罪被害を申告しなかった理由について調査することは極めて重要であるが、被害者が捜査機関に犯罪被害を申告した理由について調査することも同様に重要である。なぜなら、捜査機関に犯罪被害を申告した理由について調査することは、捜査機関への申告を被害者に促す要因を探る上で重要な手掛かりを与えるものであるからである。

2 犯罪被害申告の理由

本編第2章では、犯罪被害を捜査機関へ申告した理由の調査結果を紹介している。本調査では、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」の質問に「はい」と回答した人に対し、さらに、「あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、与えられた選択肢の中から該当するもの全てを選ぶ形式（複数回答可）で回答を求めている。こうして得られた回答データについて、同章第1節では、捜査機関へ犯罪被害を申告した理由別に、犯罪被害態様を分析し、第2節では、第1節とは逆に、犯罪被害態様別に、捜査機関へ犯罪被害を申告した理由を分析している。

3 犯罪被害不申告の理由

本編第3章では、第2章とは逆に、犯罪被害を捜査機関へ申告しなかった理由の調査結果を紹介している。本調査では、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」の質問に「いいえ」と回答した人に対し、さらに、「届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、与えられた選択肢の中から該当するものを全て選ぶ形式（複数回答可）で回答を求めている。こうして得られた回答データについて、第1節では、犯罪被害不申告の理由別に、犯罪被害態様を分析し、第2節では、第1節とは逆に、犯罪被害態様別に、犯罪被害不申告の理由を分析している。

第2章 犯罪被害を捜査機関へ申告した理由

第1節 犯罪被害を捜査機関へ申告した理由別の分析

本節では、捜査機関へ被害を申告した理由別に、被害の態様ごとの特徴を見る。

1 盗まれたもの（被害）を取り戻すため

捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、自転車盗が96人中83人、個人情報の悪用が14人中12人、バイク盗が12人中10人、消費者詐欺が19人中14人、個人に対する窃盗が26人中17人、クレジットカード情報詐欺が35人中22人、車上盗が31人中17人、特殊詐欺が12人中5人、不法侵入が38人中15人、強盗・恐喝・ひったくりが11人中3人、ストーカー行為が11人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

なお、回答の選択肢は、犯罪被害態様の違いを考慮して、強盗・恐喝・ひったくりについては「とられたものを取り戻すため」とし、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、特殊詐欺、消費者詐欺、ストーカー行為及びDVについては「被害を取り戻すため」としている。

3-2-1-1 表

盗まれたもの（被害）を取り戻すため

被害態様	総数	盗まれたもの（被害） を取り戻すため
車 上 盗	31	17 (54.8)
バ イ ク 盗	12	10 (83.3)
自 転 車 盗	96	83 (86.5)
不 法 侵 入	38	15 (39.5)
強盗・恐喝・ひったくり	11	3 (27.3)
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	17 (65.4)
クレジットカード情報詐欺	35	22 (62.9)
個 人 情 報 の 悪 用	14	12 (85.7)
特 殊 詐 欺	12	5 (41.7)
消 費 者 詐 欺	19	14 (73.7)
ス ト ー カ ー 行 為	11	1 (9.1)
D V	6	—

注（ ）内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」、「とられたものを取り戻すため」又は「被害を取り戻すため」と回答した者の比率である。

2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから

捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が1人中1人、性的な被害が5人中3人、不法侵入が38人中21人、車上盗が31人中15人、自動車損壊が38人中15人、個人に対する窃盗が26人中10人、暴行・脅迫が8人中3人、消費者詐欺が19人中7人、個人情報の悪用が14人中5人、バイク盗が12人中4人、特殊詐欺が12人中4人、強盗・恐喝・ひったくりが11人中3人、ストーカー行為が11人中3人、自転車盗が96人中20人、クレジットカード情報詐欺が35人中6人、あおり運転が13人中2人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-2表

犯罪は捜査機関に届け出るべきだから

被害態様	総数	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから
車 上 盗	31	15 (48.4)
自 動 車 損 壊	38	15 (39.5)
バ イ ク 盗	12	4 (33.3)
自 転 車 盗	96	20 (20.8)
あ お り 運 転	13	2 (15.4)
不 法 侵 入	38	21 (55.3)
強盗・恐喝・ひったくり	11	3 (27.3)
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	10 (38.5)
暴 行 ・ 脅 迫	8	3 (37.5)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	1	1 (100.0)
クレジットカード情報詐欺	35	6 (17.1)
個 人 情 報 の 悪 用	14	5 (35.7)
特 殊 詐 欺	12	4 (33.3)
消 費 者 詐 欺	19	7 (36.8)
ス ト ー カ ー 行 為	11	3 (27.3)
D V	6	—
性 的 な 被 害	5	3 (60.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」と回答した者の比率である。

3 重大な事件だから

捜査機関へ被害を申告した理由として「重大な事件だから」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、不法侵入が38人中15人、強盗・恐喝・ひったくりが11人中3人、車上盗が31人中6人、自動車損壊が38人中7人、クレジットカード情報詐欺が35人中6人、特殊詐欺が12人中2人、個人情報の悪用が14人中2人、暴行・脅迫が8人中1人、消費者詐欺が19人中2人、ストーカー行為が11人中1人、あおり運転が13人中1人、個人に対する窃盗が26人中2人、自転車盗が96人中3人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-3表

重大な事件だから

被害態様	総数	重大な事件だから
車 上 盗	31	6 (19.4)
自 動 車 損 壊	38	7 (18.4)
バ イ ク 盗	12	—
自 転 車 盗	96	3 (3.1)
あ お り 運 転	13	1 (7.7)
不 法 侵 入	38	15 (39.5)
強盗・恐喝・ひったくり	11	3 (27.3)
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	2 (7.7)
暴 行 ・ 脅 迫	8	1 (12.5)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	1	—
クレジットカード情報詐欺	35	6 (17.1)
個 人 情 報 の 悪 用	14	2 (14.3)
特 殊 詐 欺	12	2 (16.7)
消 費 者 詐 欺	19	2 (10.5)
ス ト ー カ ー 行 為	11	1 (9.1)
D V	6	—
性 的 な 被 害	5	—

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「重大な事件だから」と回答した者の比率である。

4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）

捜査機関へ被害を申告した理由として「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、性的な被害が5人中5人、不法侵入が38人中21人、自動車損壊が38人中18人、消費者詐欺が19人中9人、強盗・恐喝・ひったくりが11人中5人、車上盗が31人中13人、暴行・脅迫が8人中3人、個人に対する窃盗が26人中9人、特殊詐欺が12人中3人、あおり運転が13人中3人、個人情報の悪用が14人中3人、ストーカー行為が11人中2人、バイク盗が12人中2人、DVが6人中1人、自転車盗が96人中13人、クレジットカード情報詐欺が35人中3人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-4表

加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）

被害態様	総数	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)
車 上 盗	31	13 (41.9)
自 動 車 損 壊	38	18 (47.4)
バ イ ク 盗	12	2 (16.7)
自 転 車 盗	96	13 (13.5)
あ お り 運 転	13	3 (23.1)
不 法 侵 入	38	21 (55.3)
強 盗 ・ 恐 喝 ・ ひ た た く り	11	5 (45.5)
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	9 (34.6)
暴 行 ・ 脅 迫	8	3 (37.5)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	1	—
クレジットカード情報詐欺	35	3 (8.6)
個 人 情 報 の 悪 用	14	3 (21.4)
特 殊 詐 欺	12	3 (25.0)
消 費 者 詐 欺	19	9 (47.4)
ス ト ー カ ー 行 為	11	2 (18.2)
D V	6	1 (16.7)
性 的 な 被 害	5	5 (100.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」と回答した者の比率である。

5 再発を防ぐため

捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、暴行・脅迫が8人中7人、性的な被害が5人中4人、不法侵入が38人中28人、強盗・恐喝・ひったくりが11人中7人、特殊詐欺が12人中7人、自動車損壊が38人中22人、ストーカー行為が11人中6人、消費者詐欺が19人中10人、車上盗が31人中16人、個人情報の悪用が14人中6人、あおり運転が13人中5人、クレジットカード情報詐欺が35人中12人、個人に対する窃盗が26人中8人、自転車盗が96人中23人、バイク盗が12人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-5表

再発を防ぐため

被害態様	総数	再発を防ぐため
車 上 盗	31	16 (51.6)
自 動 車 損 壊	38	22 (57.9)
バ イ ク 盗	12	1 (8.3)
自 転 車 盗	96	23 (24.0)
あ お り 運 転	13	5 (38.5)
不 法 侵 入	38	28 (73.7)
強盗・恐喝・ひったくり	11	7 (63.6)
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	8 (30.8)
暴 行 ・ 脅 迫	8	7 (87.5)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	1	—
クレジットカード情報詐欺	35	12 (34.3)
個 人 情 報 の 悪 用	14	6 (42.9)
特 殊 詐 欺	12	7 (58.3)
消 費 者 詐 欺	19	10 (52.6)
ス ト ー カ ー 行 為	11	6 (54.5)
D V	6	—
性 的 な 被 害	5	4 (80.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」と回答した者の比率である。

6 助けを求めるため

捜査機関へ被害を申告した理由として「助けを求めるため」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、暴行・脅迫が8人中5人、ストーカー行為が11人中6人、DVが6人中3人、強盗・恐喝・ひったくりが11人中5人、性的な被害が5人中2人、不法侵入が38人中12人、あおり運転が13人中4人、個人情報の悪用が14人中4人、消費者詐欺が19人中5人、特殊詐欺が12人中3人、個人に対する窃盗が26人中5人、自動車損壊が38人中5人、車上盗が31人中3人、クレジットカード情報詐欺が35人中3人、バイク盗が12人中1人、自転車盗が96人中4人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-6表

助けを求めるため

被害態様	総数	助けを求めるため
車 上 盗	31	3 (9.7)
自 動 車 損 壊	38	5 (13.2)
バ イ ク 盗	12	1 (8.3)
自 転 車 盗	96	4 (4.2)
あ お り 運 転	13	4 (30.8)
不 法 侵 入	38	12 (31.6)
強盗・恐喝・ひったくり	11	5 (45.5)
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	5 (19.2)
暴 行 ・ 脅 迫	8	5 (62.5)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	1	—
クレジットカード情報詐欺	35	3 (8.6)
個 人 情 報 の 悪 用	14	4 (28.6)
特 殊 詐 欺	12	3 (25.0)
消 費 者 詐 欺	19	5 (26.3)
ス ト ー カ ー 行 為	11	6 (54.5)
D V	6	3 (50.0)
性 的 な 被 害	5	2 (40.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「助けを求めるため」と回答した者の比率である。

7 加害者からの弁償を得るため

捜査機関へ被害を申告した理由として「加害者からの弁償を得るため」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、自動車損壊が38人中19人、特殊詐欺が12人中6人、消費者詐欺が19人中9人、個人に対する窃盗が26人中6人、車上盗が31人中7人、不法侵入が38人中8人、性的な被害が5人中1人、暴行・脅迫が8人中1人、強盗・恐喝・ひったくりが11人中1人、クレジットカード情報詐欺が35人中2人、自転車盗が96人中5人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-7表

加害者からの弁償を得るため

被害態様	総数	加害者からの弁償を得るため
車 上 盗	31	7 (22.6)
自 動 車 損 壊	38	19 (50.0)
バ イ ク 盗	12	—
自 転 車 盗	96	5 (5.2)
あ お り 運 転	13	—
不 法 侵 入	38	8 (21.1)
強盗・恐喝・ひったくり	11	1 (9.1)
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	6 (23.1)
暴 行 ・ 脅 迫	8	1 (12.5)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	1	—
クレジットカード情報詐欺	35	2 (5.7)
個 人 情 報 の 悪 用	14	—
特 殊 詐 欺	12	6 (50.0)
消 費 者 詐 欺	19	9 (47.4)
ス ト ー カ ー 行 為	11	—
D V	6	—
性 的 な 被 害	5	1 (20.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「加害者からの弁償を得るため」と回答した者の比率である。

8 保険金を得るため（保険金請求のため）

捜査機関へ被害を申告した理由として「保険金を得るため（保険金請求のため）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、自動車損壊が38人中7人、個人に対する窃盗が26人中3人、不法侵入が38人中4人、個人情報の悪用が14人中1人、車上盗が31人中2人、クレジットカード情報詐欺が35人中2人、消費者詐欺が19人中1人、自転車盗が96人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-8表

保険金を得るため（保険金請求のため）

被害態様	総数	保険金を得るため
車 上 盗	31	2 (6.5)
自 動 車 損 壊	38	7 (18.4)
バ イ ク 盗	12	－
自 転 車 盗	96	1 (1.0)
あ お り 運 転	13	－
不 法 侵 入	38	4 (10.5)
強盗・恐喝・ひったくり	11	－
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	3 (11.5)
暴 行 ・ 脅 迫	8	－
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	1	－
クレジットカード情報詐欺	35	2 (5.7)
個 人 情 報 の 悪 用	14	1 (7.1)
特 殊 詐 欺	12	－
消 費 者 詐 欺	19	1 (5.3)
ス ト ー カ ー 行 為	11	－
D V	6	－
性 的 な 被 害	5	－

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「保険金を得るため（保険金請求のため）」と回答した者の比率である。

9 家族・友人・知人から届け出るよう言われたため

捜査機関へ被害を申告した理由として「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」という選択肢を設けたのはストーカー行為、DV及び性的な被害のみであるが、この選択肢を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、性的な被害が5人中2人、ストーカー行為が11人中3人であり、DVにおいては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-9表

家族・友人・知人から届け出るよう言われたため

被害態様	総数	家族・友人・知人から 届け出るよう言われたため
ス ト ー カ ー 行 為	11	3 (27.3)
D V	6	—
性 的 な 被 害	5	2 (40.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」と回答した者の比率である。

10 犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため

捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため」という選択肢を設けたのはストーカー行為、DV及び性的な被害のみであるが、いずれにおいてもこの理由を選んだ人はいなかった。

第2節 被害態様別の捜査機関への被害申告理由の分析

本節では、被害態様別に捜査機関へ被害を申告した理由を見る。

1 自動車関係の被害

車上盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した31人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を選んだ人が17人、「再発を防ぐため」が16人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が15人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が13人、「加害者からの弁償を得るため」が7人、「重大な事件だから」が6人、「助けを求めるため」が3人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が2人であった。

自動車損壊の被害を捜査機関へ申告したと回答した38人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」が22人、「加害者からの弁償を得るため」が19人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が18人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」を選んだ人が15人、「重大な事件だから」及び「保険金を得るため（保険金請求のため）」が各7人、「助けを求めるため」が5人であった。

3-2-2-1表 車上盗

総数	盗まれたもの を取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから (加害者を捕まえて ほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
31	17 (54.8)	15 (48.4)	6 (19.4)	13 (41.9)	16 (51.6)	3 (9.7)	7 (22.6)	2 (6.5)

注 1 重複計上による。
2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-2-2-2表 自動車損壊

総数	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから (加害者を捕まえて ほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
38	15 (39.5)	7 (18.4)	18 (47.4)	22 (57.9)	5 (13.2)	19 (50.0)	7 (18.4)

注 1 重複計上による。
2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

2 バイク盗

バイク盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した12人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を選んだ人が10人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が4人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が2人、「再発を防ぐため」及び「助けを求めるため」が各1人であった。

3-2-2-3表

バイク盗

総数	盗まれたもの を取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから (加害者を捕まえて ほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
12	10 (83.3)	4 (33.3)	—	2 (16.7)	1 (8.3)	1 (8.3)	—	—

注 1 重複計上による。

2 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3 自転車盗

自転車盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した96人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を選んだ人が83人、「再発を防ぐため」が23人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が20人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が13人、「加害者からの弁償を得るため」が5人、「助けを求めるため」が4人、「重大な事件だから」が3人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が1人であった。

3-2-2-4表

自転車盗

総数	盗まれたもの を取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから (加害者を捕まえて ほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
96	83 (86.5)	20 (20.8)	3 (3.1)	13 (13.5)	23 (24.0)	4 (4.2)	5 (5.2)	1 (1.0)

注 1 重複計上による。

2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。

3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

4 あおり運転

あおり運転の被害を捜査機関へ申告したと回答した13人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」を選んだ人が5人、「助けを求めるため」が4人、「加害者を処罰してほし

いから（加害者を捕まえてほしいから）」が3人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が2人、「重大な事件だから」が1人であった。

3-2-2-5表

あおり運転

総数	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
13	2 (15.4)	1 (7.7)	3 (23.1)	5 (38.5)	4 (30.8)	—	—

注 1 重複計上による。
2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

5 不法侵入

不法侵入の被害を捜査機関へ申告したと回答した38人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」を選んだ人が28人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」及び「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が各21人、「盗まれたものを取り戻すため」及び「重大な事件だから」が各15人、「助けを求めるため」が12人、「加害者からの弁償を得るため」が8人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が4人であった。

3-2-2-6表

不法侵入

総数	盗まれたものを取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
38	15 (39.5)	21 (55.3)	15 (39.5)	21 (55.3)	28 (73.7)	12 (31.6)	8 (21.1)	4 (10.5)

注 1 重複計上による。
2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

6 強盗・恐喝・ひったくり及び個人に対する窃盗

強盗・恐喝・ひったくりの被害を捜査機関へ申告したと回答した11人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」を選んだ人が7人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」及び「助けを求めるため」が各5人、「とられたものを取り戻すため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」及び「重大な事件だから」が各3人、「加害者からの弁償を得るため」が1人であった。

個人に対する窃盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した26人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を選んだ人が17人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が10人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が9人、「再発を防ぐため」が8人、「加害者からの弁償を得るため」が6人、「助けを求めるため」が5人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が3人、「重大な事件だから」が2人であった。

3-2-2-7表

強盗・恐喝・ひったくり

総数	とられたものを取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
11	3 (27.3)	3 (27.3)	3 (27.3)	5 (45.5)	7 (63.6)	5 (45.5)	1 (9.1)	—

注 1 重複計上による。

2 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-2-2-8表

個人に対する窃盗

総数	盗まれたものを取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
26	17 (65.4)	10 (38.5)	2 (7.7)	9 (34.6)	8 (30.8)	5 (19.2)	6 (23.1)	3 (11.5)

注 1 重複計上による。

2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。

3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

7 暴行・脅迫

暴行・脅迫の被害を捜査機関へ申告したと回答した8人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」を選んだ人が7人、「助けを求めるため」が5人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」及び「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が各3人、「重大な事件だから」及び「加害者からの弁償を得るため」が各1人であった。

3-2-2-9表

暴行・脅迫

総数	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
8	3 (37.5)	1 (12.5)	3 (37.5)	7 (87.5)	5 (62.5)	1 (12.5)	—

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

8 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布

インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布の被害を捜査機関へ申告したと回答した1人は、捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」のみを選んだ。

3-2-2-10表

インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布

総数	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
1	1 (100.0)	—	—	—	—	—	—

注 1 重複計上による。
 2 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

9 各種詐欺・個人情報の悪用

クレジットカード情報詐欺の被害を捜査機関へ申告したと回答した35人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を選んだ人が22人、「再発を防ぐため」が12人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」及び「重大な事件だから」が各6人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」及び「助けを求めるため」が各3人、「加害者からの弁償を得るため」及び「保険金を得るため（保険金請求のため）」が各2人であった。

個人情報の悪用の被害を捜査機関へ申告したと回答した14人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を選んだ人が12人、「再発を防ぐため」が6人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が5人、「助けを求めるため」が4人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が3人、「重大な事件だから」が2人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が1人であった。

特殊詐欺の被害を捜査機関へ申告したと回答した12人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由と

して「再発を防ぐため」を選んだ人が7人、「加害者からの弁償を得るため」が6人、「被害を取り戻すため」が5人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が4人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」及び「助けを求めるため」が各3人、「重大な事件だから」が2人であった。

消費者詐欺の被害を捜査機関へ申告したと回答した19人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を選んだ人が14人、「再発を防ぐため」が10人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」及び「加害者からの弁償を得るため」が各9人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が7人、「助けを求めるため」が5人、「重大な事件だから」が2人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が1人であった。

3-2-2-11表 **クレジットカード情報詐欺**

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
35	22 (62.9)	6 (17.1)	6 (17.1)	3 (8.6)	12 (34.3)	3 (8.6)	2 (5.7)	2 (5.7)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-2-2-12表 **個人情報の悪用**

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
14	12 (85.7)	5 (35.7)	2 (14.3)	3 (21.4)	6 (42.9)	4 (28.6)	—	1 (7.1)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-2-2-13表 **特殊詐欺**

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
12	5 (41.7)	4 (33.3)	2 (16.7)	3 (25.0)	7 (58.3)	3 (25.0)	6 (50.0)	—

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-2-2-14表 消費者詐欺

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
19	14 (73.7)	7 (36.8)	2 (10.5)	9 (47.4)	10 (52.6)	5 (26.3)	9 (47.4)	1 (5.3)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

10 ストーカー行為

ストーカー行為の被害を捜査機関へ申告したと回答した11人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」及び「助けを求めるため」を選んだ人が各6人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」及び「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」が各3人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が2人、「被害を取り戻すため」及び「重大な事件だから」が各1人であった。

なお、捜査機関へ被害を申告した理由の選択肢として「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」と「犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため」を設けているのは、ストーカー行為、DV及び性的な被害のみである。

3-2-2-15表 ストーカー行為

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	犯罪被害者支援団体等から届け出るよう言われたため
11	1 (9.1)	3 (27.3)	1 (9.1)	2 (18.2)	6 (54.5)	6 (54.5)	—	—	3 (27.3)	—

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「分からない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

11 DV

DVの被害を捜査機関へ申告したと回答した6人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「助けを求めるため」を選んだ人が3人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が1人であった。

3-2-2-16表

DV

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	犯罪被害者支援団体等から届け出るよう言われたため
6	—	—	—	1 (16.7)	—	3 (50.0)	—	—	—	—

- 注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

12 性的な被害

性的な被害を捜査機関へ申告したと回答した5人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」を選んだ人が5人、「再発を防ぐため」が4人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が3人、「助けを求めるため」及び「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」が各2人、「加害者からの弁償を得るため」が1人であった。

3-2-2-17表

性的な被害

総数	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	犯罪被害者支援団体等から届け出るよう言われたため
5	3 (60.0)	—	5 (100.0)	4 (80.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	—	2 (40.0)	—

- 注 1 重複計上による。
 2 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

第3節 捜査機関に対する満足度

本調査では、犯罪被害を捜査機関へ申告した調査回答者（376人）に対し、「全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。」と質問することにより捜査機関に対する満足度を調査している。なお、犯罪被害を捜査機関へ申告した調査回答者は延べ人員であり、一人につき複数の犯罪被害について捜査機関へ申告したと回答した場合は、犯罪被害ごとに人員を計上している。

犯罪被害態様により捜査機関に対する満足度に差が出ているものの、調査対象とした犯罪被害全体で見ると、「はい」が206人、「いいえ」が125人、「分からない」が44人、「無回答」が1人であり、半数以上の人が捜査機関の対応に満足しているという結果であった。満足していると回答した人の構成比が6割以上であったのは、クレジットカード情報詐欺82.9%(35人中29人)、あおり運転76.9%(13人中10人)及び不法侵入63.2%(38人中24人)であった。一方、満足していないと回答した人の構成比が6割以上であったのは、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布100.0%(1人中1人)、性的な被害60.0%(5人中3人)であった。

「全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。」の質問に「いいえ」と回答した人（125人）に対し、さらに、「あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、与えられた選択肢の中から該当するもの全てを選ぶ形式（複数回答可）で回答を求めたところ、最も回答が多かったものは、「十分な対処をしてくれなかった」（73人）であり、次いで、「加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった」（54人）、「盗まれたものを取り戻してくれなかった」（53人）、「十分な経過通知をしてくれなかった」（40人）の順であった。

なお、「盗まれたものを取り戻してくれなかった」という選択肢については、被害態様に応じて表現を変えており、暴行・脅迫、ストーカー行為及びDVについては「自分の受けた損害を回復してくれなかった」、自動車損壊、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、特殊詐欺及び消費者詐欺については「自分の被害を取り戻してくれなかった」、強盗・恐喝・ひったくりについては「とられたものを取り戻してくれなかった」としており、前記「盗まれたものを取り戻してくれなかった」（53人）の中にはそれら全てが含まれている。

第3章 犯罪被害を捜査機関へ申告しなかった理由

第1節 犯罪被害を捜査機関へ申告しなかった理由別分析

本節では、捜査機関へ被害を申告しなかった理由別に、被害の態様ごとの特徴を見る。

1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、あおり運転が559人中424人、個人に対する窃盗が34人中24人、不法侵入が37人中23人、自動車損壊が150人中81人、特殊詐欺が8人中4人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中15人、車上盗が24人中11人、消費者詐欺が97人中44人、自転車盗が66人中27人、性的な被害が15人中6人、個人情報の悪用が53人中18人、暴行・脅迫が26人中8人、DVが30人中9人、ストーカー行為が20人中5人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中3人、クレジットカード情報詐欺が162人中23人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-1 表

それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）

被害態様	総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)
車 上 盗	24	11 (45.8)
自 動 車 損 壊	150	81 (54.0)
バ イ ク 盗	1	—
自 転 車 盗	66	27 (40.9)
あ お り 運 転	559	424 (75.8)
不 法 侵 入	37	23 (62.2)
強盗・恐喝・ひったくり	13	3 (23.1)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	24 (70.6)
暴 行 ・ 脅 迫	26	8 (30.8)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	15 (48.4)
クレジットカード情報詐欺	162	23 (14.2)
個 人 情 報 の 悪 用	53	18 (34.0)
特 殊 詐 欺	8	4 (50.0)
消 費 者 詐 欺	97	44 (45.4)
ス ト ー カ ー 行 為	20	5 (25.0)
D V	30	9 (30.0)
性 的 な 被 害	15	6 (40.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」と回答した者の比率である。

2 自分で解決した（加害者を知っていた）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「自分で解決した（加害者を知っていた）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、ストーカー行為が20人中12人、DVが30人中16人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中4人、性的な被害が15人中4人、暴行・脅迫が26人中5人、消費者詐欺が97人中13人、特殊詐欺が8人中1人、不法侵入が37人中4人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中3人、自転車盗が66人中6人、個人情報の悪用が53人中4人、クレジットカード情報詐欺が162人中9人、自動車損壊が150人中8人、車上盗が24人中1人、あおり運転が559人中21人、個人に対する窃盗が34人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-2表

自分で解決した（加害者を知っていた）

被害態様	総数	自分で解決した (加害者を知っていた)
車 上 盗	24	1 (4.2)
自 動 車 損 壊	150	8 (5.3)
バ イ ク 盗	1	—
自 転 車 盗	66	6 (9.1)
あ お り 運 転	559	21 (3.8)
不 法 侵 入	37	4 (10.8)
強盗・恐喝・ひったくり	13	4 (30.8)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	1 (2.9)
暴 行 ・ 脅 迫	26	5 (19.2)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	3 (9.7)
クレジットカード情報詐欺	162	9 (5.6)
個 人 情 報 の 悪 用	53	4 (7.5)
特 殊 詐 欺	8	1 (12.5)
消 費 者 詐 欺	97	13 (13.4)
ス ト ー カ ー 行 為	20	12 (60.0)
D V	30	16 (53.3)
性 的 な 被 害	15	4 (26.7)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「自分で解決した（加害者を知っていた）」と回答した者の比率である。

3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、特殊詐欺が8人中2人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中6人、個人情報の悪用が53人中5人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中1人、暴行・脅迫が26人中2人、消費者詐欺が97人中7人、DVが30人中2人、ストーカー行為が20人中1人、あおり運転が559人中24人、車上盗が24人中1人、クレジットカード情報詐欺が162人中5人、不法侵入が37人中1人、自動車損壊が150人中4人、自転車盗が66人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

なお、回答の選択肢は、犯罪被害態様の違いを考慮して、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、特殊詐欺及び消費者詐欺については「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」としている。

3-3-1-3表

捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）

被害態様	総数	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった （捜査機関は必要ない）	
車 上 盗	24	1	(4.2)
自 動 車 損 壊	150	4	(2.7)
バ イ ク 盗	1	—	
自 転 車 盗	66	1	(1.5)
あ お り 運 転	559	24	(4.3)
不 法 侵 入	37	1	(2.7)
強盗・恐喝・ひったくり	13	1	(7.7)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	—	
暴 行 ・ 脅 迫	26	2	(7.7)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	6	(19.4)
クレジットカード情報詐欺	162	5	(3.1)
個 人 情 報 の 悪 用	53	5	(9.4)
特 殊 詐 欺	8	2	(25.0)
消 費 者 詐 欺	97	7	(7.2)
ス ト ー カ ー 行 為	20	1	(5.0)
D V	30	2	(6.7)
性 的 な 被 害	15	—	

注（ ）内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」又は「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」と回答した者の比率である。

4 代わりに別の機関に知らせた

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「代わりに別の機関に知らせた」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、クレジットカード情報詐欺が162人中147人、個人情報の悪用が53人中9人、消費者詐欺が97人中13人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中1人、暴行・脅迫が26人中1人、DVが30人中1人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中1人、自動車損壊が150人中1人、あおり運転が559人中3人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

なお、クレジットカード情報詐欺については、捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「代わりに別の機関に知らせた」という選択肢ではなく、「カード会社に知らせた（カード会社が対応した）」と「代わりに別の機関（カード会社を除く。）に知らせた」の二つに選択肢を分けたところ、捜査機関へクレジットカード情報詐欺の被害を申告しなかった162人のうち「カード会社に知らせた（カード会社が対応した）」が143人、「代わりに別の機関（カード会社を除く。）に知らせた」が4人であり、両者を合わせると他の犯罪被害と比較して突出して高い比率となっている。

3-3-1-4表

代わりに別の機関に知らせた

被害態様	総数	代わりに別の機関に知らせた
車 上 盗	24	—
自 動 車 損 壊	150	1 (0.7)
バ イ ク 盗	1	—
自 転 車 盗	66	—
あ お り 運 転	559	3 (0.5)
不 法 侵 入	37	—
強盗・恐喝・ひったくり	13	1 (7.7)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	—
暴 行 ・ 脅 迫	26	1 (3.8)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	1 (3.2)
クレジットカード情報詐欺	162	147 (90.7)
個 人 情 報 の 悪 用	53	9 (17.0)
特 殊 詐 欺	8	—
消 費 者 詐 欺	97	13 (13.4)
ス ト ー カ ー 行 為	20	—
D V	30	1 (3.3)
性 的 な 被 害	15	—

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「代わりに別の機関に知らせた」、「カード会社に知らせた（カード会社が対応した）」又は「代わりに別の機関（カード会社を除く。）に知らせた」と回答した者の比率である。

5 家族が解決した

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「家族が解決した」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、特殊詐欺が8人中1人、自転車盗が66人中8人、ストーカー行為が20人中2人、車上盗が24人中2人、不法侵入が37人中3人、暴行・脅迫が26人中2人、DVが30人中2人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中2人、個人情報の悪用が53人中3人、クレジットカード情報詐欺が162人中5人、個人に対する窃盗が34人中1人、消費者詐欺が97人中2人、自動車損壊が150人中3人、あおり運転が559人中3人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-5表

家族が解決した

被害態様	総数	家族が解決した
車 上 盗	24	2 (8.3)
自 動 車 損 壊	150	3 (2.0)
バ イ ク 盗	1	－
自 転 車 盗	66	8 (12.1)
あ お り 運 転	559	3 (0.5)
不 法 侵 入	37	3 (8.1)
強盗・恐喝・ひったくり	13	－
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	1 (2.9)
暴 行 ・ 脅 迫	26	2 (7.7)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	2 (6.5)
クレジットカード情報詐欺	162	5 (3.1)
個 人 情 報 の 悪 用	53	3 (5.7)
特 殊 詐 欺	8	1 (12.5)
消 費 者 詐 欺	97	2 (2.1)
ス ト ー カ ー 行 為	20	2 (10.0)
D V	30	2 (6.7)
性 的 な 被 害	15	－

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「家族が解決した」と回答した者の比率である。

6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、自転車盗が66人中3人、車上盗が24人中1人、個人情報の悪用が53人中1人、自動車損壊が150人中2人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-6表

保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった

被害態様	総数	保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
車 上 盗	24	1 (4.2)
自 動 車 損 壊	150	2 (1.3)
バ イ ク 盗	1	—
自 転 車 盗	66	3 (4.5)
あ お り 運 転	559	—
不 法 侵 入	37	—
強盗・恐喝・ひったくり	13	—
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	—
暴 行 ・ 脅 迫	26	—
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	—
クレジットカード情報詐欺	162	—
個 人 情 報 の 悪 用	53	1 (1.9)
特 殊 詐 欺	8	—
消 費 者 詐 欺	97	—
ス ト ー カ ー 行 為	20	—
D V	30	—
性 的 な 被 害	15	—

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」と回答した者の比率である。

7 捜査機関は何もできない（証拠がない）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関は何もできない（証拠がない）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、自動車損壊が150人中45人、車上盗が24人中6人、性的な被害が15人中3人、不法侵入が37人中6人、暴行・脅迫が26人中4人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中4人、あおり運転が559人中72人、特殊詐欺が8人中1人、個人に対する窃盗が34人中4人、自転車盗が66人中7人、ストーカー行為が20人中2人、個人情報の悪用が53人中5人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中1人、DVが30人中2人、消費者詐欺が97人中5人、クレジットカード情報詐欺が162人中5人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-7表

捜査機関は何もできない（証拠がない）

被害態様	総数	捜査機関は何もできない (証 拠 が な い)
車 上 盗	24	6 (25.0)
自 動 車 損 壊	150	45 (30.0)
バ イ ク 盗	1	—
自 転 車 盗	66	7 (10.6)
あ お り 運 転	559	72 (12.9)
不 法 侵 入	37	6 (16.2)
強盗・恐喝・ひったくり	13	1 (7.7)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	4 (11.8)
暴 行 ・ 脅 迫	26	4 (15.4)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	4 (12.9)
クレジットカード情報詐欺	162	5 (3.1)
個 人 情 報 の 悪 用	53	5 (9.4)
特 殊 詐 欺	8	1 (12.5)
消 費 者 詐 欺	97	5 (5.2)
ス ト ー カ ー 行 為	20	2 (10.0)
D V	30	2 (6.7)
性 的 な 被 害	15	3 (20.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関は何もできない（証拠がない）」と回答した者の比率である。

8 捜査機関は何もしてくれない

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関は何もしてくれない」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、バイク盗が1人中1人、暴行・脅迫が26人中6人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中5人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中2人、DVが30人中4人、性的な被害が15人中2人、消費者詐欺が97人中12人、自動車損壊が150人中18人、不法侵入が37人中3人、あおり運転が559人中44人、個人情報の悪用が53人中3人、車上盗が24人中1人、クレジットカード情報詐欺が162人中5人、自転車盗が66人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-8表

捜査機関は何もしてくれない

被害態様	総数	捜査機関は何もしてくれない
車 上 盗	24	1 (4.2)
自 動 車 損 壊	150	18 (12.0)
バ イ ク 盗	1	1 (100.0)
自 転 車 盗	66	1 (1.5)
あ お り 運 転	559	44 (7.9)
不 法 侵 入	37	3 (8.1)
強盗・恐喝・ひったくり	13	2 (15.4)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	—
暴 行 ・ 脅 迫	26	6 (23.1)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	5 (16.1)
クレジットカード情報詐欺	162	5 (3.1)
個 人 情 報 の 悪 用	53	3 (5.7)
特 殊 詐 欺	8	—
消 費 者 詐 欺	97	12 (12.4)
ス ト ー カ ー 行 為	20	—
D V	30	4 (13.3)
性 的 な 被 害	15	2 (13.3)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関は何もしてくれない」と回答した者の比率である。

9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、暴行・脅迫が26人中1人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中1人、不法侵入が37人中1人、消費者詐欺が97人中1人、あおり運転が559人中4人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-9表

捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）

被害態様	総数	捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)
車 上 盗	24	—
自 動 車 損 壊	150	—
バ イ ク 盗	1	—
自 転 車 盗	66	—
あ お り 運 転	559	4 (0.7)
不 法 侵 入	37	1 (2.7)
強盗・恐喝・ひったくり	13	—
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	—
暴 行 ・ 脅 迫	26	1 (3.8)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	1 (3.2)
クレジットカード情報詐欺	162	—
個 人 情 報 の 悪 用	53	—
特 殊 詐 欺	8	—
消 費 者 詐 欺	97	1 (1.0)
ス ト ー カ ー 行 為	20	—
D V	30	—
性 的 な 被 害	15	—

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」と回答した者の比率である。

10 仕返しのおそれからあえて届け出ない

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「仕返しのおそれからあえて届け出ない」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、性的な被害が15人中4人、DVが30人中6人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中4人、暴行・脅迫が26人中3人、ストーカー行為が20人中2人、不法侵入が37人中3人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中1人、あおり運転が559人中35人、車上盗が24人中1人、自動車損壊が150人中4人、消費者詐欺が97人中2人、個人情報の悪用が53人中1人、自転車盗が66人中1人、クレジットカード情報詐欺が162人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-10表

仕返しのおそれからあえて届け出ない

被害態様	総数	仕返しのおそれからあえて届け出ない
車 上 盗	24	1 (4.2)
自 動 車 損 壊	150	4 (2.7)
バ イ ク 盗	1	—
自 転 車 盗	66	1 (1.5)
あ お り 運 転	559	35 (6.3)
不 法 侵 入	37	3 (8.1)
強盗・恐喝・ひったくり	13	1 (7.7)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	—
暴 行 ・ 脅 迫	26	3 (11.5)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	4 (12.9)
クレジットカード情報詐欺	162	1 (0.6)
個 人 情 報 の 悪 用	53	1 (1.9)
特 殊 詐 欺	8	—
消 費 者 詐 欺	97	2 (2.1)
ス ト ー カ ー 行 為	20	2 (10.0)
D V	30	6 (20.0)
性 的 な 被 害	15	4 (26.7)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「仕返しのおそれからあえて届け出ない」と回答した者の比率である。

11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、バイク盗が1人中1人、性的な被害が15人中3人、DVが30人中4人、不法侵入が37人中3人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中1人、個人に対する窃盗が34人中2人、車上盗が24人中1人、消費者詐欺が97人中4人、暴行・脅迫が26人中1人、個人情報の悪用が53人中1人、あおり運転が559人中5人、自動車損壊が150人中1人、クレジットカード情報詐欺が162人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-11表

被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）

被害態様	総数	被害に遭ったことを知られたくなかった (恥ずかしくて言えなかった)
車 上 盗	24	1 (4.2)
自 動 車 損 壊	150	1 (0.7)
バ イ ク 盗	1	1 (100.0)
自 転 車 盗	66	—
あ お り 運 転	559	5 (0.9)
不 法 侵 入	37	3 (8.1)
強盗・恐喝・ひったくり	13	1 (7.7)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	2 (5.9)
暴 行 ・ 脅 迫	26	1 (3.8)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	—
クレジットカード情報詐欺	162	1 (0.6)
個 人 情 報 の 悪 用	53	1 (1.9)
特 殊 詐 欺	8	—
消 費 者 詐 欺	97	4 (4.1)
ス ト ー カ ー 行 為	20	—
D V	30	4 (13.3)
性 的 な 被 害	15	3 (20.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」と回答した者の比率である。

12 加害者の処罰を望まなかった

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「加害者の処罰を望まなかった」という選択肢を設けたのはストーカー行為、DV及び性的な被害のみである。この選択肢を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、ストーカー行為では20人中5人、DVでは30人中6人であり、性的な被害ではいなかった。

3-3-1-12表

加害者の処罰を望まなかった

被害態様	総数	加害者の処罰を望まなかった
ス ト ー カ ー 行 為	20	5 (25.0)
D V	30	6 (20.0)
性 的 な 被 害	15	—

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「加害者の処罰を望まなかった」と回答した者の比率である。

13 どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」という選択肢を設けたのはストーカー行為、DV及び性的な被害のみである。この選択肢を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、性的な被害では15人中3人、DVでは30人中5人、ストーカー行為では20人中1人であった。

3-3-1-13表

どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）

被害態様	総数	どうしたらよいのか分からなかった (被害を届け出る方法が分からなかった)
ス ト ー カ ー 行 為	20	1 (5.0)
D V	30	5 (16.7)
性 的 な 被 害	15	3 (20.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」と回答した者の比率である。

第2節 被害態様別の捜査機関への被害不申告理由の分析

本節では、被害態様別に捜査機関へ被害を申告しなかった理由を見る。

1 自動車関係の被害

車上盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した24人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が11人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が6人、「家族が解決した」が2人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」、「捜査機関は何もしてくれない」、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各1人であった。

自動車損壊の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した150人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が81人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が45人、「捜査機関は何もしてくれない」が18人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が8人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」及び「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が各4人、「家族が解決した」が3人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が2人、「代わりに別の機関に知らせた」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各1人であった。

3-3-2-1 表

車上盗

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
24	11 (45.8)	1 (4.2)	1 (4.2)	—	2 (8.3)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
1 (4.2)	6 (25.0)	1 (4.2)	—	1 (4.2)	1 (4.2)

注 1 重複計上による。

2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」と回答した者を除く。

3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-3-2-2表

自動車損壊

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した(加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
150	81 (54.0)	8 (5.3)	4 (2.7)	1 (0.7)	3 (2.0)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
2 (1.3)	45 (30.0)	18 (12.0)	—	4 (2.7)	1 (0.7)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

2 バイク盗

バイク盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した1人は、被害を申告しなかった理由として「捜査機関は何もしてくれない」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」を選んだ。

3-3-2-3表

バイク盗

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した(加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
1	—	—	—	—	—
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
—	—	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)

注 1 重複計上による。
 2 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3 自転車盗

自転車盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した66人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を選んだ人が27人、「家族が解決した」が8人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が7人、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が6人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が3人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)」、「捜査機関は何もしてくれない」及び「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が各1人であった。

3-3-2-4表

自転車盗

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した(加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
66	27 (40.9)	6 (9.1)	1 (1.5)	—	8 (12.1)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
3 (4.5)	7 (10.6)	1 (1.5)	—	1 (1.5)	—

注 1 重複計上による。

2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。

3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

4 あおり運転

あおり運転の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した559人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が424人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が72人、「捜査機関は何もしてくれない」が44人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が35人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」が24人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が21人、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が5人、「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」が4人、「代わりに別の機関に知らせた」及び「家族が解決した」が各3人であった。

3-3-2-5表

あおり運転

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した(加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
559	424 (75.8)	21 (3.8)	24 (4.3)	3 (0.5)	3 (0.5)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
—	72 (12.9)	44 (7.9)	4 (0.7)	35 (6.3)	5 (0.9)

注 1 重複計上による。

2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。

3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

5 不法侵入

不法侵入の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した37人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が23人、「捜査機

関は何もできない（証拠がない）」が6人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が4人、「家族が解決した」、「捜査機関は何もしてくれない」、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各3人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」及び「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」が各1人であった。

3-3-2-6表 不法侵入

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
37	23 (62.2)	4 (10.8)	1 (2.7)	—	3 (8.1)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
—	6 (16.2)	3 (8.1)	1 (2.7)	3 (8.1)	3 (8.1)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

6 強盗・恐喝・ひったくり及び個人に対する窃盗

強盗・恐喝・ひったくりの被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した13人のうち、被害を申告しなかった理由として「自分で解決した（加害者を知っていた）」を選んだ人が4人、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」が3人、「捜査機関は何もしてくれない」が2人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」、「代わりに別の機関に知らせた」、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各1人であった。

個人に対する窃盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した34人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が24人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が4人、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が2人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」及び「家族が解決した」が各1人であった。

3-3-2-7表

強盗・恐喝・ひったくり

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
13	3 (23.1)	4 (30.8)	1 (7.7)	1 (7.7)	－
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
－	1 (7.7)	2 (15.4)	－	1 (7.7)	1 (7.7)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-3-2-8表

個人に対する窃盗

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
34	24 (70.6)	1 (2.9)	－	－	1 (2.9)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
－	4 (11.8)	－	－	－	2 (5.9)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

7 暴行・脅迫

暴行・脅迫の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した26人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が8人、「捜査機関は何もしてくれない」が6人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が5人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が4人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が3人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」及び「家族が解決した」が各2人、「代わりに別の機関に知らせた」、「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各1人であった。

3-3-2-9表

暴行・脅迫

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した(加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
26	8 (30.8)	5 (19.2)	2 (7.7)	1 (3.8)	2 (7.7)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
—	4 (15.4)	6 (23.1)	1 (3.8)	3 (11.5)	1 (3.8)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

8 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布

インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した31人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を選んだ人が15人、「捜査機関には向かない問題だった(捜査機関は必要ない)」が6人、「捜査機関は何もしてくれない」が5人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」及び「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が各4人、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が3人、「家族が解決した」が2人、「代わりに別の機関に知らせた」及び「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が各1人であった。

3-3-2-10表

インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した(加害者を知っていた)	捜査機関には向かない問題だった(捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
31	15 (48.4)	3 (9.7)	6 (19.4)	1 (3.2)	2 (6.5)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
—	4 (12.9)	5 (16.1)	1 (3.2)	4 (12.9)	—

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

9 各種詐欺・個人情報の悪用

クレジットカード情報詐欺の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した162人のうち、被害を申告しなかった理由として「カード会社に知らせた(カード会社が対応した)」を選んだ人が143人、

「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」が23人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が9人、「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」、「家族が解決した」、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」及び「捜査機関は何もしてくれない」が各5人、「代わりに別の機関（カード会社を除く。）に知らせた」が4人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各1人であった。

個人情報の悪用の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した53人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が18人、「代わりに別の機関に知らせた」が9人、「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」及び「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が各5人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が4人、「家族が解決した」及び「捜査機関は何もしてくれない」が各3人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各1人であった。

特殊詐欺の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した8人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が4人、「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」が2人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」、「家族が解決した」及び「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が各1人であった。

消費者詐欺の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した97人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が44人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」及び「代わりに別の機関に知らせた」が各13人、「捜査機関は何もしてくれない」が12人、「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」が7人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が5人、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が4人、「家族が解決した」及び「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が各2人、「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」が1人であった。

3-3-2-11表 クレジットカード情報詐欺

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）	カード会社に知らせた	代わりに別の機関（カード会社を除く。）に知らせた	家族が解決した
162	23 (14.2)	9 (5.6)	5 (3.1)	143 (88.3)	4 (2.5)	5 (3.1)
	保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
	—	5 (3.1)	5 (3.1)	—	1 (0.6)	1 (0.6)

- 注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-3-2-12表 個人情報の悪用

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関には向かない問題だった (捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
53	18 (34.0)	4 (7.5)	5 (9.4)	9 (17.0)	3 (5.7)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない (証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった (恥ずかしくて言えなかった)
1 (1.9)	5 (9.4)	3 (5.7)	—	1 (1.9)	1 (1.9)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-3-2-13表 特殊詐欺

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関には向かない問題だった (捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
8	4 (50.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	—	1 (12.5)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない (証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった (恥ずかしくて言えなかった)
—	1 (12.5)	—	—	—	—

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-3-2-14表 消費者詐欺

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関には向かない問題だった (捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
97	44 (45.4)	13 (13.4)	7 (7.2)	13 (13.4)	2 (2.1)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない (証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった (恥ずかしくて言えなかった)
—	5 (5.2)	12 (12.4)	1 (1.0)	2 (2.1)	4 (4.1)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

10 ストーカー行為

ストーカー行為の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した20人のうち、被害を申告しなかった理由として「自分で解決した (加害者を知っていた)」を選んだ人が12人、「それほど重大ではな

い（損失がない、大したことではない）」及び「加害者の処罰を望まなかった」が各5人、「家族が解決した」、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」及び「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が各2人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」及び「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」が各1人であった。

なお、捜査機関へ被害を申告しなかった理由の選択肢として「加害者の処罰を望まなかった」と「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」を設けているのは、ストーカー行為、DV及び性的な被害のみである。

3-3-2-15表 ストーカー行為

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
20	5 (25.0)	12 (60.0)	1 (5.0)	—	2 (10.0)	—
捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	加害者の処罰を望まなかった	どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）
2 (10.0)	—	—	2 (10.0)	—	5 (25.0)	1 (5.0)

注 1 重複計上による。

2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者及び無回答の者を除く。

3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

11 DV

DVの被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した30人のうち、被害を申告しなかった理由として「自分で解決した（加害者を知っていた）」を選んだ人が16人、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」が9人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」及び「加害者の処罰を望まなかった」が各6人、「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」が5人、「捜査機関は何もしてくれない」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各4人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」、「家族が解決した」及び「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が各2人、「代わりに別の機関に知らせた」が1人であった。

3-3-2-16 表 DV

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
30	9 (30.0)	16 (53.3)	2 (6.7)	1 (3.3)	2 (6.7)	—
捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	加害者の処罰を望まなかった	どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）
2 (6.7)	4 (13.3)	—	6 (20.0)	4 (13.3)	6 (20.0)	5 (16.7)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

12 児童虐待

児童虐待の被害については、他の被害とは異なり、捜査機関への申告の有無ではなく、「あなたは、その被害について、誰かに相談しましたか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、さらに、「誰にも相談しなかった」と回答した人に対し、「相談しなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、与えられた選択肢の中から該当するもの全てを選ぶ形式（複数回答可）で回答を求めた。

児童虐待の被害を誰にも相談しなかったと回答した76人のうち、被害を相談しなかった理由として「どうしたらよいのか分からなかった」を選んだ人が35人、「相談しても何もしてくれないと思った」が25人、「自分で解決した」が14人、「相談しても何もできないと思った（証拠がない）」が13人、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が11人、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」及び「仕返しのおそれからあえて相談しなかった」が各10人、「加害者の処罰を望まなかった」が5人、「家族が解決した」が4人、「警察や学校関係者などが怖い又は嫌い（関わってほしくない）」が2人であった。

3-3-2-17表

児童虐待

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した	家族が解決した	相談しても何も できないと思った (証拠がない)	相談しても何もして くれないと思った
76	10 (13.2)	14 (18.4)	4 (5.3)	13 (17.1)	25 (32.9)
	警察や学校関係者など が怖い又は嫌い（関 わってほしくない）	仕返しのおそれから あえて相談しなかった	被害に遭ったことを 知られたくなかった (恥ずかしくて 言えなかった)	加害者の処罰を 望まなかった	どうしたらよいのか 分からなかった
	2 (2.6)	10 (13.2)	11 (14.5)	5 (6.6)	35 (46.1)

注 1 重複計上による。
 2 誰にも相談しなかった理由について、「その他」又は「分からない（思い出せない）」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

13 性的な被害

性的な被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した15人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が6人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」及び「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が各4人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」及び「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」が各3人、「捜査機関は何もしてくれない」が2人であった。

3-3-2-18表

性的な被害

総数	それほど重大で はない（損失が ない、大したこ とではない）	自分で解決した (加害者を知っ ていた)	捜査機関が取り扱 うのが適切では ない問題だった (捜査機関は 必要ない)	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険に入ってい ないので、保険 請求のための 通報の必要が なかった
15	6 (40.0)	4 (26.7)	—	—	—	—
捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれ ない	捜査機関が怖い 又は嫌い（捜 査機関に関わ ってほしくない）	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったことを 知られたくなかった (恥ずかしくて 言えなかった)	加害者の処罰を 望まなかった	どうしたらよいのか 分からなかった（被 害を届け出る方法が 分からなかった）
3 (20.0)	2 (13.3)	—	4 (26.7)	3 (20.0)	—	3 (20.0)

注 1 重複計上による。
 2 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

第4編 治安に関する認識及び量刑に関する意見

第1章 治安に関する認識

治安に関する認識については、①居住地域における犯罪被害に対する不安と②我が国の治安に関する認識に分けて調査してきた。①は、夜間の一人歩きに対する不安（個人犯罪被害に対する不安）及び不法侵入の被害に遭う不安（世帯犯罪被害に対する不安）を、②は、我が国の治安に関するイメージをそれぞれ内容としている。第1編第2章第2節において、①及び②の経年比較を示したので、本章では、①及び②の第6回調査結果について、それぞれ調査回答者の属性等別に分析するとともに、両者の関係についても検討する。

第1節 居住地域における犯罪被害に対する不安

本節では、居住地域における犯罪被害に対する不安として、夜間の一人歩きに対する不安（個人犯罪被害に対する不安）及び不法侵入の被害に遭う不安（世帯犯罪被害に対する不安）を取り上げて、調査回答者の属性等別に分析するとともに、それぞれの不安に影響を与えている要因についても検討する。

なお、前者は、「暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。」の項目を、後者は、「今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入する可能性について、どのように思いますか。」の項目をそれぞれ使用した。

1 夜間の一人歩きに対する不安

夜間の一人歩きに対する不安について、都市規模別に見ると、4-1-1-1-1表のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られ、「政令指定都市等」では「まあまあ安全」とする人の構成比が高く、「やや危ない」とする人の構成比が低かった。

夜間の一人歩きに対する不安について、世帯人数別に見ると、4-1-1-1-2表のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られた。「2人」では「まあまあ安全」とする人の構成比が高く、「やや危ない」とする人の構成比が低かった。「4人」では「やや危ない」とする人の構成比が高く、「5人以上」では「やや危ない」及び「とても危ない」とする人の構成比が高く、「まあまあ安全」とする人の構成比が低かった。

4-1-1-1表

都市規模別 夜間の一人歩きに対する不安

区 分	と て も 安 全	ま あ ま あ 安 全	や や 危 ない	と て も 危 ない	計	検定結果
政令指定都市等	208 (19.7) [0.3]	720 (68.1) [2.8]	115 (10.9) [-3.7]	15 (1.4) [-1.2]	1,058 (100.0)	$\chi^2(6)=17.730$ $p=.007$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	337 (19.9) [0.7]	1,066 (62.9) [-1.8]	261 (15.4) [1.7]	30 (1.8) [-0.3]	1,694 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	244 (18.5) [-1.0]	838 (63.6) [-0.8]	205 (15.6) [1.6]	30 (2.3) [1.4]	1,317 (100.0)	
計	789 (19.4)	2,624 (64.5)	581 (14.3)	75 (1.8)	4,069 (100.0)	

注 1 夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-1-2表

世帯人数別 夜間の一人歩きに対する不安

区 分	と て も 安 全	ま あ ま あ 安 全	や や 危 ない	と て も 危 ない	計	検定結果
1 人	101 (21.0) [1.0]	310 (64.6) [0.0]	62 (12.9) [-0.9]	7 (1.5) [-0.6]	480 (100.0)	$\chi^2(12)=49.430$ $p<.001$
2 人	260 (20.6) [1.3]	856 (67.8) [3.0]	128 (10.1) [-5.1]	18 (1.4) [-1.3]	1,262 (100.0)	
3 人	188 (19.1) [-0.3]	635 (64.5) [0.0]	148 (15.0) [0.8]	13 (1.3) [-1.4]	984 (100.0)	
4 人	154 (17.8) [-1.3]	540 (62.4) [-1.5]	152 (17.6) [3.1]	20 (2.3) [1.2]	866 (100.0)	
5人以上	83 (18.0) [-0.8]	274 (59.3) [-2.5]	89 (19.3) [3.3]	16 (3.5) [2.8]	462 (100.0)	
計	786 (19.4)	2,615 (64.5)	579 (14.3)	74 (1.8)	4,054 (100.0)	

注 1 世帯人数又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、住居形態別に見ると、**4-1-1-1-3表**のとおりである。モンテカルロ法による検定の結果、有意な関連性が見られた。「アパート等」では「とても安全」とする人の構成比が高く、「やや危ない」及び「とても危ない」とする人の構成比が低かったのに対し、「一戸建て」ではこれと逆の傾向が見られ、「やや危ない」及び「とても危ない」とする人の構成比が高く、「とても安全」とする人の構成比が低かった。

夜間の一人歩きに対する不安について、男女別に見ると、**4-1-1-1-4表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られ、「男性」では「とても安全」とする人の構成比が高かったのに対し、「女性」では「まあまあ安全」、「やや危ない」及び「とても危ない」とする人の構成比が高かった。

4-1-1-1-3表 住居形態別 夜間の一人歩きに対する不安

区 分	と て も 安 全	ま あ ま あ 安 全	や や 危 ない	と て も 危 ない	計	検定結果
アパート等	227 (21.7) [2.2]	681 (65.2) [0.6]	125 (12.0) [-2.5]	11 (1.1) [-2.1]	1,044 (100.0)	モンテカルロ法 $p=.010$
一戸建て	550 (18.5) [-2.5]	1,911 (64.3) [-0.4]	449 (15.1) [2.5]	62 (2.1) [2.3]	2,972 (100.0)	
そ の 他	12 (28.6) [1.5]	25 (59.5) [-0.7]	5 (11.9) [-0.4]	— [-0.9]	42 (100.0)	
計	789 (19.4)	2,617 (64.5)	579 (14.3)	73 (1.8)	4,058 (100.0)	

注 1 住居形態又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-1-4表 男女別 夜間の一人歩きに対する不安

区 分	と て も 安 全	ま あ ま あ 安 全	や や 危 ない	と て も 危 ない	計	検定結果
男 性	525 (26.5) [11.1]	1,233 (62.1) [-3.0]	202 (10.2) [-7.3]	24 (1.2) [-3.0]	1,984 (100.0)	$\chi^2(3)=156.546$ $p<.001$
女 性	262 (12.7) [-11.1]	1,380 (66.7) [3.0]	376 (18.2) [7.3]	51 (2.5) [3.0]	2,069 (100.0)	
計	787 (19.4)	2,613 (64.5)	578 (14.3)	75 (1.9)	4,053 (100.0)	

注 1 性別又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、年齢層別に見ると、4-1-1-1-5表のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られた。「39歳以下」では「とても安全」及び「やや危ない」とする人の構成比が高く、「まあまあ安全」とする人の構成比が低かった。「40～59歳」では「やや危ない」とする人の構成比が高く、「とても安全」とする人の構成比が低かった。「60歳以上」では「まあまあ安全」とする人の構成比が高く、「やや危ない」とする人の構成比が低かった。

4-1-1-1-5表

年齢層別 夜間の一人歩きに対する不安

区 分	と て も 安 全	ま あ ま あ 安 全	や や 危 ない	と て も 危 ない	計	検定結果
39 歳 以下	207 (23.0) [3.1]	531 (59.0) [-3.9]	148 (16.4) [2.1]	14 (1.6) [-0.7]	900 (100.0)	$\chi^2(6)=42.810$ $p<.001$
40 ～ 59 歳	235 (16.9) [-2.9]	889 (63.9) [-0.6]	235 (16.9) [3.4]	33 (2.4) [1.8]	1,392 (100.0)	
60 歳 以上	347 (19.5) [0.2]	1,204 (67.8) [3.8]	198 (11.1) [-5.0]	28 (1.6) [-1.1]	1,777 (100.0)	
計	789 (19.4)	2,624 (64.5)	581 (14.3)	75 (1.8)	4,069 (100.0)	

注 1 夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、就労状況別に見ると、4-1-1-1-6表のとおりである。モンテカルロ法による検定の結果、有意な関連性が見られた。「働いている」では「やや危ない」とする人の構成比が高く、「とても安全」とする人の構成比が低かった。「主婦・主夫」では「とても安全」とする人の構成比が低かった。「無職・定年」では「とても安全」及び「まあまあ安全」とする人の構成比が高く、「やや危ない」とする人の構成比が低かった。「学生」では「とても安全」とする人の構成比が高く、「まあまあ安全」とする人の構成比が低かった。

なお、働いている人において、安心を示す「とても安全」と回答した458人は、男性が73.1%(335人)、女性が26.9%(123人)と、男性が7割超を占めたのに対し、不安を示す「とても危ない」と回答した52人は、男性34.6%(18人)、女性65.4%(34人)と、女性が6割超を占めた。

4-1-1-1-6表

就労状況別 夜間の一人歩きに対する不安

区 分	と て も 安 全	ま あ ま あ 安 全	や や 危 ない	と て も 危 ない	計	検定結果
働いている	458 (18.0) [-2.7]	1,628 (64.1) [-0.8]	401 (15.8) [3.6]	52 (2.0) [1.5]	2,539 (100.0)	モンテカルロ法 $p<.001$
主婦・主夫	97 (15.4) [-2.7]	417 (66.2) [0.9]	102 (16.2) [1.5]	14 (2.2) [0.9]	630 (100.0)	
無職・定年	148 (23.2) [2.7]	437 (68.5) [2.3]	46 (7.2) [-5.6]	7 (1.1) [-1.5]	638 (100.0)	
学 生	67 (35.6) [5.8]	100 (53.2) [-3.3]	21 (11.2) [-1.2]	— [—1.9]	188 (100.0)	
そ の 他	13 (24.1) [0.9]	33 (61.1) [-0.5]	8 (14.8) [0.1]	— [—1.0]	54 (100.0)	
計	783 (19.3)	2,615 (64.6)	578 (14.3)	73 (1.8)	4,049 (100.0)	

注 1 就労状況又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、婚姻状況別に見ると、**4-1-1-1-7表**のとおりである。モンテカルロ法による検定の結果、有意な関連性が見られた。「未婚」では「とても安全」とする人の構成比が高く、「まあまあ安全」とする人の構成比が低かった。「既婚」では「まあまあ安全」とする人の構成比が高く、「とても安全」とする人の構成比が低かった。

4-1-1-1-7表 婚姻状況別 夜間の一人歩きに対する不安

区 分	と て も 安 全	ま あ ま あ 安 全	や や 危 ない	と て も 危 ない	計	検定結果
未 婚	240 (24.2) [4.5]	613 (61.9) [-2.0]	124 (12.5) [-1.8]	13 (1.3) [-1.3]	990 (100.0)	モンテカルロ法 $p=0.002$
同 棲	6 (19.4) [-0.0]	20 (64.5) [-0.0]	4 (12.9) [-0.2]	1 (3.2) [0.6]	31 (100.0)	
既 婚	495 (17.6) [-4.3]	1,846 (65.6) [2.2]	420 (14.9) [1.8]	52 (1.8) [0.4]	2,813 (100.0)	
別 居	14 (25.5) [1.2]	29 (52.7) [-1.8]	11 (20.0) [1.2]	1 (1.8) [0.0]	55 (100.0)	
そ の 他	24 (18.0) [-0.4]	88 (66.2) [0.4]	16 (12.0) [-0.8]	5 (3.8) [1.7]	133 (100.0)	
計	779 (19.4)	2,596 (64.5)	575 (14.3)	72 (1.8)	4,022 (100.0)	

注 1 婚姻状況又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

夜間の一人歩きに対する不安について、全犯罪被害の有無（調査対象とした世帯犯罪被害又は個人犯罪被害（児童虐待を除く。）に該当する犯罪被害のうち、いずれかの被害の有無。以下同じ。）別、世帯犯罪被害の有無別、個人犯罪被害の有無別に見ると、**4-1-1-1-8表**から**4-1-1-1-10表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、いずれも有意な関連性が見られ、全犯罪被害の有無別及び世帯犯罪被害の有無別のいずれにおいても、「被害あり」では「やや危ない」及び「とても危ない」とする人の構成比が高く、個人犯罪被害の有無別において、「被害あり」では「やや危ない」とする人の構成比が高かった。なお、全犯罪被害の有無別について、全犯罪被害に各種詐欺等被害を加えた場合においても、「被害あり」では「やや危ない」及び「とても危ない」とする人の構成比が高かった。

4-1-1-1-8表

全犯罪被害の有無別 夜間の一人歩きに対する不安

区 分	と て も 安 全	ま あ ま あ 安 全	や や 危 ない	と て も 危 ない	計	検定結果
被害あり	147 (16.0) [-3.0]	544 (59.1) [-4.3]	203 (22.0) [8.2]	27 (2.9) [3.0]	921 (100.0)	$\chi^2(3)=79.483$ $p<.001$
被害なし	581 (20.4) [3.0]	1,900 (66.8) [4.3]	322 (11.3) [-8.2]	41 (1.4) [-3.0]	2,844 (100.0)	
計	728 (19.3)	2,444 (64.9)	525 (13.9)	68 (1.8)	3,765 (100.0)	

注 1 全犯罪被害の有無又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。

注 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-1-9表

世帯犯罪被害の有無別 夜間の一人歩きに対する不安

区 分	と て も 安 全	ま あ ま あ 安 全	や や 危 ない	と て も 危 ない	計	検定結果
被害あり	137 (15.7) [-3.1]	517 (59.4) [-3.8]	194 (22.3) [8.0]	23 (2.6) [2.2]	871 (100.0)	$\chi^2(3)=72.322$ $p<.001$
被害なし	623 (20.5) [3.1]	2,020 (66.4) [3.8]	354 (11.6) [-8.0]	47 (1.5) [-2.2]	3,044 (100.0)	
計	760 (19.4)	2,537 (64.8)	548 (14.0)	70 (1.8)	3,915 (100.0)	

注 1 世帯犯罪被害の有無又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。

注 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-1-10表

個人犯罪被害の有無別 夜間の一人歩きに対する不安

区 分	と て も 安 全	ま あ ま あ 安 全	や や 危 ない	と て も 危 ない	計	検定結果
被害あり	24 (13.1) [-2.2]	107 (58.5) [-1.8]	46 (25.1) [4.4]	6 (3.3) [1.5]	183 (100.0)	$\chi^2(3)=23.326$ $p<.001$
被害なし	728 (19.6) [2.2]	2,409 (65.0) [1.8]	506 (13.6) [-4.4]	66 (1.8) [-1.5]	3,709 (100.0)	
計	752 (19.3)	2,516 (64.6)	552 (14.2)	72 (1.8)	3,892 (100.0)	

注 1 個人犯罪被害の有無又は夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。

注 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-1-11表は、夜間の一人歩きに対する不安について、ロジスティック回帰分析の結果を示したものである。

目的変数は、夜間の一人歩きに対する不安の有無とし、「やや危ない」及び「とても危ない」を1、「まあまあ安全である」及び「とても安全である」を0とした。説明変数は、第1編第2章第2節2項と同様の調査回答者の属性等に関する変数に加え、世帯犯罪被害の有無及び個人犯罪被害の有無を使用した。また、分析の手順についても、同項と同じである。

夜間の一人歩きに対する不安については、モデルに採用されたもののうち、都市規模、住居形態、世帯人数、性別、年齢層、婚姻状況、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(14) = 202.631$ 、 $p < .001$ 、Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(8) = 6.884$ 、 $p = .549$ ）。夜間の一人歩きに対する不安に関するオッズ比は、「政令指定都市等」が「人口10万人未満の市町村」に対して0.704 ($p = .008$)、「アパート等」が「一戸建て」に対して0.713 ($p = .005$)、「2～3人」が「1人」に対して0.653 ($p = .018$)、「女性」が「男性」に対して2.135 ($p < .001$)、「39歳以下」が「60歳以上」に対して1.518 ($p = .008$)、「40歳～59歳」が「60歳以上」に対して1.312 ($p = .030$)、「既婚・同棲」が「未婚」に対して1.393 ($p = .019$)、「世帯犯罪被害あり」が「世帯犯罪被害なし」に対して1.904 ($p < .001$)、「個人犯罪被害あり」が「個人犯罪被害なし」に対して1.823 ($p = .001$)であった。

夜間の一人歩きに対する不安においては、人口10万人未満の市町村に居住する人は政令指定都市等に居住する人に比べて、一戸建てに居住する人はアパート等に居住する人に比べて、世帯人数が1人の人は2～3人の人に比べて、女性は男性に比べて、39歳以下の人及び40～59歳の人は60歳以上の人に比べて、既婚・同棲の人は未婚の人に比べて、世帯犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、個人犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、それぞれ不安が高い傾向が見られた。

4-1-1-1-11表 夜間の一人歩きに対する不安

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)		係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
都市規模	政令指定都市等	／ (人口10万人未満の市町村)	-0.351	0.131	7.139	.008	0.704	0.544	0.911
	人口10万人以上の市	／ (人口10万人未満の市町村)	-0.069	0.104	0.442	.506	0.933	0.760	1.145
住居形態	アパート等	／ (一戸建て)	-0.338	0.121	7.809	.005	0.713	0.563	0.904
世帯人数	2～3人	／ (1人)	-0.426	0.180	5.625	.018	0.653	0.459	0.929
	4人以上	／ (1人)	-0.051	0.195	0.068	.794	0.950	0.649	1.392
性別	女性	／ (男性)	0.758	0.096	61.886	.000	2.135	1.767	2.578
年齢層	39歳以下	／ (60歳以上)	0.418	0.158	6.993	.008	1.518	1.114	2.069
	40～59歳	／ (60歳以上)	0.272	0.125	4.711	.030	1.312	1.027	1.677
就労状況	働いている	／ (主婦・主夫・無職・定年)	0.209	0.121	2.984	.084	1.232	0.972	1.562
	学生	／ (主婦・主夫・無職・定年)	-0.453	0.307	2.173	.140	0.636	0.348	1.161
婚姻状況	既婚・同棲	／ (未婚)	0.331	0.142	5.459	.019	1.393	1.055	1.840
	別居・その他	／ (未婚)	0.335	0.246	1.853	.173	1.398	0.863	2.263
世帯犯罪被害	あり	／ (なし)	0.644	0.101	40.367	.000	1.904	1.561	2.322
個人犯罪被害	あり	／ (なし)	0.601	0.176	11.643	.001	1.823	1.291	2.575
定数			-2.432	0.206	139.605	.000	0.088		

注 1 夜間の一人歩きに対する不安が不詳の者を除く。
 2 分析に使用したケース数は、3,770である。
 3 「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

2 不法侵入の被害に遭う不安

不法侵入の被害に遭う不安について、都市規模別に見ると、**4-1-1-2-1表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られた。「政令指定都市等」では「まずあり得ない」とする人の構成比が高く、「あり得る」とする人の構成比が低かったのに対し、「人口10万人以上の市」ではこれと逆の傾向が見られ、「あり得る」とする人の構成比が高く、「まずあり得ない」とする人の構成比が低かった。

不法侵入の被害に遭う不安について、世帯人数別に見ると、**4-1-1-2-2表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られた。「1人」では「まずあり得ない」とする人の構成比が高く、「あり得る」とする人の構成比が低かったのに対し、「3人」ではこれと逆の傾向が見られ、「あり得る」とする人の構成比が高く、「まずあり得ない」とする人の構成比が低かった。「5人以上」では「まずあり得ない」とする人の構成比が低かった。

4-1-1-2-1 表 都市規模別 不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま あ り 得 ない	計	検定結果
政令指定都市等	23 (2.3) [-0.7]	329 (33.4) [-4.0]	632 (64.2) [4.2]	984 (100.0)	$\chi^2(4)=18.220$ $p=.001$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	41 (2.6) [-0.1]	636 (40.8) [2.2]	880 (56.5) [-2.1]	1,557 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	36 (3.0) [0.8]	490 (40.6) [1.5]	682 (56.5) [-1.8]	1,208 (100.0)	
計	100 (2.7)	1,455 (38.8)	2,194 (58.5)	3,749 (100.0)	

注 1 不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-2-2 表 世帯人数別 不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま あ り 得 ない	計	検定結果
1 人	9 (1.9) [-1.0]	135 (29.0) [-4.6]	321 (69.0) [4.9]	465 (100.0)	$\chi^2(8)=35.351$ $p<.001$
2 人	35 (3.0) [1.0]	426 (36.9) [-1.6]	695 (60.1) [1.3]	1,156 (100.0)	
3 人	18 (2.0) [-1.4]	384 (42.3) [2.5]	506 (55.7) [-2.0]	908 (100.0)	
4 人	24 (3.0) [0.8]	324 (41.2) [1.5]	439 (55.8) [-1.8]	787 (100.0)	
5 人以上	13 (3.1) [0.6]	182 (43.0) [1.9]	228 (53.9) [-2.1]	423 (100.0)	
計	99 (2.6)	1,451 (38.8)	2,189 (58.5)	3,739 (100.0)	

注 1 世帯人数又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安について、住居形態別に見ると、**4-1-1-2-3表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られた。「アパート等」では「まずあり得ない」とする人の構成比が高く、「非常にあり得る」及び「あり得る」とする人の構成比が低かったのに対し、「一戸建て」ではこれと逆の傾向が見られ、「非常にあり得る」及び「あり得る」とする人の構成比が高く、「まずあり得ない」とする人の構成比が低かった。

不法侵入の被害に遭う不安について、男女別に見ると、**4-1-1-2-4表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性は見られなかった。

4-1-1-2-3表 住居形態別 不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま あ り 得 ない	計	検定結果
アパート等	16 (1.6) [-2.3]	277 (28.2) [-8.0]	690 (70.2) [8.6]	983 (100.0)	$\chi^2(4)=77.081$ $p<.001$
一戸建て	82 (3.0) [2.3]	1,163 (42.8) [8.1]	1,474 (54.2) [-8.7]	2,719 (100.0)	
そ の 他	1 (2.5) [-0.1]	13 (32.5) [-0.8]	26 (65.0) [0.8]	40 (100.0)	
計	99 (2.6)	1,453 (38.8)	2,190 (58.5)	3,742 (100.0)	

注 1 住居形態又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-2-4表 男女別 不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま あ り 得 ない	計	検定結果
男 性	48 (2.6) [-0.1]	707 (38.9) [0.2]	1,063 (58.5) [-0.2]	1,818 (100.0)	$\chi^2(2)=0.057$ $p=.972$
女 性	52 (2.7) [0.1]	739 (38.5) [-0.2]	1,126 (58.7) [0.2]	1,917 (100.0)	
計	100 (2.7)	1,446 (38.7)	2,189 (58.6)	3,735 (100.0)	

注 1 性別又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安について、年齢層別に見ると、**4-1-1-2-5表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られた。「40～59歳」では「あり得る」とする人の構成比が高く、「まずあり得ない」とする人の構成比が低かったのに対し、「60歳以上」ではこれと逆の傾向が見られ、「まずあり得ない」とする人の構成比が高く、「あり得る」とする人の構成比が低かった。

4-1-1-2-5表 年齢層別 不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま あ り 得 ない	計	検定結果
39 歳 以下	20 (2.5) [-0.4]	316 (38.8) [0.0]	478 (58.7) [0.1]	814 (100.0)	$\chi^2(4)=23.330$ $p<.001$
40 ～ 59 歳	32 (2.5) [-0.4]	555 (43.8) [4.5]	681 (53.7) [-4.3]	1,268 (100.0)	
60 歳 以上	48 (2.9) [0.7]	584 (35.0) [-4.2]	1,035 (62.1) [4.0]	1,667 (100.0)	
計	100 (2.7)	1,455 (38.8)	2,194 (58.5)	3,749 (100.0)	

注 1 不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。

注 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安について、就労状況別に見ると、**4-1-1-2-6表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られた。「働いている」では、「あり得る」とする人の構成比が高く、「まずあり得ない」とする人の構成比が低かったのに対し、「主婦・主夫」、「無職・定年」及び「学生」ではこれと逆の傾向が見られ、「まずあり得ない」とする人の構成比が高く、「あり得る」とする人の構成比が低かった。

4-1-1-2-6表 就労状況別 不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま あ り 得 ない	計	検定結果
働いている	59 (2.5) [-0.6]	991 (42.6) [6.1]	1,274 (54.8) [-5.8]	2,324 (100.0)	$\chi^2(8)=39.869$ $p<.001$
主婦・主夫	16 (2.7) [0.1]	194 (33.1) [-3.1]	376 (64.2) [3.0]	586 (100.0)	
無職・定年	20 (3.3) [1.1]	193 (32.1) [-3.7]	388 (64.6) [3.3]	601 (100.0)	
学 生	4 (2.3) [-0.3]	54 (31.4) [-2.1]	114 (66.3) [2.1]	172 (100.0)	
そ の 他	— [-1.2]	19 (38.0) [-0.1]	31 (62.0) [0.5]	50 (100.0)	
計	99 (2.7)	1,451 (38.9)	2,183 (58.5)	3,733 (100.0)	

注 1 就労状況又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。

注 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安について、婚姻状況別に見ると、**4-1-1-2-7表**のとおりである。モンテカルロ法による検定の結果、有意な関連性が見られた。「未婚」では「まずあり得ない」とする人の構成比が高く、「あり得る」とする人の構成比が低かったのに対し、「既婚」ではこれと逆の傾向が見られ、「あり得る」とする人の構成比が高く、「まずあり得ない」とする人の構成比が低かった。また、「別居」では「非常にあり得る」とする人の構成比が高かった。

4-1-1-2-7表 婚姻状況別 不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま ず あ り 得 ない	計	検定結果
未 婚	17 (1.9) [-1.6]	308 (34.1) [-3.3]	577 (64.0) [3.8]	902 (100.0)	モンテカルロ法 $p=.001$
同 棲	1 (3.8) [0.4]	10 (38.5) [-0.0]	15 (57.7) [-0.1]	26 (100.0)	
既 婚	71 (2.7) [0.7]	1,067 (41.0) [4.1]	1,463 (56.2) [-4.3]	2,601 (100.0)	
別 居	4 (7.5) [2.3]	15 (28.3) [-1.6]	34 (64.2) [0.8]	53 (100.0)	
その他	4 (3.1) [0.4]	42 (32.8) [-1.4]	82 (64.1) [1.3]	128 (100.0)	
計	97 (2.6)	1,442 (38.9)	2,171 (58.5)	3,710 (100.0)	

注 1 婚姻状況又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安について、全犯罪被害の有無別、世帯犯罪被害の有無別、個人犯罪被害の有無別に見ると、**4-1-1-2-8表**から**4-1-1-2-10表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、いずれも有意な関連性が見られた。いずれにおいても、「被害あり」では「非常にあり得る」及び「あり得る」とする人の構成比が高く、「被害なし」では「まずあり得ない」とする人の構成比が高かった。なお、全犯罪被害の有無別について、全犯罪被害に各種詐欺等被害を加えた場合においても、「被害あり」では「非常にあり得る」及び「あり得る」とする人の構成比が高く、「被害なし」では「まずあり得ない」とする人の構成比が高かった。

4-1-1-2-8表 全犯罪被害の有無別 不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま あ り 得 ない	計	検定結果
被害あり	46 (5.3) [6.1]	433 (50.3) [8.3]	382 (44.4) [-10.2]	861 (100.0)	$\chi^2(2)=121.220$ $p<.001$
被害なし	42 (1.6) [-6.1]	915 (34.5) [-8.3]	1,697 (63.9) [10.2]	2,654 (100.0)	
計	88 (2.5)	1,348 (38.3)	2,079 (59.1)	3,515 (100.0)	

注 1 全犯罪被害の有無又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-2-9表 世帯犯罪被害の有無別 不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま あ り 得 ない	計	検定結果
被害あり	45 (5.5) [6.0]	414 (51.0) [8.2]	353 (43.5) [-10.1]	812 (100.0)	$\chi^2(2)=118.908$ $p<.001$
被害なし	49 (1.7) [-6.0]	989 (35.0) [-8.2]	1,786 (63.2) [10.1]	2,824 (100.0)	
計	94 (2.6)	1,403 (38.6)	2,139 (58.8)	3,636 (100.0)	

注 1 世帯犯罪被害の有無又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-2-10表 個人犯罪被害の有無別 不法侵入の被害に遭う不安

区 分	非 常 に あ り 得 る	あ り 得 る	ま あ り 得 ない	計	検定結果
被害あり	12 (6.8) [3.6]	90 (51.1) [3.5]	74 (42.0) [-4.6]	176 (100.0)	$\chi^2(2)=29.310$ $p<.001$
被害なし	81 (2.4) [-3.6]	1,304 (38.0) [-3.5]	2,050 (59.7) [4.6]	3,435 (100.0)	
計	93 (2.6)	1,394 (38.6)	2,124 (58.8)	3,611 (100.0)	

注 1 個人犯罪被害の有無又は不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-1-2-11表は、不法侵入の被害に遭う不安について、ロジスティック回帰分析の結果を示したものである。

目的変数は、不法侵入の被害に遭う不安の有無とし、「非常にあり得る」及び「あり得る」を1、「ま
ずあり得ない」を0とした。説明変数は、第1編第2章第2節2項と同様の属性等に関する変数に加え、
世帯犯罪被害の有無及び個人犯罪被害の有無を使用した。また、分析の手順についても、同項と同じ
である。

不法侵入の被害に遭う不安については、モデルに採用された住居形態、年齢層、就労状況、婚姻状
況、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(9)=221.107$ 、 $p<.001$ 、
Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(7)=5.925$ 、 $p=.548$ ）。不法侵入の被害に遭う不安に関する
オッズ比は、「アパート等」が「一戸建て」に対して0.480（ $p<.001$ ）、「39歳以下」が「60歳以上」
に対して1.300（ $p=.028$ ）、「40～59歳」が「60歳以上」に対して1.241（ $p=.020$ ）、「働いている」
が「主婦・主夫・無職・定年」に対して1.366（ $p=.001$ ）、「既婚・同棲」が「未婚」に対して1.433
（ $p<.001$ ）、「世帯犯罪被害あり」が「世帯犯罪被害なし」に対して1.945（ $p<.001$ ）、「個人犯罪被
害あり」が「個人犯罪被害なし」に対して1.728（ $p=.001$ ）であった。

不法侵入の被害に遭う不安においては、一戸建て住宅に居住する人はアパート等に居住する人に比
べて、39歳以下の人及び40～59歳の方は60歳以上の人に比べて、働いている人は主婦・主夫・無
職・定年の人に比べて、既婚・同棲の方は未婚の人に比べて、世帯犯罪被害に遭ったことがある人は
遭ったことがない人に比べて、個人犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、
それぞれ不安が高い傾向が見られた。

4-1-1-2-11表 不法侵入の被害に遭う不安

説明変数	変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)	係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限/上限)	
住居形態	アパート等 / (一戸建て)	-0.734	0.086	73.531	.000	0.480	0.406	0.567
年齢層	39歳以下 / (60歳以上)	0.262	0.120	4.802	.028	1.300	1.028	1.644
	40～59歳 / (60歳以上)	0.216	0.093	5.408	.020	1.241	1.035	1.489
就労状況	働いている / (主婦・主夫・無職・定年)	0.312	0.091	11.813	.001	1.366	1.143	1.631
	学生 / (主婦・主夫・無職・定年)	-0.122	0.219	0.312	.577	0.885	0.576	1.359
婚姻状況	既婚・同棲 / (未婚)	0.360	0.099	13.136	.000	1.433	1.180	1.741
	別居・その他 / (未婚)	0.236	0.195	1.458	.227	1.266	0.864	1.855
世帯犯罪被害	あり / (なし)	0.665	0.085	61.303	.000	1.945	1.646	2.297
個人犯罪被害	あり / (なし)	0.547	0.163	11.201	.001	1.728	1.254	2.380
定数		-0.945	0.115	67.135	.000	0.389		

- 注 1 不法侵入の被害に遭う不安が不詳の者を除く。
 2 「住居形態」について、公共の施設等は分析から除外している。
 3 分析に使用したケース数は、3,497である。
 4 「都市規模」、「世帯人数」、「性別」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

3 まとめ

居住地域における犯罪被害に対する不安をまとめると、以下のとおりである。

- ① 都市規模別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅が不法侵入の被害に遭う不安について見ると、いずれも政令指定都市等に居住する人の安心が高い傾向が見られた。
- ② 世帯人数別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅が不法侵入の被害に遭う不安について見ると、いずれも世帯人数「5人以上」の不安が高い傾向が見られた。
- ③ 住居形態別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅が不法侵入の被害に遭う不安について見ると、いずれもアパート等に居住する人の安心が高く、一戸建て住宅に居住する人の不安が高かった。
- ④ 男女別に、夜間の一人歩きに対する不安について見ると、女性の不安が高かった。
- ⑤ 年齢層別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅が不法侵入の被害に遭う不安について見ると、いずれも40～59歳の人の不安が高く、60歳以上の人の安心が高かった。
- ⑥ 就労状況別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅が不法侵入の被害に遭う不安について見ると、いずれも働いている人の不安が高く、無職・定年の人及び学生の安心が高かった。
- ⑦ 婚姻状況別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅が不法侵入の被害に遭う不安について見ると、未婚の人の安心が高かった。
- ⑧ 全犯罪被害の有無別、世帯犯罪被害の有無別及び個人犯罪被害の有無別に、夜間の一人歩きに対する不安及び自宅が不法侵入の被害に遭う不安について見ると、いずれもそれぞれの犯罪被害に遭ったことがある人の不安が高かった。
- ⑨ 夜間の一人歩きに対する不安について、ロジスティック回帰分析によると、政令指定都市等に居住する人よりも人口10万人未満の市町村に居住する人、アパート等に居住する人よりも一戸建て住宅に居住する人、世帯人数が2～3人の人よりも1人の人、男性よりも女性、60歳以上の人よりも39歳以下の人及び40～59歳の人、未婚の人よりも既婚・同棲の人、世帯犯罪被害に遭ったことがない人よりも遭ったことがある人、個人犯罪被害に遭ったことがない人よりも遭ったことがある人は、不安が高い傾向が見られた。
- ⑩ 自宅が不法侵入の被害に遭う不安について、ロジスティック回帰分析によると、アパート等に居住する人よりも一戸建て住宅に居住する人、60歳以上の人よりも39歳以下の人及び40～59歳の人、主婦・主夫・無職・定年の人よりも働いている人、未婚の人よりも既婚・同棲の人、世帯犯罪被害に遭ったことがない人よりも遭ったことがある人、個人犯罪被害に遭ったことがない人よりも遭ったことがある人は、不安が高い傾向が見られた。

第2節 我が国の治安に関する認識

本節では、我が国の治安に関する認識を取り上げて、調査回答者の属性等別に分析するとともに、我が国の治安に関する認識に影響を与えている要因についても検討する。

なお、我が国の治安に関する認識は、「今の日本の治安について、どのように思いますか。」の項目を使用した。

1 我が国の治安に関する認識

我が国の治安に関する認識について、都市規模別及び世帯人数別に見ると、**4-1-2-1-1表**及び**4-1-2-1-2表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、いずれも有意な関連性が見られた。都市規模別に見ると、「政令指定都市等」では「まあまあ良い」とする人の構成比が高く、「とても悪い」とする人の構成比が低かったのに対し、「人口10万人以上の市」ではこれと逆の傾向が見られ、「とても悪い」とする人の構成比が高かった。世帯人数別に見ると、「2人」では「まあまあ良い」とする人の構成比が高く、「とても良い」及び「良くも悪くもない」とする人の構成比が低かった。「3人」では「やや悪い」とする人の構成比が高く、「4人」では「良くも悪くもない」とする人の構成比が高かった。

我が国の治安に関する認識について、住居形態別に見ると、**4-1-2-1-3表**のとおりであり、 χ^2 検定の結果、有意な関連性は見られなかった。

4-1-2-1-1表 都市規模別 我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良 い	良くも悪く も な い	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
政令指定都市等	50 (4.7) [-0.9]	393 (37.2) [2.1]	347 (32.8) [1.1]	237 (22.4) [-1.8]	30 (2.8) [-2.7]	1,057 (100.0)	$\chi^2(8)=17.374$ $p=.026$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	101 (5.9) [1.7]	571 (33.6) [-1.1]	517 (30.4) [-1.3]	425 (25.0) [0.6]	87 (5.1) [2.2]	1,701 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	63 (4.7) [-1.0]	447 (33.6) [-0.8]	423 (31.8) [0.3]	338 (25.4) [1.0]	58 (4.4) [0.2]	1,329 (100.0)	
計	214 (5.2)	1,411 (34.5)	1,287 (31.5)	1,000 (24.5)	175 (4.3)	4,087 (100.0)	

注 1 治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-2-1-2表 世帯人数別 我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
1 人	29 (5.9) [0.8]	179 (36.5) [0.9]	145 (29.5) [-1.0]	114 (23.2) [-0.7]	24 (4.9) [0.7]	491 (100.0)	$\chi^2(16)=30.830$ $p=.014$
2 人	48 (3.8) [-2.7]	475 (37.6) [2.7]	368 (29.1) [-2.2]	315 (24.9) [0.5]	57 (4.5) [0.5]	1,263 (100.0)	
3 人	58 (5.9) [1.1]	323 (32.8) [-1.4]	298 (30.2) [-1.0]	266 (27.0) [2.1]	41 (4.2) [-0.2]	986 (100.0)	
4 人	54 (6.2) [1.5]	276 (31.8) [-1.9]	309 (35.6) [3.0]	195 (22.5) [-1.5]	33 (3.8) [-0.8]	867 (100.0)	
5人以上	23 (4.9) [-0.3]	156 (33.3) [-0.6]	164 (35.0) [1.7]	106 (22.6) [-1.0]	20 (4.3) [-0.0]	469 (100.0)	
計	212 (5.2)	1,409 (34.6)	1,284 (31.5)	996 (24.4)	175 (4.3)	4,076 (100.0)	

注 1 世帯人数又は治安に関する認識が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-2-1-3表 住居形態別 我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
アパート等	54 (5.1) [-0.2]	372 (35.2) [0.5]	336 (31.8) [0.3]	250 (23.7) [-0.7]	44 (4.2) [-0.2]	1,056 (100.0)	$\chi^2(8)=2.334$ $p=.969$
一戸建て	156 (5.2) [-0.1]	1,025 (34.4) [-0.4]	932 (31.3) [-0.3]	738 (24.8) [0.7]	129 (4.3) [0.2]	2,980 (100.0)	
そ の 他	4 (9.3) [1.2]	13 (30.2) [-0.6]	14 (32.6) [0.2]	10 (23.3) [-0.2]	2 (4.7) [0.1]	43 (100.0)	
計	214 (5.2)	1,410 (34.6)	1,282 (31.4)	998 (24.5)	175 (4.3)	4,079 (100.0)	

注 1 住居形態又は治安に関する認識が不詳の者を除く。
 2 「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、男女別に見ると、4-1-2-1-4表のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られ、「男性」では「とても良い」及び「まあまあ良い」とする人の構成比が高かったのに対し、「女性」では「良くも悪くもない」及び「やや悪い」とする人の構成比が高かった。

4-1-2-1-4表 男女別 我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
男 性	167 (8.4) [8.8]	760 (38.3) [4.9]	568 (28.6) [-3.8]	407 (20.5) [-5.8]	83 (4.2) [-0.2]	1,985 (100.0)	$\chi^2(4)=124.511$ $p<.001$
女 性	47 (2.3) [-8.8]	646 (31.0) [-4.9]	712 (34.1) [3.8]	591 (28.3) [5.8]	90 (4.3) [0.2]	2,086 (100.0)	
計	214 (5.3)	1,406 (34.5)	1,280 (31.4)	998 (24.5)	173 (4.2)	4,071 (100.0)	

注 1 性別又は治安に関する認識が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、年齢層別に見ると、4-1-2-1-5表のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られた。「39歳以下」では「とても良い」及び「良くも悪くもない」とする人の構成比が高く、「まあまあ良い」とする人の構成比が低かった。「60歳以上」では「まあまあ良い」とする人の構成比が高く、「良くも悪くもない」とする人の構成比が低かった。

4-1-2-1-5表 年齢層別 我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
39 歳 以下	66 (7.4) [3.2]	278 (31.0) [-2.5]	319 (35.6) [3.0]	203 (22.7) [-1.4]	30 (3.3) [-1.6]	896 (100.0)	$\chi^2(8)=29.189$ $p<.001$
40～59 歳	63 (4.5) [-1.5]	475 (34.0) [-0.5]	451 (32.3) [0.8]	342 (24.5) [0.0]	66 (4.7) [1.0]	1,397 (100.0)	
60 歳 以上	85 (4.7) [-1.3]	658 (36.7) [2.6]	517 (28.8) [-3.3]	455 (25.4) [1.2]	79 (4.4) [0.3]	1,794 (100.0)	
計	214 (5.2)	1,411 (34.5)	1,287 (31.5)	1,000 (24.5)	175 (4.3)	4,087 (100.0)	

注 1 治安に関する認識が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、就労状況別に見ると、4-1-2-1-6表のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られた。「主婦・主夫」では「やや悪い」とする人の構成比が高く、「とても良い」とする人の構成比が低かったのに対し、「学生」では「とても良い」とする人の構成比が高く、「やや悪い」及び「とても悪い」とする人の構成比が低かった。「無職・定年」では「良くも悪くもない」とする人の構成比が低かった。

4-1-2-1-6表 就労状況別 我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良 い	良くも悪く も な い	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
働いている	122 (4.8) [-1.6]	869 (34.1) [-0.8]	826 (32.4) [1.6]	616 (24.2) [-0.5]	116 (4.6) [1.1]	2,549 (100.0)	$\chi^2(16)=70.151$ $p<.001$
主婦・主夫	20 (3.1) [-2.5]	205 (32.2) [-1.3]	205 (32.2) [0.4]	183 (28.8) [2.8]	23 (3.6) [-0.9]	636 (100.0)	
無職・定年	42 (6.5) [1.6]	243 (37.6) [1.7]	176 (27.2) [-2.6]	153 (23.6) [-0.5]	33 (5.1) [1.1]	647 (100.0)	
学 生	25 (13.5) [5.2]	70 (37.8) [1.0]	65 (35.1) [1.1]	24 (13.0) [-3.7]	1 (0.5) [-2.6]	185 (100.0)	
そ の 他	3 (5.6) [0.1]	20 (37.0) [0.4]	11 (20.4) [-1.8]	19 (35.2) [1.8]	1 (1.9) [-0.9]	54 (100.0)	
計	212 (5.2)	1,407 (34.6)	1,283 (31.5)	995 (24.4)	174 (4.3)	4,071 (100.0)	

注 1 就労状況又は治安に関する認識が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、婚姻状況別に見ると、4-1-2-1-7表のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られた。「未婚」では「とても良い」とする人の構成比が高く、「やや悪い」とする人の構成比が低かった。「既婚」ではこれと逆の傾向が見られ、「とても良い」とする人の構成比が低かった。

4-1-2-1-7表 婚姻状況別 我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良 い	良くも悪く も な い	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
未 婚	70 (7.0) [3.0]	363 (36.5) [1.4]	320 (32.2) [0.5]	209 (21.0) [-2.9]	33 (3.3) [-1.7]	995 (100.0)	$\chi^2(16)=32.312$ $p=.009$
同 棲	2 (6.5) [0.3]	6 (19.4) [-1.8]	10 (32.3) [0.1]	10 (32.3) [1.0]	3 (9.7) [1.5]	31 (100.0)	
既 婚	133 (4.7) [-2.2]	969 (34.3) [-0.7]	892 (31.6) [0.1]	707 (25.0) [1.4]	125 (4.4) [0.8]	2,826 (100.0)	
別 居	2 (3.6) [-0.5]	15 (27.3) [-1.2]	20 (36.4) [0.8]	16 (29.1) [0.8]	2 (3.6) [-0.2]	55 (100.0)	
そ の 他	4 (2.9) [-1.2]	48 (34.8) [0.0]	33 (23.9) [-2.0]	44 (31.9) [2.1]	9 (6.5) [1.3]	138 (100.0)	
計	211 (5.2)	1,401 (34.6)	1,275 (31.5)	986 (24.4)	172 (4.3)	4,045 (100.0)	

注 1 婚姻状況又は治安に関する認識が不詳の者を除く。
 2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

我が国の治安に関する認識について、全犯罪被害の有無別、世帯犯罪被害の有無別、個人犯罪被害の有無別に見ると、4-1-2-1-8表から4-1-2-1-10表のとおりである。 χ^2 検定の結果、いずれも有意な関連性が見られた。いずれにおいても、「被害あり」では「やや悪い」及び「とても悪い」とする人の構成比が高く、「被害なし」では「まあまあ良い」とする人の構成比が高かった。なお、全犯罪被害の有無別について、全犯罪被害に各種詐欺等被害を加えた場合においても、「被害あり」では「やや悪い」及び「とても悪い」とする人の構成比が高く、「被害なし」では「まあまあ良い」とする人の構成比が高かった。

4-1-2-1-8表 全犯罪被害の有無別 我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良 い	良くも悪く も な い	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
被害あり	42 (4.5) [-1.0]	275 (29.5) [-3.9]	294 (31.5) [-0.3]	259 (27.8) [2.9]	63 (6.8) [4.8]	933 (100.0)	$\chi^2(4)=39.872$ $p<.001$
被害なし	151 (5.3) [1.0]	1,042 (36.5) [3.9]	912 (32.0) [0.3]	658 (23.1) [-2.9]	90 (3.2) [-4.8]	2,853 (100.0)	
計	193 (5.1)	1,317 (34.8)	1,206 (31.9)	917 (24.2)	153 (4.0)	3,786 (100.0)	

注 1 全犯罪被害の有無又は治安に関する認識が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-2-1-9表 世帯犯罪被害の有無別 我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良 い	良くも悪く も な い	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
被害あり	38 (4.3) [-1.3]	264 (29.8) [-3.5]	278 (31.4) [-0.1]	246 (27.8) [2.7]	59 (6.7) [4.2]	885 (100.0)	$\chi^2(4)=32.422$ $p<.001$
被害なし	165 (5.4) [1.3]	1,106 (36.3) [3.5]	962 (31.5) [0.1]	713 (23.4) [-2.7]	105 (3.4) [-4.2]	3,051 (100.0)	
計	203 (5.2)	1,370 (34.8)	1,240 (31.5)	959 (24.4)	164 (4.2)	3,936 (100.0)	

注 1 世帯犯罪被害の有無又は治安に関する認識が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-2-1-10表 個人犯罪被害の有無別 我が国の治安に関する認識

区 分	とても良い	まあまあ 良 い	良くも悪く も な い	やや悪い	とても悪い	計	検定結果
被害あり	10 (5.4) [0.2]	43 (23.4) [-3.3]	51 (27.7) [-1.2]	57 (31.0) [2.1]	23 (12.5) [5.8]	184 (100.0)	$\chi^2(4)=44.066$ $p<.001$
被害なし	193 (5.2) [-0.2]	1,308 (35.1) [3.3]	1,194 (32.0) [1.2]	897 (24.0) [-2.1]	139 (3.7) [-5.8]	3,731 (100.0)	
計	203 (5.2)	1,351 (34.5)	1,245 (31.8)	954 (24.4)	162 (4.1)	3,915 (100.0)	

注 1 個人犯罪被害の有無又は治安に関する認識が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

4-1-2-1-11表は、我が国の治安に関する認識について、ロジスティック回帰分析の結果を示したものである。

目的変数は、我が国の治安に関する認識とし、「やや悪い」及び「悪い」を1、「とても良い」、「まあまあ良い」及び「良くも悪くもない」を0とした。説明変数は、第1編第2章第2節2項と同様の属性等に関する変数に加え、世帯犯罪被害の有無及び個人犯罪被害の有無を使用した。また、分析の手順についても、同項と同じである。

我が国の治安に関する認識については、モデルに採用された都市規模、性別、就労状況、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害が有意であった（尤度比統計量は $\chi^2(8)=86.250$ 、 $p<.001$ 、Hosmer-Lemeshowの検定の結果は $\chi^2(8)=6.966$ 、 $p=.540$ ）。我が国の治安を悪いと認識するオッズ比は、「政令指定都市等」が「人口10万人未満の市町村」に対して0.781（ $p=.012$ ）、「女性」が「男性」に対して1.449（ $p<.001$ ）、「学生」が「主婦・主夫・無職・定年」に対して0.379（ $p<.001$ ）、「世帯犯罪被害あり」が「世帯犯罪被害なし」に対して1.352（ $p<.001$ ）、「個人犯罪被害あり」が「個人犯罪被害なし」に対して1.762（ $p<.001$ ）であった。

我が国の治安に関する認識においては、人口10万人未満の市町村に居住する人は政令指定都市等に居住する人に比べて、女性は男性に比べて、主婦・主夫・無職・定年の人は学生に比べて、世帯犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、個人犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、それぞれ我が国の治安が悪いと感じる傾向が見られた。

4-1-2-1-11表 我が国の治安に関する認識

説明変数			変数の概要 (括弧内は参照カテゴリ)		係数	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の 95%信頼区間 (下限／上限)	
都市規模	政令指定都市等	／ (人口 10 万人未満の市町村)	−0.247	0.098	6.328	.012	0.781	0.645	0.947		
	人口 10 万人以上の市	／ (人口 10 万人未満の市町村)	0.004	0.084	0.002	.965	1.004	0.852	1.183		
性別	女性	／ (男性)	0.371	0.074	25.187	.000	1.449	1.254	1.675		
就労状況	働いている	／ (主婦・主夫・無職・定年)	−0.065	0.079	0.679	.410	0.937	0.803	1.094		
	学生	／ (主婦・主夫・無職・定年)	−0.970	0.231	17.592	.000	0.379	0.241	0.597		
世帯犯罪被害	あり	／ (なし)	0.302	0.086	12.387	.000	1.352	1.143	1.600		
個人犯罪被害	あり	／ (なし)	0.566	0.157	13.031	.000	1.762	1.295	2.396		
定数			−1.078	0.095	128.800	.000	0.340				

注 1 我が国の治安に関する認識が不詳の者を除く。
 2 分析に使用したケース数は、3,795である。
 3 「住居形態」、「世帯人数」、「年齢層」、「婚姻状況」及び「防犯設備」は、モデルに採用されなかった。

2 まとめ

我が国の治安に関する認識をまとめると、以下のとおりである。

- ① 都市規模別に、我が国の治安に関する認識について見ると、人口10万人以上の市に居住する人において治安が悪いと感じる傾向が、政令指定都市等に居住する人において治安が良いと感じる傾向が見られた。
- ② 世帯人数別に、我が国の治安に関する認識について見ると、世帯人数「2人」において治安が良いと感じる傾向が、世帯人数「3人」において治安が悪いと感じる傾向が見られた。
- ③ 男女別に、我が国の治安に関する認識について見ると、女性において治安が悪いとする認識が高かった。
- ④ 年齢層別に、我が国の治安に関する認識について見ると、39歳以下の人及び60歳以上の人において治安が良いとする認識が高かった。
- ⑤ 就労状況別に、我が国の治安に関する認識について見ると、主婦・主夫において治安が悪いとする認識が高く、学生において治安が良いとする認識が高かった。
- ⑥ 婚姻状況別に、我が国の治安に関する認識について見ると、未婚の人において治安が良いとする認識が高かった。
- ⑦ 全犯罪被害の有無別、世帯犯罪被害の有無別及び個人犯罪被害の有無別に、我が国の治安に関する認識について見ると、いずれもそれぞれの犯罪被害に遭ったことがある人において治安が悪いとする認識が高かった。
- ⑧ 我が国の治安に関する認識について、ロジスティック回帰分析によると、政令指定都市等に居住する人よりも人口10万人未満の市町村に居住する人が、男性よりも女性が、学生よりも主婦・主夫・無職・定年の人が、世帯犯罪被害に遭ったことがない人よりも遭ったことがある人が、個人犯罪被害に遭ったことがない人よりも遭ったことがある人が、我が国の治安を悪いと感じる傾向が見られた。

第3節 居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識

1 居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識

居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識の関係を見るために、以下のとおりカテゴリの分類を行った。

居住地域における犯罪被害に対する不安は、①「暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。」（個人犯罪被害に対する不安）及び②「今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入する可能性について、どのように思いますか。」（世帯犯罪被害に対する不安）の2項目から構成されているが、それぞれの回答から「分からない」を除外し、前者を「夜間の一人歩き・安全」及び「夜間の一人歩き・危険」、後者を「不法侵入・あり得ない」及び「不法侵入・あり得る」とそれぞれ2分類した。

また、我が国の治安に関する認識は、「今の日本の治安について、どのように思いますか。」について、「分からない」を除外した上で、「治安認識・良い」、「治安認識・良くも悪くもない」及び「治安認識・悪い」に3分類した。

夜間の一人歩きに対する不安と我が国の治安に関する認識については、4-1-3-1-1表のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られ、「夜間の一人歩き・安全」では「治安認識・良い」とする人の構成比が高かったのに対し、「夜間の一人歩き・危険」では「治安認識・悪い」とする人の構成比が高かった。

4-1-3-1-1 表

夜間の一人歩きに対する不安と我が国の治安に関する認識

区 分	治安認識・ 良い	治安認識・ 良くも悪くもない	治安認識・ 悪い	計	検定結果
夜間の一人歩き・ 安全	1,463 (43.4) [9.6]	1,068 (31.7) [0.7]	838 (24.9) [-11.2]	3,369 (100.0)	$\chi^2(2)=145.823$ $p<.001$
夜間の一人歩き・ 危険	148 (23.1) [-9.6]	194 (30.3) [-0.7]	299 (46.6) [11.2]	641 (100.0)	
計	1,611 (40.2)	1,262 (31.5)	1,137 (28.4)	4,010 (100.0)	

注 1 夜間の一人歩きに対する不安又は治安に関する認識が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

不法侵入の被害に遭う不安と我が国の治安に関する認識については、**4-1-3-1-2表**のとおりである。 χ^2 検定の結果、有意な関連性が見られ、「不法侵入・あり得ない」では「治安認識・良い」とする人の構成比が高かったのに対し、「不法侵入・あり得る」では「治安認識・悪い」とする人の構成比が高かった。

4-1-3-1-2表

不法侵入の被害に遭う不安と我が国の治安に関する認識

区 分	治安認識・ 良い	治安認識・ 良くも悪くもない	治安認識・ 悪い	計	検定結果
不法侵入・ あり得ない	973 (44.9) [6.6]	655 (30.3) [-1.7]	537 (24.8) [-5.4]	2,165 (100.0)	$\chi^2(2)=48.663$ $p<.001$
不法侵入・ あり得る	530 (34.2) [-6.6]	508 (32.8) [1.7]	510 (32.9) [5.4]	1,548 (100.0)	
計	1,503 (40.5)	1,163 (31.3)	1,047 (28.2)	3,713 (100.0)	

注 1 不法侵入の被害に遭う不安又は治安に関する認識が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

2 まとめ

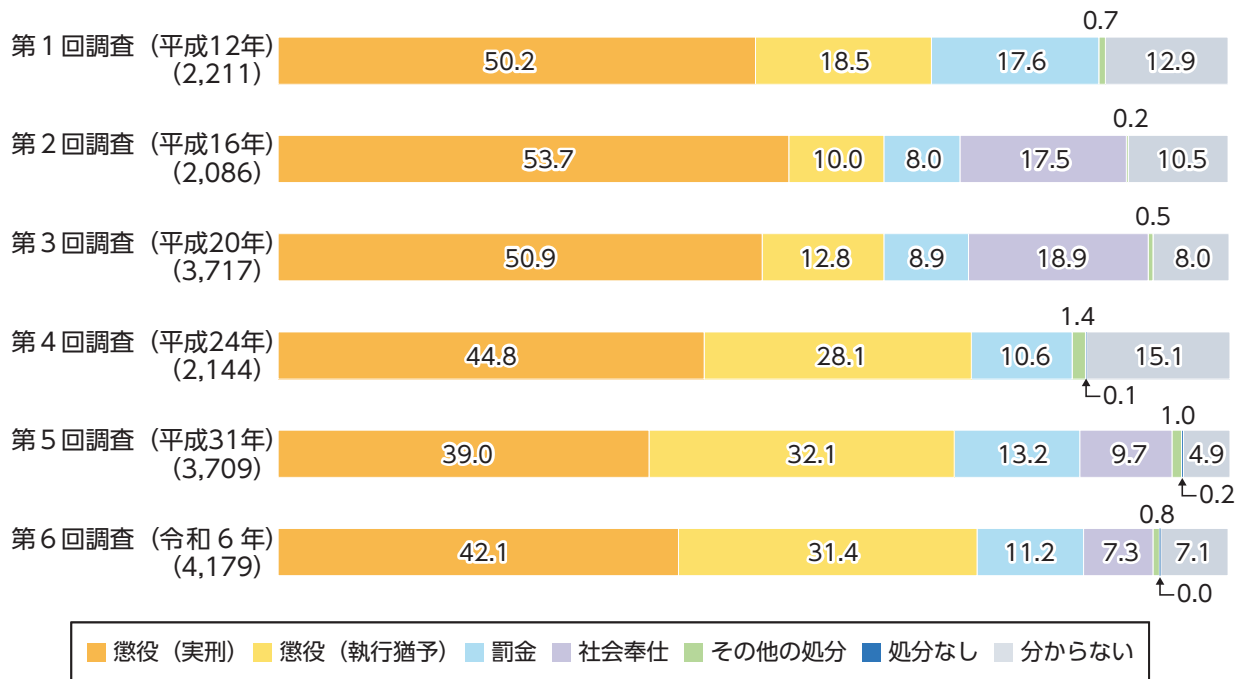
これらの結果から、居住地域における犯罪被害に対する不安の高い人は、我が国の治安に関する認識も悪く、居住地域における犯罪被害に対する不安の低い人は、我が国の治安に関する認識も良いことが分かる。すなわち、身近な犯罪に対する不安の強さと、我が国の治安に関する懸念との間には、密接な関連があると考えられる。

第2章 量刑に関する意見

犯罪被害実態（暗数）調査では、犯罪の具体的な設例を示し、犯罪者に対する処罰の在り方に関する考え（以下「量刑意見」という。）についても質問している。設例の内容は、「21歳の男性が二度目の住居侵入と窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物は新型高級テレビ1台でした。このような場合、最も適当な処分は次のどれだと思いますか。」である（なお、第4回調査までは、盗んだ物を「カラーテレビ」として、同様の質問を継続的に行っている。）。

量刑意見について、第1回調査から第6回調査までを経年比較で見ると、**4-2-1 図**のとおりである。第1回調査及び第4回調査においては「社会奉仕」（コミュニティ・サービス：日本にはない制度で、指定された奉仕場所が無償の仕事に強制的に従事させるもの）の選択肢が設けられていないことなどにより、各回の単純な比較はできないものの、過去6回にわたる調査の中で見ると、第6回調査においては、「懲役（実刑）」とする人の構成比が4割強であり、最も低かった第5回調査に次いで低く、「懲役（執行猶予）」とする人の構成比が3割強であり、最も高かった第5回調査に次いで高かった。また、「社会奉仕」とする人の構成比は、選択肢に設けられた過去4回の調査の中で最も低く、1割弱であった。

4-2-1 図 量刑意見の経年比較



- 注 1 「社会奉仕」は、第1回調査及び第4回調査においては、選択肢に設けられていない。
 2 「処分なし」は、第3回調査以前の調査においては、選択肢に設けられていない。
 3 第4回調査においては、無回答の者を除く。
 4 () 内は、回答者総数の実人員である。

量刑意見について、属性等別に見ると、**4-2-2表**のとおりである。モンテカルロ法による検定の結果、都市規模別、世帯人数別、男女別、年齢層別及び就労状況別で有意な関連性が見られた。

都市規模別（**4-2-2表①**）に見ると、「政令指定都市等」では、「懲役（実刑）」とする人の構成比が高く、「分からない」とする人の構成比が低かった。他方、「人口10万人未満の市町村」では、これと異なる傾向が見られ、「罰金」とする人の構成比が高く、「懲役（実刑）」とする人の構成比が低かった。

さらに、都市規模を「政令指定都市」、「特別区（東京23区）」、「政令指定都市を除く人口20万人以上の市」、「人口10万人以上20万人未満の市」、「人口10万人未満の市」及び「町村」の6カテゴリーに区分した上で、量刑意見との関係を見ると、モンテカルロ法による検定の結果、有意な関連性が見られた。「特別区（東京23区）」では「懲役（実刑）」、「人口10万人未満の市」では「分からない」、「町村」では「罰金」とする人の構成比が高かった。他方、「特別区（東京23区）」では「懲役（執行猶予）」及び「分からない」、「人口10万人未満の市」では「懲役（実刑）」、「町村」では「分からない」とする人の構成比が低かった。

世帯人数別（**4-2-2表②**）に見ると、「1人」では、「社会奉仕」及び「処分なし」とする人の構成比が高かった。「2人」では、「社会奉仕」及び「分からない」とする人の構成比が高く、「懲役（実刑）」とする人の構成比が低かった。「5人以上」では、「分からない」とする人の構成比が高かった。他方、「4人」では、これらと異なる傾向が見られ、「懲役（実刑）」とする人の構成比が高く、「社会奉仕」及び「分からない」とする人の構成比が低かった。また、「3人」では、「分からない」とする人の構成比が低かった。

男女別（**4-2-2表④**）に見ると、「男性」では、「懲役（実刑）」とする人の構成比が高かったのに対し、「女性」では、「懲役（執行猶予）」及び「分からない」とする人の構成比が高かった。

年齢層別（**4-2-2表⑤**）に見ると、「39歳以下」では、「懲役（実刑）」及び「懲役（執行猶予）」とする人の構成比が高く、「社会奉仕」及び「分からない」とする人の構成比が低かった。「40～59歳」では、「懲役（実刑）」とする人の構成比が高く、「罰金」及び「分からない」とする人の構成比が低かった。他方、「60歳以上」では、これらと異なる傾向が見られ、「罰金」、「社会奉仕」及び「分からない」とする人の構成比が高く、「懲役（実刑）」とする人の構成比が低かった。

就労状況別（**4-2-2表⑥**）に見ると、「働いている」では、「懲役（実刑）」とする人の構成比が高く、「罰金」、「社会奉仕」及び「分からない」とする人の構成比が低かった。他方、「主婦・主夫」では、これと異なる傾向が見られ、「分からない」とする人の構成比が高く、「懲役（実刑）」とする人の構成比が低かった。また、「無職・定年」では、「主婦・主夫」により近い傾向を示し、「罰金」、「社会奉仕」及び「分からない」とする人の構成比が高く、「懲役（実刑）」とする人の構成比が低かった。

4-2-2表

量刑意見（属性等別）

① 都市規模別

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
政令指定都市等	487 (45.3) [2.4]	336 (31.3) [-0.2]	108 (10.0) [-1.4]	82 (7.6) [0.4]	8 (0.7) [-0.3]	- [-0.6]	54 (5.0) [-3.0]	1,075 (100.0)	モンテカルロ法 $p=.006$
人 口 10 万 人 以 上 の 市	756 (43.2) [1.2]	534 (30.5) [-1.1]	188 (10.7) [-0.8]	121 (6.9) [-0.9]	17 (1.0) [1.0]	- [-0.8]	135 (7.7) [1.4]	1,751 (100.0)	
人 口 10 万 人 未 満 の 市 町 村	518 (38.3) [-3.5]	444 (32.8) [1.3]	171 (12.6) [2.1]	104 (7.7) [0.6]	9 (0.7) [-0.7]	1 (0.1) [1.4]	106 (7.8) [1.4]	1,353 (100.0)	
計	1,761 (42.1)	1,314 (31.4)	467 (11.2)	307 (7.3)	34 (0.8)	1 (0.0)	295 (7.1)	4,179 (100.0)	

② 世帯人数別

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
1 人	194 (38.8) [-1.8]	160 (32.0) [0.2]	61 (12.2) [0.7]	48 (9.6) [2.0]	1 (0.2) [-1.6]	1 (0.2) [2.7]	35 (7.0) [0.7]	500 (100.0)	モンテカルロ法 $p<.001$
2 人	499 (39.0) [-3.1]	408 (31.9) [0.2]	145 (11.3) [0.0]	118 (9.2) [2.9]	14 (1.1) [1.3]	- [-0.7]	97 (7.6) [2.3]	1,281 (100.0)	
3 人	450 (44.9) [1.7]	324 (32.3) [0.5]	109 (10.9) [-0.5]	64 (6.4) [-1.4]	8 (0.8) [-0.1]	- [-0.6]	47 (4.7) [-2.4]	1,002 (100.0)	
4 人	418 (47.6) [3.4]	269 (30.6) [-0.7]	95 (10.8) [-0.5]	51 (5.8) [-2.1]	10 (1.1) [1.2]	- [-0.5]	36 (4.1) [-3.0]	879 (100.0)	
5人以上	198 (41.9) [-0.3]	147 (31.1) [-0.3]	57 (12.1) [0.6]	26 (5.5) [-1.7]	1 (0.2) [-1.6]	- [-0.4]	44 (9.3) [2.9]	473 (100.0)	
計	1,759 (42.5)	1,308 (31.6)	467 (11.3)	307 (7.4)	34 (0.8)	1 (0.0)	259 (6.3)	4,135 (100.0)	

③ 住居形態別

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
ア パ ー ト 等	456 (42.9) [0.4]	347 (32.6) [0.7]	112 (10.5) [-0.9]	83 (7.8) [0.6]	12 (1.1) [1.3]	- [-0.6]	53 (5.0) [-2.1]	1,063 (100.0)	モンテカルロ法 $p=.247$
一 戸 建 て	1,284 (42.4) [-0.1]	948 (31.3) [-1.0]	351 (11.6) [1.0]	223 (7.4) [-0.2]	22 (0.7) [-1.1]	1 (0.0) [0.6]	202 (6.7) [1.6]	3,031 (100.0)	
そ の 他	16 (35.6) [-0.9]	18 (40.0) [1.2]	4 (8.9) [-0.5]	1 (2.2) [-1.3]	- [-0.6]	- [-0.1]	6 (13.3) [2.0]	45 (100.0)	
計	1,756 (42.4)	1,313 (31.7)	467 (11.3)	307 (7.4)	34 (0.8)	1 (0.0)	261 (6.3)	4,139 (100.0)	

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

④ 男女別

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
男 性	925 (45.8) [4.8]	606 (30.0) [-2.1]	219 (10.8) [-0.7]	148 (7.3) [-0.1]	18 (0.9) [0.7]	1 (0.0) [1.0]	102 (5.1) [-4.8]	2,019 (100.0)	モンテカルロ法 $p<.001$
女 性	823 (38.4) [-4.8]	707 (33.0) [2.1]	248 (11.6) [0.7]	159 (7.4) [0.1]	15 (0.7) [-0.7]	— [-1.0]	190 (8.9) [4.8]	2,142 (100.0)	
計	1,748 (42.0)	1,313 (31.6)	467 (11.2)	307 (7.4)	33 (0.8)	1 (0.0)	292 (7.0)	4,161 (100.0)	

⑤ 年齢層別

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
39 歳 以下	420 (45.7) [2.4]	319 (34.7) [2.4]	95 (10.3) [-0.9]	34 (3.7) [-4.8]	6 (0.7) [-0.6]	— [-0.5]	46 (5.0) [-2.8]	920 (100.0)	モンテカルロ法 $p<.001$
40～59 歳	687 (48.5) [6.0]	429 (30.3) [-1.1]	117 (8.3) [-4.3]	94 (6.6) [-1.3]	12 (0.8) [0.2]	— [-0.7]	77 (5.4) [-2.9]	1,416 (100.0)	
60 歳 以上	654 (35.5) [-7.7]	566 (30.7) [-0.9]	255 (13.8) [4.9]	179 (9.7) [5.2]	16 (0.9) [0.3]	1 (0.1) [1.1]	172 (9.3) [5.1]	1,843 (100.0)	
計	1,761 (42.1)	1,314 (31.4)	467 (11.2)	307 (7.3)	34 (0.8)	1 (0.0)	295 (7.1)	4,179 (100.0)	

⑥ 就労状況別

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
働いている	1,185 (46.1) [6.2]	825 (32.1) [0.7]	252 (9.8) [-3.8]	171 (6.7) [-2.4]	23 (0.9) [0.7]	1 (0.0) [0.8]	111 (4.3) [-6.6]	2,568 (100.0)	モンテカルロ法 $p<.001$
主婦・主夫	230 (35.1) [-4.1]	205 (31.3) [-0.3]	83 (12.7) [1.2]	59 (9.0) [1.7]	6 (0.9) [0.3]	— [-0.4]	72 (11.0) [5.5]	655 (100.0)	
無職・定年	230 (34.9) [-4.3]	203 (30.8) [-0.6]	101 (15.3) [3.6]	63 (9.6) [2.3]	4 (0.6) [-0.7]	— [-0.4]	58 (8.8) [3.0]	659 (100.0)	
学 生	86 (45.5) [0.9]	57 (30.2) [-0.5]	26 (13.8) [1.1]	10 (5.3) [-1.1]	— [-1.3]	— [-0.2]	10 (5.3) [-0.6]	189 (100.0)	
そ の 他	21 (36.8) [-0.9]	21 (36.8) [0.8]	4 (7.0) [-1.0]	3 (5.3) [-0.6]	1 (1.8) [0.8]	— [-0.1]	7 (12.3) [1.9]	57 (100.0)	
計	1,752 (42.4)	1,311 (31.8)	466 (11.3)	306 (7.4)	34 (0.8)	1 (0.0)	258 (6.3)	4,128 (100.0)	

⑦ 婚姻状況別

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
未 婚	438 (43.3) [0.7]	338 (33.4) [1.3]	119 (11.8) [0.5]	58 (5.7) [-2.4]	6 (0.6) [-1.0]	- [-0.6]	52 (5.1) [-1.6]	1,011 (100.0)	モンテカルロ法 $p=.215$
同 棲	13 (41.9) [-0.0]	10 (32.3) [0.1]	4 (12.9) [0.3]	3 (9.7) [0.5]	- [-0.5]	- [-0.1]	1 (3.2) [-0.7]	31 (100.0)	
既 婚	1,214 (42.4) [0.1]	903 (31.5) [-0.7]	317 (11.1) [-0.8]	222 (7.7) [1.2]	28 (1.0) [1.6]	1 (0.0) [0.7]	180 (6.3) [0.4]	2,865 (100.0)	
別 居	24 (42.9) [0.1]	15 (26.8) [-0.8]	7 (12.5) [0.3]	5 (8.9) [0.4]	- [-0.7]	- [-0.1]	5 (8.9) [0.9]	56 (100.0)	
その他	48 (34.5) [-1.9]	40 (28.8) [-0.8]	18 (12.9) [0.6]	17 (12.2) [2.2]	- [-1.1]	- [-0.2]	16 (11.5) [2.6]	139 (100.0)	
計	1,737 (42.3)	1,306 (31.8)	465 (11.3)	305 (7.4)	34 (0.8)	1 (0.0)	254 (6.2)	4,102 (100.0)	

注 1 各属性等が不詳の者を除く。
 2 住居形態の「その他」は、病院、老人ホーム等の公共施設を含む。
 3 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

量刑意見について、犯罪に対する不安との関係を見ると、**4-2-3表**のとおりである。モンテカルロ法による検定の結果、いずれも有意な関連性が見られた。

夜間の一人歩きに対する不安と量刑意見との関係 (**4-2-3表①**) を見ると、「まあまあ安全」とした人では、「懲役 (実刑)」とする人の構成比が低かった。他方、「やや危ない」とした人では、これと異なる傾向が見られ、「懲役 (実刑)」及び「処分なし」とする人の構成比が高かった。また、「とても危ない」とした人では、「懲役 (執行猶予)」とする人の構成比が低かった。

夜間における家族の安全に対する不安と量刑意見との関係 (**4-2-3表②**) を見ると、「とても安全」とした人では、「罰金」とする人の構成比が高いほか、「まあまあ安全」とした人では、「社会奉仕」とする人の構成比が高く、「懲役 (実刑)」とする人の構成比が低かった。他方、「やや危ない」とした人では、これらと異なる傾向が見られ、「懲役 (実刑)」とする人の構成比が高く、「社会奉仕」とする人の構成比が低かった。また、「とても危ない」とした人では、「懲役 (実刑)」とする人の構成比が高く、「罰金」とする人の構成比が低かった。

不法侵入の被害に遭う不安と量刑意見との関係 (**4-2-3表③**) を見ると、「非常にあり得る」とした人では、「罰金」とする人の構成比が低かった。「あり得る」とした人では、「懲役 (実刑)」及び「社会奉仕」とする人の構成比が高く、「罰金」及び「分からない」とする人の構成比が低かった。他方、「まずあり得ない」とした人では、これらと異なる傾向が見られ、「罰金」及び「分からない」とする人の構成比が高く、「懲役 (実刑)」及び「社会奉仕」とする人の構成比が低かった。

以上のことから、ごく大まかに傾向をまとめると、犯罪に対する不安の程度が比較的低い人は、量刑意見について、「罰金」を選択する割合が高く、「懲役（実刑）」を選択する割合が低い一方で、犯罪に対する不安の程度が比較的高い人は、量刑意見について、「懲役（実刑）」を選択する割合が高く、「罰金」を選択する割合が低いと捉えられる。

4-2-3表 犯罪に対する不安と量刑意見

① 夜間の一人歩きに対する不安

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
とても安全	341 (43.2) [0.4]	244 (30.9) [-0.7]	94 (11.9) [0.7]	55 (7.0) [-0.5]	4 (0.5) [-0.9]	－ [-0.5]	51 (6.5) [0.6]	789 (100.0)	モンテカルロ法 $p=.024$
まあまあ安全	1,078 (41.1) [-2.6]	866 (33.0) [1.8]	299 (11.4) [0.4]	202 (7.7) [1.2]	19 (0.7) [-0.4]	－ [-1.3]	160 (6.1) [0.3]	2,624 (100.0)	
やや危ない	282 (48.5) [3.1]	177 (30.5) [-0.9]	54 (9.3) [-1.6]	33 (5.7) [-1.7]	6 (1.0) [0.8]	1 (0.2) [2.5]	28 (4.8) [-1.3]	581 (100.0)	
とても危ない	32 (42.7) [0.0]	16 (21.3) [-2.0]	10 (13.3) [0.6]	9 (12.0) [1.6]	2 (2.7) [1.9]	－ [-0.1]	6 (8.0) [0.7]	75 (100.0)	
計	1,733 (42.6)	1,303 (32.0)	457 (11.2)	299 (7.3)	31 (0.8)	1 (0.0)	245 (6.0)	4,069 (100.0)	

② 夜間における家族の安全に対する不安

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
とても安全	201 (44.4) [0.8]	130 (28.7) [-1.5]	66 (14.6) [2.3]	29 (6.4) [-0.9]	2 (0.4) [-0.9]	－ [-0.4]	25 (5.5) [-0.5]	453 (100.0)	モンテカルロ法 $p=.002$
まあまあ安全	937 (40.3) [-3.6]	766 (32.9) [1.8]	261 (11.2) [-0.1]	194 (8.3) [2.5]	17 (0.7) [-0.7]	－ [-1.2]	152 (6.5) [1.7]	2,327 (100.0)	
やや危ない	431 (46.3) [2.6]	295 (31.7) [-0.0]	97 (10.4) [-0.9]	49 (5.3) [-2.9]	11 (1.2) [1.4]	1 (0.1) [1.8]	46 (4.9) [-1.5]	930 (100.0)	
とても危ない	114 (51.4) [2.7]	59 (26.6) [-1.7]	16 (7.2) [-2.0]	18 (8.1) [0.4]	3 (1.4) [0.9]	－ [-0.2]	12 (5.4) [-0.4]	222 (100.0)	
家族がいない	37 (36.3) [-1.3]	32 (31.4) [-0.1]	15 (14.7) [1.1]	11 (10.8) [1.3]	－ [-0.9]	－ [-0.2]	7 (6.9) [0.4]	102 (100.0)	
計	1,720 (42.6)	1,282 (31.8)	455 (11.3)	301 (7.5)	33 (0.8)	1 (0.0)	242 (6.0)	4,034 (100.0)	

③ 不法侵入の被害に遭う不安

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
非 常 に あ り 得 る	51 (51.0) [1.7]	30 (30.0) [-0.4]	5 (5.0) [-2.1]	5 (5.0) [-1.0]	2 (2.0) [1.3]	— [-0.2]	7 (7.0) [0.8]	100 (100.0)	モンテカルロ法 $p<.001$
あ り 得 る	674 (46.3) [3.5]	441 (30.3) [-1.8]	142 (9.8) [-2.6]	128 (8.8) [2.4]	14 (1.0) [0.7]	1 (0.1) [1.3]	55 (3.8) [-3.3]	1,455 (100.0)	
ま ら ず あ り 得 ない	880 (40.1) [-4.0]	731 (33.3) [2.0]	283 (12.9) [3.3]	148 (6.7) [-2.1]	15 (0.7) [-1.2]	— [-1.2]	137 (6.2) [3.0]	2,194 (100.0)	
計	1,605 (42.8)	1,202 (32.1)	430 (11.5)	281 (7.5)	31 (0.8)	1 (0.0)	199 (5.3)	3,749 (100.0)	

注 1 犯罪に対する不安が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

量刑意見について、治安に関する認識等との関係を見ると、**4-2-4表**のとおりである。モンテカルロ法による検定の結果、いずれも有意な関連性が見られた。

現在の我が国の治安に関する認識と量刑意見との関係（**4-2-4表①**）を見ると、「良くも悪くもない」とした人では、「社会奉仕」とする人の構成比が低かった。

警察の防犯活動に対する評価と量刑意見との関係（**4-2-4表②**）を見ると、「非常によくやっている」とした人では、「分からない」とする人の構成比が高かった。「まあまあよくやっている」とした人では、「懲役（執行猶予）」とする人の構成比が高く、「懲役（実刑）」とする人の構成比が低かった。他方、「やや不十分」とした人では、これらと異なる傾向が見られ、「懲役（実刑）」とする人の構成比が高く、「分からない」とする人の構成比が低かった。また、「非常に不十分」とした人では、「懲役（実刑）」とする人の構成比が高く、「懲役（執行猶予）」とする人の構成比が低かった。

以上のことから、ごく大まかに傾向をまとめると、治安に関する認識・評価が比較的悪い人は、量刑意見について、「懲役（実刑）」を選択する割合が高いと捉えられる。

4-2-4表

治安に関する認識等と量刑意見

① 現在の我が国の治安に関する認識

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
とても良い	91 (42.5) [-0.1]	60 (28.0) [-1.3]	31 (14.5) [1.5]	19 (8.9) [0.8]	- [-1.4]	- [-0.2]	13 (6.1) [0.2]	214 (100.0)	モンテカルロ法 $p=.009$
まあまあ良い	581 (41.2) [-1.4]	455 (32.2) [0.3]	173 (12.3) [1.4]	108 (7.7) [0.3]	11 (0.8) [-0.1]	1 (0.1) [1.4]	82 (5.8) [0.2]	1,411 (100.0)	
良くも悪くも ない	547 (42.5) [-0.2]	427 (33.2) [1.2]	143 (11.1) [-0.3]	79 (6.1) [-2.2]	10 (0.8) [-0.1]	- [-0.7]	81 (6.3) [1.1]	1,287 (100.0)	
やや悪い	443 (44.3) [1.2]	318 (31.8) [-0.1]	100 (10.0) [-1.5]	85 (8.5) [1.4]	4 (0.4) [-1.7]	- [-0.6]	50 (5.0) [-1.1]	1,000 (100.0)	
とても悪い	84 (48.0) [1.4]	45 (25.7) [-1.8]	16 (9.1) [-0.9]	14 (8.0) [0.3]	8 (4.6) [5.7]	- [-0.2]	8 (4.6) [-0.7]	175 (100.0)	
計	1,746 (42.7)	1,305 (31.9)	463 (11.3)	305 (7.5)	33 (0.8)	1 (0.0)	234 (5.7)	4,087 (100.0)	

② 警察の防犯活動に対する評価

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
非 常 に よくやっている	166 (46.2) [1.5]	101 (28.1) [-1.9]	37 (10.3) [-0.8]	26 (7.2) [-0.2]	3 (0.8) [0.3]	- [-0.3]	26 (7.2) [2.0]	359 (100.0)	モンテカルロ法 $p<.001$
ま あ ま あ よくやっている	828 (39.5) [-4.3]	727 (34.7) [3.2]	252 (12.0) [0.9]	161 (7.7) [0.4]	11 (0.5) [-1.6]	1 (0.0) [0.8]	115 (5.5) [1.5]	2,095 (100.0)	
やや不十分	416 (45.3) [2.0]	291 (31.7) [-0.7]	105 (11.4) [-0.2]	68 (7.4) [-0.2]	7 (0.8) [0.2]	- [-0.6]	31 (3.4) [-2.7]	918 (100.0)	
非常に不十分	88 (56.4) [3.6]	31 (19.9) [-3.5]	16 (10.3) [-0.5]	11 (7.1) [-0.2]	4 (2.6) [2.8]	- [-0.2]	6 (3.8) [-0.7]	156 (100.0)	
計	1,498 (42.5)	1,150 (32.6)	410 (11.6)	266 (7.5)	25 (0.7)	1 (0.0)	178 (5.0)	3,528 (100.0)	

注 1 治安に関する認識等が不詳の者を除く。

2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

量刑意見について、犯罪被害の有無との関係を見ると、**4-2-5表**のとおりである。Fisherの正確確率検定又はモンテカルロ法による検定の結果、全犯罪被害の有無（調査対象とした世帯犯罪被害又は個人犯罪被害（児童虐待を除く。）に該当する犯罪被害のうち、いずれかの被害の有無。以下同じ。）及び世帯犯罪被害の有無で有意な関連性が見られた。

全犯罪被害の有無と量刑意見との関係（**4-2-5表**①）を見ると、「被害あり」とした人では、「懲役（実刑）」とする人の構成比が高かったのに対し、「被害なし」とした人では、「分からない」とする人の構成比が高かった。なお、全犯罪被害の有無別について、全犯罪被害に各種詐欺等被害を加えた場

合においては、「被害あり」では「懲役（実刑）」とする人の構成比が高く、「被害なし」では「罰金」及び「分からない」とする人の構成比が高かった。

世帯犯罪被害の有無と量刑意見との関係（4-2-5表②）を見ると、モンテカルロ法による検定の結果「被害あり」とした人では、「懲役（実刑）」とする人の構成比が高かったのに対し、「被害なし」とした人では、「懲役（執行猶予）」及び「分からない」とする人の構成比が高かった。

以上のことから、ごく大まかに傾向をまとめると、犯罪被害の経験がある人は、量刑意見について、「懲役（実刑）」を選択する割合が高く、「分からない」を選択する割合が低いと捉えられる。

4-2-5表

犯罪被害の有無と量刑意見

① 全犯罪被害の有無

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
被害あり	445 (47.5) [3.7]	278 (29.7) [-1.8]	94 (10.0) [-1.6]	71 (7.6) [0.1]	9 (1.0) [0.7]	— [-0.6]	40 (4.3) [-2.3]	937 (100.0)	モンテカルロ法 $p=.005$
被害なし	1,179 (40.7) [-3.7]	950 (32.8) [1.8]	346 (11.9) [1.6]	217 (7.5) [-0.1]	21 (0.7) [-0.7]	1 (0.0) [0.6]	182 (6.3) [2.3]	2,896 (100.0)	
計	1,624 (42.4)	1,228 (32.0)	440 (11.5)	288 (7.5)	30 (0.8)	1 (0.0)	222 (5.8)	3,833 (100.0)	

② 世帯犯罪被害の有無

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
被害あり	430 (48.4) [4.1]	257 (28.9) [-2.2]	90 (10.1) [-1.3]	63 (7.1) [-0.4]	9 (1.0) [0.7]	— [-0.5]	39 (4.4) [-2.2]	888 (100.0)	モンテカルロ法 $p=.002$
被害なし	1,263 (40.7) [-4.1]	1,020 (32.9) [2.2]	363 (11.7) [1.3]	233 (7.5) [0.4]	24 (0.8) [-0.7]	1 (0.0) [0.5]	197 (6.4) [2.2]	3,101 (100.0)	
計	1,693 (42.4)	1,277 (32.0)	453 (11.4)	296 (7.4)	33 (0.8)	1 (0.0)	236 (5.9)	3,989 (100.0)	

③ 個人犯罪被害の有無

区 分	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕	その他の 処分	処分なし	分からない	計	検定結果
被害あり	86 (46.2) [1.1]	60 (32.3) [0.1]	17 (9.1) [-1.0]	14 (7.5) [0.0]	3 (1.6) [1.3]	— [-0.2]	6 (3.2) [-1.7]	186 (100.0)	Fisher の正確確率検定 $p=.303$
被害なし	1,596 (42.2) [-1.1]	1,201 (31.8) [-0.1]	437 (11.6) [1.0]	283 (7.5) [-0.0]	28 (0.7) [-1.3]	1 (0.0) [0.2]	235 (6.2) [1.7]	3,781 (100.0)	
計	1,682 (42.4)	1,261 (31.8)	454 (11.4)	297 (7.5)	31 (0.8)	1 (0.0)	241 (6.1)	3,967 (100.0)	

注 1 各犯罪被害の有無が不詳の者を除く。
2 () 内は、構成比であり、[] 内は、調整済み残差である。

お わ り に

犯罪動向を示す指標として、警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数である認知件数が広く知られているが、認知件数は社会で発生した犯罪の全てを示している数値ではない。そのため、犯罪被害実態（暗数）調査（以下「暗数調査」という。）の結果は、警察等捜査機関によって把握されていない犯罪の発生の実態を捉える手掛かりとなる。しかしながら、暗数調査は、標本誤差等の調査手法としての限界を有していることはもとより、薬物犯罪等の被害者がいない犯罪や殺人事件等被害者自身が回答することのできない犯罪は調査対象とならないことや、法律上必ずしも処罰の対象とならない行為も、犯罪被害として含まれている可能性があることなど、一定の制約もあるため、暗数調査の結果のみを用いて犯罪動向を捉えようとするのも適当ではない。したがって、犯罪動向の現状をより正確に把握するためには、認知件数等の公的な統計と暗数調査の結果とを組み合わせて犯罪の発生の動向を把握することが重要である。

本報告書の冒頭でも述べたように、これまで法務総合研究所では5回にわたって暗数調査を行ってきた。第1回及び第2回調査は国際犯罪被害実態調査（ICVS:International Crime Victims Survey）に参加する形で、調査対象者3,000人に対して訪問調査員による聴き取り調査を実施し、国際比較を行った。続く第3回調査では、より詳細に犯罪被害の状況を調査するため、調査対象者を6,000人に倍増し、また、性的な被害について、初めて性別を問わず全ての調査対象者に調査を実施した。第4回調査では、過去3回の調査と異なり、調査方法を郵送調査のみに変更し、調査対象者も4,000人としたところ、回収率が大きく減少したほか、各質問に対する無回答の割合が高く、分析に当たって一定の困難が生じたことから、第5回調査では、調査対象者を6,000人に戻すとともに、訪問調査員による聴き取り調査を主としつつ、性的な被害等よりプライバシー性の高い調査項目については、オンラインや郵送による回答も選択可能とした。さらに、調査票について、我が国における社会的ニーズを反映させるため、新たにストーカー行為、DV及び児童虐待の被害に係る項目を新設するなどの見直しを行った。

第6回目となる今回の暗数調査は、第5回調査から5年が経過した令和6年に、調査対象者を7,000人として実施することを計画した。同年1月に発生した能登半島地震の被災状況に鑑みて、石川県を調査対象地域から除外したことにより、最終的な調査対象者は6,916人となったものの、第6回調査は、過去最大規模の調査となった。また、回答方法についても、従前の訪問調査員による聴き取り調査等に加えて、全ての項目についてオンラインによる回答を選択可能とするなど、調査方法の

見直しを行った。さらに、調査項目については、昨今の犯罪情勢を反映し、「あおり運転の被害」及び「インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布の被害」を新たに加えたほか、ストーカー行為やDV等の一部の項目について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を尋ねた。

第6回調査において、過去5年間（児童虐待は、18歳になるまでの間）の被害率が最も高かった項目は、新設した「あおり運転の被害」であり、全ての犯罪被害の中で唯一被害率が10%を超えた。こうした結果の背景としては、悪質な自動車等の運転に対する社会的関心が高まっていることなどが考えられる。また、第5回調査と比較すると、DV、児童虐待、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用及び消費者詐欺の被害率が上昇し、ストーカー行為の被害率は横ばいであった。しかし、その他の犯罪被害の被害率については、第5回調査と比べて、いずれも低下していることから、その他の犯罪被害は、おおむね認知件数と同様、平成31年と比較して減少していることが推察された。

一方で、治安に関する国民の認識については、第5回調査と比較すると、「まあまあ良い」又は「とても良い」と回答した者の割合が3.8pt低下し、「やや悪い」又は「とても悪い」と回答した者の割合が3.2pt上昇しており、国民の治安に関する認識は第5回調査よりやや悪化していることが示唆された。

このように、暗数調査から得られたデータを他の数値や過去の調査の数値と比較することにより、犯罪動向の評価が可能になり、その背景についての考察を深めることができる。さらに、本報告書では、犯罪被害の有無や被害申告の有無と調査回答者の属性等との関連や、犯罪被害の有無に対して調査回答者の属性等がどのように関係しているかについて、多変量解析を用いて多様な観点からデータの持つ意味を検討した。こうした検討は、犯罪動向を把握する上で、有益な情報となり得るものと思われる。

なお、本調査の課題としては以下の点が指摘できる。まず、今回の調査期間中、調査対象者や調査対象者が居住する自治体等から調査の真偽に関する問合せを受けることがあった。訪問調査という方法の性質上、防犯上等の問題から調査協力を得られにくい側面はあるものの、今後は一層調査に対する理解を得られるよう、事前説明や広報等を丁寧に行い、引き続き回収率を高めるための方策を検討していくことが重要である。加えて、調査対象者についても可能な限り増やしていくことで、結果の精度を高めていくことが必要である。また、調査項目について、国際比較や経年比較が可能となるよう基本的には内容を維持しつつも、その時々々の犯罪情勢に合わせて必要な変更を加え、社会的ニーズをより反映した内容となるよう工夫することが望ましい。

暗数調査は継続的に実施し、その変化を追うことが我が国の犯罪情勢を捉える上でも非常に重要であることから、今後も法務総合研究所において調査を実施し、効果的な犯罪被害防止施策や防犯対策等を検討するに当たっての有益な基礎資料を提供し続けられるよう努めていきたい。

参考資料

- 1 調査票
- 2 基礎集計表

調査票

第 6 回 犯 罪 被 害 実 態 調 査 票

－安全・安心な社会づくりのための基礎調査－

I あなたの住んでいる地域の安全について

問1 暗くなった後、あなたの住んでいる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。

1	2	3	4	9
とても 安全である	まあまあ 安全である	やや 危ない	とても 危ない	分からない

問2 暗くなった後、あなたの住んでいる地域で、あなたの御家族、例えばお子さんはどの程度安全であると感じますか。

1	2	3	4	5	9
とても 安全である	まあまあ 安全である	やや 危ない	とても 危ない	家族が いない	分からない

問3 今後1年間のうちに、誰かがあなたの自宅に侵入する可能性について、どのように思いますか。

1	2	3	9
非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	分からない

問4 全体として、あなたの地域の警察の防犯活動をどのように評価しますか。

1	2	3	4	9
非常によく やっている	まあまあよく やっている	やや 不十分	非常に 不十分	分からない

問5 今の日本の治安について、どのように思いますか。

1	2	3	4	5	9
とても良い	まあまあ良い	良くも 悪くもない	やや悪い	とても悪い	分からない

II あなたや御家族（別居している御家族や同居していても世帯が異なる御家族は含まれません。以下同じ。）に対する犯罪の被害について

自転車の所有状況や盗難の被害

問6 過去5年間（令和元年（2019年）からの5年間。以下同じ。）に、あなたや御家族で、自転車（子供用も含みます）を持っていた人はいましたか。

1 はい	2 いいえ
↓	└─▶ (3ページの間8へ)

問7 過去5年間に、あなたや御家族で、自転車を盗まれたことがありましたか。

1 あ る	2 な い	9 分からない
↓	└─▶ (3ページの間8へ)	

【問7で、「ある」（自転車を盗まれたことがある）と答えた方に伺います。】

問7-A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを**全て**お答えください。

1	2	3	9
今年	昨年（令和5年）	それ以前	分らない（思い出せない）

【問7-Aで、「昨年（令和5年）」と答えた方に伺います。】

問7-B 昨年（令和5年）に何回ありましたか。

1 2 3 4 5 9
1回 2回 3回 4回 5回以上 分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問7-C 自転車の盗難被害に遭った場所は、どこですか。

1	2	3	4	5	6	9
自宅・自宅敷地内 (共同住宅では敷地内の共有部分を含む)	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外	分からない

問7-D あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

1 は い ↓
2 いいえ ↘ (次ページの問7へ)
9 分からない ↘ (次ページの問8へ)

【問7-Dで、「はい」（捜査機関に被害届を出した）と答えた方に伺います。】

問7-E あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 その他（
- 10 分からない

問7-F 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1 はい (問8へ)

2 いいえ

9 分からない (問8へ)

【問7-Fで、「いいえ」（捜査機関の対応に満足していない）と答えた方に伺います。】

問7-G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（
- 9 分からない

(問 8 ^)

【問7-Dで、「いいえ」（捜査機関に被害届を出していない）と答えた方に伺います。】

問7-H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
2 自分で解決した（加害者を知っていた）
3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
5 家族が解決した
6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
8 捜査機関は何もしてくれない
9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
12 その他（ ）
13 分からない

原付バイクや自動二輪車の所有状況や盗難の被害

【全員の方に伺います。】

問8 過去5年間に、あなたや御家族で、原付バイクや自動二輪車（スクーター、オートバイなど）を持っていた人はいましたか。

- 1 は い
2 いいえ (5 ページの問10へ)

【問8で、「はい」（原付バイクや自動二輪車を持っていた）と答えた方に伺います。】

問9 過去5年間に、あなたや御家族で、原付バイクや自動二輪車を盗まれたことがありましたか。

- 1 あ る 2 な い 9 分からない
- ↓ ↘ (5 ページの間10へ)

【問9で、「ある」（原付バイクや自動二輪車を盗まれたことがある）と答えた方に伺います。】

問9-A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを**全て**お答えください。

- 1 今年 (次ページの問9-Cへ)
- 2 昨年 (令和5年) (次ページの問9-Bへ)
- 3 それ以前 9 分からない (思い出せない) (次ページの問9-Cへ)

【問9－Aで、「昨年（令和5年）」と答えた方に伺います。】

問9-B 昨年（令和5年）に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	9
1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問9-C 原付バイクや自動二輪車の盗難被害に遭った場所は、どこですか。

1	2	3	4	5	6	9
自宅・自宅敷地内 (共同住宅では敷地内の共有部分を含む)	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外	分からない

問9-D あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

1 は い
↓

2 いいえ
└─▶ (次ページの問9－Hへ)

9 分からない
└─▶ (次ページの問10へ)

【問9-Dで、「はい」（捜査機関に被害届を出した）と答えた方に伺います。】

問9-E あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 その他（
- 10 分からない

問9－F 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1 は い (次ページの問10へ)

2 いいえ

9 分からない (次ページの問10へ)

【問9-Fで、「いいえ」（捜査機関の対応に満足していない）と答えた方に伺います。】

問9-G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（
- 9 分からない

(次ページの問10へ)

【問9-Dで、「いいえ」（捜査機関に被害届を出していない）と答えた方に伺います。】

問9-H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名：_____）
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 その他（_____）
- 13 分からない

自家用の自動車の所有状況や盗難の被害

【全員の方に伺います。】

問10 過去5年間に、あなたや御家族で、自家用の自動車（乗用車のほか、バン、トラックなどの貨物車も含みます。）を持っていた人はいましたか。

1 はい



2 いいえ



（8ページの問13へ）

自家用自動車の車上・部品ねらい、損壊の被害

【問10で、「はい」（自家用の自動車を持っている）と答えた方に伺います。】

問11 過去5年間に、あなたや御家族で、自動車の中に置いてあったバッグ等の物、又はタイヤ等の車の部品を盗まれたことがありましたか。

なお、自動車の破損や自動車ごと盗難にあった場合は含めないでください。

1 ある



2 ない

9 分からない



（7ページの問12へ）

【問11で、「ある」（車の中の物又は車の部品が盗まれたことがある）と答えた方に伺います。】

問11-A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを全てお答えください。

1

今年

2

昨年（令和5年）



3

それ以前

9

分からない（思い出せない）

【問11-Aで、「昨年（令和5年）」と答えた方に伺います。】

問11-B 昨年（令和5年）に何回ありましたか。

1

1回

2

2回

3

3回

4

4回

5

5回以上

9

分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問11-C 車の中に置いてあった物や車の部品の盗難の被害に遭った場所は、どこですか。

1

自宅・自宅敷地内
（共同住宅では敷地内
の共有部分を含む）

2

自宅付近

3

自宅のある
市町村内

4

職場

5

その他国内

6

海外

9

分からない

問11-D あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

1 はい



2 いいえ



(問11-Hへ)

9 分からない



(次ページの問12へ)

【問11-Dで、「はい」(捜査機関に被害届を出した)と答えた方に伺います。】

問11-E あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため(保険金請求のため)
- 9 その他()
- 10 分からない

問11-F 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1 はい



(次ページの問12へ)

2 いいえ



9 分からない



(次ページの問12へ)

【問11-Fで、「いいえ」(捜査機関の対応に満足していない)と答えた方に伺います。】

問11-G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった(失礼だった)
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他()
- 9 分からない

(次ページの問12へ)

【問11-Dで、「いいえ」(捜査機関に被害届を出していない)と答えた方に伺います。】

問11-H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)
- 2自分で解決した(加害者を知っていた)
- 3捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)
- 4代わりに別の機関に知らせた(機関名:)
- 5家族が解決した
- 6保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7捜査機関は何もできない(証拠がない)
- 8捜査機関は何もしてくれない
- 9捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)
- 10仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
- 12その他()
- 13分からない

【問12－Fで、「いいえ」（捜査機関の対応に満足していない）と答えた方に伺います。】

問12－G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の被害を取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない

（問13へ）

【問12－Dで、「いいえ」（捜査機関に被害届を出していない）と答えた方に伺います。】

問12－H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
- 5家族が解決した
- 6保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8捜査機関は何もしてくれない
- 9捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12その他（ ）
- 13分からない

不法侵入被害

【全員の方に伺います。】

問13 過去5年間に、誰かがあなたの自宅に許可なく入り込み、お金や物を盗んだこと、又は盗もうとしたことがありましたか。

なお、ここでいう「自宅」には、車庫、物置、倉庫、別荘は含めないでください。

- | | | |
|------|-----------------|---------|
| 1 ある | 2 ない | 9 分からない |
| ↓ | └─▶（10ページの問14へ） | |

【問13で、「ある」（自宅に不法侵入されたことがある）と答えた方に伺います。】

問13－A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを全てお答えください。

- | | | | |
|------------------|---------------|------------------|--------------------|
| 1
今年 | 2
昨年（令和5年） | 3
それ以前 | 9
分からない（思い出せない） |
| └─▶（次ページの問13－Cへ） | ↓ | └─▶（次ページの問13－Cへ） | |

【問13－Aで、「昨年（令和5年）」と答えた方に伺います。】

問13－B 昨年（令和5年）に何回ありましたか。

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|-----------|------------|
| 1
1回 | 2
2回 | 3
3回 | 4
4回 | 5
5回以上 | 9
分からない |
|---------|---------|---------|---------|-----------|------------|

自転車・バイク・自動車の運転状況やあおり運転の被害

【全員の方に伺います。】

問14 過去5年間に、あなたや御家族で、自転車（子供用も含みます）、原付バイク・自動二輪車、又は自動車（乗用車のほか、バン、トラックなどの貨物車も含みます）を運転していた人はいましたか。

1 はい
↓

2 いいえ
└─▶ (次ページの問16へ)

問15 過去5年間に、あなたや御家族で、あおり運転の被害に遭ったことがありましたか。

1 ある
↓

2 ない 9 分からない
└─▶ (次ページの問16へ)

【問15で、「ある」（あおり運転の被害に遭ったことがある）と答えた方に伺います。】

問15-A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを全てお答えください。

1 今年

2 昨年（令和5年）
↓

3 それ以前

9 分からない（思い出せない）

【問15-Aで、「昨年（令和5年）」と答えた方に伺います。】

問15-B 昨年（令和5年）に何回ありましたか。

1 1回

2 2回

3 3回

4 4回

5 5回以上

9 分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問15-C あなたやご家族があおり運転の被害に遭ったときに、あなたやご家族が運転していたものは何ですか。

1 自転車
(子供用を含む)

2 原付バイクや
自動二輪車
(スクーター、
オートバイなど)

3 自動車
(乗用車のほか、バン、
トラックなどの
貨物車も含みます)

4 その他

9 分からない

問15-D あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

1 はい
↓

2 いいえ
└─▶ (次ページの問15-Hへ)

9 分からない
└─▶ (次ページの問16へ)

【問15-Dで、「はい」（捜査機関に被害届を出した）と答えた方に伺います。】

問15-E あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

1 (欠番ですので、○をつけしないでください)

2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから

3 重大な事件だから

4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）

5 再発を防ぐため

6 助けを求めるため

7 加害者からの弁償を得るため

8 保険金を得るため（保険金請求のため）

9 その他 ()

10 分からない

問15-F 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- 1 はい → (問16へ) 2 いいえ ↓ 9 分からない → (問16へ)

【問15-Fで、「いいえ」（捜査機関の対応に満足していない）と答えた方に伺います。】

問15-G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 (欠番ですので、○をつけないでください)
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他 ()
- 9 分からない

(問16へ)

【問15-Dで、「いいえ」（捜査機関に被害届を出していない）と答えた方に伺います。】

問15-H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名：)
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 その他 ()
- 13 分からない

Ⅲ あなた自身に起こったことについて

御家族が被害に遭った場合でも、御自身が被害に遭っていない場合は、「ない」とお答えください。

強盗、恐喝、ひったくりの被害

【全員の方に伺います。】

問16 過去5年間に、あなたは、誰かから暴行や脅迫を受けて、お金や物を奪われたこと、又は奪われそうになったことがありますか。ひったくりも含めて考えてください。
なお、スリの被害は含めないでください。

- 1 ある ↓ 2 ない 9 分からない → (13ページの問17へ)

【問16で、「ある」（強盗・恐喝・ひったくりの被害に遭ったことがある）と答えた方に伺います。】

問16-A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを全てお答えください。

- 1 今年 → (問16-Cへ) 2 昨年（令和5年） ↓ 3 それ以前 9 分からない（思い出せない） → (問16-Cへ)
- (次ページの問16-Bへ)

【問16－Aで、「昨年（令和5年）」と答えた方に伺います。】

問16－B 昨年（令和5年）に何回ありましたか。

- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 9 |
| 1 回 | 2 回 | 3 回 | 4 回 | 5 回以上 | 分からない |

一番最近の被害についてお答えください。

問16－C 被害に遭った場所は、どこですか。

- | | | | | | | |
|---------------------------------|------|---------------|----|-------|----|-------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 9 |
| 自宅・自宅敷地内
(共同住宅では敷地内の共有部分を含む) | 自宅付近 | 自宅のある
市町村内 | 職場 | その他国内 | 海外 | 分からない |

問16－D 実際にお金や物をとられましたか。

- | | | |
|-------|-------|---------|
| 1 は い | 2 いいえ | 9 分からない |
|-------|-------|---------|

問16－E 加害者のうち、少なくとも1名の名前又は顔を知っていましたか。

なお、名前も顔も知っていた場合は、「3 名前を知っていた」を選択してください。

- | | | | |
|----------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 |
| 加害者を
知らなかった | 少なくとも1名は、
顔を知っていた | 少なくとも1名は、
名前を知っていた | 加害者を見なかった
又は見えなかった |

問16－F 加害者（の中の誰か）は、刃物や銃（一見して見間違えるモデルガン等を含みます）、その他の武器（スタンガン、エアガン、特殊警棒など本来武器として作られた物）、又はその他凶器になる物（金づち、針など、本来武器として作られた物ではない物）を持っていましたか。

- | | | |
|-------|-------|---------|
| 1 は い | 2 いいえ | 9 分からない |
|-------|-------|---------|

問16－G あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

- | | | |
|-------|-------------------|-------------------|
| 1 は い | 2 いいえ | 9 分からない |
| ↓ | └─▶ (次ページの問16－Kへ) | └─▶ (次ページの問16－Lへ) |

【問16－Gで、「はい」（捜査機関に被害届を出した）と答えた方に伺います。】

問16－H あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 とられたものを取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 その他（)
- 10 分からない

問16-I 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1 はい

➡ (問16-Lへ)

2 いいえ



9 分からない

➡ (問16-Lへ)

【問16-Iで、「いいえ」（捜査機関の対応に満足していない）と答えた方に伺います。】

問16-J あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 とられたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない

(問16-Lへ)

【問16-Gで、「いいえ」（捜査機関に被害届を出していない）と答えた方に伺います。】

問16-K 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 その他（ ）
- 13 分からない

【問16で、「ある」（強盗・恐喝・ひったくりの被害に遭ったことがある）と答えた方に伺います。】

問16-L その被害の後で、あなたや御家族は、犯罪被害者の方への支援を行うための機関・団体に連絡しましたか。

1 はい

2 いいえ

9 分からない

盗難の被害

【全員の方に伺います。】

問17 問7から問13でお伺いした自転車盗、バイク盗、車からの盗難、不法侵入盗、強盗、恐喝、ひったくりとは別に、過去5年間に、あなたは、盗難の被害に遭ったことがありましたか。

1 ある



2 ない



9 分からない

(15ページの問18へ)

【問17で、「ある」（盗難の被害に遭ったことがある）と答えた方に伺います。】

問17-A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを全てお答えください。

1

今年

➡ (次ページの問17-Cへ)

2

昨年（令和5年）



(次ページ問17-Bへお進みください)

3

それ以前

9

分からない（思い出せない）

➡ (次ページの問17-Cへ)

【問17－Aで、「昨年（令和5年）」と答えた方に伺います。】

問17－B 昨年（令和5年）に何回ありましたか。

1 1回	2 2回	3 3回	4 4回	5 5回以上	9 分からない
---------	---------	---------	---------	-----------	------------

一番最近の被害についてお答えください。

問17－C 被害に遭った場所は、どこですか。

1 自宅・自宅敷地内 (共同住宅では敷地内 の共有部分を含む)	2 自宅付近	3 自宅のある 市町村内	4 職場	5 その他国内	6 海外	9 分からない
--	-----------	--------------------	---------	------------	---------	------------

問17－D それは、例えばスリの被害のように、あなたが持ち歩いていた物を盗まれた被害でしたか。

1 はい	2 いいえ	9 分からない
------	-------	---------

問17－E あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

1 はい ↓	2 いいえ └─▶ (次ページの問17－Iへ)	9 分からない └─▶ (次ページの問18へ)
-----------	----------------------------	----------------------------

【問17－Eで、「はい」（捜査機関に被害届を出した）と答えた方に伺います。】

問17－F あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 盗まれたものを取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 その他（ ）
- 10 分からない

問17－G 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1 はい └─▶ (次ページの問18へ)	2 いいえ ↓	9 分からない └─▶ (次ページの問18へ)
-------------------------	------------	----------------------------

【問17－Gで、「いいえ」（捜査機関の対応に満足していない）と答えた方に伺います。】

問17－H あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 盗まれたものを取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない

(次ページの問18へ)

【問17－Eで、「いいえ」（捜査機関に被害届を出していない）と答えた方に伺います。】

問17－I 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名：_____）
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 その他（_____）
- 13 分からない

暴行・脅迫の被害

【全員の方に伺います。】

問18 問7から問17でお伺いした被害とは別に、過去5年間に、あなたは、本当に恐ろしいと感じるような暴行や脅迫を受けたことがありましたか。

なお、ストーカー行為、DV（配偶者や恋人など親密な関係にある者等から振るわれる暴力）、児童虐待及び性的暴力は含めないでください。

1 あ る	2 な い	9 分 不 明
↓		└─▶ (17ページの問19へ)

【問18で、「ある」（暴行・脅迫の被害に遭ったことがある）と答えた方に伺います。】

問18－A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを全てお答えください。

1	2	3	9
今年	昨年（令和5年）	それ以前	分からない（思い出せない）
	↓		

【問18－Aで、「昨年（令和5年）」と答えた方に伺います。】

問18－B 昨年（令和5年）に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	9
1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問18－C 被害に遭った場所は、どこですか。

1	2	3	4	5	6	9
自宅・自宅敷地内 （共同住宅では敷地内の共有部分を含む）	自宅付近	自宅のある 市町村内	職場	その他国内	海外	分からない

問18-D 加害者のうち、少なくとも1名の名前又は顔を知っていましたか。

なお、名前も顔も知っていた場合は、「3 名前を知っていた」を選択してください。

1 加害者を 知らなかった	2 少なくとも1名は、 顔を知っていた	3 少なくとも1名は、 名前を知っていた	4 加害者を見なかった 又は見えなかった
└─▶ (問18-Fへ)		↓	└─▶ (問18-Fへ)

【問18-Dで、「少なくとも1名は、名前を知っていた」と答えた方に伺います。】

問18-E 加害者は、あなたとどのような関係にある人でしたか。被害に遭った時点での関係を全てお答えください。

1 家族・親せき	2 親しい友人	3 一緒に働いていた 人又は働いたこと のある人	4 上記の誰でもない	9 答えたくない
-------------	------------	-----------------------------------	---------------	-------------

問18-F 加害者（の中の誰か）は、刃物や銃（一見して見間違うモデルガン等を含みます）、その他の武器（スタンガン、エアガン、特殊警棒など本来武器として作られた物）、又はその他凶器になる物（金づち、針など、本来武器として作られた物ではない物）を持っていましたか。

1 はい	2 いいえ	9 分からない
------	-------	---------

問18-G 実際に何をされましたか。

1 脅迫	2 暴行（脅迫と暴行両方の 場合を含みます）	9 分からない
└─▶ (問18-Iへ)	↓	└─▶ (問18-Iへ)

【問18-Gで、「暴行されていた（脅迫と暴行両方の場合を含む）」と答えた方に伺います。】

問18-H 暴行を受けた結果、あなたはけがをしましたか。

1 はい	2 いいえ
------	-------

問18-I あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

1 はい	2 いいえ	9 分からない
↓	└─▶ (次ページの問18-Mへ)	└─▶ (次ページの問18-Nへ)

【問18-Iで、「はい」（捜査機関に被害届を出した）と答えた方に伺います。】

問18-J あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 (欠番ですので、○をつけないでください。)
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 その他 ()
- 10 分からない

問18－K 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1 はい

➡ (問18－Nへ)

2 いいえ



9 分からない



(問18－Nへ)

【問18－Kで、「いいえ」（捜査機関の対応に満足していない）と答えた方に伺います。】

問18－L あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の受けた損害を回復してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない

(問18－Nへ)

【問18－Iで、「いいえ」（捜査機関に被害届を出していない）と答えた方に伺います。】

問18－M 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もししてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 その他（ ）
- 13 分からない

【問18で、「ある」（暴行・脅迫の被害に遭ったことがある）と答えた方に伺います。】

問18－N その被害の後で、あなたやあなたの御家族は、犯罪被害者の方への支援を行うための機関・団体に連絡しましたか。

1 はい

2 いいえ

9 分からない

IV あなたの被害、又はあなたや御家族のどなたかの被害について

クレジットカード情報詐欺被害

【全員の方に伺います。】

問19 過去5年間に、あなたはクレジットカード、デビットカード、電子マネー又はQRコード決済手段など現金以外の支払い手段を持っていたことがありますか。

デビットカードは、支払う際に即座に引き落とし口座から利用代金が引き落とされるカード、電子マネーは、カードやスマホを専用端末にかざして支払いを行うもの、QRコード決済手段は、アプリ上や店舗に配布されたQRコードを読み込んで支払いを行うものをいいます。

1 はい

↓ (次ページの間20へ)

2 いいえ

➡ (19ページの間21へ)

問20 過去5年間に、第三者が**あなたの**クレジットカード、デビットカード、電子マネー又はQRコード決済手段などを悪用して、買い物をしたり、サービスの提供を受けたりする被害に遭ったことがありますか。

クレジットカード、デビットカード、電子マネーやQRコード決済手段そのものが悪用された場合のほか、第三者がこれらカード等に関する個人情報を入手して悪用した場合を含みます。

1 ある

2 ない

9 分からない



(次ページの問21へ)

【問20で、「ある」（クレジットカード情報詐欺の被害に遭ったことがある）と答えた方に伺います。】

問20-A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを**全て**お答えください。

1

2

3

9

今年

昨年（令和5年）

それ以前

分からない（思い出せない）



【問20-Aで、「昨年（令和5年）」と答えた方に伺います。】

問20-B 昨年（令和5年）に何回ありましたか。

1

2

3

4

5

9

1回

2回

3回

4回

5回以上

分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問20-C そのクレジットカード、デビットカード、電子マネーやQRコード決済手段は盗まれた物でしたか。

1 はい

2 いいえ

9 分からない

問20-D あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

1 はい

2 いいえ

9 分からない



(次ページの問20-Hへ)



(次ページの問21へ)

【問20-Dで、「はい」（捜査機関に被害届を出した）と答えた方に伺います。】

問20-E あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

1 被害を取り戻すため

2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから

3 重大な事件だから

4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）

5 再発を防ぐため

6 助けを求めるため

7 加害者からの弁償を得るため

8 保険金を得るため（保険金請求のため）

9 その他（

）

10 分からない

問20－F 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1 はい

➡ (問21へ)

2 いいえ



9 分からない

➡ (問21へ)

【問20－Fで、「いいえ」（捜査機関の対応に満足していない）と答えた方に伺います。】

問20－G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の被害を取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない

(問21へ)

【問20－Dで、「いいえ」（捜査機関に被害届を出していない）と答えた方に伺います。】

問20－H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 カード会社に知らせた（カード会社が対応した）
- 5 代わりに別の機関（カード会社を除く。）に知らせた（機関名： ）
- 6 家族が解決した
- 7 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 8 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 9 捜査機関は何もしてくれない
- 10 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 11 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 12 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 13 その他（ ）
- 14 分からない

個人情報の悪用の被害

【全員の方に伺います。】

問21 問20で伺った被害以外で、あなたや御家族が、過去5年間に、第三者から個人情報を悪用される被害に遭ったことがありますか。

なお、「個人情報を悪用される被害」とは、例えば、預貯金口座の開設や、携帯電話の契約などのために、第三者が個人情報を悪用して本人になりすました場合をいいます。

1 ある



2 ない

9 分からない

➡ (21 ページの問22へ)

【問21で、「ある」（個人情報悪用の被害に遭ったことがある）と答えた方に伺います。】

問21－A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを全てお答えください。

1

今年

➡ (問21－Cへ)

2

昨年（令和5年）

(次ページ問21－Bへ)

3

それ以前

9

分からない（思い出せない）

➡ (問21－Cへ)

【問21－Aで、「昨年（令和5年）」と答えた方に伺います。】

問21－B 昨年（令和5年）に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	9
1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問21－C 個人情報、何のために悪用されましたか。

- 1 クレジットカード又はデビットカードを作るため
- 2 特定店舗専用のクレジットカードを作るため
- 3 預貯金口座を開設するため
- 4 携帯電話を購入するため
- 5 借金、抵当権設定、質入れなどのため
- 6 手当等の給付金、年金の支給を受けるため又は税控除などの利益取扱い（国又は地方公共団体が支給するもの、利益取扱いを決定するものに限る）を受けるため
- 7 旅券を手に入れるため
- 8 その他（ ）
- 9 分からない

問21－D あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

1 はい	2 いいえ	9 分からない
↓	↘ (次ページの問21－Hへ)	↘ (次ページの問22へ)

【問21－Dで、「はい」（捜査機関に被害届を出した）と答えた方に伺います。】

問21－E あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 被害を取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 その他（ ）
- 10 分からない

問21－F 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1 はい	2 いいえ	9 分からない
↘ (次ページの問22へ)	↓	↘ (次ページの問22へ)

【問21－Fで、「いいえ」（捜査機関の対応に満足していない）と答えた方に伺います。】

問21－G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の被害を取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない

(次ページの問22へ)

【問21－Dで、「いいえ」（捜査機関に被害届を出していない）と答えた方に伺います。】

問21－H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： _____）
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 その他（ _____ ）
- 13 分からない

特殊詐欺の被害

【全員の方に伺います。】

問22 過去5年間に、**あなたは**いわゆる特殊詐欺と思われる電話やメール、通知などを受けたことがありますか。

なお、「いわゆる特殊詐欺」には、いわゆるオレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺などを含みます。また、お金を支払う手段として、振り込みによる場合だけでなく、犯人グループの誰かが、お金やキャッシュカードなどを受け取る場合なども含みます。

1 <u>あ る</u>	2 <u>な い</u>	9 <u>分 かり ない</u>
↓		└─▶ (23ページの間24へ)

【問22で、「ある」（いわゆる特殊詐欺と思われる電話やメール、通知を受けた）と答えた方に伺います。】

問23 いわゆる特殊詐欺と思われる電話やメールなどを受けて、実際にお金を支払ったり、キャッシュカード等を渡したりしましたか。

1 <u>は い</u>	2 <u>い い え</u>	9 <u>分 かり ない</u>
↓		└─▶ (23ページの間24へ)

【問23で、「はい」（特殊詐欺の被害に遭ったことがある）と答えた方に伺います。】

問23－A その被害に遭ったのは、いつでしたか。

なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを全てお答えください。

1	2	3	9
今年	昨年（令和5年）	それ以前	分からない（思い出せない）
	↓		

【問23－Aで、「昨年（令和5年）」と答えた方に伺います。】

問23－B 昨年（令和5年）に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	9
1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問23－C あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

1 <u>は い</u>	2 <u>い い え</u>	9 <u>分 かり ない</u>
↓	└─▶ (次ページの間23－Gへ)	└─▶ (23ページの間24へ)

(次ページの間23－Dへ)

【問23－Cで、「はい」（捜査機関に被害届を出した）と答えた方に伺います。】

問23－D あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 被害を取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 その他（ ）
- 10 分からない

問23－E 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

- | | | |
|----------------------------|------------------|-------------------------------|
| <u>1 はい</u>
（次ページの間24へ） | <u>2 いいえ</u>
 | <u>9 分からない</u>
（次ページの間24へ） |
|----------------------------|------------------|-------------------------------|

【問23－Eで、「いいえ」（捜査機関の対応に満足していない）と答えた方に伺います。】

問23－F あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 自分の被害を取り戻してくれなかった
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他（ ）
- 9 分からない

（次ページの間24へ）

【問23－Cで、「いいえ」（捜査機関に被害届を出していない）と答えた方に伺います。】

問23－G 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 その他（ ）
- 13 分からない

【問25－Aで、「昨年（令和5年）」と答えた方に伺います。】

問25-B 昨年（令和5年）に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	9
1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない

一番最近の被害についてお答えください。

問25-C その被害は、次のうち、どれに当てはまりますか。

- 1 誰でも見られるサイト・アプリで誹謗・中傷を受けた
2 誰でも見られるサイト・アプリに個人情報を載せられた
3 特定のグループの人が見られるサイト・アプリで誹謗・中傷を受けた
4 特定のグループの人が見られるサイト・アプリに個人情報を載せられた
5 他の人からは見られないメール・メッセージなどで誹謗・中傷を受けた
6 その他 ()
9 分からない

問25-D あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。

1 はい 2 いいえ 9 分からない

(次ページの問25－Hへ)

→ (次)

→ (次ページの問26へ)

【問25-Dで、「はい」（捜査機関に被害届を出した）と答えた方に伺います。】

問25－E あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 (欠番ですので、○をつけないでください)
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため (保険金請求のため)
- 9 その他 ()
- 10 分からない

問25-F 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。

1 はい 2 いいえ 9 わからない

(次ページの問26へ)

2 いいえ

9 分からない

→ (3)

→ (次ページの問26へ)

【問25－Fで、「いいえ」（捜査機関の対応に満足していない）と答えた方に伺います。】

問25-G あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

- 1 十分な対処をしてくれなかった
- 2 関心を持って聞いてくれなかった
- 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった
- 4 (欠番ですので、○をつけないでください)
- 5 十分な経過通知をしてくれなかった
- 6 適切な扱いを受けなかった(失礼だった)
- 7 到着するのが遅かった
- 8 その他(
- 9 分からない

(次ページの問26へ)

問25-H 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを**全て**お答えください。

- ## V 犯罪者に対する処罰の在り方に関するあなたの考えについて

1 懲役（実刑）	4 社会奉仕（コミュニティ・サービス：日本にはない制度で、指定された奉仕場所で無償の仕事に強制的に従事させるもの）
2 懲役（執行猶予）	5 その他の処分
3 罰 金	6 処分なし
	9 分からない

Ⅵ あなたのお住まいの状況について

問27 あなたが現在お住まいになっているのは、次のうち、どれですか。

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| 1 アパート・マンション | 3 一戸建て住宅 |
| 2 テラスハウス・長屋（隣同士が壁でくっ付いている家） | 4 公共の施設（病院あるいは老人ホームなど） |
| | 5 その他 |

問28 あなたの住居の防犯設備などについて、お伺いします。

あなたの住居を守っているものについて、次の中から、該当するものを**全て**お答えください。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| 1 侵入防止警報機 | 12 分からない |
| 2 特別のドア鍵（複数鍵、特別仕様鍵など） | 13 答えたくない |
| 3 特別の窓／ドア格子（格子付き窓、強化ガラスなど） | |
| 4 番 犬 | |
| 5 高い塀 | |
| 6 管理人／ガードマン | |
| 7 自治会等による自警組織 | |
| 8 隣近所で注意し合うことの申合せ | |
| 9 防犯カメラ | |
| 10 その他（ | ） |
| 11 何の防犯設備もない | |

Ⅶ あなたのことについて

問29 あなたの性別を教えてください。

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1 男 性 | 2 女 性 | 9 答えたくない |
|-------|-------|----------|

問30 あなたの生まれた年を教えてください。

西暦〔 〕年 （又は 大正・昭和・平成〔 〕年）

問31 あなたの国籍を教えてください。

- | | |
|---------|--------------|
| 1 日 本 | 3 中 国（台湾を含む） |
| 2 韓国・朝鮮 | 4 その他（ |
| | 9 答えたくない |

問32 あなたは、次のどれに当てはまりますか。該当するものを**全て**お答えください。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 正社員・自営業者・公務員 | 5 定年退職者、病気療養中など |
| 2 パート・アルバイト・派遣社員 | 6 学生 |
| 3 求職中（失業中） | 7 無職（3・4・5以外） |
| 4 主婦・主夫 | 8 その他 |
| | 9 答えたくない |
-

問33 あなたは、次のどれに当てはまりますか。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1 未婚である（独身である） | 4 既婚であるが、配偶者とは別居している |
| 2 未婚であるが、同棲している | 5 その他 |
| 3 既婚である | 9 答えたくない |
-

問34 あなたの世帯の人数は、あなたを含めて何人ですか。

--	--

 人

問35 あなたの世帯で16歳以上の方は、あなたを含めて何人ですか。また、そのうち男性は何人ですか。

--	--

 人（そのうち 男性は

--	--

 人）

調査票（自記式）

最後に、自記式での調査を行います。これからお尋ねすることは、答えにくい質問かもしれませんが、統計以外の目的には使用しませんので、ご協力をお願いします。

自記式調査票につきましては、お手順をお掛けしますが、ご自分で質問を読んで記入していただきます。回答した調査票の提出は、次の4つの中から選んでください。

- ①その場で回答する
(全ての回答が終わりましたら、この調査票を封筒に入れ、のり付けして提出)
- ②調査員が再度訪問した際、提出する
- ③郵送で提出する（提出用の封筒をお渡しします。）
- ④オンライン回答により提出する（「WEB調査 アクセス方法のご案内」をお渡ししますので、回答画面にログインして、調査に回答・提出してください。）

月 日までに回答ください。

<ご記入にあたってのお願い>

- ①質問を読んで、当てはまる選択肢の番号に「○」をしてください。
- ②選択肢の「その他」を選んだ場合は、() 内に具体的な内容を記入してください。
- ③() 内で名称等の記入を求められている場合にも、具体的な内容を記入してください。

ストーカー行為の被害

- Q1 過去5年間に、あなたは、ストーカー行為の被害に遭ったことがありますか。(○は1つ)
 なお、「ストーカー行為」とは、恋愛感情等が満たされないことを理由に、つきまとい等の行為を繰り返し行うことを言います(執拗に電子メールを送信するなどの行為を含む)。
 *ストーカー行為の詳細については、次ページのQ1-Eの選択肢を参照してください。

1 あ る	2 な い	9 分 からない
↓		→ 4ページのQ2へ

【Q1で「1 ある」(ストーカー行為の被害に遭った)と答えた方に伺います。】

- Q1-A その被害に遭ったのは、いつでしたか。なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを全てお答えください。(○はいくつでも)

1 今年	2 昨年 (令和5年)	3 それ以前	9 分からない (思い出せない)
---------	----------------	-----------	---------------------

【Q1-Aで「昨年 (令和5年)」が回答に含まれている場合に伺います。】

- Q1-B 昨年 (令和5年) に何回ありましたか。なお、無言電話やSNSへの書込みなどの行為が1日の間に連続してあったとしても、その1日分を合わせて1回としてください。(○は1つ)

1 1回	2 2回	3 3回	4 4回	5 5回以上	9 分からない
---------	---------	---------	---------	-----------	------------

【Q1で「1 ある」(ストーカー行為の被害に遭った)と答えた方に伺います。】
一番最近の被害についてお答えください。

Q1-C 被害に遭った場所は、どこですか。(〇は1つ)

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------|
| 1 自宅・自宅敷地内
(共同住宅では敷地内の共有部分を含む) | 6 商業施設 |
| 2 職場・アルバイト先 | 7 その他国内 |
| 3 学校 | 8 海外 |
| 4 公共交通機関 | 9 その他(電子メール、無言電話、SNSへの書込みなど) |
| 5 路上 | 10 分からない |

Q1-D 加害者は、あなたとどのような関係にある人でしたか。被害に遭った時点での関係をお答えください。(〇は1つ)

- 1 別れた(別れを告げた)後の配偶者(事実婚や別居中を含む)
- 2 別れた(別れを告げた)後の交際相手
- 3 交際・結婚相手ではない職場・アルバイト先関係者(上司や客、取引先相手を含む)
- 4 交際・結婚相手ではない学校関係の友人・知人(クラスメート、先輩・後輩など)
- 5 職場・アルバイト先関係者・学校関係者以外の友人・知人
- 6 知らない人(顔は分かるが名前を知らない場合を含む)
- 7 知っている人か知らない人か分からない(無言電話、SNSへの書込みなど)
- 8 その他()
- 9 答えたくない

Q1-E そのストーカー行為は、次のどれに当たりますか。該当するものを全てお答えください。
(〇はいくつでも)

- 1 つきまとい・待伏せ・進路立ちふさがり、住居や実際に所在する場所等の付近の見張り・押し掛け・付近をみだりにうろつく行為
- 2 監視している旨の告知等
- 3 面会・交際・その他義務のない行為の要求
- 4 著しく粗野又は乱暴な言動
- 5 汚物・動物の死体の送付等
- 6 名誉を害する事項の告知等
- 7 性的羞恥心^{しょうちしん}を害する事項の告知、性的羞恥心を害する文書・図画の送付・送信等
- 8 無言電話、拒絶されたにもかかわらず連続して電話を掛ける・ファックスを送信する・電子メールを送信する・SNSに書き込む・手紙を送付するなどの行為
- 9 無断でGPS機器等を自動車等に取り付ける・GPS機器等をひそかに取り付けた物を渡すなどの行為
- 10 無断で取り付けられたGPS機器等を用いて位置情報を取得する・アプリケーションを用いて無断でスマートフォンの位置情報を取得するなどの行為
- 11 分からない

Q1-F その被害を受けたことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響(例えば、ステイホーム、テレワークなどの影響)があったと思いますか。(〇は1つ)

- | | | |
|------|-------|---------|
| 1 はい | 2 いいえ | 9 分からない |
|------|-------|---------|

Q1-G あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。(〇は1つ)

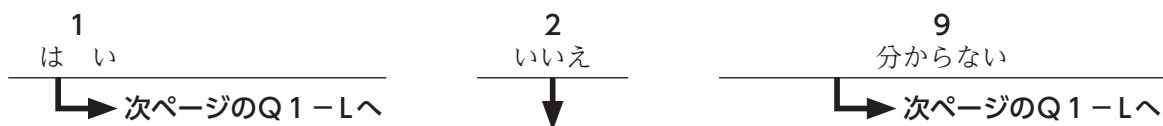
- | | | |
|---------|----------------|------------|
| 1
はい | 2
いいえ | 9
分からない |
| ↓ | └─▶ | └─▶ |
| 次の質問へ | 次ページの
Q1-Kへ | 4ページのQ1-Lへ |

【Q1-Gで「1 はい」（捜査機関に届け出た）と答えた方に伺います。】

Q1-H あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。（○はいくつでも）

- 1 被害を取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 家族・友人・知人から届け出るよう言われたため
- 10 犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため
- 11 その他（ ）
- 12 分からない

Q1-I 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。（○は1つ）



【Q1-Iで「2 いいえ」（捜査機関の対応に満足しなかった）と答えた方に伺います。】

Q1-J あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。（○はいくつでも）

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| 1 十分な対処をしてくれなかった | 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった） |
| 2 関心を持って聞いてくれなかった | 7 到着するのが遅かった |
| 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった | 8 その他（ ） |
| 4 自分の受けた損害を回復してくれなかった | |
| 5 十分な経過通知をしてくれなかった | 9 分からない |

次ページのQ1-Lへ

【Q1-Gで「2 いいえ」（捜査機関に届け出なかった）と答えた方に伺います。】

Q1-K 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。（○はいくつでも）

- 1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）
- 2 自分で解決した（加害者を知っていた）
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）
- 4 代わりに別の機関に知らせた（機関名： ）
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない（証拠がない）
- 8 捜査機関は何もししてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
- 12 加害者の処罰を望まなかった
- 13 どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）
- 14 その他（ ）
- 15 分からない

【Q1で「1 ある」(ストーカー行為の被害に遭った)と答えた方に伺います。】

Q1-L その被害の後で、あなたやあなたの御家族は、被害者の方への支援を行うための機関・団体に連絡しましたか。(〇は1つ)

1
はい

2
いいえ

9
分からない

DVの被害

【全員に伺います。】

Q2 過去5年間に、あなたは、DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害に遭ったことがありますか。(〇は1つ)

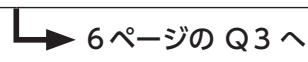
なお、「DV」とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいいます。

* DVの詳細については、Q2-Eの選択肢を参照してください。

1
あ る

2
な い

9
分からない



6ページのQ3へ

【Q2で「1 ある」(DVの被害に遭った)と答えた方に伺います。】

Q2-A その被害に遭ったのは、いつでしたか。なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを全てお答えください。(〇はいくつでも)

1
今年

2
昨年(令和5年)

3
それ以前

9
分からない(思い出せない)



【Q2-Aで「2 昨年(令和5年)」が回答に含まれている場合に伺います。】

Q2-B 昨年(令和5年)に何回ありましたか。(〇は1つ)

1
1回

2
2回

3
3回

4
4回

5
5回以上

9
分からない

【Q2で「1 ある」(DVの被害に遭った)と答えた方に伺います。】

一番最近の被害についてお答えください。

Q2-C 被害に遭った場所は、どこですか。(〇は1つ)

1 自宅・自宅敷地内
(共同住宅では敷地内の共有部分を含む)

6 商業施設

7 その他国内

2 職場・アルバイト先

8 海外

3 学校

9 その他(生活費を渡さないなど)

4 公共交通機関

10 分からない

5 路上

Q2-D 加害者は、あなたとどのような関係にある人でしたか。被害に遭った時点での関係をお答えください。(〇は1つ)

1 夫、妻、内縁の夫、内縁の妻

4 元恋人

2 元夫、元妻、元内縁の夫、元内縁の妻

5 その他()

3 恋人

9 答えたくない

Q2-E そのDV行為は、次のどれに当たりますか。該当するものを全てお答えください。

(○はいくつでも)

- 1 身体的なもの（殴る、蹴る、腕をねじる、髪を引っ張る、物を投げ付ける、など）
- 2 精神的なもの（怒鳴る、無視する、人前で馬鹿にする、生活費を渡さない、など）
- 3 性的なもの（嫌がっているのにポルノビデオ等を見せる、性行為を強要する、避妊に協力しない、など）
- 9 分からない

Q2-F その被害を受けたことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響（例えば、ステイホーム、テレワークなどの影響）があったと思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|---------|----------|------------|
| 1
はい | 2
いいえ | 9
分からない |
|---------|----------|------------|

Q2-G あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。(○は1つ)

- | | | |
|---------|--------------|--------------|
| 1
はい | 2
いいえ | 9
分からない |
| ↓ | ➡ 次ページのQ2-Kへ | ➡ 次ページのQ2-Lへ |

【Q2-Gで「1 はい」（捜査機関に届け出た）と答えた方に伺います。】

Q2-H あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。
(○はいくつでも)

- 1 被害を取り戻すため
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 家族・友人・知人から届け出るよう言われたため
- 10 犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため
- 11 その他（)
- 12 分からない

Q2-I 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。(○は1つ)

- | | | |
|--------------|----------|--------------|
| 1
はい | 2
いいえ | 9
分からない |
| ➡ 次ページのQ2-Lへ | ↓ | ➡ 次ページのQ2-Lへ |

【Q2-Iで「2 いいえ」（捜査機関の対応に満足しなかった）と答えた方に伺います。】

Q2-J あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

(○はいくつでも)

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| 1 十分な対処をしてくれなかった | 6 適切な扱いを受けなかった（失礼だった） |
| 2 関心を持って聞いてくれなかった | 7 到着するのが遅かった |
| 3 加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった | 8 その他（) |
| 4 自分の受けた損害を回復してくれなかった | |
| 5 十分な経過通知をしてくれなかった | 9 分からない |

次ページのQ2-Lへ

【Q2-Gで「2 いいえ」(捜査機関に届け出なかった)と答えた方に伺います。】

Q2-K 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。(○はいくつでも)

- 1 それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)
- 2 自分で解決した(加害者を知っていた)
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)
- 4 代わりに別の機関に知らせた(機関名:)
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない(証拠がない)
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
- 12 加害者の処罰を望まなかった
- 13 どうしたらよいのか分からなかった(被害を届け出る方法が分からなかった)
- 14 その他()
- 15 分からない

【Q2で「1 ある」(DVの被害に遭った)と答えた方に伺います。】

Q2-L その被害の後で、あなたやあなたの御家族は、被害者の方への支援を行うための機関・団体に連絡しましたか。(○は1つ)

- | | | |
|----|-----|-------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | 分からない |

児童虐待

【全員に伺います。】

Q3 18歳になるまでの間に、あなたは、保護者による虐待の被害に遭ったことがありますか。

(○は1つ)

なお、「児童虐待」とは、17歳以下の児童に対する、保護者による、身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢(ネグレクト)及び心理的虐待の行為を言います。

*児童虐待の詳細については、次ページのQ3-Eの選択肢を参照してください。

- | | | |
|-----|-----|---------------|
| 1 | 2 | 9 |
| あ る | な い | 分からない(思い出せない) |
| ↓ | | ↘ 8ページのQ4へ |

【Q3で「1 ある」(保護者による虐待の被害に遭った)と答えた方に伺います。】

Q3-A その被害に遭ったのは、何歳頃でしたか。なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを全てお答えください。(○はいくつでも)

- | | | |
|----------|-----------|-----------------|
| 1 6歳以下 | 3 13歳～15歳 | 9 分からない(思い出せない) |
| 2 7歳～12歳 | 4 16歳・17歳 | |

Q3-B あなたが受けた虐待は、どれくらいの期間続きましたか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------|------------|-----------------|
| 1 3か月未満 | 3 1年以上3年未満 | 9 分からない(思い出せない) |
| 2 3か月以上1年未満 | 4 3年以上 | |

最も深刻な被害についてお答えください。

Q3-C 被害に遭った場所は、どこですか。（○は1つ）

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| 1 自宅・自宅敷地内
(共同住宅では敷地内の共有部分を含む) | 6 商業施設 |
| 2 職場・アルバイト先 | 7 その他国内 |
| 3 学校 | 8 海外 |
| 4 公共交通機関 | 9 その他（養育の放棄・怠慢など） |
| 5 路上 | 10 分からない |

Q3-D 加害者は、被害に遭った時点で、あなたとどのような関係にある人でしたか。被害に遭った時点での関係を全てお答えください。（○はいくつでも）

- | | | | |
|---------|----------|-------|--------------|
| 1 実父 | 4 養母・継母 | 7 祖父 | 10 その他（
） |
| 2 実母 | 5 父の内縁の妻 | 8 祖母 | 11 答えたくない |
| 3 養父・継父 | 6 母の内縁の夫 | 9 兄・姉 | |

Q3-E その虐待行為は、次のどれに当たりますか。該当するものを全てお答えください。

（○はいくつでも）

- 1 身体的虐待（殴る、蹴る、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、など）
- 2 性的虐待（子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る・触らせる、など）
- 3 養育の放棄・怠慢（ネグレクト）（食事を与えない、重い病気でも病院に連れて行かない、など）
- 4 心理的虐待（言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に暴力を振るう、など）
- 9 分からない

Q3-F その被害を受けたことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響（例えば、ステイホーム、テレワークなどの影響）があったと思いますか。（○は1つ）

- | | | |
|----|-----|-------|
| 1 | 2 | 9 |
| はい | いいえ | 分からない |

Q3-G あなたは、その被害について、誰かに相談しましたか。該当するものを全てお答えください。（○はいくつでも）

- 1 家族や親戚に相談した
- 2 友人・知人に相談した
- 3 学校関係者（先生やスクールカウンセラーなど）に相談した
- 4 児童相談所に相談した
- 5 警察に相談した
- 6 学校、児童相談所、警察以外の公的な機関（市区町村など）に相談した
(機関名：)
- 7 その他の人に相談した（相談先：)
- 8 誰にも相談しなかった → 次ページのQ3-Iへ
- 9 答えたくない → 次ページのQ4へ

【Q3-Gで「1」～「7」のいずれか（誰かに相談した）と答えた方に伺います。】

Q3-H 相談した結果、虐待行為に変化はありましたか。（○は1つ）

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1 虐待行為が収まった、又は収まってきた | 4 その他（
） |
| 2 虐待行為が激しくなった | |
| 3 虐待行為に変化は見られなかった | 5 答えたくない |

【Q3-Gで「8 誰にも相談しなかった」と答えた方に伺います。】

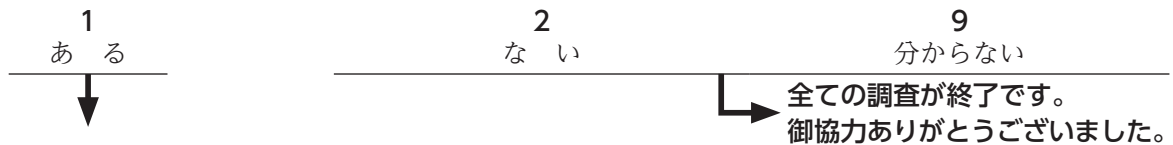
Q3-I 相談しなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。(〇はいくつでも)

- 1 それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)
- 2 自分で解決した
- 3 家族が解決した
- 4 相談しても何もできないと思った(証拠がない)
- 5 相談しても何もしてくれないと思った
- 6 警察や学校関係者などが怖い又は嫌い(関わってほしくない)
- 7 仕返しのおそれからあえて相談しなかった
- 8 被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
- 9 加害者の処罰を望まなかった
- 10 どうしたらよいのか分からなかった
- 11 その他()
- 12 分からない(思い出せない)

性的な被害

【全員に伺います。】

Q4 過去5年間に、あなたは、性的な被害に遭ったことがありますか。職場での性的な嫌がらせや性的な画像を用いた嫌がらせも含めて考えてください。ただし、言葉による性的嫌がらせ、DV、児童虐待に当たる性的被害は含めないでください。(〇は1つ)



【Q4で「1 ある」(過去5年間に性的な被害に遭った)と答えた方に伺います。】

Q4-A その被害に遭ったのはいつでしたか。なお、複数回被害に遭っている場合は、該当するものを全てお答えください。(〇はいくつでも)

- | | | | |
|---------|---------------|-----------|--------------------|
| 1
今年 | 2
昨年(令和5年) | 3
それ以前 | 9
分からない(思い出せない) |
| | ↓ | | |

【Q4-Aで「2 昨年(令和5年)」が回答に含まれている場合に伺います。】

Q4-B 昨年(令和5年)に何回ありましたか。(〇は1つ)

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|-----------|------------|
| 1
1回 | 2
2回 | 3
3回 | 4
4回 | 5
5回以上 | 9
分からない |
|---------|---------|---------|---------|-----------|------------|

【Q4で「1 ある」(過去5年間に性的な被害に遭った)と答えた方に伺います。】

一番最近の被害についてお答えください。

Q4-C 被害に遭った場所は、どこですか。(〇は1つ)

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| 1 自宅・自宅敷地内
(共同住宅では敷地内の共有部分を含む) | 6 商業施設 |
| 2 職場・アルバイト先 | 7 その他国内 |
| 3 学校 | 8 海外 |
| 4 公共交通機関 | 9 その他(インターネット上など) |
| 5 路上 | 10 分からない |

Q4-D 加害者のうち、少なくとも1名の名前又は顔を知っていましたか。（○は1つ）
 なお、名前も顔も知っていた場合は、「3 名前を知っていた」を選択してください。

1 加害者を 知らなかった	2 少なくとも1名は、 顔を知っていた	3 少なくとも1名は、 名前を知っていた	4 加害者を見なかった 又は見えなかった
	└─▶ Q4-Fへ	↓	└─▶ Q4-Fへ

【Q4-Dで「3 少なくとも1名は、名前を知っていた」と答えた方に伺います。】

Q4-E 加害者は、あなたとどのような関係にある人でしたか。被害に遭った時点での関係を全てお答えください。（○はいくつでも）

- | | |
|--|--------------------|
| 1 夫、妻、内縁の夫、内縁の妻 | 8 親しい友人 |
| 2 元夫、元妻、元内縁の夫、元内縁の妻 | 9 教師・コーチ |
| 3 恋人 | 10 職場の上司・先輩 |
| 4 元恋人 | 11 職場の同僚・後輩 |
| 5 親（養親・ <small>ようしん</small> ・ <small>ままおや</small> 継親を含む） | 12 インターネット上で知り合った人 |
| 6 兄弟姉妹 | 13 その他 |
| 7 その他の家族・親戚 | 14 答えたくない |

Q4-F その被害を受けたことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響（例えば、ステイホーム、テレワークなどの影響）があったと思いますか。（○は1つ）

1 はい	2 いいえ	9 分からない
---------	----------	------------

Q4-G その性的な被害は次のどれに当たると思いますか。（○は1つ）

- 1 暴行又は脅迫による性交、こうもん肛門性交又はこうくう口腔性交（男性も被害対象に含まれます）
 - 2 1の未遂
 - 3 暴行や脅迫は受けていないが意に反する性交、肛門性交又は口腔性交
 - 4 暴行又は脅迫によるわいせつ行為
 - 5 4の未遂
 - 6 暴行や脅迫は受けていないが意に反するわいせつ被害
 - 7 ちかん痴漢
 - 8 セクハラ
 - 9 盗撮
 - 10 性的な画像等を用いた被害
 - 11 その他の不快な行為
 - 12 分からない

→ 次ページのQ4-Jへ

→ 次ページのQ4-Jへ

→ 次ページのQ4-Kへ

【Q4-Gで「1」、「2」、「4」、「5」のいずれかと答えた方に伺います。】

Q4-H 暴行がありましたか。脅迫がありましたか。該当するものを全てお答えください。（○はいくつでも）

1 暴行があった	2 脅迫があった	9 答えたくない
↓		└─▶ 次ページのQ4-Kへ
次ページのQ4-Iへ		

【Q4-Hで「1 暴行があった」、「2 脅迫があった」のいずれかと答えた方に伺います。】

Q4-I 加害者（の中の誰か）は、刃物や銃*1、その他の武器*2、又はその他凶器になる物*3を持っていたか。（○は1つ）

- *1 一見して見間違うモデルガン等を含む
- *2 スタンガン、エアガン、特殊警棒など本来武器として作られた物
- *3 金づち、針など、本来武器として作られた物ではない物

1
はい

2
いいえ

9
分からない

Q4-Kへお進みください

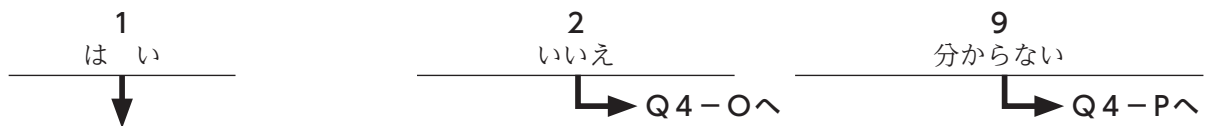
【Q4-Gで「3」、「6」のいずれかと答えた方に伺います。】

Q4-J その性的な被害に遭ったとき、どのような状況でしたか。該当するものを全てお答えください。（○はいくつでも）

- 1 抵抗することができた
- 2 突然だった（不意打ちだった）ため抵抗できなかった
- 3 暴力を振るわれると思ったため抵抗できなかった
- 4 抵抗への仕返しをおそれて抵抗できなかった
- 5 加害者に心理的に逆らうことができなかった
- 6 睡眠中、^{めいてい}酩酊状態、薬物使用中など抵抗できない状態だった
- 7 その他（ ）
- 9 答えたくない

【Q4で「1 ある」（過去5年間に性的な被害に遭った）と答えた方に伺います。】

Q4-K あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。（○は1つ）



【Q4-Kで「1 はい」（捜査機関に届け出た）と答えた方に伺います。】

Q4-L あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。（○はいくつでも）

- 1 （欠番ですので、○を付けないでください。）
- 2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから
- 3 重大な事件だから
- 4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）
- 5 再発を防ぐため
- 6 助けを求めるため
- 7 加害者からの弁償を得るため
- 8 保険金を得るため（保険金請求のため）
- 9 家族・友人・知人から届け出るよう言われたため
- 10 犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため
- 11 その他（ ）
- 12 分からない

Q4-M 全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。(○は1つ)

1 はい	2 いいえ	9 分からない
└─▶ Q4-Pへ	↓	└─▶ Q4-Pへ

【Q4-Mで「2 いいえ」(捜査機関の対応に満足しなかった)と答えた方に伺います。】

Q4-N あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。

(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| 1 十分な対処をしてくれなかった | 6 適切な扱いを受けなかった(失礼だった) |
| 2 関心を持って聞いてくれなかった | 7 到着するのが遅かった |
| 3 加害者を見つけてくれなかった又は
捕まえてくれなかった | 8 その他
() |
| 4 (欠番ですので、○をつけしないでください。) | |
| 5 十分な経過通知をしてくれなかった | 9 分からない |

Q4-Pへお進みください

【Q4-Kで「2 いいえ」(捜査機関に届け出なかった)と答えた方に伺います。】

Q4-O 届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。(○はいくつでも)

- 1 それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)
- 2 自分で解決した(加害者を知っていた)
- 3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)
- 4 代わりに別の機関に知らせた(機関名:)
- 5 家族が解決した
- 6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
- 7 捜査機関は何もできない(証拠がない)
- 8 捜査機関は何もしてくれない
- 9 捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)
- 10 仕返しのおそれからあえて届け出ない
- 11 被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
- 12 加害者の処罰を望まなかった
- 13 どうしたらよいのか分からなかった(被害を届け出る方法が分からなかった)
- 14 その他 ()
- 15 分からない

【Q4で「1 ある」(過去5年間に性的な被害に遭った)と答えた方に伺います。】

Q4-P その被害の後で、あなたやあなたの御家族は、被害者の方への支援を行うための機関・団体に連絡しましたか。(○は1つ)

1 はい	2 いいえ	9 分からない
---------	----------	------------

全ての調査が終了です。御協力ありがとうございました。

基礎集計表

問1 夜間の一人歩きに対する不安

総数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	分からない
4,179	789 (18.9)	2,624 (62.8)	581 (13.9)	75 (1.8)	110 (2.6)

問2 夜間における家族の安全に対する不安

総数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	家族がいない	分からない
4,179	453 (10.8)	2,327 (55.7)	930 (22.3)	222 (5.3)	102 (2.4)	145 (3.5)

問3 不法侵入の被害に遭う不安

総数	非常にあり得る	あり得る	まずあり得ない	分からない
4,179	100 (2.4)	1,455 (34.8)	2,194 (52.5)	430 (10.3)

問4 警察の防犯活動に対する評価

総数	非常によくやっている	まあまあよくやっている	やや不十分	非常に不十分	分からない
4,179	359 (8.6)	2,095 (50.1)	918 (22.0)	156 (3.7)	651 (15.6)

問5 我が国の治安に対する認識

総数	とても良い	まあまあ良い	良くも悪くもない	やや悪い	とても悪い	分からない
4,179	214 (5.1)	1,411 (33.8)	1,287 (30.8)	1,000 (23.9)	175 (4.2)	92 (2.2)

自転車盗の被害

問6 世帯における自転車の所有の有無

総数	あり	なし
4,179	2,839 (67.9)	1,340 (32.1)

問7 世帯における自転車盗の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
2,839	167 (5.9)	2,661 (93.7)	11 (0.4)

注 問6で「あり」と回答した者のみが回答している。

問7-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分からない (思い出せない)
167	3 (1.8)	33 (19.8)	126 (75.4)	6 (3.6)

注 1 問7で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問7-Hまで同じ。
2 重複計上による。

問7-B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
33	31 (93.9)	2 (6.1)	—	—	—	—

注 問7-Aで「昨年(令和5年)」と回答した者のみが回答している。

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

問7-C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
167	63 (37.7)	33 (19.8)	43 (25.7)	12 (7.2)	13 (7.8)	—
分からない						
3 (1.8)						

注 一番最近の被害について回答している。以下問7-Hまで同じ。

問7-D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
167	96 (57.5)	66 (39.5)	5 (3.0)

問7-E 捜査機関に届け出た理由

総数	盗まれたものを 取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
96	83 (86.5)	20 (20.8)	3 (3.1)	13 (13.5)	23 (24.0)	4 (4.2)
加害者からの 弁償を得るため						
保険金を得るため (保険金請求のため)						
その他						
分からない						
5 (5.2)						
1 (1.0)						
1 (1.0)						
—						

注 1 問7-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問7-Gまで同じ。

2 重複計上による。

問7-F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
96	55 (57.3)	26 (27.1)	15 (15.6)

問7-G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけて くれなかった又は 捕まえてくれなかった	盗まれたものを取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
26	11 (42.3)	3 (11.5)	4 (15.4)	10 (38.5)	6 (23.1)	5 (19.2)
到着するのが 遅かった						
その他						
分からない						
—						
1 (3.8)						
—						

注 1 問7-Fで「いいえ」と回答した者のみが回答している。

2 重複計上による。

問7－H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱う のが適切ではない 問題だった(捜査機 関は必要ない)	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要がなかった
66	27 (40.9)	6 (9.1)	1 (1.5)	－	8 (12.1)	3 (4.5)
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い(捜査機関に 関わってほしくない)	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくなか った(恥ずかしくて 言えなかった)	その他
	7 (10.6)	1 (1.5)	－	1 (1.5)	－	22 (33.3)
	分からない					
	3 (4.5)					

注 1 問7-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

バイク盗の被害

問8 世帯におけるバイクの所有の有無

総数	あり	なし
4,179	778 (18.6)	3,401 (81.4)

問9 世帯におけるバイク盗の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
778	13 (1.7)	763 (98.1)	2 (0.3)

注 問8で「あり」と回答した者のみが回答している。

問9－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分からない (思い出せない)
13	－	－	13 (100.0)	－

注 1 問9で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問9-Hまで同じ。
2 重複計上による。

問9－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
－	－	－	－	－	－	－

注 問9-Aで「昨年(令和5年)」と回答した者のみが回答している。

問9－C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
13	8 (61.5)	1 (7.7)	2 (15.4)	2 (15.4)	－	－

分からない

－

注 一番最近の被害について回答している。以下問9-Hまで同じ。

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

問9-D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
13	12 (92.3)	1 (7.7)	—

問9-E 捜査機関に届け出た理由

総数	盗まれたものを取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから(加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため
12	10 (83.3)	4 (33.3)	—	2 (16.7)	1 (8.3)	1 (8.3)
	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため(保険金請求のため)	その他	分からない		
	—	—	—	—		

注 1 問9-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問9-Gまで同じ。
2 重複計上による。

問9-F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
12	3 (25.0)	6 (50.0)	3 (25.0)

問9-G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	盗まれたものを取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった(失礼だった)
6	3 (50.0)	—	3 (50.0)	3 (50.0)	1 (16.7)	—
	到着するのが遅かった	その他	分からない			
	1 (16.7)	—	—			

注 1 問9-Fで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問9-H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)	自分で解決した(加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報の必要がなかった
1	—	—	—	—	—	—
	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)	その他
	—	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	—

分からない
—

注 1 問9-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

車上盗の被害

問 10 世帯における自動車の所有の有無

総数	あり	なし
4,179	3,529 (84.4)	650 (15.6)

問 11 世帯における車上盗の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,529	57 (1.6)	3,463 (98.1)	9 (0.3)

注 問 10 で「あり」と回答した者のみが回答している。

問 11－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分からない (思い出せない)
57	2 (3.5)	8 (14.0)	44 (77.2)	4 (7.0)

注 1 問 11 で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問 11-H まで同じ。

2 重複計上による。

問 11－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
8	5 (62.5)	1 (12.5)	1 (12.5)	1 (12.5)	—	—

注 問 11-A で「昨年 (令和 5 年)」と回答した者のみが回答している。

問 11－C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
57	27 (47.4)	6 (10.5)	16 (28.1)	3 (5.3)	3 (5.3)	—

分からない

2 (3.5)

注 一番最近の被害について回答している。以下問 11-H まで同じ。

問 11－D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
57	31 (54.4)	24 (42.1)	2 (3.5)

問 11－E 捜査機関に届け出た理由

総数	盗まれたものを 取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから (加害者を 捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため
31	17 (54.8)	15 (48.4)	6 (19.4)	13 (41.9)	16 (51.6)	3 (9.7)

加害者からの
弁償を得るため

保険金を得るため
(保険金請求のため)

その他

分からない

7 (22.6)

2 (6.5)

1 (3.2)

1 (3.2)

注 1 問 11-D で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問 11-G まで同じ。

2 重複計上による。

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

問11－F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
31	16 (51.6)	8 (25.8)	7 (22.6)

問11－G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をして くれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけて くれなかった又は 捕まえてくれなかった	盗まれたものを取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
8	5 (62.5)	2 (25.0)	6 (75.0)	7 (87.5)	3 (37.5)	1 (12.5)

	到着するのが 遅かった	その他	分からない
	－	1 (12.5)	－

注 1 問11-Fで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問11－H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない (損失がない、大した ことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱う のが適切ではない 問題だった(捜査機 関は必要ない)	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要がなかった
24	11 (45.8)	1 (4.2)	1 (4.2)	－	2 (8.3)	1 (4.2)

	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い(捜査機関に 関わってほしくない)	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくなか った(恥ずかしくて 言えなかった)	その他
	6 (25.0)	1 (4.2)	－	1 (4.2)	1 (4.2)	4 (16.7)

	分からない
	－

注 1 問11-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

自動車損壊の被害

問12 世帯における自動車損壊の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,529	196 (5.6)	3,303 (93.6)	30 (0.9)

注 問10で「あり」と回答した者のみが回答している。

問12－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分からない (思い出せない)
196	5 (2.6)	62 (31.6)	133 (67.9)	3 (1.5)

注 1 問12で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問12-Hまで同じ。
2 重複計上による。

問 12－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
62	45 (72.6)	12 (19.4)	4 (6.5)	－	1 (1.6)	－

注 問 12-A で「昨年（令和 5 年）」と回答した者のみが回答している。

問 12－C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
196	44 (22.4)	26 (13.3)	66 (33.7)	18 (9.2)	26 (13.3)	－

分からない
16 (8.2)

注 一番最近の被害について回答している。以下問 12-H まで同じ。

問 12－D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
196	38 (19.4)	150 (76.5)	8 (4.1)

問 12－E 捜査機関に届け出た理由

総数	欠番	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
38		15 (39.5)	7 (18.4)	18 (47.4)	22 (57.9)	5 (13.2)

加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）	その他	分からない
19 (50.0)	7 (18.4)	1 (2.6)	－

注 1 問 12-D で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問 12-G まで同じ。
2 重複計上による。

問 12－F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
38	16 (42.1)	19 (50.0)	3 (7.9)

問 12－G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の被害を取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
19	10 (52.6)	6 (31.6)	14 (73.7)	8 (42.1)	10 (52.6)	4 (21.1)

到着するのが遅かった	その他	分からない
2 (10.5)	1 (5.3)	－

注 1 問 12-F で「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

問12－H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱う のが適切ではない 問題だった(捜査機 関は必要ない)	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要がなかった
150	81 (54.0)	8 (5.3)	4 (2.7)	1 (0.7)	3 (2.0)	2 (1.3)
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い(捜査機関に 関わってほしくない)	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくなか った(恥ずかしくて 言えなかった)	その他
	45 (30.0)	18 (12.0)	－	4 (2.7)	1 (0.7)	21 (14.0)
	分からない					
	5 (3.3)					

注 1 問12-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

不法侵入の被害

問13 世帯における不法侵入の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
4,179	77 (1.8)	4,048 (96.9)	54 (1.3)

問13－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分からない (思い出せない)
77	7 (9.1)	21 (27.3)	49 (63.6)	3 (3.9)

注 1 問13で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問13-Hまで同じ。
2 重複計上による。

問13－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
21	14 (66.7)	3 (14.3)	1 (4.8)	－	2 (9.5)	1 (4.8)

注 問13-Aで「昨年(令和5年)」と回答した者のみが回答している。

問13－C 金品被害の有無

総数	あり	なし	分からない
77	45 (58.4)	31 (40.3)	1 (1.3)

注 一番最近の被害について回答している。以下問13-Hまで同じ。

問13－D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
77	38 (49.4)	37 (48.1)	2 (2.6)

問 13－E 捜査機関に届け出た理由

総数	盗まれたものを 取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
38	15 (39.5)	21 (55.3)	15 (39.5)	21 (55.3)	28 (73.7)	12 (31.6)
	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない		
	8 (21.1)	4 (10.5)	4 (10.5)	－		

注 1 問 13-D で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問 13-G まで同じ。
2 重複計上による。

問 13－F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
38	24 (63.2)	11 (28.9)	3 (7.9)

問 13－G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけて くれなかった又は 捕まえてくれなかった	盗まれたものを取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
11	7 (63.6)	3 (27.3)	7 (63.6)	8 (72.7)	5 (45.5)	3 (27.3)
	到着するのが 遅かった	その他	分からない			
	－	2 (18.2)	－			

注 1 問 13-F で「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問 13－H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない (損失がない、大した ことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱う のが適切ではない 問題だった（捜査機 関は必要ない）	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要がなかった
37	23 (62.2)	4 (10.8)	1 (2.7)	－	3 (8.1)	－
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い（捜査機関に 関わってほしくない）	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくなか った（恥ずかしくて 言えなかった）	その他
	6 (16.2)	3 (8.1)	1 (2.7)	3 (8.1)	3 (8.1)	9 (24.3)
	分からない					
	－					

注 1 問 13-D で「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

あおり運転の被害

問14 世帯における自転車・バイク・自動車の運転者の有無

総数	あり	なし
4,179	3,505 (83.9)	674 (16.1)

問15 世帯におけるあおり運転の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,505	580 (16.5)	2,816 (80.3)	109 (3.1)

注 問14で「あり」と回答した者のみが回答している。

問15－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分からない (思い出せない)
580	81 (14.0)	305 (52.6)	270 (46.6)	21 (3.6)

注 1 問15で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問15-Hまで同じ。
2 重複計上による。

問15－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
305	119 (39.0)	65 (21.3)	47 (15.4)	4 (1.3)	50 (16.4)	20 (6.6)

注 問15-Aで「昨年（令和5年）」と回答した者のみが回答している。

問15－C 被害時に運転していた車両の種類

総数	自転車	原付バイクや 自動二輪車	自動車	その他	分からない
580	21 (3.6)	14 (2.4)	541 (93.3)	－	4 (0.7)

注 一番最近の被害について回答している。以下問15-Hまで同じ。

問15－D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
580	13 (2.2)	559 (96.4)	8 (1.4)

問15－E 捜査機関に届け出た理由

総数	欠番	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
13		2 (15.4)	1 (7.7)	3 (23.1)	5 (38.5)	4 (30.8)
	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない		
	－	－	2 (15.4)	1 (7.7)		

注 1 問15-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問15-Gまで同じ。
2 重複計上による。

問15－F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
13	10 (76.9)	3 (23.1)	－

到着するのが遅かった	その他	分からない
—	—	—

問15-H 捜査機関に届け出なかった理由

捜査機関は何もできない (証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)	その他
72 (12.9)	44 (7.9)	4 (0.7)	35 (6.3)	5 (0.9)	57 (10.2)

分からない
9 (1.6)

強盗・恐喝・ひったくりの被害

総数	あり	なし	分らない
4,179	24 (0.6)	4,115 (98.5)	40 (1.0)

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分らない (思い出せない)
24	－	13 (54.2)	12 (50.0)	－

問16-B 昨年の被害回数

注 問 16-A で「昨年（令和 5 年）」と回答した者のみが回答している。

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

問16－C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
24	9 (37.5)	5 (20.8)	6 (25.0)	1 (4.2)	－	－
分からない						
3 (12.5)						

注 一番最近の被害について回答している。以下問 16-K まで同じ。

問16－D 盗難被害の有無

総数	あり	なし	分からない
24	10 (41.7)	14 (58.3)	－

問16－E 加害者との面識

総数	加害者を 知らなかった	少なくとも1名は、 顔を知っていた	少なくとも1名は、 名前を知っていた	加害者を見なかった 又は見えなかった
24	11 (45.8)	3 (12.5)	5 (20.8)	5 (20.8)

注 顔も名前も知っていた場合は、「少なくとも1名は、名前を知っていた」と回答している。

問16－F 加害者の凶器所持の有無

総数	あり	なし	分からない
24	2 (8.3)	19 (79.2)	3 (12.5)

注 「凶器」とは、刃物や銃（一見して見間違うモデルガン等を含む。）、その他の武器（スタンガン、エアガン、特殊警棒など本来武器として作られた物）、又はその他凶器になる物（金づち、針など、本来武器として作られた物ではない物）をいう。

問16－G 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
24	11 (45.8)	13 (54.2)	－

問16－H 捜査機関に届け出た理由

総数	とられたものを 取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
11	3 (27.3)	3 (27.3)	3 (27.3)	5 (45.5)	7 (63.6)	5 (45.5)
加害者からの 弁償を得るため						
保険金を得るため （保険金請求のため）						
1 (9.1)						
その他						
－						
分からない						
－						

注 1 問 16-G で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問 16-J まで同じ。

2 重複計上による。

問16－I 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
11	4 (36.4)	6 (54.5)	1 (9.1)

問 16－J 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をしていなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	とられたものを取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしていなかった	適切な扱いを受けなかった(失礼だった)
6	5 (83.3)	2 (33.3)	2 (33.3)	2 (33.3)	2 (33.3)	3 (50.0)

到着するのが遅かった	その他	分からない
－	1 (16.7)	－

注 1 問 16-I で「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問 16－K 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)	自分で解決した(加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報の必要がなかった
13	3 (23.1)	4 (30.8)	1 (7.7)	1 (7.7)	－	－

捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られなくなかった(恥ずかしくて言えなかった)	その他
1 (7.7)	2 (15.4)	－	1 (7.7)	1 (7.7)	4 (30.8)

分からない
－

注 1 問 16-G で「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問 16－L 犯罪被害者支援団体等への連絡の有無

総数	あり	なし	分からない
24	3 (12.5)	20 (83.3)	1 (4.2)

個人に対する窃盗の被害

問 17 個人に対する窃盗の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
4,179	61 (1.5)	4,073 (97.5)	45 (1.1)

問 17－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年(令和5年)	それ以前	分からない(思い出せない)
61	3 (4.9)	19 (31.1)	39 (63.9)	1 (1.6)

注 1 問 17 で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問 17-I まで同じ。
2 重複計上による。

問 17－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
19	12 (63.2)	3 (15.8)	2 (10.5)	－	2 (10.5)	－

注 問 17-A で「昨年(令和5年)」と回答した者のみが回答している。

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

問17-C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
61	29 (47.5)	8 (13.1)	9 (14.8)	5 (8.2)	10 (16.4)	—

分からない
—

注 一番最近の被害について回答している。以下問 17-I まで同じ。

問17-D スリの被害か

総数	はい	いいえ	分からない
61	6 (9.8)	54 (88.5)	1 (1.6)

問17-E 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
61	26 (42.6)	34 (55.7)	1 (1.6)

問17-F 捜査機関に届け出た理由

総数	盗まれたものを 取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
26	17 (65.4)	10 (38.5)	2 (7.7)	9 (34.6)	8 (30.8)	5 (19.2)

	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない
	6 (23.1)	3 (11.5)	1 (3.8)	—

注 1 問 17-E で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問 17-H まで同じ。

2 重複計上による。

問17-G 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
26	13 (50.0)	12 (46.2)	1 (3.8)

問17-H 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけて くれなかった又は 捕まえてくれなかった	盗まれたものを取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
12	7 (58.3)	4 (33.3)	6 (50.0)	6 (50.0)	3 (25.0)	2 (16.7)

	到着するのが 遅かった	その他	分からない
	1 (8.3)	3 (25.0)	—

注 1 問 17-G で「いいえ」と回答した者のみが回答している。

2 重複計上による。

問 17－I 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱う のが適切ではない 問題だった(捜査機 関は必要ない)	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要がなかった
34	24 (70.6)	1 (2.9)	－	－	1 (2.9)	－
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い(捜査機関に 関わってほしくない)	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくなか った(恥ずかしくて 言えなかった)	その他
	4 (11.8)	－	－	－	2 (5.9)	3 (8.8)
	分からない					
	2 (5.9)					

注 1 問 17-E で「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

暴行・脅迫の被害

問 18 暴行・脅迫の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
4,179	35 (0.8)	4,106 (98.3)	38 (0.9)

問 18－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分からない (思い出せない)
35	9 (25.7)	12 (34.3)	18 (51.4)	－

注 1 問 18 で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問 18-N まで同じ。
2 重複計上による。

問 18－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
12	6 (50.0)	4 (33.3)	－	－	2 (16.7)	－

注 問 18-A で「昨年(令和5年)」と回答した者のみが回答している。

問 18－C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	自宅付近	自宅のある市町村内	職場	その他国内	海外
35	9 (25.7)	7 (20.0)	10 (28.6)	7 (20.0)	2 (5.7)	－

分からない
－

注 一番最近の被害について回答している。以下問 18-N まで同じ。

問 18－D 加害者との面識

総数	加害者を 知らなかった	少なくとも1名は、 顔を知っていた	少なくとも1名は、 名前を知っていた	加害者を見なかった 又は見えなかった
35	13 (37.1)	9 (25.7)	10 (28.6)	3 (8.6)

注 顔も名前も知っていた場合は、「少なくとも1名は、名前を知っていた」と回答している。

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

問18－E 加害者との関係

総数	家族・親戚	親しい友人	一緒に働いていた人 又は働いたこと のある人	左記の誰でもない	答えたくない
10	－	1 (10.0)	2 (20.0)	7 (70.0)	－

注 1 問18-Dで「少なくとも1名は、名前を知っていた」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問18－F 加害者の凶器所持の有無

総数	あり	なし	分からない
35	2 (5.7)	28 (80.0)	5 (14.3)

注 「凶器」とは、刃物や銃（一見して見間違えるモデルガン等を含む。）、その他の武器（スタンガン、エアガン、特殊警棒など本来武器として作られた物）、又はその他凶器になる物（金づち、針など、本来武器として作られた物ではない物）をいう。

問18－G 被害の内容

総数	脅迫	暴行（脅迫と暴行 両方の場合を含む）	分からない
35	20 (57.1)	11 (31.4)	4 (11.4)

問18－H 暴行によるけがの有無

総数	あり	なし
11	3 (27.3)	8 (72.7)

注 問18-Gで「暴行（脅迫と暴行両方の場合を含む）」と回答した者のみが回答している。

問18－I 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
35	8 (22.9)	26 (74.3)	1 (2.9)

問18－J 捜査機関に届け出た理由

総数	欠番	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
8		3 (37.5)	1 (12.5)	3 (37.5)	7 (87.5)	5 (62.5)
	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない		
	1 (12.5)	－	1 (12.5)	－		

注 1 問18-Iで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問18-Lまで同じ。
2 重複計上による。

問18－K 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
8	4 (50.0)	3 (37.5)	1 (12.5)

問 18-L 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をして くれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけ られなかった又は 捕まえてくれなかった	自分の受けた損害を 回復してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
3	2 (66.7)	—	—	—	—	1 (33.3)

到着するのが 遅かった	その他	分からない
—	—	—

注 1 問 18-K で「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問 18-M 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない (損失がない、大した ことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱う のが適切ではない 問題だった(捜査機 関は必要ない)	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要がなかった
26	8 (30.8)	5 (19.2)	2 (7.7)	1 (3.8)	2 (7.7)	—

捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い(捜査機関に 関わってほしくない)	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくなか った(恥ずかしくて 言えなかった)	その他
4 (15.4)	6 (23.1)	1 (3.8)	3 (11.5)	1 (3.8)	5 (19.2)

分からない
1 (3.8)

注 1 問 18-I で「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問 18-N 犯罪被害者支援団体等への連絡の有無

総数	あり	なし	分からない
35	5 (14.3)	28 (80.0)	2 (5.7)

クレジットカード情報詐欺の被害

問 19 クレジットカード等の所有の有無

総数	あり	なし
4,179	3,125 (74.8)	1,054 (25.2)

問 20 クレジットカード情報詐欺の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
3,125	204 (6.5)	2,909 (93.1)	12 (0.4)

注 問 19 で「あり」と回答した者のみが回答している。

問 20-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分からない (思い出せない)
204	9 (4.4)	88 (43.1)	111 (54.4)	2 (1.0)

注 1 問 20 で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問 20-H まで同じ。
2 重複計上による。

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

問20－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
88	56 (63.6)	22 (25.0)	5 (5.7)	2 (2.3)	3 (3.4)	－

注 問20-Aで「昨年（令和5年）」と回答した者のみが回答している。

問20－C 盗難被害の有無

総数	あり	なし	分からない
204	39 (19.1)	146 (71.6)	19 (9.3)

注 一番最近の被害について回答している。以下問20-Hまで同じ。

問20－D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
204	35 (17.2)	162 (79.4)	7 (3.4)

問20－E 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
35	22 (62.9)	6 (17.1)	6 (17.1)	3 (8.6)	12 (34.3)	3 (8.6)

	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）	その他	分からない
	2 (5.7)	2 (5.7)	6 (17.1)	－

注 1 問20-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問20-Fまで同じ。
2 重複計上による。

問20－F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
35	29 (82.9)	1 (2.9)	5 (14.3)

問20－G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の被害を取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
1	1 (100.0)	－	－	－	－	1 (100.0)

	到着するのが遅かった	その他	分からない
	－	－	－

注 1 問20-Fで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問 20－H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関には向かない 問題だった (捜査機関 は必要ない)	カード会社に 知らせた	代わりに別の機関 (カード会社を除く) に知らせた	家族が解決した
162	23 (14.2)	9 (5.6)	5 (3.1)	143 (88.3)	4 (2.5)	5 (3.1)
	保険請求のための 通報の必要がなかった	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い (捜査機関に 関わってほしくない)	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくなか った (恥ずかしくて 言えなかった)
	－	5 (3.1)	5 (3.1)	－	1 (0.6)	1 (0.6)
	その他	分からない				
	7 (4.3)	－				

注 1 問 20-D で「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

個人情報の悪用の被害

問 21 世帯における個人情報の悪用の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
4,179	73 (1.7)	4,009 (95.9)	97 (2.3)

問 21－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分からない (思い出せない)
73	7 (9.6)	38 (52.1)	31 (42.5)	－

注 1 問 21 で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問 21-H まで同じ。
2 重複計上による。

問 21－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
38	26 (68.4)	4 (10.5)	4 (10.5)	1 (2.6)	3 (7.9)	－

注 問 21-A で「昨年 (令和 5 年)」と回答した者のみが回答している。

問 21－C 個人情報の悪用の内容

総数	クレジットカード 又はデビットカード を作るため	特定店舗専用の クレジットカードを 作るため	預貯金口座を 開設するため	携帯電話を 購入するため	借金、抵当権設定、 質入れなどのため	手当等の給付金、 年金の支給等を 受けるため
73	6 (8.2)	－	－	1 (1.4)	－	－
	旅券を手 に入れるため	その他	分からない			
	3 (4.1)	40 (54.8)	23 (31.5)			

注 一番最近の被害について回答している。以下問 21-H まで同じ。

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

問21-D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
73	14 (19.2)	53 (72.6)	6 (8.2)

問21-E 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
14	12 (85.7)	5 (35.7)	2 (14.3)	3 (21.4)	6 (42.9)	4 (28.6)

加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）	その他	分からない
—	1 (7.1)	2 (14.3)	—

注 1 問21-Dで「あり」と回答した者のみが回答している。以下問21-Fまで同じ。
2 重複計上による。

問21-F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
14	8 (57.1)	5 (35.7)	1 (7.1)

問21-G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の被害を取り戻してくれなかった	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
5	3 (60.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	1 (20.0)

到着するのが遅かった	その他	分からない
—	—	—

注 1 問21-Fで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問21-H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報の必要がなかった
53	18 (34.0)	4 (7.5)	5 (9.4)	9 (17.0)	3 (5.7)	1 (1.9)

捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	その他
5 (9.4)	3 (5.7)	—	1 (1.9)	1 (1.9)	14 (26.4)

分からない
2 (3.8)

注 1 問21-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

特殊詐欺の被害

問 22 特殊詐欺の電話等の有無

総数	あり	なし	分からない
4,179	1,392 (33.3)	2,692 (64.4)	95 (2.3)

問 23 特殊詐欺の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
1,392	21 (1.5) [0.5]	1,371 (98.5)	—

注 1 問 22 で「あり」と回答した者のみが回答している。
2 [] 内は、調査回答者総数に占める構成比である。

問 23－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和 5 年)	それ以前	分からない (思い出せない)
21	2 (9.5)	6 (28.6)	16 (76.2)	1 (4.8)

注 1 問 23 で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問 23-G まで同じ。
2 重複計上による。

問 23－B 昨年の被害回数

総数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	分からない
6	3 (50.0)	1 (16.7)	—	—	2 (33.3)	—

注 問 23-A で「昨年（令和 5 年）」と回答した者のみが回答している。

問 23－C 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
21	12 (57.1)	8 (38.1)	1 (4.8)

注 一番最近の被害について回答している。以下問 23-G まで同じ。

問 23－D 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
12	5 (41.7)	4 (33.3)	2 (16.7)	3 (25.0)	7 (58.3)	3 (25.0)

	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない
	6 (50.0)	—	2 (16.7)	—

注 1 問 23-C で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問 23-F まで同じ。
2 重複計上による。

問 23－E 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
12	7 (58.3)	4 (33.3)	1 (8.3)

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

問23－F 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をして くれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけて くれなかった又は 捕まえてくれなかった	自分の被害を取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
4	3 (75.0)	3 (75.0)	2 (50.0)	－	1 (25.0)	－

到着するのが 遅かった	その他	分からない
－	－	－

注 1 問23-Eで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問23－G 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない (損失がない、大した ことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関には向かない 問題だった(捜査機関 は必要ない)	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要がなかった
8	4 (50.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	－	1 (12.5)	－

捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い(捜査機関に 関わってほしくない)	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくなか った(恥ずかしくて 言えなかった)	その他
1 (12.5)	－	－	－	－	2 (25.0)

分からない
－

注 1 問23-Cで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

消費者詐欺の被害

問24 消費者詐欺の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
4,179	119 (2.8)	4,017 (96.1)	43 (1.0)

問24－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分からない (思い出せない)
119	8 (6.7)	51 (42.9)	60 (50.4)	－

注 1 問24で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問24-Hまで同じ。
2 重複計上による。

問24－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
51	47 (92.2)	3 (5.9)	1 (2.0)	－	－	－

注 問24-Aで「昨年(令和5年)」と回答した者のみが回答している。

問 24－C 消費者詐欺の内容

総数	建設、建築、 修繕作業	店頭での買い物	インターネット ショッピング、 通信販売	インターネット オークション	訪問販売	電話による勧誘
119	3 (2.5)	3 (2.5)	91 (76.5)	4 (3.4)	1 (0.8)	5 (4.2)
	その他	分からない				
	9 (7.6)	3 (2.5)				

注 一番最近の被害について回答している。以下問 24-H まで同じ。

問 24－D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
119	19 (16.0)	97 (81.5)	3 (2.5)

問 24－E 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから（加害者を 捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
19	14 (73.7)	7 (36.8)	2 (10.5)	9 (47.4)	10 (52.6)	5 (26.3)
	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	その他	分からない		
	9 (47.4)	1 (5.3)	3 (15.8)	－		

注 1 問 24-D で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問 24-G まで同じ。
2 重複計上による。

問 24－F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
19	10 (52.6)	8 (42.1)	1 (5.3)

問 24－G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処を してくれなかった	関心を持って 聞いてくれなかった	加害者を見つけて くれなかった又は 捕まえてくれなかった	自分の被害を取り 戻してくれなかった	十分な経過通知を してくれなかった	適切な扱いを 受けなかった (失礼だった)
8	6 (75.0)	3 (37.5)	4 (50.0)	5 (62.5)	3 (37.5)	1 (12.5)
	到着するのが 遅かった	その他	分からない			
	－	－	－			

注 1 問 24-F で「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

問24－H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関には向かない 問題だった(捜査機関 は必要ない)	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要がなかった
97	44 (45.4)	13 (13.4)	7 (7.2)	13 (13.4)	2 (2.1)	—
	捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い(捜査機関に 関わってほしくない)	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくなか った(恥ずかしくて 言えなかった)	その他
	5 (5.2)	12 (12.4)	1 (1.0)	2 (2.1)	4 (4.1)	22 (22.7)
	分からない					
	5 (5.2)					

注 1 問24-Dで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布の被害

問25 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布の被害の有無

総数	あり	なし	分からない
4,179	33 (0.8)	4,042 (96.7)	104 (2.5)

問25－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分からない (思い出せない)
33	2 (6.1)	11 (33.3)	20 (60.6)	3 (9.1)

注 1 問25で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問25-Hまで同じ。
2 重複計上による。

問25－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
11	5 (45.5)	—	1 (9.1)	1 (9.1)	4 (36.4)	—

注 問25-Aで「昨年(令和5年)」と回答した者のみが回答している。

問25－C 被害の内容

総数	誰でも見られる サイト・アプリで 誹謗・中傷を受けた	誰でも見られる サイト・アプリに個人 情報を載せられた	特定のグループの人 が見られるサイト ・アプリで誹謗 ・中傷を受けた	特定のグループの人 が見られるサイト ・アプリに個人 情報を載せられた	他の人からは見ら れないメール・ メッセージなどで 誹謗・中傷を受けた	その他
33	22 (66.7)	6 (18.2)	2 (6.1)	1 (3.0)	1 (3.0)	—

分からない
1 (3.0)

注 一番最近の被害について回答している。以下問25-Hまで同じ。

問 25－D 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
33	1 (3.0)	31 (93.9)	1 (3.0)

問 25－E 捜査機関に届け出た理由

総数	欠番	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
1		1 (100.0)	－	－	－	－

加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）	その他	分からない
－	－	－	－

注 1 問 25-D で「あり」と回答した者のみが回答している。以下問 25-G まで同じ。
2 重複計上による。

問 25－F 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
1	－	1 (100.0)	－

問 25－G 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	欠番	十分な経過通知をしてくれなかった	適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
1	－	－	－		－	1 (100.0)

到着するのが遅かった	その他	分からない
－	1 (100.0)	－

注 1 問 25-F で「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

問 25－H 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報の必要がなかった
31	15 (48.4)	3 (9.7)	6 (19.4)	1 (3.2)	2 (6.5)	－

捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	その他
4 (12.9)	5 (16.1)	1 (3.2)	4 (12.9)	－	7 (22.6)

分からない
－

注 1 問 25-D で「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

犯罪者に対する処罰の在り方に関する考え

問26 犯罪者に適当な処分

総数	懲役 (実刑)	懲役 (執行猶予)	罰金	社会奉仕（コミュニ ティ・サービス）	その他の処分	処分なし
4,179	1,761 (42.1)	1,314 (31.4)	467 (11.2)	307 (7.3)	34 (0.8)	1 (0.0)
分からない						
295 (7.1)						

注 「社会奉仕（コミュニティ・サービス）」は、日本にはない制度で、指定された奉仕場所が無償の仕事に強制的に従事させるものをいう。

調査回答者の属性等

問27 住居形態

総数	アパート・ マンション	テラスハウス ・長屋	一戸建て住宅	公共の施設 (病院あるいは 老人ホーム等)	その他	無回答
4,179	1,005 (24.0)	58 (1.4)	3,031 (72.5)	6 (0.1)	39 (0.9)	40 (1.0)

問28 防犯設備

総数	警報機	特別のドア鍵 (複数鍵等)	特別の窓／ドア格子 (強化ガラス等)	番犬	高い塀	管理人・ ガードマン
4,179	247 (5.9)	1,280 (30.6)	622 (14.9)	267 (6.4)	66 (1.6)	402 (9.6)
自治会等による 自警組織						
隣近所で注意し 合うことの申合せ						
防犯カメラ						
その他						
防犯設備なし						
分からない						
252 (6.0)						
422 (10.1)						
813 (19.5)						
307 (7.3)						
1,435 (34.3)						
80 (1.9)						
答えたくない						
113 (2.7)						

注 重複計上による。

問29 性別

総数	男性	女性	答えたくない
4,179	2,019 (48.3)	2,142 (51.3)	18 (0.4)

問30 年齢

総数	16～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
4,179	89 (2.1)	190 (4.5)	175 (4.2)	203 (4.9)	263 (6.3)	299 (7.2)
45～49歳						
50～54歳						
55～59歳						
60～64歳						
65～69歳						
70歳以上						
360 (8.6)						
384 (9.2)						
373 (8.9)						
365 (8.7)						
376 (9.0)						
1,102 (26.4)						

問31 国籍

総数	日本	韓国・朝鮮	中国 (台湾を含む)	その他	答えたくない
4,179	4,142 (99.1)	—	—	—	37 (0.9)

問32 就労状況

総数	働いている (正社員等)	働いている (アルバイト等)	求職中 (失業中)	主婦・主夫	定年退職者、 病気療養中など	学生
4,179	1,829 (43.8)	751 (18.0)	25 (0.6)	707 (16.9)	224 (5.4)	191 (4.6)

無職	その他	答えたくない
427 (10.2)	66 (1.6)	51 (1.2)

注 1 重複計上による。

注 2 「無職」は、「求職中（失業中）」、「主婦・主夫」及び「定年退職者、病気療養中など」を含まない。

問33 婚姻関係

総数	未婚（独身）	未婚（同棲）	既婚	既婚（別居）	その他	答えたくない
4,179	1,011 (24.2)	31 (0.7)	2,865 (68.6)	56 (1.3)	139 (3.3)	77 (1.8)

問34 世帯人員

総数	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答
4,179	500 (12.0)	1,281 (30.7)	1,002 (24.0)	879 (21.0)	473 (11.3)	44 (1.1)

問35 世帯の16歳以上の人数

総数	1人	2人	3人	4人以上	無回答
4,179	565 (13.5)	1,845 (44.1)	930 (22.3)	795 (19.0)	44 (1.1)

そのうち男性

総数	0人	1人	2人	3人	4人以上	無回答
4,179	380 (9.1)	2,531 (60.6)	943 (22.6)	209 (5.0)	36 (0.9)	80 (1.9)

参考：都市規模別回答者数

総数	政令指定都市	特別区（東京23区）	人口20万人以上の市	人口10万人以上 20万人未満の市	人口10万人未満の市	町村
4,179	812 (19.4)	263 (6.3)	1,027 (24.6)	724 (17.3)	1,003 (24.0)	350 (8.4)

ストーカー行為の被害

Q1 ストーカー行為の被害の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
4,103	33 (0.8)	4,054 (98.8)	14 (0.3)	2 (0.0)

Q1-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分からない (思い出せない)
33	3 (9.1)	14 (42.4)	24 (72.7)	—

注 1 Q1で「あり」と回答した者のみが回答している。以下Q1-Lまで同じ。

注 2 重複計上による。

Q1-B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
14	3 (21.4)	2 (14.3)	—	—	6 (42.9)	2 (14.3)

無回答

1 (7.1)

注 Q1-Aで「昨年（令和5年）」と回答した者のみが回答している。

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

Q1－C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	職場・アルバイト先	学校	公共交通機関	路上	商業施設
33	6 (18.2)	12 (36.4)	2 (6.1)	2 (6.1)	3 (9.1)	1 (3.0)
	その他国内	海外	その他（電子メール、無言電話、SNSへの書込みなど）	分からない	無回答	
	3 (9.1)	－	3 (9.1)	－	1 (3.0)	

注 一番最近の被害について回答している。以下 Q1-L まで同じ。

Q1－D 加害者との関係

総数	別れた後の配偶者（事実婚や別居中を含む）	別れた後の交際相手	交際・結婚相手ではない職場・アルバイト先関係者（上司や客、取引先相手を含む）	交際・結婚相手ではない学校関係の友人・知人（クラスメート、先輩・後輩など）	職場・アルバイト先関係者・学校関係者以外の友人・知人	知らない人（顔は分かるが名前を知らない場合を含む）
33	－	4 (12.1)	6 (18.2)	1 (3.0)	8 (24.2)	7 (21.2)
	知っている人か知らない人か分からない（無言電話、SNSへの書込みなど）	その他	答えたくない	無回答		
	－	5 (15.2)	1 (3.0)	1 (3.0)		

Q1－E ストーカー行為の内容

総数	つきまとい等	監視している旨の告知等	面会・交際その他の義務のない行為の要求	著しく粗野又は乱暴な言動	汚物・動物の死体の送付等	名誉を害する事項の告知等
33	20 (60.6)	5 (15.2)	5 (15.2)	3 (9.1)	－	2 (6.1)
	性的羞恥心を害する事項の告知等	無言電話、連続して電話を掛ける等	無断でGPS機器等を取り付ける等	無断で取り付けられたGPS機器等を用いての位置情報取得等	分からない	無回答
	2 (6.1)	11 (33.3)	3 (9.1)	2 (6.1)	2 (6.1)	2 (6.1)

注 重複計上による。

Q1－F 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
33	3 (9.1)	26 (78.8)	3 (9.1)	1 (3.0)

Q1－G 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
33	11 (33.3)	20 (60.6)	1 (3.0)	1 (3.0)

Q1-H 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
11	1 (9.1)	3 (27.3)	1 (9.1)	2 (18.2)	6 (54.5)	6 (54.5)
	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）	家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	犯罪被害者支援団体等から届け出るよう言われたため	その他	分からない
	—	—	3 (27.3)	—	—	1 (9.1)

注 1 Q1-Gで「あり」と回答した者のみが回答している。以下Q1-Jまで同じ。
2 重複計上による。

Q1-I 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない	無回答
11	4 (36.4)	6 (54.5)	—	1 (9.1)

Q1-J 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の受けた損害を回復してくれなかった	十分な経過通知してくれなかった	適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
6	4 (66.7)	3 (50.0)	1 (16.7)	1 (16.7)	2 (33.3)	4 (66.7)
	到着するのが遅かった	その他	分からない			
	—	—	1 (16.7)			

注 1 Q1-Iで「いいえ」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

Q1-K 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報の必要がなかった
20	5 (25.0)	12 (60.0)	1 (5.0)	—	2 (10.0)	—
	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	加害者の処罰を望まなかった
	2 (10.0)	—	—	2 (10.0)	—	5 (25.0)
	どうしたらよいのかわからなかった（被害を届け出る方法がわからなかった）	その他	分からない	無回答		
	1 (5.0)	3 (15.0)	1 (5.0)	1 (5.0)		

注 1 Q1-Gで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

Q1-L 犯罪被害者支援団体等への連絡の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
33	2 (6.1)	27 (81.8)	2 (6.1)	2 (6.1)

DVの被害

Q2 DVの被害の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
4,103	36 (0.9)	4,053 (98.8)	11 (0.3)	3 (0.1)

Q2-A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分からない (思い出せない)
36	5 (13.9)	16 (44.4)	29 (80.6)	1 (2.8)

注 1 Q2で「あり」と回答した者のみが回答している。以下Q2-Lまで同じ。
2 重複計上による。

Q2-B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
16	2 (12.5)	4 (25.0)	1 (6.3)	—	3 (18.8)	6 (37.5)

注 Q2-Aで「昨年（令和5年）」と回答した者のみが回答している。

Q2-C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	職場・アルバイト先	学校	公共交通機関	路上	商業施設
36	30 (83.3)	2 (5.6)	—	—	—	1 (2.8)
	その他国内	海外	その他（生活費を渡さないなど）	分からない		
	—	—	2 (5.6)	1 (2.8)		

注 一番最近の被害について回答している。以下Q2-Lまで同じ。

Q2-D 加害者との関係

総数	夫、妻、内縁の夫、 内縁の妻	元夫、元妻、元内縁 の夫、元内縁の妻	恋人	元恋人	その他	答えたくない
36	20 (55.6)	2 (5.6)	5 (13.9)	3 (8.3)	4 (11.1)	2 (5.6)

Q2-E DVの内容

総数	身体的なもの	精神的なもの	性的なもの	分からない
36	21 (58.3)	31 (86.1)	6 (16.7)	—

注 重複計上による。

Q2-F 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の有無

総数	あり	なし	分からない
36	3 (8.3)	27 (75.0)	6 (16.7)

Q2-G 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
36	6 (16.7)	30 (83.3)	—

Q2-H 捜査機関に届け出た理由

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
6	—	—	—	1 (16.7)	—	3 (50.0)
	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）	家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	犯罪被害者支援団体等から届け出るよう言われたため	その他	分からない
	—	—	—	—	1 (16.7)	1 (16.7)

注 1 Q2-Gで「あり」と回答した者のみが回答している。以下Q2-Jまで同じ。
2 重複計上による。

Q2-I 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
6	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)

Q2-J 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をしてくれなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	自分の受けた損害を回復してくれなかった	十分な経過通知してくれなかった	適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
3	2 (66.7)	2 (66.7)	—	—	1 (33.3)	1 (33.3)
	到着するのが遅かった	その他	分からない			
	—	1 (33.3)	—			

注 1 Q2-Iで「いいえ」と回答した者のみを対象としている。
2 重複計上による。

Q2-K 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための通報の必要がなかった
30	9 (30.0)	16 (53.3)	2 (6.7)	1 (3.3)	2 (6.7)	—
	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い・嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	加害者の処罰を望まなかった
	2 (6.7)	4 (13.3)	—	6 (20.0)	4 (13.3)	6 (20.0)
	どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）	その他	分からない			
	5 (16.7)	3 (10.0)	1 (3.3)			

注 1 Q2-Gで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

Q2-L 犯罪被害者支援団体等への連絡の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
36	5 (13.9)	29 (80.6)	1 (2.8)	1 (2.8)

児童虐待の被害

Q3 児童虐待の被害の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
4,103	117 (2.9)	3,938 (96.0)	40 (1.0)	8 (0.2)

Q3-A 被害に遭った時期

総数	6歳以下	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳・17歳	分からない (思い出せない)
117	54 (46.2)	82 (70.1)	60 (51.3)	40 (34.2)	7 (6.0)

注 1 Q3で「あり」と回答した者のみが回答している。以下Q3-Iまで同じ。
2 重複計上による。

Q3-B 被害を受けた期間

総数	3か月未満	3か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上	分からない (思い出せない)	無回答
117	11 (9.4)	2 (1.7)	15 (12.8)	65 (55.6)	23 (19.7)	1 (0.9)

Q3-C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	職場・アルバイト先	学校	公共交通機関	路上	商業施設
117	107 (91.5)	－	2 (1.7)	－	－	－

その他国内	海外	その他（養育の 放棄・怠慢など）	分からない
1 (0.9)	－	5 (4.3)	2 (1.7)

注 最も深刻な被害について回答している。以下Q3-Iまで同じ。

Q3-D 加害者との関係

総数	実父	実母	養父・継父	養母・継母	父の内縁の妻	母の内縁の夫
117	67 (57.3)	58 (49.6)	7 (6.0)	3 (2.6)	－	－

祖父	祖母	兄・姉	その他	答えたくない
7 (6.0)	1 (0.9)	5 (4.3)	7 (6.0)	4 (3.4)

注 重複計上による。

Q3-E 児童虐待の内容

総数	身体的虐待	性的虐待	養育の放棄・怠慢 (ネグレクト)	心理的虐待	分からない
117	82 (70.1)	12 (10.3)	17 (14.5)	76 (65.0)	1 (0.9)

注 重複計上による。

Q3-F 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
117	3 (2.6)	107 (91.5)	6 (5.1)	1 (0.9)

Q3－G 相談相手

総数	家族や親戚	友人・知人	学校関係者	児童相談所	警察	学校・児童相談所・警察以外の公的機関
117	20 (17.1)	12 (10.3)	6 (5.1)	3 (2.6)	3 (2.6)	1 (0.9)
	その他の人	誰にも相談しなかった	答えたくない	無回答		
	2 (1.7)	76 (65.0)	6 (5.1)	4 (3.4)		

注 重複計上による。

Q3－H 相談した結果

総数	虐待行為が収まった、又は収まってきた	虐待行為が激しくなった	虐待行為に変化は見られなかった	その他	答えたくない
31	6 (19.4)	1 (3.2)	19 (61.3)	3 (9.7)	2 (6.5)

注 Q3-Gで「誰にも相談しなかった」及び「答えたくない」と回答した者以外が回答している。

Q3－I 誰にも相談しなかった理由

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した	家族が解決した	相談しても何もできないと思った (証拠がない)	相談しても何もしてくれないと思った	警察や学校関係者などが怖い又は嫌い (関わってほしくない)
76	10 (13.2)	14 (18.4)	4 (5.3)	13 (17.1)	25 (32.9)	2 (2.6)
	仕返しのおそれから あえて相談しなかった	被害に遭ったことを 知られたくなかった (恥ずかしくて 言えなかった)	加害者の処罰を 望まなかった	どうしたらよいのか 分からなかった	その他	分からない (思い出せない)
	10 (13.2)	11 (14.5)	5 (6.6)	35 (46.1)	7 (9.2)	4 (5.3)

注 1 Q3-Gで「誰にも相談しなかった」と回答した者のみが回答している。

2 重複計上による。

性的な被害

Q4 性的な被害の有無

総数	あり	なし	分からない	無回答
4,103	20 (0.5)	4,069 (99.2)	12 (0.3)	2 (0.0)

Q4－A 被害に遭った時期

総数	今年	昨年 (令和5年)	それ以前	分からない (思い出せない)
20	1 (5.0)	8 (40.0)	13 (65.0)	—

注 1 Q4で「あり」と回答した者のみが回答している。以下Q4-Pまで同じ。

2 重複計上による。

Q4－B 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	分からない
8	3 (37.5)	1 (12.5)	3 (37.5)	—	—	1 (12.5)

注 Q4-Aで「昨年(令和5年)」と回答した者のみが回答している。

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

Q4－C 被害場所

総数	自宅・自宅敷地内	職場・アルバイト先	学校	公共交通機関	路上	商業施設
20	1 (5.0)	8 (40.0)	1 (5.0)	2 (10.0)	4 (20.0)	1 (5.0)

その他国内	海外	その他（インターネット上など）	分からない
－	－	2 (10.0)	1 (5.0)

注 一番最近の被害について回答している。以下 Q4-0 まで同じ。

Q4－D 加害者との面識

総数	加害者を知らなかった	少なくとも1名は、顔を知っていた	少なくとも1名は、名前を知っていた	加害者を見なかった又は見えなかった
20	8 (40.0)	5 (25.0)	6 (30.0)	1 (5.0)

注 顔も名前も知っていた場合は、「少なくとも1名は、名前を知っていた」と回答している。

Q4－E 加害者との関係

総数	夫、妻、内縁の夫、内縁の妻	元夫、元妻、元内縁の夫、元内縁の妻	恋人	元恋人	親（養親・継親を含む）	兄弟姉妹
6	－	－	－	－	－	－

その他の家族・親戚	親しい友人	教師・コーチ	職場の上司・先輩	職場の同僚・後輩	インターネット上で知り合った人
1 (16.7)	－	1 (16.7)	4 (66.7)	－	－

その他	答えたくない
－	－

注 1 Q4-Dで「少なくとも1名は、名前を知っていた」と回答した者のみが回答している。

2 重複計上による。

Q4－F 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の有無

総数	あり	なし	分からない
20	－	18 (90.0)	2 (10.0)

Q4－G 被害の内容

総数	暴行又は脅迫による性交、肛門性交又は口腔性交	暴行又は脅迫による性交、肛門性交又は口腔性交の未遂	暴行や脅迫は受けていないが意に反する性交、肛門性交又は口腔性交	暴行又は脅迫によるわいせつ行為	暴行又は脅迫によるわいせつ行為の未遂	暴行や脅迫は受けていないが意に反するわいせつ被害
20	1 (5.0)	－	－	－	－	3 (15.0)

痴漢	セクハラ	盗撮	性的な画像等を用いた被害	その他の不快な行為	分からない
3 (15.0)	9 (45.0)	2 (10.0)	－	2 (10.0)	－

Q4－H 暴行・脅迫の有無

総数	暴行	脅迫	答えたくない
1	1 (100.0)	－	－

注 1 Q4-Gで「暴行又は脅迫による性交、肛門性交又は口腔性交」（未遂を含む）又は「暴行又は脅迫によるわいせつ行為」（未遂を含む）と回答した者のみが回答している。

2 重複計上による。

Q4-I 加害者の凶器所持の有無

総数	あり	なし	分からない
1	—	1 (100.0)	—

注 1 Q4-Hで「暴行があった」又は「脅迫があった」と回答した者のみが回答している。

2 「凶器」とは、刃物や銃（一見して見間違えモデルガン等を含む。）、その他の武器（スタンガン、エアガン、特殊警棒など本来武器として作られた物）、又はその他凶器になる物（金づち、針など、本来武器として作られた物ではない物）をいう。

Q4-J 被害の状況

総数	抵抗できた	突然で抵抗できなかった	暴力のおそれ抵抗できなかった	仕返しのおそれ抵抗できなかった	心理的に逆らえなかった	睡眠中、酩酊状態、薬物使用中など抵抗できない状態だった
3	1 (33.3)	1 (33.3)	—	—	1 (33.3)	—

その他	答えたくない
—	—

注 1 Q4-Gで「暴行や脅迫は受けていないが意に反する性交、肛門性交又は口腔性交」又は「暴行や脅迫は受けていないが意に反するわいせつ被害」と回答した者のみが回答している。

2 重複計上による。

Q4-K 捜査機関への届出の有無

総数	あり	なし	分からない
20	5 (25.0)	15 (75.0)	—

Q4-L 捜査機関に届け出た理由

総数	欠番	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため
5		3 (60.0)	—	5 (100.0)	4 (80.0)	2 (40.0)

加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）	家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	犯罪被害者支援団体等から届け出るよう言われたため	その他	分からない
1 (20.0)	—	2 (40.0)	—	—	—

注 1 Q4-Kで「あり」と回答した者のみが回答している。以下Q4-Nまで同じ。

2 重複計上による。

Q4-M 捜査機関の対応への満足

総数	はい	いいえ	分からない
5	1 (20.0)	3 (60.0)	1 (20.0)

Q4-N 捜査機関の対応への不満理由

総数	十分な対処をしていなかった	関心を持って聞いてくれなかった	加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった	欠番	十分な経過通知をしていなかった	適切な扱いを受けなかった（失礼だった）
3	2 (66.7)	1 (33.3)	2 (66.7)		1 (33.3)	1 (33.3)

到着するのが遅かった	その他	分からない
—	—	—

注 1 Q4-Mで「いいえ」と回答した者のみが回答している。

2 重複計上による。

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

Q4－O 捜査機関に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱う のが適切ではない 問題だった（捜査機 関は必要ない）	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険請求のための 通報の必要がなかった
15	6 (40.0)	4 (26.7)	—	—	—	—

捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い・ 嫌い（捜査機関に 関わってほしくない）	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったこと を知られたくなか った（恥ずかしくて 言えなかった）	加害者の処罰を 望まなかった
3 (20.0)	2 (13.3)	—	4 (26.7)	3 (20.0)	—

どうしたらよいのか 分からなかった（被 害を届け出る方法 が分からなかった）	その他	分からない
3 (20.0)	—	—

注 1 Q4-Kで「なし」と回答した者のみが回答している。
2 重複計上による。

Q4－P 犯罪被害者支援団体等への連絡の有無

総数	あり	なし	分からない
20	—	20 (100.0)	—

令和 7 年 3 月 印 刷

令和 7 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所
発行人

印刷所 日本印刷株式会社
